黒川真頼全集　第六

081.8 Ku898k

黒川眞頼全集第六目次

論說篇

本教大意……一
○本教の意義○本教の教授法○本教由來
○教育の基礎
道の大意……四
○緒論○道の意義○夫婦の道○夫婦の道の正否○夫婦の道の大○男女兩性の起原○男女兩性の妙理○結論
學問の本末……九
大和魂說……一二
○總說○大和及魂の名義○魂と心○儒佛の影響○大和魂の初見○大和魂例證○魂の妙用
君臣說……一六
祭政說略……一九
俗祭說略……二四
○俗祭起原○飾榊○だんじり
政事刑事の本義……三〇
○緒論○祭事本義○祭事狀況○政事本義
○罪の名義○罪の始○刑事の本義○太古無刑事○祭事政事沿革
工藝者稱師說……三八
○師、手人○師の語意及初見○師の字義
○士師○手人○手人の初見○師、手人貴賤○工藝者資格○技師、技手及帝室技藝員

日本文學篇

日本學問說……四二
○學の意義○口誦學○邦人始知文字○聘韓國學者○佛經傳來○勅撰古事記○口誦學廢絕理由○文學失實○文學弊害○文學利害
日本文學說……五二
○日本文學○支那文字傳來始○文學原始
○書記傳○文字傳來後口誦學○人民先知

國學院大學圖書館
国立国会 25.9.21 図書館
213551

文學○肥人書、薩人書○文學弊○熊襲背叛○新羅服從○朝廷川文學○筆○支那交通○國書用漢字
日本文學大要……六四
○文學の意義○文學起原○口授學廢絶○文學興隆○古事記、日本書紀○文學進歩○固有文章○詠歌勃興○古歌種類○口授古歌消滅○諸國風土記○奈良朝文學○文學發源地○萬葉集○文學完備○勅撰書類○書紀傳讀法○口授學文學盛衰○天神壽詞○宣命附宣命書○古事記及萬葉集書方○片假名、平假名○國歌國文興隆○書歌以平假字○貫之朝臣能書○日記物語○物語成因及種類○敎訓物語○人情物語○歷史物語○軍物語○應仁記○軍記讀法○信長記
物語給詞說……九四
○總論○物の意義○加多理甚登○語部○先代舊辭○物語保存○古傳小說、假作小說○假作物語性質○假作物語體裁○假作物語意匠○物語種類○歷史物語起原及讀法
日本言語說……一〇一
○天皇神聖國○言靈幸國○漢文統一○漢字用法○言語誤寫○據五十音圖正國語○五十音圖製作○五十音圖排列法○梵文五十音圖○五十音圖
支那文字傳來考……一〇八
○文字自漢地傳來
日本書籍刊考……一一四
○刊書創見○華彩摺寫○模版○佛經刊本○圖畫印行○晚唐摺本○唐代刊書種類○本邦尙宋槧本○摺本九經○漢籍印行始○迎接曼荼羅版○傳敎版○活字版
假字新說……一二五
○假字○片假字○片假字發見○片假字作者
色葉歌作者考……一二九
○近世學者說○江談の說○春村說○論斷
今樣歌起原沿革……一三四
○今樣名義○今樣歌詞○和讃色葉歌○和讃流行○今樣流行○今樣歌小歌存否
詠歌奬勵說……一三九
和歌所考……一四一
○和歌所創置○天曆和歌所○建仁和歌所○文永和歌所○永享和歌所○貞和和歌所○和歌所置開闔○秋置和歌所○爲明民部卿和歌所○爲尹大納言和歌所○足利義政公和歌所
歌語解說……一五三
○ゆくへ、ゆくて○こほりする、つらゝぬる○霜まよふ○鶴のまよふ○しぢのはしがき○ひぢかさ雨○なにしおはばのしものうき、うき○ものから、から○みつはくむ

日本語學篇

日本文典大意……一五七
○緒言○音○詞○名詞○數量詞○代名詞○助詞○形容詞○動詞○副詞○接續詞○投入詞○結論
日本小文典……一七四
○文字音韻篇○總論○十品詞(三品詞)○文字○濁音、半濁音○促音、撥音○拗音○言○文章○文法○十品詞○名詞(固有名詞、普通名詞、固有名詞標準、普通名詞標準、無形名詞標準、動詞二階轉成名詞標準、動詞四階轉成名詞標準、形容詞三階轉成名詞標準、動詞助詞成熟名詞標準、數量名詞標準)○數量詞(數物詞、數貨詞、計物詞)○代名詞(事物代名詞、人代名詞、指示代名詞、疑問代名詞)○動詞(動詞種類、兩類活用、自動詞、他動詞、動詞轉用、動詞時限)○助詞(名詞の助詞、動詞の助詞)○係詞(右條係詞、中條係詞、係詞結法、左條係詞)○文章格(主格、複主格、賓格、中格)○形容詞(良行四段一格形容詞、くしき形容詞、しくししき形容詞、擬體形容詞、形容詞の法、助詞形容詞、形容詞轉成形容詞、副詞轉成形容

詞、動詞轉成形容詞、助詞轉成形容詞、形容詞の級）○副詞（尋常副詞、承上副詞、未來副詞、不定副詞、附說副詞、比較副詞、上級副詞、最上級副詞、動詞轉成副詞）○形容詞轉成副詞、助詞轉成副詞）○接續詞（承上接續詞、代名詞助詞成熟接續詞、助詞轉成接續詞、中格接續詞、承下接續詞）○間投詞（統稱間投詞、賤惡間投詞、困倦間投詞、召呼間投詞、應答間投詞、驅逐間投詞、補闕間投詞、助詞間投詞、疑問間投詞）○文章篇○總說○直說法（輕直說法標準、重直說法標準、命令法、可成法、附說法）○疑問法（輕疑問法、重疑問法、强疑問法）○禁制法（在上禁制法、在下禁制法）○連續法（尋常連續法、未來連續法標準、過去連續法標準、喚起連續法標準、統持連續法標準）○標準法（本の標準法標準、中の標準法標準、末の標準法標準）○量限法○含蓄法（顯餘含蓄法標準、添餘含蓄法標準、

○三詞略圖○品詞分解○結論……二六五
日本文典初步
○緒言○音○詞○名詞○數量詞○代名詞○形容詞○動詞○助詞○副詞○接續詞○嗟歎詞
日本文章法初步……二七〇
○文法大意○直說法○疑問法○附說法○連續法○標準法○附屬法大意○連文法
詞の栞打聽……二八三
○序○叙○詞の栞の名義○十四種活用○將然連用終止連體已然幷希求使令○三變格幷良行一格○形狀言○古格幷辨疑○自他六等○助辭五階言（一階助辭俗解、二階助辭俗解、三階助辭俗解、四階助辭俗解、五階助辭俗解）○指辭五條（「はもの徒」の指辭、「がの」の指辭、「ぞやかの」の指辭、「何の重」の指辭、「こそ」の指辭、「が何の輕」の指辭、「がの重」の指辭、「徒の重」の指辭、希求使令の指辭）○變格のー…係結○敬語及添詞○附錄詞格對照

玉の緒變格辨……三一二
○序○總說○詞の玉緒所載變格歌○同何の一格歌○同不調歌十首中之八○同てにをは不調歌中之歌○同稱萬葉集中てにをは如誤非誤歌例○同てにをは不調歌中之一二〇同變格不調歌中之一二○「の」の輕格○「が」の重格○「が」の輕の重格○「の」の輕の重格○文章部○跋
もこそ問答……三三〇
○質問○答○新舊譯對照○解說例○詞の玉緒所載一種例○餘論一○餘論二○追考
詞の八衢講義……三四五
字音問答案……三六五
○總說○樣要川の假字遣及答○蝶法の假字遣及答○困ず杜子判官の假字遣及答○方今用ゐ難き假字遣及答○侵安の假字遣及答○字音假字遣及答○同附錄

黑川眞頼全集第六目次終

黒川眞頼全集第六

論説篇

本教大意

本教の意義

本教とは何ぞや、本邦固有の教育の稱なり、教育とは何ぞや、教へ育つるなり、人生れて必しも才智あるにあらず、古老これに教へて才智あり、(漢學我に入りてより以來漢才發す、其の漢才に對して、本教に由りて發したる才を大和魂と云ふ)これを本教と云ふ、本教は教育の基礎なり、

本教の教授法

本邦教育の基礎たる本教は、何を以て授くるぞといはば、先第一に國土の成立、君民の尊卑、祖先の恩澤等を授くるなり、此の教を受くる時は、國土は君主の爲に成れるものなるを知り、國土は君主の所有なるものなるを知り、其の國土に生れ出づる人民は、君主の御民なるを知る、君主の御民なるを知る時は、君主を奉戴すべき道理を知らざるを得ず、祖先の恩澤を知る時は、父母を尊崇すべき道理を知るなり、然れば國土の成立、君民の尊卑、祖先の恩澤等を知り、而して後始めて我が邦の大道を知る、

因にいふ、みちは眞處(まこと)にて、諸人の踐みて易く往かるる眞處なり、委しくは「道の大意」にいへり、就きて見るべし、

本教由來

人或はいはむ、上古に文字なし、何に從りてこれを教育せしぞといはば、古老これを語れば幼稚のものこれを誦習せり、古語拾遺にいはく、蓋聞上古之世、未レ有二文字一、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不レ忘、(以上文)と見えたる是なり、其の古老いたるものは、誰にかこれを學びしといはば、祖先以來代々の古老に學びしなり、然れば、これを祖先教ともいふべし、其の始めは、太素の杳冥なる時より起りて、年歴を經るままに、一年十年百年と漸次に語り繼ぐものにて、これを稱して「本教」といひ、其の言語を「本辭」又「舊辭」といへり、古事記序にいはく、故太素杳冥、因二本

教、而識二孕レ土産レ島之時一、元始綿邈、頼二先聖一而察二生レ神立レ人之世一、〇以下上文と見え、又同序に、於レ是天皇〇天武詔之、朕聞、諸家之所レ賫、帝紀〇皆に筆せるもの及本辭、舊のまゝに傳ふる所の言語にて、本教の辭）既違二正實一、多加二虚僞一、當二今之時一、不レ改二其失一、未レ經二幾年一、其旨欲レ滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻業焉、〇我が國學を修むるものは此に注意すべし、故惟撰二錄帝紀一、討二覈舊辭一（舊辭は本辭に同じ、舊辭を以て、筆記する所の帝記に討覈したまはむとなり）削レ僞定レ實、欲レ流二後葉一、時有二舍人一、姓稗田、名阿禮、年是廿八、爲レ人聰明、度レ目誦レ口、拂レ耳勒レ心、即勅二語阿禮一、令二誦習一帝皇日繼、及先代舊辭一、（舊辭は本辭に同じきを知るべし）然運二移世異一、未レ行二其事一矣、〇中略於レ焉、惜二舊辭之誤忤一、正二先紀之謬錯一、以和銅四年九月十八日、詔二臣安萬侶一、撰二錄稗田阿禮所レ誦之勅語舊辭一、（天武天皇の傳へたまひし舊辭にて、太古より口誦し來りし本教）以獻上者、〇以上文と見えたり、以上掲ぐる所の文を以て、我が教育を本教といひしを知るべし、

本教は、太古（神代）に起れりといふ證は、太古に大國主神の、大八島國のあらゆる人民を服從せしめ、大に土地を經營して、我が國土のこゝく傾せし時、天孫瓊瓊杵尊降臨して知しめさむとせられしに、大國主神、國土を主宰してありしかば、御使として建雷命、經津主命を遣はされて、此の事を告げしめしに、大國主神は、天孫降臨し給ふと聞きて、此の國土は固より天孫の知しめすべき國土なるを知りたれば、然ばかり盡力して經營せし國土を異議なく奉還して、其の身は幽冥界に避りぬ、是予が本教は太古より起りて、人々固く守りたりし證とする所なり、其の事は古事記日本書紀に記して、能く人の知れる事なれば、此に本文を引證せず、又神武天皇の日向を發して、始めて大和へ入り給はむとする際に、大和の豪族長髓彦、天孫饒速日命を奉戴し、皇位を繼承せる天孫と誤認して、思へらく、今茲に入り來るものは、眞の天孫にあらずと、乃兵を發して拒ぎ奉りしことあり、天皇を拒ぎ奉りしは、大逆の罪遁るゝ所なしといへども、これ唯誤解を改むること能はざるの致す所のみ、我が邦は天孫の知らしめす國なり、我々は天孫の御民なりといふことを固く執れるものなれば、是も亦長髓彦が愚に本教を守れりしなり、此くいふ徴は、日本書

紀卷三、神武天皇戊午年の條に、長髓彦が天皇を疑ひて申す言にいはく、嘗有二天神之子一、乘二天磐船一、自レ天降止、號曰二櫛玉饒速日命一、〇中略故吾以二饒速日命一爲レ君而奉焉、夫天神之子、豈有二兩種一乎、奈何更稱二天神子一、以奪二人地一乎、吾心推レ之、未二必爲一レ信、〇以上文とある意を能く味ひなば、本教の太古よりありて、人々これを受けて固守したりしことは明瞭に知らるべきものぞ、又天孫は數種ありとも、神器を傳承して皇統を繼ぎ給ふ天孫は御一人にて、即皇統は一系なることの太古より定まれることをも併せて了知すべし、是本教の大本なれば、教育に從事せむものは、これを以て基礎とすべきなり、

教育の基礎

上件に述ぶる所の本教は、これを家屋に譬ふれば、基礎なり、礎は柱下にありて一家を維持す、全國の人民が本教を基礎とせざる時は、國の滅亡すること、家屋が基礎の維持力を失ひて顚覆するがごとくなるべし、然れども、我が本教は、人智を以て作爲せるものにあらず、神聖の制定したまへるものなれば、凡俗の道理を以て基礎を押動かさむとすとも、決して動くものにあらず、故に天皇の實祚は、天地開闢以來一系にして、今日に至りて異なる事なきを見るべし、是他なし、本教の依然として國家を維持する所以なり、應神天皇の御代、儒學本邦に入りてより以來、以て教育の資とし給ひ、欽明天皇の御代、佛教本邦に入りてより、亦以て教育の資とし給ふ、人或はいはむ、我に本教あり、何ぞ外邦の儒佛の二教を取りて以て教育の資とせむと、此の二教を取るは、二教を取りて以て礎に代へ給はむとにはあらず、屋を葺くの料にせむとし給ふがごとし、日本書紀卷二十五、孝德天皇紀首條にいはく、天萬豐日天皇、〇孝德天豐財重日足姫天皇〇皇極同母弟也、尊二佛法一輕二神道一、〇斬二生國魂社一爲レ人柔仁好レ儒、不レ擇二貴賤一、頻降二恩勅一、〇以上文と見え、又續日本紀卷十七、聖武天皇天平勝寶元年四月の勅にいはく、遣二左大臣橘宿禰諸兄一、白レ佛、三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命、盧舍那像能太前仁奉賜部止奏久〇以上文と見えて、此の二天皇は此のごとく儒佛の二教を取りて以て教育の資とせさせ給はむとせり、然れども、後世よりこれを見れば、深く儒佛に心醉せりとの誹謗なきにしもあらず、然れども、本教に於いては毫も動くことある

ことなし、是儒佛を以て礎に代へずして、板瓦に用ゐ給ひしが故なり、

今の大御代に至り、西洋諸國の學頻りに本邦に入る、爾來以て教育の資とし給ふ、人或はいはむ、我に本教あり、何ぞ西洋學を取ること實に多かり、然れども、是も亦取りて以て礎に代へむとするにあらず、從來屋上を葺くに、草葉木皮を以てせしを、板瓦に代へむとするなり、夫百國に交際すれば、百國の風に當らざるべからず、萬國に交際すれば、萬國の風に當らざるべからず、これに當るに其の葺く所、時に宜しきを得ずんば、遂に破壞せらる、彼の長を取りて、我が短を捨てゝ、草葉木皮を板瓦に代へむとするの教育は、本教に次ぎて勉むべきことはいふもさらなり、

今明治三十年より千二百五十三年前、大化元年孝徳天皇新に詔を下して、日本全國の臣民の耕種の地を朝廷に還さしめむとせられし時、臣民皆これを奉還せり、以て基礎の動かざるを見るべし、

今明治三十年より廿九年前、明治二年王政復古の時、全國の臣下上表して各其の地を朝廷に奉還せり、以て基礎の動かざるを見るべし、明治三十年より廿九年前、明治二年王政復古の時、全國の臣下上表して各其の地を朝廷に奉還せり、以て基礎の動かざるを見るべし、

本教を守れること、古今相通じて一日のごとし、

上件に述べたる所は、我が本教の大意なり、教育に從事せむものは、誰も誰も心得たるべければ、いはずともありぬべけれど、萬に一も本教の意を知らざらむ人もありなむかと思ふまゝに、此くは述べたるものぞよ、

道の大意

緒論

我が邦の道といふことは、聖人賢人などの物の道理を推測して造り立てたるにあらず、天地開闢の初に、天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神と申す神の成り出で給ひて、天地人を結び成し給はむとして、先天を結び成し、次に地を結び成し、次に人を結び成して三才を始め給ひしより、諸の道といふとは出で來たれり、此の事は、古史に記したるを、今其の要旨を採りて此に述ぶるは、我が本邦上古には道といふことはなかりけむと思ふ輩の、或はなきにしもあらざるべく思はるればなり、

道といふことを說かむするに就きて、先、道といふ言の意を述ぶべし、

道の意義

道は眞處なり、諸人の踐みて往く處なり、單に處とのみもいふ、然かいふ故は、山を往かむとすれば、木立の茂き、峻嶽の嶮しきあり、野を往かむとすれば、草根の茂き、水澤の渡り難きあり、一人越えやすく、渡り易き處を得れば、其の處を善しとして萬人其の迹に從りて往來す、諸人の善き所として往來するまゝに、いつしかと踐み平らされて、木草も生せず、容易に往來せらるゝ處となれるを道といふなり、世間の道も此のごときものなれば、亦なずらへて道といふ、是道といふ言の義なり、

本邦の道といふものは、既にもいへるがごとく、人智を以て造りしものにあらず、天御中主神高皇産靈神、神皇産靈神、所謂造化三神の御意に定めさせ給ひし道なれば、天地のあらむ限は須臾も離るべからざるものなり、

夫婦の道

道といふことを、古史に據りて考ふるに、其の大なるをいはば、夫婦の道、父子の道、兄弟の道、君臣の道、朋友の道なり、其の他道あれども、小さき道なれば、此には大きなる道を掲げて、先夫婦の道より說き起すべし、

天地の初發は、蒼々たる大虛空のみにて一物もなかりしに、其の大虛空中に三神成り出で給ふ、此の三神、物を結び成す妙靈おはします神なるが故に、「結ぶの神」といひ、「造化三神」とも申したり、此の神たちの妙用にて、大虛空中に一物を結び成したり、是天地となるべき物實なり、其の形は言ひ難けれど、虛空中に浮び蕩へるありさまは、海月の海上に浮べるがごとく、ふは〳〵としてありしなり、其の一物の中に於いて最清淨なる物を分けて一國土を結び成し給へり、是即天國なり、然して後、數多の神を結びなし給へり、先國常立尊、次に國狹槌尊、次に豐斟渟尊の三神を結び成し給へり、此の神たちは、皆男神なり、天國の性に由りて結び成したれば、男神をのみ成せ

りと日本書紀に見えたり、以て男子は天の性なるを知るべし、其の次に、埴土煞尊(女性)沙土煞尊(女性)大戸之道尊(男性)大苫邊尊(女性)面足尊(男性)惶根尊(女性)の六柱は、各耦生の神にて、始めて男女の性を有ち給へり、然れども、遘合の道なかりき、此の神たちは、天地の性を受けて、各男女の性は具はりたれども、情欲の起らざるは、人の幼稚なるがごとし、以て太初の男女の景況を見るべきなり、次に結び成し給へる伊弉諾尊(男性)伊弉冉尊(女性)始めて遘合し給ひき、是に於いて夫婦の道あり、然れば、道といふ道の中に、夫婦の道は道の始なることを知るべし、

夫婦の道の始を說き畢へたれば、是よりは其の道の正不正を說くべし、伊弉諾伊弉冉の二神の夫婦となり給ふことは、見目よきに相愛でたるのみにはあらず、造化三神の命ありて、ふは〳〵と浮き漂へる物を造り堅めて國と成し、其の國の君主を生み、其の國に人民を生み、以て君主に其の人民を治めしめ、其の國を盛大ならしめよとの詔あり、是はいかにも大事業なれば、二神心を一にして其の大事業を成さむとするに、心情の相通せざらむには、心を一になすこと能はず、是に於いて先心情を通じて男女同體となりて夫婦とならむとす、然れば夫婦の道は、事業を成さむとするに由りて發起するものなり、然るを、唯人心浮華に趨り、見目よきを愛づるより起りて、事業に起らざるものは、夫婦の正道にあらず、

因にいふ、男女二神の將に夫婦となり給はむとする時、相思ふ心を互に示し給はむとて、先手と手とを握り合ひ給ひき、古事記にいはく、二神遘合の段に、美斗能麻具波比せむ、此くいひチギリテとある即是なり、是人の懇志を表する契約なり、チギリテといふは、手を握るより起れるを知るべし、云ふことは、手を握るの約言なり、然れば、チ云ふことは、手を握るより起れるを知るべし、

夫婦の道の大

夫婦の道の正不正を說き畢へたれば、是よりは夫婦の道の廣大なるを說くべし、男女二神遘合して其の情始めて相感じて、大八島國を生みなし給へり、

因にいふ、生むとは、物を殖す事なり、例へていはば、一つの物を數多くし、短き物を長くするがごときをいふ、其の殖し給ひし理をいはば、人が子を產み、土地が物を產むがごとし、然れば、蕃息するを「ウマハル」といふ、又麻苧を「ウム」といふも、短き物を長くするにて、其の語意同じ、

二神大八島國を生みて後、數多の神を生み給へり、此の神は、人民の始めを起し給ふ神なり、(此の時に未人民は生せず)

因にいふ、神とは奇靈(クシビ)といふことなり、大凡人の及ぶべからざる功能を施し給ふ故に、奇靈(クシビ)といふ、此にいふ神は、人なれども、人と異なるものにて、其の事業の奇靈なれば、神といふなり、

二神諸神を生みて、最後に君主の神を生み給ふ、是天照大御神にて、聖上の御先祖にませり、君主生れ給ひて後、人民は成り出でたり、是に至りて二神の功は終れり、此のごとき大事業の夫婦の道より成りたるなり、故に夫婦の道は、最大切なる道なることを知るべし、抑此の道出で來てより、人民はいふも更なり、此の土にあらゆる動物植物、皆此の道を踐まざるはなし、以て此の道の廣大なるを知るべし、

男女の性

夫婦の道の廣大なるを說き畢へたれば、是よりは男女の性を說くべし、是を說くに就きて、殊に驚かるゝことあり、夫婦の道を始め給ひし男神伊弉諾尊は、生活を欲し、生活を喜び給ふ性あり、女神伊弉冉尊は死亡を欲し、死亡を喜び給ふ性あり、斯くいふ故は、女神の言に、汝が國の人民を一日に千人殺さむと宣ひしに、男神答へて、我は千五百人生まむと宣へり、此の言古事記に見えたり、予此の條を讀む毎に、初は唯驚くのみなりしかど、後に能く思へば、玄妙の道理なり、因りて思へば、夫婦の道は生性と死性と相合して成るものにて、是ぞ男女の性にはありける、實に驚かるべきことにはあらずや、

男女兩性の起原

男女の性を說き畢へたれば、是よりは男女の性の起原を說くべし、男神は功畢りて天國即日球に歸し給ひ、女神は功畢りて夜見國即月球に歸し給ふと古史に見えたり、天國は清淨なる國にて、清淨を喜ぶ國なれば、男神は此の國に歸し給ひ、夜見國は惡穢を喜ぶ國なれば、女神は此の國に歸し給へることは、誰も知れることなれば言はず、然れば、男子は生性あり、清

淨性あり、女子は死性あり、惡穢性あり、此くいへば、婦人は人の行き倒れや猫の死にたるを見て喜ぶにやといふ人もあらむか、然らず、是は唯男女の性をいふにて、婦人が現に人や猫の死にたるを喜ぶものなりといふにはあらず、

男女兩性の妙理

男女の性の起原を說き畢へたれば、是よりは男女の性の相合ふ妙理を說くべし、生性の淸淨と死性の惡穢とは、素相忌むものにて、相合ひがたきものなるを、これを相合するは、造化三神の妙用にして、此の性を合せて、夫婦の道を立て給ひたれば、初は相忌み相避くるものなりしを、造化の神の結び給ふまに〳〵、其の情を相通ずるに至りては、忌避の情轉じて懇親のものとなり、夫婦の中には畏るゝこともなく、穢きこともなくなり行く、是ぞ夫婦の妙理にはありける、此の妙理は、必有情非情に涉りて然あるべしと考へらるゝなり、然して、此の事を委しくいはば、男の意に感ずる所ありて、其の女を得むとすれば、女性の穢きを忌避する情なきを示して、女の處に往き通ふ、其の女、實に其の然るを知るときは、男性の淨きを、我が女性を以て穢すを男の反りてこれを喜ぶ意を知りて、始めて己が情を通じて遂に夫婦となる、是造化の神の妙用なり、然して生性の淸淨と死性の惡穢と一度混和する時は、身を終ふるまで離れず、是夫婦の妙理なり、然れば、昔は男先女の許へ往き通ひて、上は天皇より下は萬民に至るまで、此の道を踐まざるはなかりき、方今に至りては、男の女の許へ通ふことは大方絕えたれども、其の道に於いては尙同じことなり、

結論

夫婦の妙理を說き畢へたれば、是よりは內外を比較して結論すべし、

支那の古傳說に、男子は天に配し、女子は地に配すといひて、男女尊卑の分を示し、又女は夫を以て天とす、夫に逆ひて天の罰を受くべからずなどあるは、我が夫婦の道に稍適ふ所あれど、西洋にていふ男女同權の傳說は、我が夫婦の道には決して適はず、若し權を同じくせば、必夫婦たるべからず、故に、其の實をいはば、西洋も男女同權にはあるべからずと考へらる、其の故は、既にいへるごとく、此の土は淸淨生

を尊び、惡穢死亡を卑しむが本性にて、男子は淸淨生活の性なれば、自己を尊位に置き、女子は惡穢死亡の性なれば、自己を卑位に置かざれば、感情互に起らず、感情起らざれば、夫婦たるべからざればなり、

又いはく、古史にいはく、天先成りて地後に定るといへり、天とは天國をいひ、地とは此の國土と夜見國とをいへり、夜見國は此の國土より分剖したるものなれば、概して地といふ、是我が邦にいふ天地の大別なり、此をいひ分けて、三大といふ、三大の中、天國は淸淨なり、此の國土は淸淨惡穢相雜り、夜見國は惡穢なり、因りて考ふるに、天國にも夜見國にも此の土のごとき夫婦の道はあるべからず、其の故如何とならば、此の土の夫婦の道は、生死淨穢相合ひて成る道なるに、天國は生淨のみ、夜見國は死穢のみなれば、是予が此の二大には夫婦の道あるべからずと斷言する所以なり、此く說き來るにつきて、人或はいはむ、日本書紀一書にいはく、高皇產靈尊女、號二高皇產靈尊女一、號二萬幡姬一、配二天忍穗耳尊一爲レ妃降之、故時居二於虛天一而生レ兒、號二天津彥火瓊々杵尊一、○以上文とあるがごときは如何、是等の類も、天國に於いて猶夫婦の道なしといふかと、此の說宜なるに似て未盡さざるなり、此の事は君臣の道を說くに至りて辨明すべし、

學問の本末

方今我が邦の學者たる者、我が邦の學を修めざるものあり、奇怪とも奇怪といふべし、其が中には、他邦の書を講究しつゝも、かつ〳〵我が邦の學を稽ふるものあり、又迂遠なりとして、露も修めざるものあり、又知らざるを以て人に誇れるものあり、殊に奇怪といふべし、然れども、其も此も皆學者と稱せらる、然ばかりの學者、我が全國に幾千人かある、然して其の門に入り、其の敎を受くるもの、幾萬人かある、並に知るべからず、然るに、去ぬる明治維新の際に方りて、大功を奏せしは、抑何の國の學問の力ぞや、何の國の學問の力にもあらず、我が本學（本邦の學を假に本學と名づく）の力なり、我が本學の本旨をいはば、天皇は我が邦の君主にまし、人民は天皇の人民なれ

ば、人民として君主に背くべからざるの一點にあるのみ、此の一點は、是我が本學の本旨にして、即本體是なり、而して其の當時の人民皆本學を修め本體を得て此の大功を奏したるか、否々、其の人民皆修めたりといふべからず、修めたるもあるべく、修めざるもあるべし、其の修めざるも、知らず知らず其の本體を得たればこそ、此の大功は奏したれ、若し然らざらむには、父母妻子を棄てゝ、一命を鹿苑よりも輕んずることを得けや、我が邦には、明治維新の際のごとき大事度々あり、其の一二をいはば、神代には大國主神國を天孫に遜り、孝德天皇の時に至りては、百官よりはじめて諸國の國造縣主等、皆其の領する所の地を天皇に奉還す、是他邦の學問の力にあらず、明治維新の際に至りて、藩籍奉還のごときも、亦他邦の學問の力にあらざることは必然たるべし、然れば、他の學力にあらずして我が本學の力なるを知るべし、其の本學の力に因りて、今日の泰平に逢ひて、今日の快樂を受けて、我等同胞四千萬は本學を修むるも修めぬも、並に現今本學の力を有ち、君主の命を奉戴し、人民各其の節を盡してあるにはあらずや、其の節を盡す所以のものは何の處にかある、皆人々の腦中にあり、然るを、其の腦中にあるを知らずしていはく、我が本學は迂遠なりと、又いはく我が本學は知らずと、實に抱腹に堪へざるなり、此のごとき輩は、例へば己が身は手足ありて起居すと知りて、本體あるを知らざるものゝごとし、希はくは、學問に從事せむものは、其の本體の如何なるを知らむことを、

方今、我が邦の學者は既にもいへるがごとく、手足を講究するもの多し、其の手足をのみ講究するものを稱して手足學者といふ、然して此の手足學も亦勉めずばあるべからず、

我が本學の本旨は、外邦の學事の旨趣とは其の原因甚異なるものなり、其の概略をいはば、天地開闢の初、伊弉諾伊弉冉の二神、國土と君主とを生み成したまへり、然れば、國土と君主とは同胞にて離るべからず、其の國土に成り出づる人民を、君主が我が人民として惠みたまふは理の當然なり、人民も亦君主を我が君主として奉戴するは理の當然なり、此の道理を史冊に據りて會得するが第一の學問にして、勉めて

此の道理を會得したるは、本學の本體を得たるものなり、然るを、不思議なる事には、我が邦の人、此の學を修めざれども、此の理を知らざるものは、をさ〳〵あらざるなり、然れども其のこれを知れる有樣をいはば、幼兒の父母を知るがごとし、斯くても、世にあらるゝことはあらるれど、今日開明の世に當りて、幼兒の父母を見知りたるがごとくにてあるべきことかは、學ばずばあるべからず、本學を修むれば、本心定まる、其の定まれる本心を本として、手足學を勉むべきことなるを、本體を會得せずして手足に趨るときは、やゝもすれば、迷圖の民となる、豈あはれむべきの至極にあらずや、然ても、學問せぬ輩は、如何はせむ、學者といはるゝばかりの仁の中にも、共和政治を善しとするものありと聞く、是所謂迷圖の民にて、本學を修めざるが故なり、阿波の鳴門といふ狂言を見よ、於鶴が己を捨てたる父母を慕ふに至りて滿場涙を落さゞるなし、子の親を慕ふは眞情なれば、世界萬國中にも人の子たるものゝ親を棄つるを以て善となすの輿論は決してあることなきなり、然るを、共和政治を善しとするは、於鶴が父母を慕はざるに異ならず、人間の情にあらず、大地球の中に我が邦は幸福なる、なか天皇といふ國の父母ましまして、人民は生育せり、此の幸福を不幸とし、親無し子に成らまほしとのゝしるは、實に愚の至極といふべし、海外諸國の中には、親なし子の國も多かれば、ふと其の政治を見て善しと思へるにや、返すぐ〳〵も愚なり、

我が本學の大道をいはば、甚廣大にして、海外諸國の學は儒佛をはじめ何ばかり入り來るとも、狹まりて往くに苦むの憂なければ、人々此の大道を踏みつゝも、大道あるを知らざる者多し、予先年此の事をいとほしく思ひて、かくぞよみし、

皇神のはりし大道廣ければ
ふむとも知らで人の行くなる

今や開明の御代にして、我が日々夜々にふみ行ふ大道を知らずばあるべからず、我が大道あるを知りて、然して後手足の學に渉らむと欲するものは渉るべし、然るを、手足學は眼前に利を得て、糊口に便なるものなれば、學問といへば、何は然て措き、手足學に從事するもの多し、あはれ、四千萬の同胞よ、今より更に精神を振り起して、先本學の本體を得て、然して

後手足學に入れ、

大和魂說

總說

大和魂といふことを、近世の人は能くも心得ぬにやあらむ、其の用ゐる所皆誤れり、其の一二をいはば、國事に因りて奮發心の起るを、大和魂を振り起してなどいひ、其奮發心の起るまゝには、外邦人を嫌ひて醜の夷と罵り、また世の變遷は自然の道理なるを、我が思ふ所のごとくならぬを怒り、今の世の中には大和魂の人は一人もあることなしと罵り、又みづから高言して、我が心は晴天白日のごとく、一點の曇りなし、是即大和魂なりと自負し、また日本人の魂は顏優美にして、外邦人の魂とは雲泥の相違なりとして、以て大和魂大和心となすものあり、又本居宣長翁の歌に、敷島の大和心を人問はば朝日に匂ふ山櫻花○以上文とよまれたるがごとき、皆此の類なり、然れども、是も彼も皆大和魂大和心といふ意に乖けり、故に此に大和魂大和心といふことの起原、及其の語意を詳にして、誤解なからしめむとするなり、

大和及魂の名義

大和魂といふことを述ぶるに先だち、大和といふことを述ぶべし、大和といふことは、元は大和國の磯城及山邊郡の地の大名にてありしを、大和一國の名に懸けて呼びしに、仁德天皇の御代の際より、日本全國の號ともせり、是我が邦を也麻登といふことの起原なり、然して、此の事は誰も知れることなるべければ、委しくはいはず、次に魂といふことを述べむに、多萬志比とは多萬ともいひて一つことにも用ゐたれど、委しくいはば、多萬志比は靈の活用をなす時にいふ言なり、然して、靈に荒魂和魂の別あり、荒魂の活動に依りて起る心は、勇猛心、强暴心、濁穢心、惡心、邪心、異心等なり、和魂の活動に依りて起る心は、柔和心、慈悲心、清明心、善心、正心、共同心等なり、又奇魂幸魂の稱あり、總べての人の奇功を顯はし幸福を得ることは、荒魂和魂の活動に依りて得るなれば斯く稱するにて、是は魂の活動の上の稱なり、此の事

も亦誰も知れることとなるべければ、委しくはいはず、

魂と心

是よりは魂といふことに就きて心といふことを述ぶべし、心は魂の妙用に依りて種々の活動をなすものなれば、固より別なり、心は人身の胎中に宿れば則備はれども、魂は生れ出でて後、神の賜ふものなり、此に一說あり、太古大己貴神と少彦名神と大八洲國を作らむとして事を起し給ひて未畢らざるに、少彦名神外邦に渡り給ひしかば、大己貴神愁へていはく、此の大業いづれの神と相謀りて經營せむと宣ひし時に、神ありていはく、吾を祭らば共に相つくらむ、然らずば汝が大業は就り難からましと、大己貴神いはく、然らば汝は吾が幸魂奇魂なり、祭り奉らむといひて、大和の御諸山に祭れり、今の三輪神社即是なり、是大己貴神の奇功を奏し幸福を得べき魂を神より與へられたるを喜びて、みづから祭り給ひしを以ても、人の魂は漸次に神の與ふるものなるを知るべし、事は古事記日本書紀に見えたるを參酌していふなり、又萬葉集卷十五にいはく、たましひは、あしたゆふべに、たまふれど、我がむねいたし、こひのしげきに、○以上文とも見えたり、たまふれどは賜ふれどにて、神の賜はすれどといふなり、然れば、心と魂とは、別なれども、通じていへることも亦其の例あり、魂合ふを心合といひ、魂のあくがるゝともいひ、負けじ魂といふを負けじ心といふ類なり、又魂は心に宿るものなることは、玉葉集に、我がたまを、人の心にいれかへて、おもふとだにも、いはせてしがな○以上文と見えたり、又心と魂と一つに連ねていふことあり、空穗物語に、心だましひもあくがれ、○以上文又源氏物語に、心だましひもあくがれ、○以上文など連ねていへることも見えたり、

儒佛の影響

大和魂大和心の稱の起りし由來を述べむに就きては、先いふべきことあり、應神天皇の時、儒道始めて行はれ、欽明天皇の時、佛教始めて行はれて、人心の活用新になれり、其の一二をいはば、菟道稚郎子は儒道を用て皇位を大鷦鷯尊に讓らむとし給ひ、聖德太子は佛道に據りて崇峻天皇の蘇我馬子に弑せられ給ひしを因果ぞと觀じ給ひき、是等皆魂の活動の新

になれるものなり、又天智天皇の古來の制度を改め給ひ、聖武天皇の佛法を以て大政の資とし給ひしも亦然り、

大和魂の初見

儒道佛教の本邦に入りしより、魂の活動も多くなれり、例へば、往古の戰闘は弓矢太刀桙のみなりしを、鎗長刀鐵砲などの出で來たるがごとし、兵器の便利なるが出で來て、兵士の活動も異になれるがごとく、儒佛入り來りて魂の活動も年々歳々に新になり、内には佛教を用ゐ、外には儒道を用ゐる世となれり、嵯峨天皇は殊に文學を用ゐさせ給ひて、爲に百事を改革せさせ給へり、爾來政務に關するものは、皆文學を修むることを務とせしかば、文學を修めざるものは、官途に進み難きに至れり、因りて人々文學に刻苦し他を顧みず、他を顧みざるまゝに、世事に疎くなる弊起れり、學者の世事に疎きに對して、世事に賢きを大和魂といふ、是に於いて始めて大和魂の稱起れり、

大和魂例證

是より大和魂の辨に及ぶべし、抑大和魂といふことは、既にいへるが如く、上古にはなくして、中世に至りて起れり、其の大和といふことは、學事（漢學）に對していふことなり、魂に此のごとき名稱を附けたるは、魂の活動を別けたる名にて、學問力にあらずして活動する魂の名なり、既にもいへるがごとく、學事に熱中すれば、物事は識れども世事に疎きが學生の常なり、然るを學事に耽るとも世事に迂遠ならず、事に對して頑固ならぬを大和魂といひ、又大和心といふなり、其の徴は、後拾遺集俳諧に、めのとせむとて、まうで來たりける女の乳の細く侍りければ、よみ侍りける、大江匡衡朝臣、はかなくも、おもひけるかな、ちもなくて、はかせの家の、めのとせむとは、返し、赤染衛門、さもあらばあれ、やまと心し、かしこくば、ほそちにつけて、あらすばかりぞ、（以上文）と見えたり、大江匡衡朝臣の其の兒の爲に乳母を求めしに、召に應じて來れるが、思の外に乳の少なかりけるを、智の少なきにいひかけて、思慮のなきものかな、智の少なきに博士の家の乳母にならむとはと、戯によみて、赤染衛門の許に遣はしけるに、赤染衛門の返歌に、才智即學才のあるなしはさておきて、世事の才智（ヨコロビ）が賢くば、學才は細智なりとも養ひ育てらるゝものぞ、其の乳母はやまと心、即世事の才智の增りたるものならむといひて、匡衡朝臣は學匠なれば、斯くいひ遣りたるなり、又、源氏物語少女卷に、なほざえをもとゝして、こそ、やまとだましひの世にもちゐらるるかたもつよう侍らめ（以上文）と見えたり、さえは學才なり、やまとだましひは世才なり、學事を基として世才ある人は、世の人の信用も亦堅固ならむといふなり、又大鏡卷二（時平傳）に、このおとゞの御すゑはおはせぬなり、さるはやまとだましひなどは、いみじくおはしけるものを（以上文）と見えたり、時平の大臣は、學才は乏しかりしかど、世才には長じ給へりといふなり、又、愚管抄卷三（一條天皇の條）に、内大臣伊周、人がらやまとごゝろばへはわろかりける人なり、からざえはよくて詩などいみじくつくられき、（以上文）と見えたり、内大臣伊周公は、世才はなかりしかど、學才はありて、詩を能く作られたりといふなり、又、今昔物語卷廿二（明法博士善澄被殺强盜一語）に、今昔、明法博士にて助教清原の善澄と云ふ者有けり、道の才は並無くして、古の博士にも不劣ぬ者にてぞ有ける、年七十に餘て、世の中に被用てなむ有ける、家極く貧かりければ、萬づ不叶てぞ過しける、而る間、居たる家に强盜入けり、實く構へて善澄逃て、板敷の下に這入にければ、盜人も否不見付ず成りぬ、盜人入り立て、心に任せて物を取りて、物を砂り打かはめがし踏み坂て喤りて出にけり、其の時に、善澄板敷の下より忽き出て、盜人の出ぬる後に、門に走り出でゝ音を擧て、耶己等しや顏共皆見つ、夜明けんまゝに檢非違使別當に申して、片端より捕へさせてんとすと、極く妬くおぼえけるまゝに、叫て門を叩て云懸ければ、盜人此を聞て、此れ聞け、己等いざ返て此れ打殺してんと云て、はら〳〵と走り返りければ、善澄手を迷はして家に逃て板敷の下に忽き入らんとするに、迷て入る程に、額をえんに突て急げども否入り不敢ざりければ、盜人走り來て取て引出て、太刀を以て頭を散散に打破て殺してけり、然て盜人は逃にければ、云ふ甲斐なくて止にけり、善澄才は微妙かりけれども、つゆ和魂無かりける者にて、此る心幼き事を云て死ぬるなりとぞ聞きと、聞く人々に云被誇けるとなん語り傳へたるとや、（以上文）と見えたり、あはれ善澄は、明法博士にて學才はありけれども、世事に疎かりければ、

無益の死を致せりといひて、世人の誇りたりといふなり、又、菅家御遺誡卷一に、凡國學所レ要、雖レ無レ論、涉二古今一、究二天人一、其自非二和魂漢才一、不レ能レ關二其閫奧一矣（以上文）と見えたり、國學の要する所は、和魂と漢才とを兼ねざれば、其の閫奧を關ふこと能はずといふにて、和魂は即ヤマトダマシヒにて世才なり、此の他、大鏡卷六、愚管抄卷四、赤染衞門集、百寮和歌等に見えて枚擧に遑あらず、委しくは本書に就きて見るべし、

因にいふ、此に引用せる菅家御遺誡といふ書は、極めて菅家の御作にはあるべからず、然れども、又近世のものにあらず、今これを引用せるは、近世の所謂大和魂の意にあらずして古意なれば、此の書を作りし時代をも併せて考ふべき爲にとてなり、

魂の妙用

是等の書にて、大和魂、大和心といふ言の意は、世才又俗才といふことなるを了知すべし、然るを、近世の人の所謂大和魂は日本人の魂、大和心は日本人の心と心得たるよりして、日本人の魂は、外邦人の魂とは別段なるものなりとみづからいひ、みづから思ひ取れるより、遂に甚しき誤を生じたり、本邦の魂の稱は、上件にもいへるがごとく、荒魂和魂として、二つの魂の名稱あり、又其の魂の奇しき活用あるを崇敬して、奇魂幸魂と稱することあるのみ、世人誤解することなかれ、

君臣說

我が邦遼古より既に君臣の道あり、國賴りて以て治り、民賴りて以て寧し、其の間、或は亂臣賊子ありといへども、敢へて神器を覬覦せず、弓削道鏡のごとき、其の身大臣の位に居て猶ほ心を挾むといへども、竟に其の志を得ること能はず、宇佐太神、和氣清麻呂に勅したまふ語に曰はく、我が國家君臣分定まれり、然るに道鏡悖逆無道輒く神器を窺むと、以て君臣の道確乎として動かざるを證すべし、賴に此の名分ありて、而して神人共に協ひ、國威も亦益々張る、而して、此の道や、天地剖判の時始めて立つ、是の

時造化の三神あり、天之御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神といふ、三神天地を鎔造す、天先成る、是則天國なり、時に地未成らず、既にして、男女二神あり、伊弉諾尊伊弉冉尊といふ、造化の三神、乃伊弉諾伊弉冉尊に命じて國土を生ましむ、是即我が大日本國なり、伊弉諾尊曰はく、國土既に成れり、焉ぞ此の國に君たるものなきを得むやと、是に於いて、天照大御神を生む、伊勢皇太神即是なり、天照大御神光華明彩にして六合に照徹す、因りて天國の君主となす、素戔烏尊は次に生む所なり、以て日本國の君主となす、是の時に當りて、造化の三神若干の人民を生じ、悉く以て伊弉諾尊に付す、伊弉諾尊是を素戔烏尊に授與せむとす、而して、素戔烏尊日本國に君主たるを欲せず、去りて他に往く、是に於いて國に君主なし、人民歸する所を知らず、素戔烏尊六世の孫大國主神太威望あり、國土を經營す、人民皆因りて服從す、既にして高皇産靈神、天照大御神と議して大御神の皇孫瓊々杵尊を以て、更に日本國の君主となす、時に大國主神既に其の國を統領せり、故に使を遣はして、國土並に人民を皇孫に獻じ、此の國を退去すべきを命ず、大國主神命を奉じてこれを避く、大國主神は本皇族より出づといへども、これを要するに臣なり、故に臣として皇命に抗すべからずとなす、知りぬべし、我が邦の君臣の道は、造化三神の立つる所なることを、瓊々杵尊將に天より降臨せむとするに及びて、天照大御神寶鏡及寶劒神璽を賜ひ、乃勅して曰はく、日本國は是吾が子孫永く王たるべき國なり、汝就きてこれを治めよ、寶祚の隆なること、當に天壤と窮りなかるべしと、日本國の君位此に基す、瓊々杵尊降りて日向に都す、神武天皇都を中州に奠めむとして、皇族及諸臣を率ゐて日向を發し大和に赴く、時に長髓彦といふものあり、禦ぎて入れざらむとす、是より先、大和に皇族あり、櫛玉饒速日命といふ、長髓彦これに仕へ、此を以て眞の天皇とせり、故に神武天皇を以て僞主なりとして、以て王師に抗す、嗚呼長髓彦資性悉愚にして、眞僞を辨ずること能はず、然れども、日本國は固より天皇の所有の地に歸して、人民は皆天皇の人民なるを知れり、故に既に己が奉仕する所の饒速日命を以て、眞の天皇となす、然れば、天皇をば僞主なりと認めて、これを禦ぐも、亦君臣の道を守るなり、饒速日命、乃長

慥彦に諭すに天皇に歸順すべきを以てす、長慥彦疑ひて決せず、是に於いて、饒速日命、臣として君を犯すべからざるを以て、遂に長慥彦を殺し、其の衆を將ゐて歸順す、天下因りて無爲に屬す、君臣の道あるにあらずして何ぞ、速に此太平を致すことを得むや、孝德天皇大化二年を以て、神武天皇以來一千三百年の制度を改め、伴造國造の職を罷め、更に國司を任じて國務を掌らしむ、伴造國造は、一千三百年相襲ぐものあり、二千年相襲ぐものあり、五六百年相襲ぐものありて一ならずといへども、皆世襲のものなり、天皇改新の詔を下すに方りて、悉く皆其の職を去り、其の領せる所の地を朝廷に奉還す、又臣連伴造國造の所有せる私民を收めて悉く公民となす、亦其の命に違ふものなし、是他なし、我が國土は、天皇所有の地なることを、人民皆知れるが故なり、而して、其の職を速に去るものは、臣として皇命に違ふべからざるの道あるを以てなり、源頼朝征夷大將軍に補し、幕府を鎌倉にひらき、兵馬の權を執りて國務に關するは、後鳥羽天皇の命を奉ずるなり、北條義時は、實朝が家人なり、實朝薨じて後、藤原頼經を以て主となし、兵馬の權を執り國務に關するは、順德天皇の命を奉ずるなり、足利尊氏足利義詮のごときは、逆賊たりといへども、光明天皇崇光天皇後光嚴天皇を擁立し、以て命を奉ずとなす、足利義滿後龜山天皇を吉野より迎へ、君臣の義を執るに及びて、天下始めて無爲に屬す、織田信長五畿及諸國を鎭撫するは、正親町天皇の命を奉ずるなり、豐臣秀吉海內を一統するは、後陽成天皇の命を奉ずるなり、德川家康征夷大將軍に補し、幕府を江戶にひらき、兵馬の權を執り國務に關するは、これも亦後陽成天皇の命を奉ずるなり、後鳥羽天皇より以來、武將の威權日に熾盛に趨き、文臣の威權日に衰微に就けり、而して、君臣の道に於いては、一日も絕ゆる事なし、德川慶喜、慶應三年を以て、征夷大將軍の職を辭するに及びて、文武の權全く朝廷に歸す、實に人力の及ぶ所にあらざるなり、今上皇帝、明治四年を以て維新の詔を下すに方りて、華士族各領せる所の地を朝廷に奉還す、亦人力の及ぶ所にあらざるなり、我が邦斯のごとき道あり、皇統一系にして萬姓これに歸し、上下亂れず、海內安寧なり、以て海外諸國と並立す、然るを、近時の人、外邦の道を學び、彼

の君臣を以て我が君臣を論じ、或は曰はく、天皇の稱を廢して、合衆國の制に倣ひ、改めて大統領とせむと、嗚呼何の言ぞや、抑我が邦は既に上件に述べたるがごとく、君主ありて而して後に民庶あり、固より民庶の中に選びて立つる所の君主にあらず、國土は君主の所有の國土なり、民庶は君主の所有の民庶なり、外邦に於いて稱する所の君臣と甚異なり、今や我が邦、海外諸國と並立して、對等の禮を執る、而して文學彼に及ばず、兵力彼に及ばず、城廓彼に及ばず、船車彼に及ばず、工藝彼に及ばず、商估彼に及ばず、而して彼が我に及ばずとなすものは、獨君臣の道あるのみ、是彼と並立する所以なり、故に史冊に傳ふる所の緊要のもの二三を揭げて、以て童蒙に示す、

我邦君臣之分、與二天地一定矣、皇統綿邈、繼々承々、中世以降、將家更執二兵馬之權一、號二令天下一、雖二事或出二强力一、然皆奉二天子命一行レ之者、而君臣之分未二嘗替一也、抑自レ古非レ無二一二亂賊一、窺二竊天位一、神人俱怒、速就二誅滅一、無レ他、分定故也、若二明治維新之業一、其尤照々者、而非二人力之所一能爲一也、此海外萬國所二絕無一、而我之與二萬國一並立無レ愧者、亦特斯道也、近世學者、動欲レ以二泰土歐洲之國勢一律上之、雖二老師宿學一、或不レ免焉、黑川眞頼君、有レ慨二于此一、著二是編一、辨二論正當一、鑿々有レ據、寔學者必讀之書、而謂レ示二童蒙一者、蓋謙也、拜讀之餘、爲題二麈言一、

明治十三年三月念八日　　厚知村山德淳

祭政說略

太古、伊弉諾尊伊弉冉尊大八洲國を生み、而して後諸神を生む、其の生む所の諸神の中に於いて、天照大御神を以て最貴しとなし、以て高天原を知らしむ、次に月讀尊を以て夜食國（ヨルノオスクニ）を知らしむ、次に素盞嗚尊を以て大八洲國を知らしむ、素盞烏尊其の命を奉ぜず、是に於いて、大八洲國主なし、天照大御神高皇產靈神と議りて、更に命じて皇孫瓊々杵尊に大八洲國を知らしむ、然ありてより以來、子孫歷世相襲ぐ、これを天津日嗣高御座の御業といふ、是卽天皇の御業なり、天照大御神、時あり齋戒し以て諸神に奉仕して蒼生の

安寧を祈る、天照大御神は至尊なり、然れども、尚諸神に奉仕す、これを仕奉事といふ、(仕奉事は神に仕へ奉ることにて、卽祭事なり、)天照大御神、高皇産靈神の命を以て、瓊々杵尊を大八洲國の主とせむとするに及びて、其の國神の中に服せざるものあり、因りて武甕槌神、經津主神を遣はしてこれを誅し、從はざるものはこれを誅す、亦以て奉仕事といふべし、(委しくいはば、臣下の奉仕事の一部分といふべし)

天皇の奉仕事は、天皇の諸神を祭るをいふ、日本紀神代卷一書にいはく、高皇産靈尊因勅曰、吾則起二樹天津神籬及天津磐境一、當レ爲二吾孫一奉レ齋矣、○以上文と見え、又同書に、是時天照大神手持二寶鏡一、授二天忍穗耳尊一而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、可レ與同レ牀共レ殿以爲二齋鏡一、○以上文と見えたり、是皆天皇の天照大御神高皇産靈神の祭事に奉仕すべき徴なり、これを天皇の奉仕事といふ、臣下の奉仕事は、臣下の天皇の命を奉じて、天皇に仕へ奉るをいふ、故に上古より中古に至るまでも、伊勢皇太神宮を祭るは、獨天皇のみ、臣下はいへども、私にこれを祭ることを得ず、以て天皇の奉仕事と、臣下の仕奉事との別あるを知るべし、武甕槌神經津主神の、天照大御神高皇産靈神の命を奉じて、大八洲國を平定せしは、所謂、臣下の奉仕事なれば、後世これを稱して、其の奉仕事の一部分といはざるを得ず、太古皇孫の奉仕事は卽祭事なり、臣下の奉仕事は卽政事なり、古事記傳卷十八にいはく、古言には政と云ふをば君へは係ず、皆奉仕る人に係て云り、上卷天照大御神の詔に、思金神者、取二持前事一爲レ政と見え、輕島朝の詔に、大山守命、爲二山海之政一、大雀命執二食國之政一、以白賜、宇遲能和紀郎子、所二知天津日繼一也と見え、又綏紀卅一十四丁詔に、自二今日一者、大臣之奏之政者、不二聞看一夜成牟、など皆然るを以曉るべし、(然れば、言の本を以てみれば、麻都理恭登には政の字は當らず、此字になづむべきに非ず、されど臣下の奉仕る萬事は、卽君の國を治め給ふ御事なれば、末は一にゝつめり、○麻都禮恭登と云ざれば、自他の違あり、麻都理とは自奉仕るを云、麻都呂閇は他をして奉仕らしむるを云言なればなり、)○以上文と見えたり、麻都利恭登といふ言の起原は、是等の說を見て以て了知

すべし、

神武天皇皇都を大和の橿原に創むるに及びて、其の國人或は天皇を眞の天孫にあらずと疑ふ者ありて、兵を以てこれに抗す、天皇乃已むことを得ず、親これを戡定し、乃祭場を鳥見の山中に建て諸神を祭り、始めて奉仕事をなす、天皇の諸神を祭りしは祭事なり、服せざるものを伐しは政事なり、而して天皇の常になす所の奉仕事は、神に奉仕するの奉仕事を主とし、臣下は天下の人民を率ゐて以て天皇に奉仕するの奉仕事を主とす、崇神天皇に至りて、天照大御神を大和の笠縫邑に遷奉し、皇女豐鍬入姫をして常に神宮に侍せしむ、是より先列朝皆神器を殿内に奉安し、牀を同じくして臥起す、天皇其の褻瀆を惧る、故に此の擧ありて、又天社國社に神邑神戸を定む、是等の事皆天皇の諸神に奉仕するの意の厚きより出づ、崇神の御識實に虛しからざるなり、然ありてより以來、歷世の天皇恒例の祭祀に於いては、一として闕くことなく、一として怠ることなし、

神武天皇紀にいはく、四年春二月壬戌朔甲申詔曰、我皇祖之靈也、自レ天降鑒、光二助朕躬一、今諸虜已平、海內無レ事、可レ以郊二祀天神一、用申二大孝一者也、乃立二靈時於鳥見山中一、其地號曰二上小野榛原一、下小野榛原一、以祭二皇祖天神一焉、○以上文とあり、是天皇神を祭るの奉仕事の始なり、綏靖天皇紀に、神八井耳命の言にいはく、宜乎哉、汝○綏靖之光二臨天位一、以承二皇祖之業一、吾嘗レ爲レ汝輔一之奉二典神祇一者、是卽多臣之始祖也、○以上文とあり、神八井耳命は、綏靖天皇の兄にして倶に日嗣皇子なり、然れども、弟の功あるを以て其をして皇位に卽かしめ、己これが輔翼となりて神祇を奉典せむといへるなり、天皇は神に奉仕するを以て常の職掌とせること以て知るべきなり、欽明天皇紀に、百濟國王聖明の佛法を本邦に奉傳せし條に、天皇○中略乃歷二問群臣一曰、西蕃獻レ佛、相貌端嚴、全未二曾有一、可レ禮以不、蘇我大臣稻目宿禰、奏曰、西蕃諸國一皆禮レ之、豐秋日本豈獨背也、物部大連尾輿、中臣鎌子同奏曰、我國家之王二天下一者、恒以二天地社稷百八十神一、春夏秋冬祭拜爲レ事、方今改拜二蕃神一、恐致二國神之怒一、天皇曰、宜レ付二情願人稻目宿禰一、試令レ禮拜、○以上文とあり、是も亦歷世の天皇の奉仕事は、天神地祇百八十神に春夏

秋冬に祭事をなすことなること以て見るべし、天皇は神に奉仕するを以て事となす、特に蕃神を拜禮するは不可なる所以も亦以て見るべきなり、孝德天皇紀にいはく、大化元年秋七月戊寅、天皇詔二阿倍倉梯萬侶大臣蘇我石川萬侶大臣一曰、當レ遵二上古聖王之跡一而治二天下一、己卯、天皇詔二阿倍倉梯麻呂大臣蘇我石川萬侶大臣一曰、可レ歷レ問大夫與二百伴造等一以悅使レ民之路、庚辰蘇我石川麻呂大臣奏曰、先以祭二鎭神祇一、然後應レ議二政事一、〇以上文とあり、神祇を祭鎭するは天皇の御事業なり、臣下の政事を議するは、臣下の事業なり、上古聖王の跡に遵ひて天下を治めむとならば、上古の故事に據りて、天皇先神祇を祭りたまふべし、然らば、神必慶暀あらむ、而して後臣等君に奉仕するの政事を議せむとなり、祭事は天皇の職掌なること亦以て見るべきなり、（上古大臣及國造等の天神地祇を祭ることあり、皆天皇の命に依るなり）天武天皇紀七年の條にいはく、是春、將レ祠二天神地祇一、而天下悉被レ祓之、堅二齋宮於倉梯河上一、夏四月丁亥朔、欲レ幸二齋宮一卜レ之、癸巳食レ卜、仍取二平旦時一、警蹕既動、百寮成レ列、乘輿命レ蓋、以未レ及二出行一、十市皇女辛然病發、薨二於宮中一、由レ此遽罷既停、不レ得二幸行一、遂不レ祭二神祇一、〇以上文とあり、天神地祇を祭るは、天皇の御業なること亦以て見るべし、時に天下の民庶に命じて悉く祓禊せしむるは、天皇神祇を祭りて幸福を天下の民庶に蒙らしめむとなれば、天皇の奉仕事（ツカヘマツリト）は唯天皇の一身にのみあるにあらず、天下の民庶に及ぶの奉仕事なることも亦以て見るべきなり、文武天皇大寶元年を以て始めて令を撰定し、以て祭祀の典を定む、爾ありてより以來、歷世の天皇皆此の典を遵守す、

令にいはく、凡天皇即位、惣祭二天神地祇一、散齋一月、致齋三日、其大幣者、三月之內、令二修理訖一、〇以上文とあり、是文武天皇の本邦の舊典に據りて定むる所の天皇の奉仕事の制なり、同書にいはく、踐祚之日、中臣奏二天神之壽詞一、忌部上二神璽之鏡劒一、〇以上文と見え、又延喜祝式四時祭上にいはく、凡踐祚大嘗祭爲二大祀一、新年月次神嘗新嘗加茂祭爲二中祀一、大忌風神鎭花三枝相嘗鎭魂鎭火道饗園韓神松尾平野春日大原野等祭爲二小祀一、〇以上文とあり、踐祚大嘗會も亦祭

祀にして、天皇の奉仕事なること以て知るべし、禁秘御鈔にいはく、凡禁中作法、先神事後他事、旦暮敬神之叡慮無二懈怠一、白地以二神宮並內侍所方一、不レ爲二御跡一、萬物隨二出來一、必先置二臺盤一所柳、召二女宮一被レ奉、或如二內侍一參奉レ之、〇以上文とあり、禁秘御鈔は、順德天皇の御撰なり、天皇の奉仕事は神を敬することなること以て見るべし、後宇多天皇の御製にいはく、天津神、國津やしろを、いはひてぞ、わがあし原の、國はをさまる、〇以上文とあり、亦以て見るべきなり、

麻都理非登の言は、奉仕事より起りて、天皇の麻都理非登は、神祇に奉仕するをいふなること、既に上文に辨ぜるがごとし、故に天皇に於いて闕くべからず、懈るべからざるの典なり、歷世の天皇の中に於いて、或は意を佛敎に歸し、法莚を眞言院に開くがごときありといへども、神祇の祭典に於いては闕怠せず、或は意を儒敎に注し、釋奠を大學寮に修するがごときありといへども、神祇の祭典に於いては闕怠せず、其の闕怠せざる所以のものは何ぞや、太古に淵源して以て萬世に流ふべき大御業の本體なればなり、

應仁の際に當りて、天下大に亂る、以來干戈相輝くこと百有餘年なり、朝廷爲に大に衰へ、恒典の祭祀といへども、或は時にこれを行はざることあり、是天皇の祭祀を懈怠せしにあらず、行ふことを得ざりしなり、天皇のこれを行ふことを得ざりしに乘じ、世に神道と稱するもの興る、後世所謂俗神道是なり、是私說を主張し、天皇の大御業を侵して忌憚する所なきなり、則俗神道の始なり、日本政記にいはく、吾嘗稱、王業衰而神道興、何則是祖宗之事也、當二王道盛時一、誰敢謄二之口舌一、以樹二私說一哉、謄二之口舌一、以樹二私說一者、始二於卜部兼俱之敎一、足利義尙、嘘、彼爲二何等時一耶、宜乎出下此無二忌憚一者上也、〇以上文とあり、此の論實に然り、但卜部兼俱の始めて此の說をなすとするは非なり、兼俱の子神龍院の僧九江の作爲に出づるなり、

俗祭說略

俗祭起原

天神地祇を祭ることは、天皇の奉仕事なること、予既に祭政說略を著はして其の大略を辨じたり、就きて見るべし、又本邦の俗、民庶も亦各神を敬祭す、是所謂俗祭なり、其のこれを敬祭するは、各自に其の安寧を幸ふなり、人安寧を得れば意必歡喜し、口に聲音を發し、手足抃舞踊躍するに至る、是情に堪へざるなり、古事記上卷にいはく、故於是、天照大御神見畏、閇二天石屋戸一而刺許母理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因レ此而常夜往、於レ是○中略八百萬神於二天安之河原一、神集集而、高御產巢日神之子、思金神令レ思而、集二常世長鳴鳥一令レ鳴而、取二天安河之河上之天堅石一、取二天金山之鐵一、而求二鍛人天津麻羅一、而科二伊斯許理度賣命一、令レ作レ鏡、科二玉祖命一、令レ作二八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉一、而召二天兒屋命布刀玉命一、而內二拔天香山之眞男鹿之肩一拔而、取二天香山之天波々迦一而、令二占合麻迦那波一而、天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、於二上枝一取二著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉一、於二中枝一取二繫八尺鏡一、於二下枝一取二垂白丹寸手青丹寸手一而、此種々物者、布刀玉命布刀御幣登取持而、天兒屋命布刀詔戸言禱白而、天手力男神隱二立戸掖一而、天宇受賣命手二次繫天香山之天之日影一而、爲レ鬘二天之眞拆一而、手二草結天香山之小竹葉一而、於二天之石屋戸一伏二汙氣一而、蹈登杼呂許志爲二神懸一而、掛二出胸乳一、裳緒忍二垂於番登一也、爾高天原動而八百萬神共咲、於是天照大御神以二爲怪一、細二開天石屋戸一而內告者、因二吾隱坐一而、以二爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣、何由以天宇受賣者爲レ樂、亦八百萬神諸咲、爾天宇受賣白言、益二汝命一而貴神坐故、歡喜咲樂云々、○以上交とあり、是詐りて天照大御神よりも勝れたる貴神ありて、衆神各それが爲に安寧を得て歡喜に堪へずとして抃舞踊躍し、相共に咲樂せしなり、是しかしながら、太古に衆神の貴神を祭る風俗にして、當時の俗祭といふべし、然れば、俗祭と稱すべきものも、亦太古に起れり、而して、又笛を吹き鼓を鳴らして用て祭ることあり、日本書紀神代卷一書にいはく、伊弉册尊生二火神一時、被レ灼而神退去矣、故葬二於紀伊國熊野之有馬村一焉、土俗、祭二此神之魂一者、花時亦以レ花祭、又用二鼓吹

幡旒一歌舞而祭矣、○上以文とあり、亦以て當時の俗祭の狀を見るべし、但、此の有馬村の祭などは、神代より然りや、上古に起れりや詳ならずといへども、其の起源を推すに、上古よりは降らざるべし、其の他、此のごとき俗祭の、上古より由來せりとおぼしきもの甚多し、今は唯其の一二を揭ぐるのみ、又鏡、劍、玉、靑幣、白幣のごときは、衆人これを愛せざるなし、故にこれを以て神幣となす、鼓吹のごときも、衆人此の和音を聽きてこれを愛せざるなし、故にこれを以て神を祭る、是皆衆の愛するものを以て、神に供して以て安寧を幸ふなり、美酒及海陸の殺核を供するも亦此の意なり、(天皇の神を祭るとき、其の意異ならず)是俗祭の因りて起る所の大意なり、

飾枠

飾枠を設くることは、大嘗會に悠紀主基の標山より起るものか、續日本後紀天長十年十一月丁卯、天皇○仁御二八省院一、修二禋祀之禮一、戊辰、御二豐樂院一、終日宴樂、悠紀主基其立レ標、其標悠紀則山上栽二梧桐一、兩鳳集二其上一、從二其樹中一、起二五色雲一、雲上懸二悠紀近江四字一、寬治元年十一月二十日戊辰、今朝破二却兩大嘗宮幷廻立殿一、節會如レ式、節會以前標山引立龍尾道下云々、二十一日己巳、其後有二連理呉竹一、主基則山上、栽二恒春樹一、樹上泛二五色慶雲一、雲上有レ霞、霞中掛二主基備中四字一、且其山上有二西王母獻一、盆池圖一、及偸二王母仙桃一童子一、鸞鳳麒麟等像一、其下鶴立矣、於是、悠紀標忽被二風吹折一、工人扶持、乃與レ復之、悠紀主基樂標則大象之背、結二構小臺一、命二兩童子一、擎二書障子一、其書曰、周禮曰、旌人掌レ樂、禮記曰、民勞其舞緩短、民逸其舞緩遠、故觀レ舞而知二民治不一、其障子後、起二煙霞一、霞中造レ機、隨二舞人之出進一、而舉二其舞一、各其象之左、有二一胡人一而殿レ象、○以上交と見え、又代始和鈔上卷、標山と云は、大嘗宮の前に兩國の國司列立すべき所のしるしの木に、大なる山を作り、さま〴〵の作り物をかざりて、是を引立る事あり云々○以上交と見えたり、是等にて、大嘗會に作る所の標山の形狀を知るべし、然して、其の大嘗會に標山を作りしことは、上に揭げたる天長十年などや恐らくは始ならむ、而して、此の標山は事終りての後、小忌の公卿及兩國司以下の人々これを曳きありくを、公卿以下其の風流を愛して、これを觀るを例とせり、中右記寬治元年十一月二十日戊辰、今朝破二却兩大嘗宮幷廻立殿一、節會如レ式、節會以前標山引立龍尾道下云々、二十一日己巳、

節會如ニ昨日一、戌刻許出御、子刻許事了、還ニ御小安殿一、（監紀主基兩國御屏風并標山等事下撿之）云々、九條大相國意見、七條朱雀の東西に鴻臚館と申處候云々、今までもへうのやまは、その所よりぞひき候なる云々、永和大嘗會記、此ほど雪降て、いとおもしろし、文和にも雪ふり侍りし、代々の御佳例にて侍るとかや、事はつること未の時ばかりなり、さてもけふ早旦に、標の山を朱雀の大路よりひき、國司ども供奉す、標の山は官の廳の門左右にたつるなり、又いなつきの八乙女歌うたふ、其こゑさやけく神さびておもしろし云々、永享大嘗會記、二十一日戊午、晴、節會也、未刻着ニ朝衣一參官、是日引ニ出兩國標山一云々、（○以上文）と見えたり、標山を或は月日の山ともいふ、其故は日象を此の山上に懸くればなり、榮花物語、着るはわびしとなげく女房巻、（後朱雀天皇大嘗會の條）大嘗會れいの月日のやまひき、あやしのものまで青摺に赤紐なまめかしうて、いそぎあゆみたふれぬべく、あしき道をつきたちてゆくもをかし、さるべき人はあゆまで、人よりのちまでかしづかれ、ふとりたる近江守などは、人におされなどして、あゆみゆくもをかしくなん云々、（○以上文）など見えたり、是後世神事に飾鉾を設くる濫觴にはあらむ、飾鉾を設くるは、牛頭天王の祭禮に多し、其の所由を按ずるに、四季物語、（六月條下）十四日の日なんかみのその、御まつり、（○祇園社の祭禮）となみわたさゝる事なるべし、檢非違使の廳より別當宣をかうぶりて次第申さたし、かどの長のこらずつかふまつれり、六十あまり六國のかみよりさいのほこ奉り、幣さゝげ奉るなり云々、（○以上文）と見えたり、さいのほこは幸鉾か、其の形狀今に於いては知るべからずといへども、恐らくは木製の鉾などにぞありけむ、然るに、足利氏執政の時に至りて、國司の任といふことも絶え、諸國よりさい鉾も獻ぜずなりにし頃、京師の民等大嘗會に悠紀主基兩國司の供する飾鉾即標山（○月日の山ともいふ）に倣ひて、更に飾鉾を造り、これを祇園の御靈會に供せしなり、其の徴は、師茂記貞治四年六月十四日、今日祇園御靈會如レ例、山一兩有レ之云々、笠鷺鉾無レ之云々、御行酉一點無爲神妙、少將井神輿爲ニ武家沙汰一、仰ニ穢多一奉レ昇レ之、云々、尤有レ恐者歟、神慮匪レ測云々、尺素往來、祇園之御靈會、今年殊ニ結構、山崎之定鉾、大舍人笠鷺鉾、處々跳鉾、家々笠車風流造山、八拔癖舞、在地之所役、定叶ニ於神慮一乎、晩頭白

河鉾可ニ入洛一之由、風聞候云々、忠富王記、明應九年六月七日、祇園會再興、珍重々々、山梓渡時分甚雨、神事時分聊屬レ晴、云々、十四日、祇園神幸山梓如ニ先々一云云、雨降、但山梓渡時分晴云々、（○以上文）と見えたり、以て祇園會の飾鉾は、京師の民庶の供する所にして、足利氏執政の頃より起れるを見るべきなり、爾來此の風諸國に波及して、牛頭天王にあらず、神社の祭禮にも、此の飾鉾風流造山等を供することゝはなれり、華實年浪草巻六、博多祭云々、博多櫛田神社在ニ筑前國那珂郡一、所レ祭之神中殿櫛稻田姫命云々、永享四年六月十五日始祭レ之、作山六基、大京師祇園會之山四倍云々、右山次第に上張りに組上、凡百人を可レ令レ居、一基を引者凡千人に充り、木偶人に鎧を着せて、階上に立て、其甲冑に者姓名を書あらはすがゆゑに、領主の家臣、我劣らじと美を盡して著用の鎧を出すこと、此祭禮をならはしとす、治世にも武を不レ忘の意なるべし云々、筑前續風土記、巻三、櫛田社云々、六月十五日祇園の祭禮あり、猿樂をも行ふ、またこの祭に大き成作山を擡、博多津中を昇持てありく、これは後花園院永享四年六月十五日に始れり、往昔作り山の數十二有り、いつの時よりか其數減じて六つと成る、其式樣は木にて高く臺を拵へ、廻りを絹にて包飾り、上に人形やうの物をすゑて、古へありし故事などをまなび、衣服甲冑を著せ、或は兵杖を持せ旌幟をさゝせ、さまざまの仕業を作りなして是を昇捧げ、社前に進め、其後博多町中を持あるく、京都の祇園に競ぶるに、其製甚大なり、殊に京都に替り、每年に異なる模樣を作りかへて其製定らず、此節今に至りて不レ絶云云、又同書周防の國山口にも、六月十四日には每年祇園の祭とて、二十一のかざり山を作る事、博多の山の如し、是大內氏全盛の時京都の祇園を學びしにや、又博多の山をまなびて作りしにや云々、（○以上文）と見えたり、博多祭の山梓はふるさ禮とは見ゆれど、永享四年六月より起るとあれば、京師の祇園會の山梓をまねびたるものにて、京師の風の諸國へ波及せる一證とすべし、山口の山梓は、筑前續風土記の說に據るに、山口全盛の頃京師の風をまねびたるか、博多の風をまねびたるものなること瞭然たり、

祇園會細記にいはく、山梓之事○御射山、東洞院四

條坊門上町より出づ、近代は止レ之、然れども、飾の具等今猶町内に有、(東側民家の後園に小祠、有七月二十七日祭禮をなす、)○夷山 室町 四條上ル より出、近代は止レ之、(此町當時菊水鉾を出す、)夷の像煙失して不レ出、○布袋山、四條坊門 室町西入町より出、近代は止レ之、(祭禮の前日町内に布袋の像を飾り諸人拜見す、)○大名寺山 油小路四條上町より出づ、近代は止レ之、かくの如き類猶多かるべし、○以上文と見えたり、此の書は、寶歷七年の刊行なり、而して又、同書に、當時供する所の鉾を記していはく、長刀鉾、傘鉾、花盗人山、孟宗山、函谷鉾、芦刈山、蟷螂山、木賊刈山、菊水鉾、霰天神 山、山伏 山、傘鉾、月鉾、郭巨山、占出山、破琴山、鷄鉾、藥 天山、太子山、牛天神山、放下鉾、岩戸山、船鉾、橘辨慶山、黑主 山、浄明山、行者山、觀音 山、鈴鹿山、觀音 山、鯉山、八幡山、鷹山、船鉾、總べて三十四なり、以て今より百三十四年前の京師の飾鉾の狀を見るべし、(日次紀事卷六にも、祇園會山の枠の事委しくいへり、就きて見るべし、)

だんじり

だんじりといふ事は、尾張國津島社の祭禮より起るか、其の故は、浪合記、尾州津島天王の社の祭禮の法式船十一艘を飾りて、十一黨の者各其家紋付たる幕を夫々の船に張なり、此船の始る事は、同國佐屋村に、臺尻大隅守と云剛の者あり、(良王○良王は宗良親王の孫尹良王の子)の讎敵なり、此者は良王○以上文を討計策なり、天王の神託に依て如レ是する也、偖十一黨の者共、臺尻大隅守が一族を皆船一艘に乘せて、天王祭禮を見に來ると聽て、聽て十艘の船は津島に置き、大橋が船一艘は一會村に置き、大隅守が船の津島の方に漕過る時、大橋が船を可レ推出一大橋が船を出したる相圖を聞て、津島にある十艘の船を推出し、臺尻が船に漕寄て、彼船を前後より取卷て、臺尻を可レ討と相議して、臺尻が船の津島の方へ漕來るを伺ふ所に、大隅守は此計策を不レ知、一族を船一艘に乘せて津島に漕よせて祭を見る所を、十一艘の船大隅守が船を前後より取卷て、圓の聲を揚て、彼舟を忽に水中に打沈む、其時彼の一族ども或は討るゝ者もあり、或は溺れて死する者もあり、卒に不レ殘打亡さる、此時宇佐美、宇津宮、開田、野々村は陸にありて、水を游ぎ陸に上る者共を

討捕る、其時の例に依て、宇佐美宇都宮開田野々村の四家は末代迄も祭の船を出さぬなり、大矢部主稅助は臺尻が一味の者也しが、良王に內通して臺尻が船の幕を取て船の中の能く見ゆる樣に致せり、依レ之其後大矢部は命をたすけ賞を賜ふて天王、拜殿番に加へらる、此時神託によりて臺尻を容易く討亡して、十一黨の者、其外良王に一味の人々、臺尻討たと悅び勇みて、祭の囃子言葉にしたるに依て、良王君後世迄此祭の時は、吉例として今日の如く囃すべしとの命に依て、從レ夫後年々の祭に此囃子を用來る也云々、○以上文見えたり、因りて按ずるに、「だんじり」はだいじりを訛れるなり、是だんじりの權輿なるべし、然るを、河內名所圖會卷三、古市郡長野(ナガノ)山舉田八幡宮云々、檀(マユミ)幅四月八日若宮の例祭にて車樂二輪出る、上に作り花をかざり、笛太皷鉦を囃して音樂の眞似あり、三韓退治の吉例にて、日本檀(マユミ)幅のはじめとかや、隔年にして、又一ヶ年は猿樂あり、太夫囃方南都より來る、又攝津名所圖會卷四上、車樂は、舊河內國舉田祭よりはじまりて、今は尾州の津島祭にもありて、船にてめぐり囃し立るなり、又熱田祭にもあり、其外諸州にあり、大坂の車樂は數多し、特に、東堀十二濱の車樂は錦繡を引はへ美麗を盡して、生土の町々を囃しつれて牽めぐるなり、これ大坂名物の其一品なるべし、○以上文など見えたれど、浪合記に據りて考ふるに、「だんじり」は津島祭より起りて、それが諸國の祭禮に及びたるにぞあるべき、

華實年浪草卷六に、四序祭禦を引きていはく、熱田祭云々、其後文明年中、有二邑長佐橋兵部者一、定二祭式一、始裝二山車一、有二伶人舞童之伎一、今車裝者、車上架二小屋一、屋上置二散樂木偶人一、中央即伎者之所居也、以二巨皷及羯皷(カッコ)横笛一、皷吹有二兒二人一、小結烏帽子付二錦花(カザン)一、此蓋田樂法師遺風歟云々、○以上文と見えたり、因りて按ずるに、熱田のだんじりも津島のだんじりの風のうつり來るものなること揭焉たり、然るを關秘錄卷二にいはく、祭禮にだんじりといふ事は、鐵炮の具の銃架(ダイシ)頭に似たればかくいふなるべし、但、臺尻氏の事あり、是は六法の事にてこの義にあらず云々、○以上文と見えたり、然れども、此の說は從ひがたし、晉書圃いはく、大坂のだんじりは屋臺を車に架し、其の屋臺の中に大なる太皷を置

き、四人してこれをうつ、其の人頭に投頭巾の甚長きを被れりと、眞相按ずるに、關秘錄に鐵砲のだいじりに似たりといふは、此の投頭巾をいへるならむ、然れども、だんじりといふ稱は、此の投頭巾を被るより出でたるにはあらずして、本は囃の稱なること、浪合記にてあきらけし、

屋臺を四輪車に架してこれを曳きあるく事は、だんじりより後に起れり、浪合記に據りて考ふるに、だんじりは囃の名なり、譽田のだんじりは屋臺を出して、其の臺上にてだんじりの囃をなすより、だんじりといふなるべし、然れば、だんじりの囃は、津島祭ぞ權輿なるべき、屋臺を曳きてだんじりを行ふ事は、譽田祭ぞ權輿なるべき、此の他、俗祭に囃歌會して祭り、農事を供して祭り、武事を供して祭り、農事を供して祭る等のこと甚多し、亦俗祭なり、是の意皆人人安寧を得るを以て歡喜してこれを祭り、踊躍してこれを祭るの他なし、囃歌會又猿樂田樂武事農事を供する起原のごときは、別に說くべし、

政事刑事の本義

緒論

本邦太古の政事は、祭事を以て本源とし、政事を以て末流とす、而して其の末流なる政事は、年序を經るまに、派の分かゝること益多く、益汎し、然して政事の始めて波瀾を起したるは、刑政なり、爾來軍政民政農政等漸次に起りて、遂に今日の政事に至れるなり、然れば、其の諸政の事を悉く陳述すべくおぼゆれども、然ては事長くなりて小冊の盡すべくにあらず、故に先、旨として政事刑事の本義を述べ、次に其の沿革の大略を述ふべし、

祭事本義

萬都里古止の本義を述べむとするには、其の起源に遡らざれば其の義明瞭ならず、故に先其の起源を述ぶべし、

本邦の萬都里古止は、其の初君上御一人の萬都里古止にして、其の他に萬都里古止あることなし、是海外諸國と甚異なる所にして、無上無比の萬都里古止なり、其の萬都里古止とは何ぞ、祭事なり、天照大御神

より以來、天忍穗耳尊、瓊々杵尊、彦火々出見尊、鸕鷀草葺不合尊に至るまで五代の間、行はせたまひしものにて、是我が萬都里古止の起源なり、抑、我が大日本國は、皇祖天神の天孫に授與したまひしものなれば、天孫即君上は、皇祖天神及其の他の神祇に奉仕して、祭事を以て專務とせさせたまふ、此のごとく、君上の祭事を專務とせさせたまふことは何ぞや、神祇を祭りて萬民を安寧ならしめたまはむとするなり、萬民安寧ならずば、神祇のこれを享けたまはざるものとして、益〻懼り益〻愼みたまはむとす、これを見これを聞きて、萬民いかでか聖意を體せざらむ、故に國に軋轢の民なく、國に背叛の民なし、是太古(神代)君上の祭事なり、君上の神祇に奉仕ふを體言にいへば奉仕事なるを、約めて萬都里古止といふ、是萬都里古止の本義なり、

祭事狀況

祭事は君上の神意に從ひて神意を喜ばしめたまふ、是祭事の本意なり、祭事は上を喜ばしむるが本意なれば、憂苦あらしむるは、祭事の本意ならずといふことを了知すべし、

君上の此のごとく祭事を專とせられて、勉勵せさせたまへば、臣下これを助けて、同じく祭事に勉勵す、これを忌人となりてつかへまつるといふ、以て太古の祭事のありさまを見るべし、

以上陳述する所は、太古の君上の祭事の大意なり、是よりは、臣下の政事の本義を述ぶべし、

政事本義

政も亦萬都里古止にて、臣下が君上に奉仕事をするなり、前件にもいへるがごとく、臣下が君上の祭事を助けて忌人となりて奉仕するは、卽君上に奉仕ひ事をするにはあれど、これを以て、今日の政事と同一にはいひ難し、今日の政事は、上古(神武天皇以下光仁天皇間)に至りて、神武天皇大和に遷都あらせられて、臣下の政事を起させたまひて、國々に國造縣主を置かれて、人民の私力を禁ふを鎭め軋轢を禁じて、各其の處を得しめたまふを始とす、此の時に當りて、臣下の其の任に當るものは、始めて整穀の下を離れ、諸國に土着し、各人民の安寧を上申するを以て專務とす、人民の安寧を上申するが臣下の君上に奉仕ふ事をするなれば、これを臣下の萬都里古止といふ、是政

事の本義なり、

是より先、臣下の己が所部を率ゐて奉仕することはあれども、(所謂五部の神)天下の人民を預かり領することは、神武天皇より以前にはあることなければ、政事は此の御代より起りたりとはいふなり、故に予が本書中に民を正すの萬都里古止に、政事の二字を充つるは此の故なり、

因にいふ、君上の神祇に奉仕して、萬民の安寧を上申するも、臣下が君上に奉仕して、人民の安寧を上申するも、其の奉仕ることは同意なれば、いづれも、萬都里古止といふ、所詮、君上臣下の萬都里古止は、並につかへまつるといふことなりと心得べし、然るを舊説に、萬都里古止は令服事なりとの解釋もあれど、是は甚しき僻言なり、若し令服事ならむには、萬都禮古止といはざるべからず、萬都禮古止ならむには、不服なるをも威力などを以て服せしむることとなれども、我が太古の萬都里古止に、然る意は毫もあることなし、是外邦と異なる所なり、若し然る意を以て我が古典を見るときは、悉く誤解すべきものぞ、

又いはく、政の字を臣下の政事といふに依りて、人或は怪しまむか、宜なり、然れども、本邦に於いては、政の字は直に君上には係け難ければ、已むことを得ざるなり、此の事は、既に本居翁の古事記傳卷十八にも見えていはく、古言には政と云ふをば君へは係ず、皆奉仕る人に係て云り、其の證例は云々と云はれたり、事長ければ此に引出せず、

君上臣下の萬都里古止の意は、上件に述べたるがごとくなれば、政の字は君上には充て難きが故に、臣下に充てたるなり、然るを、論語顔淵篇に、齊景公問二政於孔子一、孔子對曰、君君臣臣、父父子子、〇以上文と見え、又正字通に引ける杜預の説に、在レ君爲レ政、在レ臣爲レ事、〇以上文と見え、又左傳卷二桓公二年の條に、政以正レ民〇以上文と見え、又古文字攷卷三に、政以レ法正レ民曰レ政、又大曰レ政小曰レ事〇以上文と見えて、政は支那にては最初より君に係けていへり、是本邦と其の國の成立の異なる所以なり、

因にいふ、政の字は説文支に从ひ、正に从ふとあるこれ普通なり、正字通に引く所の六書統に、吏所レ司以治レ人者、正者從レ之、不レ正者攴レ之也、〇以上文と見え

たれど、同書に又いはく、政小篆作レ𢘑、按正レ人必自レ身正、始非二盡攴治一レ之、从レ攴非二本義一、一説政从レ久、會二可レ大可レ久意一、〇以上文と見えたり、但、此の説は、六書精蘊に出でたるものなるべし、精蘊卷一にいはく、政者正也、从レ正不レ問可レ知矣、从レ久何也、夫政非二苟道一也、必久二其道一、天下化成、〇以上文と見えたり、因りて按ずるに、政と云ふものを一たび行ふときは、これを行ひて久しからしむるを政の本意とせしなり、

以上述ぶる所は、祭事と政事との大略なり、是よりは刑事の本義を述ぶべし、

罪の名義

刑事を述べむには、罪といふことより辨を起さざるべからず、都美は都を美の約言にて、古語に都々美那久、又都々萬波受などもいひて、種々の凶事惡事をいふ、太古に神人の善事惡事を感ずること出で來てより以來は、惡と知り凶と知るときは、自これを顯はし、改めて善に歸せむことを希ふ、然るを、これを顯はさずして包むときは、これを都美といひ、又己が意には包藏すべきほどの事と思はねども、其の行ひじ事の惡事なるときは、都美といふ、是都美といふ言の本義なり、然して又都美は惡事のみいふにあらず、轉じては、物に觸れて穢れ、又禍に遭ふがごとき、我が行爲によるにあらずして、自然に蒙むるをもいひて、凡べて人の厭ひ惡む事をば、皆都美といへり、然れば、太古に都美といふは、罪の字を以ては充て難し、今日に於いて、太古の都美を説すれば、甚嗚呼なるやうなれども、罪といふべき罪は勿論にて、疵氣の發りたるも、腫物の出來たるも亦罪の類なり、況、吐瀉病のごときはいふもさらなり、人の惡行をなすは心の穢より發し、疾病は身體の穢より發するものなれば、都美なからむと欲するには、萬事清潔を希ふの他なかりき、是太古の人の常の心なり、

罪の始

上件に述べたるは罪といふことの大意なるが、此の罪は、太古に伊弉諾尊始めて起したまへり、日本書紀神代上一書に、吾前、到二於不須圀目汚穢之處一、故當滌二去吾身之濁穢一、則往至二筑紫日向小戸橘之檍原一、而祓除焉、〇以上文と見えて、此の時着たまへる衣服等を悉く脱ぎ棄てられて海に投じ、御體をも潮水にて洗ひ

淨めたまひて、御心に包むことなく、清潔にならせられたり、是潔祓の始なり、

刑事の本義

刑事は都美奈布といふ、人の包み隱せるを發きて、其の犯す所の罪の輕重に從ひて所當するをいふ、是刑事の本義なり、然れども、太古には凶惡を凶惡と知りつゝも包藏せることなかりければ、其の凶惡即都美も解除に消滅して忽に善に歸せしが故に、都美といふことは起りしかど、刑事といふことはなかりしなり、解除の事は次にいふべし、

太古無刑事

太古に刑事なしといふを疑ひて、人或はいはむ、素戔嗚尊の其の罪を贖ひたる上に、天つ國を逐はれたる事、又天稚彦の使命を守らずして箭に中りて死せし事などは刑事なるべければ、太古にも刑事なしとはいひ難かるべしと、是等の疑問は、我が古典を能く讀まざるものゝ起す所なり、抑太古には、凶惡即罪といふことはあれど、これを罪と知るときは、忽に潔祓し解除するが故に、罪といふ罪は忽に消滅す、素戔嗚尊の天照大御神に對して暴狀ありしも、自これを罪と知りたまひしに至りては、此の罪を滅せむとしたまふ、諸神因りて其の衣服を脫しめ、又髮將及手足の爪を拔かしめ、天つ國より逐ひ降したまふ、抑素戔嗚尊は君上にましまし、且勇猛無比の神なるに、諸神がたとひ罪ありと上申すとも、悔悟の意毫もあらせられざらむには、盖無狀を極めたまひて、決して諸神の申す所に從はせたまふべからず、是諸神の上申に從ふにあらず、自悔悟したまふより、諸神の科するに隨ひて衣服等を脫却したまふ、これを解除法といふ、解除法は自罪を顯露にして、人の科する所に隨ひて、其の衣服及髮爪等を解き去らしむ、是潔祓と解除との別なり、今此には波良比に潔祓の字を充てたり、

因にいふ、日本紀纂疏上卷に、素戔烏尊の拔髮拔甲の事をいひて、蓋肉刑之始也○以上文とあるは、甚しき僻言なり、此の書は博識の聞えある一條禪閤兼良公の作なるが、此の一說は信ずるに足らざるなり、是解除と刑とを辨ぜられざりしより、かゝる說は出で來るなり、解除は惡穢を去りて善淨に歸するの法なり、刑は凶惡を懲誡するの法なり、以て辨知

すべし、

天稚彦は詔命を含みて、天つ國より大八島國に降りつゝも、詔命を大國主神に述べずして包含せしは、其の罪大なり、然れども、天つ國に於いては天稚彦の邪心ありや否やを知らざれば、高皇產靈尊箭を執りて誓ひたまはく、天稚彦邪心あらば此の箭に中りて死すべし、邪心なからむには此の箭は中らざれとのりたまひて、投げ下したまひし箭の、果して中りて天稚彦は死せり、これを以て高皇產靈尊の天稚彦を刑に處したまへりとはいふべからざるものなり、これは、世に所謂神罰の中りたるなり、神罰と刑罰との別を了解せば、疑團は氷釋すべきなり、例へば、琴平の神に誓ひて飮酒を禁ずるものあり、然るを其の後飮たきまゝに、陰にこれを飮みて、爲に發狂することあらむに、これを神の刑事を行へりとはいはずして、神罰を蒙れりといふがごとし、以て神罰刑罰と、自他異なる所以を了知すべし、

以上述ぶる所は都美といふことの大意なり、是よりは祭事政事の沿革を述ぶべし、

祭事政事沿革

天孫瓊々杵尊降臨せさせたまひ、爾來三代の間は、君上は祭事を專とし、臣下はこれを助けて關與なからしめしかば人民安寧なりしを、鷦鷯草葺不合尊の季世に至りて、人民私力を奮ひ、强は弱を虐げ、又は私黨を結びて亂鬪せり、尊崩御あらせられて後、御子磐余彦尊即神武天皇の御叡斷あらせられて、是までの三代は筑紫にありて天の下を知しめしゝかど、今日に至り筑紫にありては、人民を鎭撫するに便ならずと、是祭政一致の原因にて、民政をも合せて聞しめさむとするなり、因りて全國の中央なる大和に都を遷させたまはむとす、然るに、長髓彦といふもの等、既に大和に降臨せし天孫饒速日命を皇位繼承の天孫と誤認して、これを奉戴し、曩くも天皇の入りまさむとするを拒ぎ奉りたり、此の事は、予既に朝綱史を著はして詳に述べたり、又予が友細川潤次郎君も考古日本といふ書を著はして、更に詳に述られたれば、就きて見るべし、天皇是に於いて、已むことを得ず、兵を用ゐてこれを誅し給ふ、是に至りて始めて軍政あり、遂に中州を平定して、大和の橿原の地に都を奠めたまはむとして勅令あり、曰く、自二我東征一、於レ茲六

年矣、○中略夫大人立レ制、義必隨レ時、苟有レ利レ民、何妨二聖造一、且嘗披二拂山林一、經二營宮室一、而崇臨二寶位一、以鎭二元々一、上則答二乾靈授レ國之德一、下則弘二皇孫養レ正之心一、然後兼二六合一以開レ都、掩二八紘一而爲レ宇、不二亦可一乎、○以上文と宣へり、是神武天皇の御叡斷にて、御先代までは祭事を專とせさせたまひて、天の下を知しめしゝかど、今日に至り筑紫にありて祭事を專務とのみしたらむには、人民を鎭撫するに便ならず、因りて大和に遷都し、其の都をも壯麗にして、天津日嗣を承けたまへる天皇の更に此に遷れるを全國の人民に視して以て、其の歸著すべき所を知らしめたまはむとするなり、此の事たるや、今上の都を東京に遷させたまひし御叡斷に甚相似たり、是に於いて、帝宅を經營し、有功のもの名望あるものを國造縣主として、國々に居らしめて、人民を鎭撫せしめて、時に人民の安寧なる情實を奏せしめたまへり、是に於いて、始めて天皇の祭事を行はせたまふが上に、臣下の奏する政事の狀況を聞し召して、これを神祇に申させたまふことゝなれり、これを祭政一致といふなり、

上件に述ぶるがごとくなれば、政事卽臣下の政事は、神武天皇の御時より面目を具へはじめたり、然れども、當時の政事たるや、人民各安堵したりければ、其の政事は單純にして、深謀遠慮を回らすに及ばざりき、

崇神天皇の御代に至りて、調役といふことを起させたまひしかば、臣下の政事やゝ繁くなれり、此の事や、崇神天皇の十二年の事なるが、神武天皇より此に至りて五百七十五年を經たり、(調役を奉るべき命令ありしかば、神も人も甚喜びたりといふ、今日に比較して當時の人情を察すべきなり、)然れども、後世よりこれを顧みれば、其の政事たるや、甚密ならず、此の事は、予既に崇神天皇以前無年貢考といふ書を著はしていへれば、此にいはず、

孝德天皇の御代に至りて、崇神天皇以來の臣下の政事の方法を改め、從來行ひ來りし世襲法を廢し、其の器量に從ひて諸政を任し、八省百官を置きてこれを受理せしめ、天皇は八省百官の奏する所を聞しめすことゝなれり、此の事たるや、大化五年の事なるが、崇神天皇十二年より此に至りて七百三十五年を經たり、是に於いて、臣下の政事は、大に具備せり、爾來時

に改むる所ありといへども、其の大綱は紊るゝことなし、

後鳥羽天皇の御代に至りて、源賴朝平氏追討の功を以て征夷大將軍に補せられてより以來、臣下の政事公武二途に出づることゝなれり、此の事たるや、文治二年の事なるが、大化五年より此に至りて五百三十八年を經たり、足利氏織田氏豐臣氏德川氏を經るの間も、尙從前のごとく、政事は公武二途に出づることにはあれど、其の實十が九は武家の行ふ所なりしことは、能く人々の知る所ならむと思へば、いはず、

今上の御代に至り、天運循環して政事一途に歸す、此の事たるや、慶應三年の事なるが、文治二年より此に至りて六百八十二年を經たり、明治二十三年十一月を以て始めて國會を開かせられ、從來の臣下の政事を改めて、臣下及人民の政事とせさせたまひしは、我が邦に於いて古今未曾有のことなり、神武天皇の御時より二千五百五十年の間行ひ來りし臣下の政事を改めさせられて、臣民政事とせさせたまひしは、實に未曾有といはざるべけむや、

人或はいはく、國會は古今未曾有といへど然らず、

既に神代にありと、予いはく、神代にある所の神集は、天照大御神の御憤怒の事ありて天石窟に入らせ給ひしかば、六合常闇となりぬ、是に於いて八百萬神方針を失ひて、窟前に來り集れるものにて、決して政事を議せしにはあらず、又天照大御神の天孫瓊々杵尊を葦原中國の君主と定めて天降したまはむとせし時、豈圖らむや、葦原中國は螢火光神(ホタルナスカヤカカヽ)、及蠅聲邪神(サバヘナスアシキカミ)あり、又草木咸くものいひければ、天孫猶豫して降りたまはず、是に於いて、大御神八百萬神を召し集めて、彼の邪神等を鎭めむには誰を遣はしたらば宜からむと、御下問あらせられしことあり、是も亦政事を議せしめられしにあらず、又心得おくべきことあり、太古に八百萬神と稱せしは、後世にていはば臣下の人たちにて、普通の人民までをいへるにあらず、

今明治二十三年十一月を以て起させたまひし國會は、忝くも聖上の御叡斷にして、神武天皇の勅令のごとく、大人立制義必隨時、苟有レ利レ民何妨二聖造一の御叡慮にて、外邦の政事法を用ゐさせたまひしなるべし、是他なし、文部省を設かせられてより、敎育も海

内に流行し、人民の才智も進みたるからに、方今の人民の度は昔日の人民の度にあらずと御覽ぜられて、臣下と共に政事を議せしめたまはむとなるべし、然れば、此の後臣民共に政事を議して、我が四千萬の人民、爲に善政に浴せむこと疑なかるべしと信ぜらるるなり、

是よりは刑事の沿革を述べて神武天皇より今日に及ぶべきなれども、冊を改めていふべし、

工藝者稱師說

師　手人

上古工藝に長ずるものを師と稱す、所謂、土師、書師、手師、藥師、佛師の類是なり、又圖書寮には、寫書手、裝潢手、造紙手、造筆手、造墨手などいふものあり、これは師といふものとは異にして、同じき工藝者にはあれども、其の製作する所自然輕きが故に、其の稱を輕くして手といふ、手は手技に長じたる稱なり、手技に長ずるも師の次に居るは、其のなす所の重からざるが故なり、

師の語意及初見

師といふ言は、文字の音師なれば、支那の字音を取りて我に用ゐたるがごとく見ゆれど、然らず、本邦にて師といふは、甚古きことにして、文字の未だ能く開けざりし以前よりいひし事なり、其の徵は、古事記中卷垂仁天皇の條に、大后比婆須比賣命之時、定二石祝作一、又定二土師部一と見え、又日本書紀卷六垂仁天皇三十二年秋七月の條に、皇后日葉酢媛命薨、臨レ葬有レ日焉、天皇詔二群卿一曰、從レ死之道前知二不可一、今此行之葬、奈レ之爲何、於レ是野見宿禰進曰、夫君王陵墓埋二立生人一、是不良也、豈得レ傳二後葉一乎、願今將議二便事一而奏之、則使者喚二上出雲國之土師壹佰人一、自領二土師等一取レ埴、以造二作人馬及種々物形一獻二于天皇一、曰、自レ今以後以二是土物一更二易生人一、樹二於陵墓一爲二後葉之法則一、天皇於レ是大喜之、詔二野見宿禰一曰、汝之便議寔洽二朕心一、則其土物始立二于日葉酢媛命之墓一、仍號二是土物一、謂二埴輪一、亦名二立物一也、仍下レ令曰、自レ今以後陵墓必樹二是土物一、無レ傷二人焉一、天皇厚賞二野見宿禰之

功一、亦賜二鍛地一、即任二土師職一、因改二本姓一、謂二土部臣一、是土部連等之始祖也、○以上文と見えたり、此に波爾志とあるは、埴を以て人及馬雞等の種々の物象を造る工人の稱なり、波爾は今いふ黏土なり、志は大人の上略言なり、

因にいふ、古事記傳卷二十五に、斯（シ）とは土物（ハニモヒ）を造る者と云ことにて、爲の意なり、凡て工人（テヒト）の屬に某師と云、みな然なり、○以上文とあるは、從ひがたし、其の故は、爲（シ）といへばすることなれども、土をするといふこと、語意とゝのはず、以て其の僻說なるを了知すべし、

師の字義

志（シ）の言に師の字を充てたるは、其の字の音を用ゐたるにはあらずして、其の義を取りて充てたるものなり、玉篇に、師範也、教レ人以レ道者之稱也、○以上文と見え、又書經益稷に、州有二十二師一、○以上文といへる注に、師長也○以上文とも見えたり、然れば、衆の長となり、又人を教ふるに道を以てするものゝ稱にて、師弟の師も即此の義なり、本邦に於いては、人の長となり、又人を教ふるに道を以てするものゝ稱にて、師弟の師も即此の義なり、本邦に於いては、人の長となり、又人を教

土師

本邦に於いて工藝に長ずるものをば師と稱せしもの多し、中に就きて古く史冊に見えたるは、土師なり、土師は上に引きたる垂仁天皇紀三十二年の文に、元よりありける出雲の土師一百人を大和に喚びのぼすとあるを見るに、是より以前に其の業に長ぜるものは、土師といひたること明瞭なり、然れども、何の天皇の頃より師とはいひけむ詳ならねども、師の稱の久しきこと以て見るべし、

本邦上古に工藝に長ぜるものを師と稱せるを以て、これを思へば、其の工藝に長ぜるものを重んぜしことも、亦以て推知せらるゝなり、土師より後、史冊に見えたるは、書師、醫師、佛師、手師など甚多かり、枚擧に遑あらず、

手人

工人といふ言は、氏比登（ヒト）とは手人の義にて、手技の優れたるものをいふ、上古に才伎の字をも充て、又手の字をも充てたり、氏比登は手技の優れたる義なれば、其の意は師と稱するに異なることなかりしかど、漸次に分別出で來て、師といへば重く、手人と云へば師よりは輕き方に用ゐたり、然るは手人といふは汎き稱にて、上巧も下巧もおしなべていふ稱なるが故に、遂に普通の工藝者の稱となれるなるべし、

手人の初見

氏比登といふ事の初めて史冊に見えたるは、日本書紀卷十四雄略天皇七年の條に、西漢才伎歡因知利〇以上文と見え、又百濟所貢今來才伎〇以上文と見え、又百濟所〻獻手末才伎〇以上文と見えたるを以て始とす、是等は、陶工、畫工、錦工、繡工等なり、又日本書紀卷十五仁賢天皇六年の條に、是歲日鷹吉士遣レ自二高麗一、獻二工匠須流枳奴流枳等一、今倭國山邊郡額田邑韋皮高麗、是其後也〇以上文と見えたり、是より後寫書手、裝潢手、造紙手、造筆手、造墨手など甚多く、枚擧に遑あらず、

師手人貴賤

本邦上古に師は重きに稱し、手人は其の次に稱せしこと、今試に筆道を以て示さむ、我が上古に晉の王羲之王獻之を手師といへり、其の徽は萬葉集中に、羲之また二王など書きて氏志の假字に用ゐたり、是能書を手師と稱せし證なり、二王の手迹は以てこれに範るべきものなれば、手師と稱せむこと當然の理なり、然るを又職員令の圖書寮の條に、寫書手廿人〇以上文とあり、是は內外の書史を校寫するものなり、寫字を以て業とするものなれば、其の中には隨分能書はありとも、手師と稱して重んずべからず、例へば、手師は書家先生のごとく、寫書手は寫字生又は版下書のごとし、是を以て師と手人との別ある意味を曉るべし、此の他の諸道の中に於いて殊に其技に優長なる者、又人を敎ふるに道を以てするものをば重んじて師と稱して、醫師、佛師、舞師、算師、陰陽師といひしは、學者を稱して文章博士、紀傳博士、明法博士などいふがごとし、是他なし、其の道々に於いて其功あるを賞し、加ふるに祿あらしめて、以て其の道々を勸誘するなり、次に寫書手、裝潢手、造紙手、造筆手、造墨手、其の他諸道の部（部は群といふ意にて、組を定めて工藝をなす者なり、故に部といふ）のごときも、

亦皆倭あり、部といふは書部、土部、吹部、縫部、工部、鍛部、泥部等のごとき是なり、然して、其の技藝の進歩に從ひて皆多少の俸あり、故に諸道の工人各勉勵せしかば、其の道々に於いて俊傑の多く出でたりしことも亦宜なり、

工藝者資格

後世に至りては、此の師手等の制を廢したれば、諸道の工藝者は、或は僧侶に準じて僧位を希ひて賜はるものあり、某法印、某法眼、某法橋是なり、又或は俗官を希ひて賜はるものあり、某越前守、某石見守、某播磨大掾、某內記、某外記、某左京亮、某右京亮の類、枚擧に遑あらず、是等の免許を得て以て榮とせり、然れども、是の位號職名は其の工藝に從るにあらず、皆虛名にして實ならず、故に官位を以て稱する工藝者もこれを用ゐるに至りては、所謂職人扱といふものになり、工人も亦多くは無祿なるが故に、手間を貪ることなりしまゝに、名工の出づることは益尠なくなりしは、歎息に堪へざるなり、

技師技手及帝室技藝員

予先年古今佛師比較論を著はして、本邦は美術を以て他邦に對するに、決して恥ぢざるなり、故に美術工藝者の優等なるをば、從來の職人視せずして、嘉賞して優待すべし、然るときは、其人の製作物も頗品位を增し、其工藝者は榮譽を被りて、益其業を勉勵せむこと必然なりと、此のごとく論究したりき、然るに、明治十九年に至り、朝廷官制を改革して、諸官省に技師技手を置かれたり、師と手とを以て其の技藝を稱せられたるは、久しく廢れたる制を興されたるがごとし、然れども、其の任ぜらるゝ人々の爲す所に至りては、皆悉く師手の稱に適當せりや否やを知らざりしに、明治二十三年十月、天皇陛下の叡慮より出でゝ本邦の美術を保護し、後進を誘導せしめたまはむとして、帝室技藝員といふ稱を興へられ、其の技藝員は畫工五人、彫工二人、金工一人、漆工一人、織工一人と定めて、優待せらるゝことゝなれり、是に於いて予が年來憂へ思ひし所も亦聊達したることゝちして悅ばしきまゝに、說の終に至りて又此の一言を附す、

論說篇 終

日本文學編

日本學問說

學の意義

本邦の學問のことを陳述せむとするに就きて、先いふべきことあり、其のいふべきことゝは何ぞ「學」といふことなり、學の字は、說文に學覺悟也○以上文と見え、增韻に、學受教傳業曰學○以上文と見え、又朱子は、學之爲言效也など見えたり、是學の字の義をいへるなり、本邦語にては萬奈比といふ、萬奈比とは何ぞ、相承して語ることが本にて、轉じては習ふことをもいふなり(後世に至りても或は語ることを萬爾布といふは、古語の意の殘れるなり、源氏物語若紫の卷に、みづからの夢にはあらず、人の御事をかたるなり此夢あふまで、また人にまねぶなどの給ひて○以上文と見え、又常夏の卷に、おとゞのほかばらのむすめたづねいでて、かしづき給ふなるとまねぶ人なむありし○以上文と見えたり、)

近き頃、或る學生が萬奈備といふ語意をも知らで、妄に其の意を解說して、萬奈備は眞似することなり、即物眞似といふことにて、孔子の道を學ぶは、釋迦の道を學ぶは、孔子の眞似するなり、釋迦の眞似するなり、孔子や釋迦の眞似のみをするは、俳優の身振聲色の眞似をするがごとし、何の益かあらむなど己がひが心得をば知らずして妄言するは淺ましき事なり、抑萬奈備といふ言と眞似といふ言とは自他の差別ありて、萬奈備は四段活用の言、眞似は下二段活用の言にて其の意異なるをも辨へざるより、かゝる僻說も出で來るぞかし、萬奈備は師たるものゝ敎を受けて眞に師のごとくなり往きて、己がいふ事のいかにも師のまゝなるをいふなり(後世に至りては、言語のみにはあらず、所作にも及びていふ詞となれり)眞似は固より似ざるものをつとめて似せしむるなり、然れば儒者や法師の經書や佛書を學ぶは、孔子や釋迦のいはれし言を相承して、たがはぬやうに正しくいふとを記憶するなり、眞似といふは、己が持前の身振にもあらず、聲色にもあらぬを、勉めて俳優の身振聲色に似さするなり、萬奈備と眞似との自他の差別此のごとし、此は無要の言に似たりといへども、詞に自他あることを知らざらむ人の爲にもとて、事のついでにいふなり、

口誦學

其の語ることは何ぞ、天地開闢の事を語り、君と民との成立を語り、天皇の御歷代の御事業を語り、國の治亂興廢を語り、又己々が祖先より父祖に至るまでの功業等を語る、是等を今何とかいはむ、予これを名づけて歷史學と云はむか、又心と魂との事を語る、其の大意は、凡べて人といふものは生れ出づれば、心といふものを神の給ふことにて、其の心と云ふものは目に見れば其の物を知り、耳に聞けば其の事を知りて、心といふものは、唯知り得るばかりのものなり、而後漸々人となるに隨ひて、荒魂和魂といふ二魂を神の與へたまふことにて、其の與へらるゝ二魂の活用に從ひて、强にも弱にも、篤實にも粗暴にも、賢にも愚にも、惡人にも善人にもなるなり、神は穢きを嫌ひ清きを好みたまふなれば、二魂のやどる心を清潔にして穢れぬやうにせよといふ事を語る、是等を今何とかいはむ、予はこれを名づけて修身學といはむか、然して此の歷史と修身との學は、離るべからざるものなれば、これを一つに語り傳ふ、予が斯くいふ證は多かれど一證を揭ぐべし、大同三年に撰べる齋部廣成が古語拾遺に、蓋聞、上古之世、未有文字、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不忘○以上文と見えたり、以て證とすべし、これを學べば何の利益かある、これを學べば心が清淨になる、心が清淨なれば父祖の恩を知り、國の恩を知る、國恩を知れば、國君の恩を知る、君父の恩を知るに至れば、子として父祖に乖き、民として國君に乖くべからざる理を知る、實に學ばずばあるべからざる學なり、然して、これを學び狀は如何、古老のもの上座にありてこれを語る、(古語のままを語るなり)若輩は謹みてこれを聞きて諳誦す、諳誦し得れば卒業といふべし、

或人いはく、上古の學問は、皆口誦なりしことは能く知られたれど、上古の人民悉皆學問せしや否や、答ふ、上古の人民、悉皆口誦を習ひしなり、其の徵は、既に上文に古語拾遺を引きていへるがごとし、尙いはば神武紀戊午の年、八咫烏が使者となりて弟磯城が宅に至る條に、次到弟磯城宅而鳴之曰、天

神子召レ汝怡弭過怡弭過、時弟磯城慄然改レ容曰、臣聞二天照神至一、旦夕畏懼、善乎烏汝鳴之、若レ此者即作二粟盤八枚一盛レ食饗レ之〇以上文と見えたり、天神子とは神武天皇を申すにて、天皇は是まで日向國にましく〳〵ければ、大和國の人民はこれを知らず、大和にある饒速日命を眞の天孫と思ひしかば、我々は天孫の民なるに天孫の他に又天孫あるべからず、是は天照神强暴の神ならむといひて恐懼せしに、眞實の天孫此に來りたまふと聞きて、大に悦べるなり、是我々は天孫の民なるを知り、天孫は我が君主なれば奉戴すべき道理を知れるを見るべし、是口誦學の太古よりありし徵なり、又同紀戊午の年の條に、長髓彦が天皇を疑ひて申す言に、曾有二天神之子一、乘二天磐船一、自レ天降止、號曰二櫛玉饒速日命一、云々、故吾以二饒速日命一爲レ君而奉焉、夫天神之子、豈有二兩種一乎、奈何更稱二天神子一、以奪二人地一乎、吾心推レ之、未二必爲一レ信〇以上文とも見えたり、是も亦天皇を疑ふ言にて、我が邦は、天孫の知しめす國にて、其の天孫饒速日命は、久しく此の大和國に座しますなるを、更に天孫と稱して來るものは、僞天孫

なるべし、且又天孫に二種あらむや、我が國は皇統一系なる邦なりといへるなり、以て神代より口誦學をせしを見るべし、此のごとくなれば、其の能く習ふと習はざるとはありもすらめど、我等は天皇の民なるを知りて、これに奉仕するを常の心とせるを見るべし、

以上は學問の趣意と學問の方法となり、予はこれを名づけて口誦學といひて、以て文學に別つ、

此の口誦學は神代より起りて奈良の朝に至りて元正天皇の時に絕え果て、悉く文學となれり、先、其の沿革の大略を述ぶべし、

邦人始知文字

本邦人の文字あることを知り初めしは、開化天皇の時なり、支那は該の武帝の時崇神天皇の時に至りては、支那韓人の歸化多くなりて、文字の入ることも亦多し、然して又我より彼に往くものも多かり、其の證は、後漢書東夷傳に、倭在二韓東南大海中一、依二山島一爲レ居、凡百餘國、皆稱レ王、自二武帝滅一朝鮮一、使譯通二於我一者三十許國、皆稱レ王、世々傳統〇以上文と見え、日本書紀卷五、崇神天皇の卷に、七年春二月丁丑朔辛卯詔曰、昔我皇祖、

大啓二鴻基一、其後聖業遂高、王風轉盛、不レ意、今當二於世一、數有二災害一、恐朝無二善政一、取二咎於神祇一耶、云々、是夜夢、有二一貴人一、對二立殿戸一、自稱二大物主神一曰、天皇勿二復爲一レ愁二國之不一レ治、是吾意也、若以二吾兒大田田根子一、令レ祭レ吾者、則立平矣、亦有二海外之國一、自當歸伏〇以上文と見え、又十年冬十月乙卯朔、詔二群臣一曰、今叛者、悉伏レ誅、幾內無レ事、唯海外荒俗、驚動未レ止、〇以上文と見え、又十一年夏四月壬子朔己卯、四道將軍以レ平二戎夷一之狀一奏焉、是歲異俗多歸、國內安寧〇以上文と見えたり、

我より彼に往くものは、多くは西國の人民なり、然れば、彼より歸化するものも其の固あれば、多く西國に住めり、然して、其の歸化せる人民の中には、文字を知れるものもありて、學問するものもありけむ、然れども、本邦人はこれを見て文字を習はむとも思はず、尙從來の口誦學をのみして、文學を用ゐることは願みもせず、是は何の故ぞといふに、言語の能く通ずるが故なり、其の徵は、古語に「言靈（コトダマ）の幸（サキ）はふ國」（言語に靈妙ありて日用に幸ひするなり）「言靈の助くる國」（言語に靈妙ありて日用を助くるなり）などいひ

で誇れるは、外國人の文字を用ゐるに對していへる詞なり、以て徵とすべし、其の故は支那韓人並に自國の言語の本邦人のごとく能く相通ずるならむには、何ぞ我のみ誇らしげに此の言あらむや、彼は言語を同じうする事能はざれば、文を同じうするに注意せしに、我は言語に注意すれば、能く相通ぜし故に、自讃して此の言あるなりけり、上古に我が邦には、文字なしといふことも亦併せて悟るべし、然れば上古は文字あること は知りつゝも、猶口誦學をのみしてありき、然れども、西國の人民の中には、稀には文字を書き習ふものもありて、少しは文字の意味を知る輩も出で來にけり、其の文字を習ひしといふ徵は、釋日本紀に揭載せる肥人書（是は大藏省に後世までも傳はれりと云へり）又本朝書籍目錄に載せたる肥人書五卷、薩人書□卷とあるものあり、是等の書以て徵とすべし、是は上古に肥薩（肥前肥後日向大隅薩摩）の國人の書きおける文字の殘れるなるべし、後世の學者が想像して、肥人書薩人書は神代の文字ならむといふ說もあれど、予は信ぜず、神代に文字のなかりし事は、既にいへるがごとし、西國の人民の中には、此

のごとく文字を書く者もありけれど、海内一般は猶口誦學なり、

聘韓國學者

神功皇后韓國を征せし以來は、韓國は更にもいはず、支那の事情をも知り、彼の國の文學を益あるものと認めたまひたりけむ、應神天皇の時に至りて、學者を韓國より召して、文學を習はすることゝなれり、

神武天皇より應神天皇に至るまで大凡九百年餘は、本邦人は唯口誦學のみにてありしを、此の天皇の時に、始めて韓國より阿直岐また王仁などいふ學者を召されて、文學の教師として、其の學問の趣味を知りしは、經書どはじめなる、此のごとく經學が開けはじまりたるを、後世誤まりて文字の始めて渡りたりなどいふは、上古の景況を能くも探らずしていふ說なり、

本邦に文字の入りしは、此の天皇より遙に前にて、其の年歷をいはゞ、此の天皇より大凡四百年前なる開化天皇の時、文字あることは知りはじめたること、既にいへるがごとし、委しくは文字傳來考にいへれば、茲には略す、予は文字は、開化天皇の時に入り初めたりと論定せり、然るをこれと齟齬する說あり、其の說は、北畠准后の記されたる神皇正統記上卷、孝靈天皇の條に、四十五年乙卯、秦の始皇即位、此始皇仙方をこのみて、長生不死の藥を日本にもとむ、日本より五帝三皇の書を彼國にもとめしに、始皇ことゝ〳〵く是を焚る、其のち三十五年ありて、彼國は書を燒き、儒を埋にければ、孔子の全經日本にとどまるといへり、此事異朝の書にのせたり（以上文）と見えたり、此の說に據るときは、秦始皇は孝靈天皇の時に當れば、應神天皇よりは大凡五百年前も文字渡れりとすべし、然れども此の事は支那の何の書にあるにかおぼつかなければ、予はこれを取らざるなり、

佛經傳來

欽明天皇の時に至りて、百濟國より佛經始めて渡り來れり、是も一つの學問なり、此の經文は皆支那字にて翻譯したるものなれば、佛教の弘まるに隨ひて、文字はいよいよ知らずばあるべからざるものとなれり、其の後聖德太子のごとき英才出でゝ、佛經を譯解し、且文を綴りたまへり、此の太子然ばかりの文才ありしましける故に、口誦學を迂遠として、文學を專にせむとおぼしめして、舊事紀を撰して口誦學に更へて、人々の記憶の勞を省かむとし給へり、然れども、當時未これを諳み得るもの多からずして、猶口誦學を崇ぶ、文學を修むるものは、文學を以て家職とするものと僧徒とにて、其の他は甚少なかりき、

勅撰古事記

孝德天皇天智天皇の御宇に至り、文學は興りたれど、本邦の學は猶口誦學多くして、文字を用ゐて記せるものは少なし、其も文章自在を得ざれば、意味穩當ならず、天武天皇は文學を修めたまひけれど、本邦學は口誦にておぼえさせたまへり、然れども、此の天皇も聖德太子の思食たちのごとく、口誦學を廢して文學を專にせむとの叡慮なりしかど、果したまはざりき、斯くいふ證は、古事記の序に、於是天皇（以上文）詔之、旣に聞、諸家之所賫帝紀及本辭（帝紀とは、おゝ〳〵がきに書きたる書籍なり、本辭とは語り傳へなり、）既違正實、多加虛僞、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定眞、欲流後葉、時有舍人、姓稗田、名阿禮、年是二十八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心、即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、（以上文）と見えたり、此の文に據りて、天皇の叡慮は察し奉らるゝなり、

元明天皇の時口誦學者といはれたる稗田阿禮は、天武天皇の御教示を受けたりしことは、古事記の序文にて知られたり、其の他、口誦學を修むるもの少なくなりて、口誦學は是に至りて、廢るべき景況の見ゆるに依りて、元明天皇思し召さるゝやうは、稗田阿禮は年老いたり、若し死せば、口誦の傳絕えなむと思し召して、時の文章家といはるゝ、太安麻呂に勅して、阿禮が口誦するまゝを筆記せしめ給へり、是則古事記なり、此の記の成りしは和銅五年なり、此の事もまた其の序文に明瞭なり、是より後、口誦學は大方絕えたりといふべし、

三善清行（字多、醍醐の朝の人）が昌泰四年二月二十二日の革命勘文に（辛酉の歲を革命の歲といふ、是の歲昌泰四年を改めて延喜元年とす、）謹案史、漢雖一元之終必皆有變事、而本朝古記、大變之年、

或無二異事一、蓋以レ文書二記事一之起、始二于養老之間一、上古之事、皆出二口傳一、故代之事變應レ有二遺漏一、○以上文とあり、此の勘文に據る時は、本邦に於いて文といふべきほどの文は、養老年間より以來のことにて、其の以前はなしといへるなり、眞頼按ずるに、清行が養老以前は文といふほどの文なしといへるは、養老に至りて、舍人親王の日本紀の修錄などあるを執へて、是より前は文といふべきほどの文はなしといはれしならむ、然れども、和銅五年の太安麿の古事記の序などは、文といひて宜しかるべくもぼゆ、斯くはいふものゝ、是等は當時稀なる上作文にて、廣く押並べて見るときは、清行の論は實に然るべし、然れば、養老以後は、本邦の學も儒學佛學と同じく悉く文學となり、書籍が出で來てそれを讀みて學ぶことゝなりたれば、これが爲に古言を失ふことも多く出で來たり、

口誦學廢絶理由

養老○元正以後の歌に「語りつぎいひつぎゆかむ」など詠めるもあれど、それは口誦學といふものにはあらず、後世に所謂咄のことにて、口誦學は元正天皇の時に至りて絶えたり、斯く陳述する所の年歴は、神代は措きて、神武天皇より元正天皇に至るまで大凡一千三百八十年許の學問の沿革なり、

口誦學は益なくして絶えたるか、文學は益ありて起れるかといはむに、予これに答へていはむ、口誦學に益あり、文學に益あり、並に益はあるものから、口誦學は習ふに迂遠なりとし、文學は習ふに便利なりとして、務めて文學を修む、上古は口誦學を便利なりとし、文學を迂遠なりとせしに、是に至りて、口誦學と文學と地を替へたり、又口誦學は其の說を信ずる人の少くなれると、文學は其の說を信ずる人の多くなれると、此の二つの原因に由りて、此の變遷を致したれども、所詮は世の人の記憶力の少なくなれると、外邦の說の我より優れりとする思想の起りたるとの二つに由りて、此の變遷をば致したるなり、然れば、朝廷が大政を行ひたまふには、外には周公孔子の說を以てし、內には能仁の敎を以てせしかば、學問といへば、儒佛の外にはなきがごとくなりぬ、然して佛學の事は朝廷直にこれを修めず、僧徒の修むる所に任せられて、朝廷は大學寮を設け、諸國には國學を設け

られて、漢學に力を入れさせたまひければ、世に學問といへば、獨漢學の事となりて、文字を知れるものは、人これを貴び、文字を知らざるものは、人これを賤しむに至れり、是も亦宜なり、世に用ゐられて、大功を立つるものは、果して皆文字を知れるものなり、文字を知らざるものは、世に用ゐられざれば、寸功をも奏せず、故に文學は滋用ゐらるゝことゝなりて、古事を談ぜし世を顧みて、前世界のごとく思ふ世の中となれり、

文學失實

嵯峨天皇は特に文學を好ませたまひ、天才煥發にして、筆を下せば章を成すほどにておはしましければ、其の諸皇子に訓ふるにも、學術を以てしたまひき、右文の治隆なりといふべし、然れ共、是より後文學に偏して、漸く記誦詞章の習に爲りて、反りて理を窮め、性を盡すこと能はず、故に文藝を以て世に名あるものは頗多く出でしかど、然れども、儒學を以て道を弘むるものは幾希なり、然れば、文學の隆盛は嵯峨天皇に至りて極まり、爾來は漸次に其の實用を棄てゝ虛飾を喜ぶことゝなれり、

文學弊害

淳和天皇より陽成天皇に至るまで五代の間、文事の盛なることはいふも更なることなれば、贅せず、然して其の陽成天皇の縱肆の御振舞あるに依りて、攝政藤原基經が畏くも遜位せさせまゐらせしも、本邦固有の大道は迂遠なりとして用ゐずして、皇位を遜れさせまゐらせて、光孝天皇を立てたるは、所謂昏を廢し明を立てゝ、一に宗廟の爲にせしものにて、毫も私の計にあらざれば、古來此のごとき迹はあらねども、天下の人皆これに服して人臣を以て擅に廢立を行ひたりといはずして、帝の失德自これを取るにあらずやといひて、朝野翕然たりき、斯く天下の人の此の計に服することは、本邦固有の道をば思ひも出でず、漢士に此のごとき例のあるまゝに、彼の例をのみ崇拜して、何とも思へらず、基經も亦もへらく、昏主を廢するは天下の爲、明主を立つるは國家の爲なりと思ひこみて、此の大計をば施したれども、爾來大權の相府に歸して、君上の臣下に威嚇せられたまふとは此に兆せり、其の故を推究すれば、豈天地の大變にあらざらむや、文學の弊害始めて此に顯れたり、

文學利害

立返りて國初より陽成天皇に至る迄、大凡千五百五十年間の總說を述べ、本學（本邦の學をば口誦學といひしを改めて、本學と云て以て文學に別つ以下之に倣へ）文學の利害得失を論ずべし、神武天皇の御宇は本學のみの代にして、吾が人民は皆これを學びてありければ、天皇の大和に入りたまひしを疑ひて僞天孫とせり、其の故は大和に住める饒速日命を、眞の天皇と思ひ居りければなり、然るに、饒速日命は天孫にはあれども、天皇となるべき天孫にはあらずと知りければ、忽に歸順したり、是人の代となりて本學の功の顯はれたる始にて、爾來枚擧に遑あらず、應神天皇の時、經學を用ゐさせられしより、文道漸く弘まり、三韓の諸儒をして更番して上下せしむ、是交替の義なり、其の一二をいはば、應神天皇の時、阿直岐來朝して經學を敎授せしかど、後に王仁これに代る、王仁は書首等の始祖なり、繼體天皇の時には、段楊爾を召しゝに、後に五經博士漢高安茂これに代り、欽明天皇の時には、五經博士王柳貴來り仕へしに、馬丁安これに代る、其の他醫博士易博士曆博士を召し、番に依りて上下せしむ、敏達天皇の時には、王辰爾を召す、是に於いて百事進歩せしは、皆文學の功なり、本學是に至りて迂濶と稱せらる、崇峻天皇蘇我馬子に弑せられたまふに及びて、厩戸皇子おもへらく、帝の弑せられたまふは因果なりと、これは佛學の弊害なり、馬子が天皇を弑せしは、天皇が己を誅したまはむとすといふことを聞きて、俄に謀りて東漢直駒といふものをして弑せしめて、己は其の事を知らず顏作りてありしなれば、周の武王が獨夫紂を討つなどいふ賢しげなる道理だてをなしゝには、あらざれば、文學の弊害とはいふべからず、其徴は、駒が密謀をしおふせたるに驚りて、馬子が女河上娘を奸しければ、馬子能き廝と思ひて、これを縛りて殺さむとしける時、先其の罪を責むるに、己が女を奸したることは言はずしていはく、賊奴や騙りて愚なり、故に天皇を弑し奉れりといひて、遂にこれを斬りたるを見るべし、事は水鏡及聖德太子傳曆に見えたり、天皇の弑せられたまひし時、宮中大に驚擾せしを馬子は驚もせずして、人をしてこれを收めしめしかば、人始めて馬子の所爲なることは知りしかど、敢へて言ふものなかりしは、馬

子が威權に懼れたるにもせよ、我が本學を迂遠なりとせる當時の景況を見るに足るなり、

天智天皇受命の時に至りて、益文學を用ゐられて、俠に帝業を開きたまへり、其の徴は、懷風藻の序にいはく、逖聽二前修一、遐覩二載籍一、製二山降蹕之世一、橿原建邦之時、天造草創、人文未作、至二於神后征坎一、品帝（應神天皇）乘乾一、百濟入朝、啓二龍編於馬厩一、高麗上表、闡二鳥冊於鳥文一、王仁如導二蒙於輕島一、辰爾終敷二教於譯田一、遂使下俗漸二洙泗之風一、人趨中齊魯之學上、遝乎聖德太子一、設二爵分一レ官、肇制二禮儀一、然而專崇二釋敎一、未レ遑二篇章一、及レ至二淡海先帝之受一レ命也、恢開二帝業一、弘闡二皇猷一、道格二乾坤一、功光二宇宙一、既而以爲、調レ風化レ俗、莫レ尙二於文一、潤レ德光レ身、莫レ先二於學一、爰則建二庠序一、徵二茂才一、定二五禮一、興二百度一、憲章法則、規摹弘遠、夐古以來、未二之有一（以上文）と見えたるにて、其の大略を見るべし、聖武天皇の時、唐人袁晉卿歸化し、嵯峨天皇の時渤海人王孝廉來歸し、皆廷臣に列して 儒臣たり、本邦に於いても文學を以て名聲あるもの多く出でたり、紀淸人太安萬侶吉備眞備石上家嗣淡海三船菅原古人菅野眞道小野篁春澄善繩等枚擧に遑あらず、

文學の盛なるが故に、諸家各私學校の設あり、和氣氏は弘文院を建て、藤原氏は勧學院を建て、橘氏は學館院を建て、王氏は淳和院を建て、在原氏は奬學院を建つるがごときこれなり、其の盛なること以て見るべし、此の在原氏行平卿なり、此の卿の奬學院を建立するの時の奏狀を見るに、當時諸家各財を捐てゝ學を競へるさま、今も見るがごとし、故に茲に引出でゝ示す、其の文にいはく、右行平、幸逢二泰運一、猥列二崇班一、恐心所レ企、欲レ罷不レ能、昔閑院贈太政大臣、志深二憂レ道、慮切レ求レ賢、開二學舍於別館一、貽二善誘於一門一、故藤氏之生猶多二才子一、雞跖已飽、驥負不レ稀、學之爲レ用、不二其然一乎、但見レ賢思レ齊、已有二先式一、欽二慕人跡一、爲レ日久矣、緜是、置二一邨宅一、開以二學亭一、宗室貴緒、志レ道勗レ德者、當レ得二休舍一、號曰二奬學院一、坊接二大學寮一、取二求レ道之便一也、門對二勧學院一、表二擇レ隣之意一也、（以上文）とあり、以て當時學を競ふ景況を見るべし、

文學弘まりてより、我が邦の開化せることは、其の力なりと人々これを思はざるはあらざるべし、予が思ふ所も亦然り、然る故は何ぞや、六藝を始として、天文曆算諸工藝等の百般の事物に至るまで、實に口誦

學の世の中とは雲泥の差を致して、其の益廣大なれば、文學は粗めずばあるべからず、然ども其の文學に偏するまゝに、國體に弊害を生ぜしむることは、我が本學を迂遠とするが故なり、其證は何ぞといはば、文學を用ゐてより綱紀世々に弛びて、陽成天皇の時に至りては賢明といはるゝ基經公のごときすら、我が邦の大道を履まずして、道理に似たる非道理に泥み、天皇を遥けて光孝天皇を立つ、昏主を廢して明主を迎ふるは、道理に似て道理にあらず、本學に於いては無道となす、故に予涙を揮ひて無道者と云はざるを得ざるなり、

此のごとく論じ來りて熟思するに、文學は國民にのみ益を與ふるものにして、國君に益なきものにあらず、國君にも益あり、然れども、國君に害あるものなきにあらず、其の故如何となれば、文學に說く所の道と云ふものは、人作の道なれば、天眞の道に違ふものあり、吾が本學の道は天眞の道にて、即大道なり、故に本學の大道と抵觸するものは、斷乎として除かずばあるべからず、

日本文學說

日本文學

本邦の文學とは何ぞといはば、本邦の人の言語を以て語り傳へたることを、文字を以て言語に代へて書記して以て傳ふるなり、これを本邦の文學といふ、(但文學といへば本邦のみならず世界萬國同一なるべし)其の書記して傳ふる事の要領をいはば、太古(神代)より起りて、今日に至るまでの間のもろ〳〵の事實を記したるを、これを讀みて其の意を會得して、故きを溫ねて新しきを知るの學をいふなり、然して、又これを一步進めていはば、伊弉諾伊弉冉の二尊始めて國を造り、人民を成育し、君主を定め、萬世一系の基をたてたまふ、是を知るを第一の要旨とし、次に神武天皇以來今上天皇に至るまで、皇統一系にして連綿たること、及び我々人民は國初より今日に至る迄君主に仕へ來たる人民なれば、他に君主はあらざることを知り、我々人民は時に盛衰ありて、貴賤其の位置は時に從りて一ならずといへども、奉戴する所の君主は太古より今日に至るまで皇統一系の君主

なれば、他に君主はあらざることを知る、これを知るを第二の要旨とす、此の他は國土の開進衰微のありさま、國土の產物の多少、年月日時の經過の數、天變地妖の事、又もろもろの小說(小說とは大事にあらざる小事をいふ)を知りて以て、既往の事物と方今の事物とに攷へ合せて、以て其の事の盛衰の原因、其の物の進否の理由、其の事物の往古にありて方今になきこと、方今にありて往古になきことと等を考へ、以て其の是非を知り、以て其の得失を覺り、故きを溫ねて新しきを知る、其のこれを知るは、書籍に由りてこれを知る、これを本邦の文學といふ、

因にいふ、論語卷二爲政第二にいはく、子曰溫故而知レ新、可二以爲一レ師矣とある文意を味ふに、本邦の文學を修むるの意に庶幾し、

然れば、本邦の文學は、唯故きをのみ溫ぬるが旨意にはあらず、これを溫ねて新しきを知るが旨意なりといふことを知るべし、

因にいふ、人或はいはむ、本邦は其のはじめ文字なし、文字なければ文學なし、本邦人が文學を習はざりし以前はいかにといはば、人々口づから語り傳へしものにて、所謂口誦學にてありしなり、然して此の口誦學は、本邦人が文字を使用する世の中となりても、俄には棄てられず、口誦學は口誦學として傳へたるものなり、然れば、本邦人が文學を使用する世の中となりては、口誦學と文學と並び行はるゝことゝなれり、斯くいふ徵は、古語拾遺にはく、蓋聞、上古之世、未レ有二文字一、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不レ忘、書契以來、不レ好レ談レ古、浮華競興、還嗤二舊老一(以上文)とあり、以て口誦學と文學と並び行はれて來りしありさまを見るべし、然して、又口誦學は年々に衰へ、文學は歲々に盛になり來りしありさまをも併せ知るべし、

因に又いふ、支那も文字を製せざりし以前は、諸事皆語誦して傳へしこと勿論なるべし(此の事は萬邦いづれの地も必同じ事なるべし)古人は語記の力強きが故に、文字ある世の中となりても語記力を用ゐて、口授にて傳へしこと多かり、此の事は、本邦も支那も同じ事なり、尙書の序にいはく、及二秦始皇滅一レ先代典籍一焚レ書坑レ儒、天下學士逃レ難解散、我先人用藏二其家書于屋壁一、漢室龍興、開二設

學校、旁求二儒雅一、以闢二大猷一、淳南伏生年過二九十一、失二其本經一、口以傳授、裁二二十餘篇一、以二其上古之書一、謂二之尚書一、百篇之義、世莫二得聞一、○以上文と見えたるを思ひ合すべし、支那人も亦此のごとし、文に伏生とあるは、伏勝のことなり、二十餘篇とあるは、二十九篇なり、伏勝は漢の孝文帝の時に、年九十有餘の老人なりと其の注に見えたり、

支那文字傳來始

支那の文字の本邦に入りしは、孝靈天皇の御時の頃なり、然れども、是の時入り來りし文字は朝鮮支那等の人民の私に持ち來りしものにて、其の人民の我に歸化して用ゐたるなれば、我が人民は、歸化人の文字を使用するを見ても、益ありとは思へらず、却りて迂遠と見なしたり、

因に云ふ、朝鮮に支那文字の入りしは、般の箕子の朝鮮に封ぜられし時よりなるべし、但此に朝鮮といふは古朝鮮をいふなり、

支那文字の本邦に入りしは、孝靈天皇の御時の頃なりといふ因據は、後漢書卷百十五東夷傳、義楚六帖卷廿一、歐陽文忠公全集卷十五日本刀の歌、及神皇正統記上卷孝靈天皇の條等に據りていふなり、孝靈天皇の御時は支那は秦の始皇の時に當れり、此の事委しくは日本上古の外交にいへれば就きて見るべし、」孝靈天皇より以後孝元天皇の御代までは、上件に逃べたるが如く、文字は支那朝鮮の歸化人の中にのみ使用してありしかど、開化天皇の御代に至りては、西國中國の國造縣主などやゝ文字を知りそめたりとおぼしきことあり、然るは支那に往來して、私に彼の國の封冊を受けたればなり、斯くいふ徵は、後漢書卷百十五、東夷傳第七十五にいはく、倭在二韓東南大海中一、依二山島一爲レ居、凡百餘國、自二武帝○前滅二韓、朝鮮一、使譯通二於漢一者三十許國、國皆稱レ王、世々傳レ統、其大倭王居二邪馬臺國一○以上文と見えたるにて知るべし、是西國中國の國造縣主等の支那に往きたるが彼より王と稱せられて、其の印章を受けたる徵なり、前漢の武帝が韓鮮を亡ぼしゝは、元封二年にて、我が朝は開化天皇の四十九年に當れり、前漢の制は、王に封ずれば其の印章を與へて以て證とせり、我が國造縣主等がこれを受けたれば、印章の文字を知るに至りしこと瞭然たり、是より後は此の事しば〳〵あり、後漢書卷一、

光武本紀にいはく、中元二年春正月辛未、東夷倭奴國王、遣レ使奉獻○以上文と見え、又同書卷百十五、東夷傳に云く、倭○中略建武中元二年、倭奴國奉レ貢朝賀、使人自稱二大夫一、倭國之極南界也、光武賜以二印綬一○以上文と見えたり、是は後漢の光武帝の中元二年のことにして、我が朝は垂仁天皇の八十六年に當れり、近世天明四年二月、筑前國那珂郡滋賀島の土中、巨石の下より出現したる倭奴國王の黃金印は、前漢の武帝が與へし印なりや、後漢の光武帝の與へし印なりや知るべからねど、此の間に受けたる印なることは疑なし、此のごとく、我が國造縣主等の印綬を受けたれば、其の國造縣主等は文字を知りたることは明けし、然れども唯聊文字といふものを知り得たるばかりのことにして、これを使用するには至らざりしなり、

上件に述べたるごとくなれば、開化天皇より以來は本邦の人民も、西國中國の國造縣主などの中には、少し文字を知るものも出で來たりといふ徵證は、即是なり、

文學原始

崇神天皇垂仁天皇の御代の頃に至りては、朝鮮人支那人の歸化するもの益多し、又任那國王の使人も來れり、斯くいふ徵は、日本書紀卷五崇神天皇十一年の條にいはく、是歲異俗多歸○以上文と見え、同紀六十五年秋七月の條にいはく、任那國遣二蘇那曷叱知一令二朝貢一○以上文と見え、同書垂仁天皇二年の條にいはく、是歲任那人蘇那曷叱智請レ之、欲レ歸二于國一、故敦賞二蘇那曷叱智一仍賚二赤絹一百匹一、賜二任那王一○以上文と見えたるにて知るべし、然して、任那の使人の來りしは、外國の使者の公然來りし始めなり、此のごとく朝鮮人支那人の歸化するもの多くして、其の歸化人は各其の處を得て、代々を經るまゝに、我が邦の人民となりて、我が邦の古事來歷を知れり、然れども、本邦人のごとく口授すること能はざれば、文字を以て書記してこれを傳ふ、是書記の業の我に起る原始なれば、これを以て文學の始とぞいふべき、

書記傳

朝鮮人支那人の我に歸化して、我が邦の故事來歷を問ひ知りてこれを書記するに、本國の書法を以て記せり、例へば來歷を記せむとして、歲月日に係くるに干支を用ゐて甲子乙丑と記するがごとし、本邦人の

口授にて傳ふるは、二日三日云々の事ありとやうに語りつたへたり、

文字傳來後口誦學

上條には、崇神天皇の御代の頃までの我が文學のありさまを述べたれば、さしつぎて、同天皇の御代より起すべきなれど、上條に添へていふべきことあれば、此にこれを附說すべし、崇神天皇の御代、(年代不詳)今の朝鮮の地方に、獨我が天皇の廣德を慕ひ思ふ加羅國の王は、使者を遣はして、天皇に奏して、將軍たらむ人を得て、加羅國を治めむことを請ひき、天皇この請を聽したまひて、彥國葺命の孫豐垂津彥命を遣はして、加羅國に移住せしめて以て、加羅國を鎭撫せしむ、此の事は新撰姓氏錄卷一吉田連の譜にいはく、

昔磯城瑞籬宮御宇、御間城入彥天皇御代、任那國(加羅國のことなり、後に任那國といふ、後の國號を此に及ぼせるなり)奏曰、臣國東北有二三巴紋地一、(上巴紋中巴紋下巴紋)地方三百里、土地人民亦富饒、與二新羅國一相爭、彼此不レ能二攝治一、兵戈相尋、民不レ聊レ生、臣請將軍、令レ治二此地一、卽爲二貴國之部一也、天皇大悅、勅二群卿一令レ奏二應レ遣之人一、卿等奏曰、彥國葺命孫豐垂津彥命頭上有レ瓮、三岐如二柧樹一(因幡君)其長五尺、力過二衆人一、性亦勇悍也、天皇令二豐垂津彥命一、進奉レ勅而鎭守、彼俗稱レ宰爲レ吉、(○以上文)と見えたり、是朝廷外邦の請を聽して、皇胤の貴族を海外に遣はして、彼の地に土着せしめて、以て彼の地を鎭撫せしはじめなり、是に於いて加羅國を以て始めて我が版圖とせり、

崇神天皇の御時(年代詳ならざれども、天皇の季世にはあらざるなり)加羅國は我が版圖となりしより、我が朝廷にては、加羅國の景況を知しめし、且彼の國にては、文字を使用する事を知ろしめしたりけむ、文字を使用することは必知りたまひしなるべけれど、文字は我が邦にて必要のものにあらざれば、度外視してこれを使用せむともしたまはず、是崇神天皇の御時、加羅國に文字はありと知りつゝも度外視して、口誦を重んじたまひしありさまなり、

崇神天皇六十五年に至りて、加羅國王より使を遣はし、崇神天皇の御時加羅國王我に屬し、垂仁天皇の御時加羅國王始めて貢獻せしかば、其より以後は、朝廷にてはたゞに朝鮮の地方のみならず、汎く海外の國を加羅といひそめて、其人を加羅人、其の文書を加羅

文書といふことも出で來たり、然れども、當時朝廷にては、なほ文字を用ゐず、文學を用ゐたまはざることは、固有の口誦學を便なりとしたまへればなり、

因に云ふ、是より以前は、朝廷にて外邦を稱するに「登古與乃國」又は「阿陀志國」又は「和多乃保加乃國」などといへり、新羅高麗百濟並に國號を建てたるは、我が崇神天皇垂仁天皇の御代の間なり、是も亦心得おくべし、

人民先知文學

景行天皇成務天皇仲哀天皇の御代御代を經る間に、西國中國の國造縣主等は、ますます私に支那朝鮮に往來せしかば、其の國造縣主等の中には、文字を讀み得ることのみならず、やゝ使用し得る者も出で來たり、然れども、諸國の國造縣主等が、外邦に往來することは、朝廷にては知しめさず、故に朝廷にては、未文字を有益なるものとも知しめさざりしなり、然れば、本邦の文學の起原は、臣民の私事よりはじまりたるものなりといふことを心得べし、

此の事は、我が文學史に志さむものは最緊要の事なれば、かへすがへすもいひおくものなり、

肥人書　薩人書

本邦に文字の行はれそめしは、西國(西海道)より流布して中國(山陰山陽)に波及せり、故に肥人書、薩人書の名も傳はれるなるべし、按ずるに、肥人は「ヒヒト」薩人は「サッヒト」と訓むべきか、然るは肥の國に流布せし文字にて書きつらねたる書を、肥人書といひ、薩摩地方に流布せし文字にて書きつねたる書を、薩人書と名づけしなるべし、此肥人書薩人書は、後世まで傳はりしかども、後世に至りては其文字は古文字なれば、讀み得ることも能はざりしなり、斯くいふ徵は、釋日本紀卷一にいはく、又問、假名字誰人所作哉、答、師說大藏省御書中有二肥人之字六七枚許一、先帝於二御書所一令レ寫二給其字一、皆用二假字一、或其字未レ明、或乃川等字明見レ之、若以レ彼可レ爲二始歟一、(○以上文)と見え、又本朝書籍目錄なる帝紀の條に、肥人書五卷、薩人書(○卷數缺)とあるなどに據りていふなり、(肥人書薩人書は、本朝書籍目錄に據るに、我が帝王歷代の事を記せりし書な)

上件に述べたるがごとくなれば、本邦に文字使用の事の起りし其の始は鎭西諸國にて、其の諸國の中に

ても肥國（今の肥前肥後の地方）と熊襲國（今の日向大隅薩摩の地方）の地方などゝ、殊に先だちて文字使用の事の開けたりし地にはありける、

因にいふ、肥前肥後の地方に文字の早く開けしは、高麗人の傳來にやあらむ、抑此の肥前肥後の地は、上古に高麗人の歸化するもの多し、故に其の傳來の文字の流布せしなれば、これを肥人書といへるならむ、肥人の二字を萬葉集に高麗人に塡てゝ用ゐしも、肥國に高麗人の多く歸化せしことの徵證とすべし、

因に又いふ、肥人を上古に「コマビト」と訓めれば、肥人書はコマビトブミとよみ、又此の例によらば、薩人書はシラギビトブミとよみしにやとも思へど、然らず、尙肥人書薩人書は、高麗人新羅人の我が帝王歷代の事を記したる書なれども、既に歸化して肥人薩人となりて、我が帝王歷代の事を記したる書なれば、肥人書薩人書といはむかた穩當なりと考へらるゝなり、

因に又いふ、倭名類聚抄卷九、肥後國菊地郡に辛家郷あり、是高麗人の多く歸化せし一斑を見るに足り、日向國兒湯郡に韓家郷あり、是新羅人の多く歸化せし一斑を見るに足る、此の他新羅人の多く熊襲國（日向大隅薩摩）に來りて、我が人民となれりし事は、次々に述ぶべし、

文學餘弊

崇神天皇垂仁天皇景行天皇成務天皇仲哀天皇の五代大凡二百九十年の間、朝鮮人支那人の歸化するもの多かるまゝに、漸次に我が邦の人口は增殖し、殊に文字は鎭西に流布して、便利なることも出で來たれど、玆に又災害も出で來にけり、其の災害とは何ぞ、支那朝鮮などの人民の風に傚ひて朝命を輕んじ、朝貢せざるものゝ出で來たるにぞある、

熊襲背叛

仲哀天皇二年三月のことなるが、天皇紀伊國に巡幸したまひしに、熊襲國の人民の叛して、朝貢せざるよしを聞しめして、これを征討せむとしたまひて、直に鎭西に幸したまふ、熊襲の人民の叛するは、是朝鮮の人民の風の我が人民に傳染するものなり、日本書紀卷八、仲哀紀二年三月の條にいはく、天皇巡二狩南國一、

○中略至二紀伊國一、而居二于德勒津宮一、是時熊襲叛之不二朝貢一、天皇於レ是、將レ討二熊襲國一、則自二德勒津一發之、浮レ海而幸二穴門一、○以上文と見えたる是なり、熊襲の叛は容易には平定し難しとや、ゝもほしめしけむ、穴戸國（今の長門國）に皇宮を營ませ給ひなどして、たゞちに熊襲國には着手し給はずして、此に多くの歲月を過したまへり、是熊襲の叛の容易に平定し難しと思ひはかりたまひし徵據なり、仲哀天皇八年に至り、天皇進みて筑前國に幸し橿日宮にまして、群臣に詔して熊襲を討たむことを議せしめたまふ、時に神あり、皇后（神功皇后）に託して誨へたまふことあり、天皇これを信じたまはず、斯くいふ徵は、日本書紀卷八、仲哀紀八年秋九月乙亥朔己卯の條にいはく、詔二群臣一、以議レ討二熊襲一、時有レ神、託二皇后一而誨曰、天皇何憂二熊襲之不一レ服、是磐之空國也、豈足二擧レ兵伐一乎、（熊襲の服せざるは、新羅の歸化人民の風に傚ふものなるを神の示したまふなり）愈二茲國一、○熊襲國而有二寶國一、譬如二美女之睒一、有二向津國一、眼炎之金銀彩色多在二其國一、是謂二栲衾新羅國一焉、若能祭レ吾者、則曾不レ血レ刃、其國必自服矣、復熊襲爲服、（新羅を降伏して海外に威を示したまはば、熊襲も亦自然に服從せむと敎へ給ふは、新羅の人民の上を輕んずる風を懲さば、熊襲も亦これに恐れて自然に服從せむとなり、）且祭之、以二天皇之御船及穴門直踐立所一、厳之水田名大田、（是等物爲レ幣也、天皇聞二神言一、有二疑之情一、（天皇の神の言を疑給ふは、新羅といふ國を討てといふは無名の兵をおぼしめせばなり、）便登二高岳一遙望レ之、大海嶮遠而不レ見レ國、（天皇は新羅といふ國の名を知し召さざれば、遠き海外の國にてもさばかりとほき國とはおぼし召さぬが故に、高岳に登りて然る國ありやと望見したまへど、海中には見えざりしなり、）於レ是天皇對レ神曰、朕周望之、有レ海無レ國、豈於二大虛一有レ國乎、誰神徒誘レ我、（天皇の神の敎を疑ひたまふは、新羅の國名を知りたまはねば疑ひたまふなり、加羅國又任那國などは知ろしめすらめど、新羅といふことは知ろしめさねばなり、是の故は歷代の天皇は、從來の口誦學をのみせさせたまひて、書記學は知ろしめさず、外邦の事は古代は書記學に傳へたること多し、故に天皇の知ろしめさぬもうべなり、）復我皇祖諸天皇等、盡祭二神祇一、豈有二遺神一耶、時神亦託二皇后一

曰、如二天津水影一、押伏而我所レ見國、何謂レ無レ國、以誹二謗我言一、其汝王之如レ此言而遂不レ信者、汝不レ得二以距一乎、即薬施而自服、素組以面縛、封二圖籍一、降二於王船之前一、因以叩頭之曰、從レ今以後、與二乾坤一、伏爲二倒部一、其不レ乾二船梔一、而春秋獻二馬梳及馬鞭一、復不レ煩二海遠一、以每年貢二男女之調一、〇中略乃解二其縛一、爲二飼部一、遂入二其國中一、封二重寶府庫一、收二圖籍文書一、即以二皇后所レ杖矛一、樹二於新羅王門一、爲二後葉之印一、故其矛今猶樹二于新羅王之門一也、〇以上文と見えたり、是新羅王の伏從せしありさまなり、

朝廷用文學

皇后此の時、新羅王の寶庫を調査し、其の庫中にある圖籍文書を取り收めたまふ、其の圖書文書は收めたまへれども、是を讀み得ざらむには其の意を知ることも能はず、其の意を知らざらむには新羅を馭御するに便ならず、是に於いて皇后始めて文字を要用のものなりと知ろしめし、斯く新羅を從へたるからは、文字を知り文學を修行せずばあるべからざるとを覺悟したまふ、是朝廷に文學を用ゐたまはむとする發端なり、是より後朝廷に於いて文字を使用するに注意

したまひしかば、爲に邦土一層の開化を現ずるに至る、これに由りてこれを觀れば、邦土一層の開化は、神功皇后の外邦討伐の結果といはざるを得ざるなり、

因にいふ、仲信友の中外經緯傳にいへる趣、やゝ予が述ぶる所と同じくして、其の見る所大同少異あれば、茲に揭げて參攷に供すべし、中外經緯傳卷一にいはく、後漢書に載せたる倭人の、かの國へ渡りたるを、しばらく景行天皇の御世の始つ方と定むるときは、神功皇后の韓國御言向の頃まで、およそ百二十年餘り前つかたより、韓もろこしに交通したりしなり、さばかり年經る間に、彼國々に往來ひせるもの丶、おのづからかの二國に用ふる文字をかつかつ習ひて事通はし、はた己が爲にも用ひたるべく、さる中には彼國籍をもおろ〳〵讀辨ふる者もありたりしなるべし、しかれば、新羅御征伐の頃は、既に韓もろこしにも渡りてかの國々の在狀を知り、はたかつかつ文字を知れるものもありぬべく、また上に論へる如くなれば、日矛〇天日槍が齎の五十跡手また其黨などの韓國の事知りたらむものを選りて、共に率ゐて彼國の嚮導とし、書よみ字かきなどせさせて通事とし給ひたりけむ〇以上文とあるは、實に然る事なり、然れども、神功皇后の新羅を征伐せむとし給ふにつきては、文字を讀み得るもの必要なれば、五十跡手其の他其の黨などの文字を知れるものを率ゐて彼の國へ渡り、通事としたまひたりけむとあるは信じがたし、既にもいへるごとく、西國の人民の中には、私に文字を使用する者もありしかど、朝廷にては文字を用ゐたまはず、故に文字を要用のものとも知ろし召さざりしを、新羅へ渡り給ひて始めて文字の要用なることを知ろし召したるなり、是予が述ぶる所と中外經緯傳の說と少異ある所なり、皇后新羅を征伐したまはむとするに際して、西國の人民は新羅等の國々の事を知り、言語も通ずるものもありければ、(是は西國の人民久しく支那朝鮮に私に往來せし結果なり、)通事にもし嚮導にもしたまはむとせしは、中外經緯傳の說のごとくなりしなるべし、

神功皇后新羅を討伐せしに、新羅王降服せしかば、高麗百濟の二國の王も、亦我が天皇の廣德と雄威とに

感じて、軍營に來り、我が西蕃たらむことを乞ふ、皇后これを聽したまふ、斯くいふ徴は、日本書紀卷九、神功皇后紀首條にいはく、爰新羅王波沙寐錦、即以微叱己知波珍干岐、爲レ質、仍貢二金銀彩色及綾羅縑絹一、載二于八十艘船一、令レ從二官軍一、是以新羅王常以二八十船之調一貢二于日本國一、其是之緣也、於レ是、高麗百濟二國王、聞下新羅收二圖籍一、降中於日本國上、令レ伺二其軍勢一、則知レ不レ可レ勝、自來二營外一、叩頭而歎曰、從レ今以後、永稱二西蕃一、不レ絕二朝貢一、故因以定二内官家一（以上文ト見エタリ）あるに據りていふなり、但此の文を讀むに心得べきことあり、高麗百濟は新羅の戰はずして降服せるに恐惶して、漸次に方向を定めて降服せるものにて、新羅と同時に降服せるにはあらず、年を經て後の事なるを、神功皇后紀の首條なる新羅降服の條にさしつぎて記せるは、三韓降服の落着文なり、此の紀を讀まむものは茲に注意すべし、

筆

神功皇后一たび師を出して新羅を討ちたまひしより、高麗百濟の二國も恩威に服して、我が西蕃となりしかば、文字を使用することは、ますます多くなりぬべからざることゝなりぬ、是に於いて筆の使用もますます多くなりぬ、

筆は秀支なり、色美にして濃やかなる埴（ハニ）の類を秀（ホ）といふ、赤土青土黄土白土等を埴秀（ハニホ）といひ、これを使用する器を筆（ホ）と云ふ、本邦の筆の用は、繪畫を作るにのみ用ゐ來たりしを、文字を使用することゝなりて、文字を畫くに筆を使用する事となりしかば、筆の用は甚多くなりしに、神功皇后の御時に至りては、朝廷にても文字を用ゐらるゝことゝなりしかば、筆を使用せざるべからず、本邦固有の筆は、竹又は草根木片等のものを以て作り成したるものなりしなるべければ、文字を書むには小細の自由を得る筆を要するが故に、毛筆をば製し出しだるなるべし、因りて按ずるに、筆氏の人々は、此の頃よりや朝廷には仕へまつりそめけむ、斯くいふ因據は、新撰姓氏錄卷三、未定雜姓の條にいはく、筆氏、燕相國衛滿公之後也、善作レ筆、預二於十一流一、因レ茲賜二筆姓一（以上文ト見エタリ）、衛滿は、秦漢の間の人なり、此の文に據るに、筆氏の人人は、門流多くなれることは瞭然たり、因りて按ずるに、此の筆氏の人々は、朝廷に仕へ初めしは、神功

皇后の御時よりなるべし、然して此の筆氏の製造する筆は、必毛筆なるべしと信ぜらるゝなり、

因にいふ、毛筆は是より先に既に人民の文字を使用せしものは用ゐたるべし、此に述ぶる所は、朝廷に於いて毛筆を用ゐたまふことは、神功皇后の御時よりなるべしといふ事を述ぶるものなり、

神功皇后の攝政したまひし時代は、支那は吳魏蜀の三國の時代に當れり、此の御時よりぞ、新羅等の國々には、國宰（ミコトモチ）を遣はして諸事を執り行はしめたまひける、日本書紀に日本府とあるは、此の國宰の諸事を執り行ひし府なり、

因にいふ、神功皇后の御時より、歷世此のごとくにてありけるを、朝鮮國にて撰べる三國史記東國通鑑などの書には、かゝる事は一言も記したらず、我が邦をばたゞ隣國の一國とし臣と稱せしことをさへ省きたるは何なることぞや、隋書列傳卷四十六にいはく、新羅百濟皆以レ倭爲二大國一、多二珍物一、並敬仰レ之、恒通二使往來一（以上文ト見エタリ）と見えたり、以て三國史記東國通鑑の事を省けるを了知すべし、

支那交通

神功皇后攝政三十九年に、支那の文字國なるを知ろしめしてければ、使を遣はして其の景況を察せしめたまふ、斯くいふ徴は、魏志卷三十東夷傳にいはく、景初二年六月、倭女王遣二大夫難升米等一、詣レ郡求下詣二天子一、朝獻上、太守劉夏遣二吏將一送二詣京師一、其年十二月、詔書報二倭女王一曰、制二詔親魏倭王卑彌呼一、帶方太守劉夏遣レ使、送二汝大夫難升米次使都市牛利一、奉二汝所レ獻男生口四人女生口六人、班布二匹二丈一、以到二汝所レ在踰レ遠、乃遣レ使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀レ汝、今以レ汝爲二親魏倭王一、假二金印紫綬一、裝封付二帶方太守一、假授レ汝、其綏二撫種人一、勉爲二孝順一、汝來使難升米牛利涉二遠道路一、勤勞、今以二難升米一爲二率善中郎將一、牛利爲二率善校尉一、假二銀印青綬一、引見勞賜、遣還、今以二絳地

神功皇后神敎に隨ひて始めて新羅等の國々（今の朝鮮の地）を服從せしめ、文字の要用なるを知りたまひてこれを學習せしめむとしたまひ、又此の文字の根元は、支那なる事をもほゞ了知したまひ、且其の支那は甚大國にして、文學及其の他の事どもゝ甚開け進みたりと聞し召して、其の事情と景況とを察したまはむとしまふ、

交龍錦五匹、絳地縐粟罽十張、蒨絳五十匹、紺青五十匹、答二汝所レ獻貢直一、又特賜二汝紺地句文錦三匹細班華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤、皆裝封付二難升牛利一還到錄受悉可レ以示二汝國中人一、使レ知下國家哀レ汝、故鄭重、賜二汝好物一也、○以上文とあるによりていふなり、文に據るに、我より獻ぜしは、男女十人と斑布となり、斑布は我が邦固有の文布にて、栲を以て横柳條を織り成したるものなり、然るを彼より我に獻せしは、交龍錦等の華文を織り成したる錦及罽絹なり、以て彼が其の業の進歩せしありさまを見るべし、是に於いて皇后文字國の開進せることを知ろしめせり、但此の事は日本書紀には、神功皇后の三十九年の事こせれば、彼の國の景初三年にして一年遡へり、

按ずるに、魏志に景初二年とあるは、恐らくは三年の誤なるべし、若し然らむには、日本書紀と魏志と年代符合す、

因にいふ、皇后の使者を支那へ遣はさるゝ時、詔書のなかりしは、未文字を彼の國に視すばかりには書き得ざりければ、詔書は無かりしにぞありけむ、

國書用漢字

神功皇后攝政四十年に、支那より使者をして、詔書印綬を齎たしめて、我が邦におこせたり、是に於いて皇后、外交上に於いて文字はいよ〳〵知らずばあるべからざる事を感じたまへり、斯くいふ徴は、魏志卷三十、東夷傳にいはく、正始元年、太守弓遵、遣二建中校尉梯儁等一、奉二詔書印綬一、詣二倭國一、拜二假倭王一、并齎レ詔賜二金帛錦罽刀鏡采物一、倭王因レ使上レ表、答二謝恩詔一、○以上文と見え、此に至りて始めて朝廷にて文字を以て他邦に答ふること起れり、其は何に據るぞといはば、文に倭王因レ使上レ表とあるにて瞭然たればなり、

日本文學大要

文學の意義

本邦文學とは何ぞ、本邦の人が言語を以て語り傳へずして、文字を以て書記して傳ふ、これを本邦文學と

いふ、其の事たるや、太古より起りて今日の事にいたるまでの事實を書記せるを、これを讀みて其の意を會得して、故きを溫ねて新しきを知るの學をいふ、これを今一歩進めていはば、二神國を定めて君を立て、人民を成育して萬世一系の基を立てたまひし事を了ふ、これを第一の要旨とす、次に神武天皇より以來の事實、即歷史又自己一家一族の遠祖より、己が身に至るまでの來歷、又古今見聞する所の小事、即小說、又土地の開否のありさま、國々の物産、又年月日の經過の數等を知りて、以て既往の事實と方今の事物とに考へ合せて、以て其の事の盛衰の原因、其の物の進否を攷へ合せ、以て是非を知り、以て善惡如何の思慮を定む、これを本邦の文學といふ、

文學起原

此の文學は何天皇の頃より起りしぞといふに、孝靈天皇の頃より起り初めたり、然れども、此の文學は當時本邦固有の人民の習ひて用ゐしにはあらで、朝鮮支那等の歸化人民の文字を用ゐて書記せしぞ、我が文學の初にはありける、然らば、本邦人は孝靈天皇より以後も尙文學は習用せざりしにやといはば、然り、習用せざりしなり、抑本邦人の文學を習用せしは、神功皇后以後の事なり、然らば、神功皇后より以前は、本邦人はいかにしてありしぞといふに、是は既にもいへるごとく、人々口づから語り傳へしにて、所謂口授學のみなり、然して此の口授學は本邦人の文字を使用する世の中となりても、口授學は口授學として傳へたり、古語拾遺にいはく、蓋聞、上古之世、未レ有二文字一、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不レ忘、書契以來、不レ好レ談レ古、浮華競興、還嗤二舊老一、○以上文と見えたり、此のごとき時勢となりしかば、天武天皇の頃に至りては、これを傳ふるもの甚少なり、此の後遂に絶え果てたり、

口授學廢絶

天武天皇以來、口誦學の絶え果てたる原因は、文學の使用の便利の廣きと諳記力の乏しくなれるとの二原因に成り立ち來れるものなり、諳記力の乏しくなり來りしかば、失念多く、又誤謬多く出來りて、爲にこれを棄つるもの多くなり、文學を習用すれば、我が邦の事のみならず、外邦の事も併せて知得せらる、是文學年月に盛にして、口授學の年月に衰ふる由緣なり、

文學興隆

本邦に於いて文學を起したまひしは神功皇后、次には應神天皇にて、次には履仲天皇、次には敏達天皇、次には推古天皇、次には孝德天皇、天智天皇、弘文天皇にませり、此のごとく代々の天皇の時々これを勉めたまひしかば、遂に文學の世の中と變ぜり、天武天皇は文學を好みたまふといへども、亦口授學を棄てたまはで採用したまへり、然れども、遂に文へ難き時勢に至り、文武天皇は律令を改撰してこれを發布する世の中となりしかば、元明天皇、其の口授學の絕えむことを惜みて、太安麻呂に命じてこれを筆記せしむ、是則古事記なり、

古事記　日本書紀

古事記の文體は口誦を筆記せしなれば、漢文と體裁異なり、（此の他古書に口授を筆記せしものは、所謂家々の氏文、法皇帝說など、皆此の體なるものなり、）太安麻の古事記を書記せし後、元正天皇の養老四年に至りて、安麻呂人親王と共に、日本書紀を修成せり、抑此の日本書紀は、上古外邦歸化人の記錄せしものを始とし、歷世朝廷の書紀する所の史類國記類、臣下の家譜類、又諸國に土着せる舊家の記錄類等を集めて修成せしものにて、口授を筆記せしものよりは採らざるが故に、書紀といふ、故に此の編集を修成といふ、書紀と修成との文字に心を注ぐべし、（日本書紀は舍人親王と安麻呂と作りしものにはあらず、）

文學進步

本邦の正史を支那文字を以て記せしかば、是より本邦の文學を習はむには、文字を讀みて其の意を辨ふるものとなれり、然れども、これを讀むこと甚難し、これを讀まざれば、其の意を知ること能はず、本邦の文學の難しといふは、即是なり、抑我が文學のむづかしくなりしことは、是より先推古天皇の時、厩戸皇子憲法十七條を撰みて天下に示し、又天皇記國記臣連伴造百八十伴部並公民の本記を撰び、又文武天皇の時藤原不比等律令を改撰して天下に示してこれを讀誦せしめたり、然れども、これを專務として讀まむとするものは、多く職掌あるものに止まりて、人民一般にこれを讀み習はしめよといふまでにはあらず、然るを、此の日本書紀は律令よりも弘く用ゐる書なるに、憲法文律令文よりもこれを讀むに難きが故に、奏

上の翌年、養老五年安麻呂の自これを誦じて、日本書紀は此のごとく讀むべきものぞといふことを、人々に知らしめたり、此の事は、日本紀竟宴和歌の首條に見えたり、爾來本邦人は一向に口授學を棄てゝ、文字の訓讀に心を傾け、學問といへば文字の訓讀に心を馳せ、以て文章を作爲するに至り、學才の優長なるものをば選みて、遣唐使とし、或は留學生として支那に遣はし、以て文學を勉めしむ、聖武天皇の時に至りては、天皇深く佛法を信じて、佛經を天下に弘めたまふ、佛經も亦漢文翻譯のものなれば、支那文を解せざれば能はず、文字の訓讀の用益多くなれり、然れば、我が文學は神功皇后應神天皇の頃端緒を開き、推古天皇以來は漸々に密になり來りて、孝德天皇以來、聖武天皇の頃に至る間にして、益進歩せしものなるを知るべし、

固有文章

此のごとく我が文學は進み來たりたれども、畢竟は文字の訓讀精しくなり、漢文を作爲することの功者になれるものなりけり、然らば、我が固有の文章は如何にといふに、我が固有の文章は、即太古よりの口授學なれども、其の口授の文章は、口より口に語り傳へたるものにて、一旦これを棄てたりしかば、優美なる文章とても忘失して其の迹を留めず、唯稀に傳はれるものは、漢文を借りて寫し留めたる古事記、其の他文武天皇以來の祝詞宣命、又は古老傳として國々にて書き留めたる古き物語、又は家々の氏文のごときもの、又は雅樂寮其の他國々にて唱ひ傳へたる長歌短歌唱歌童謠の類のみ僅に傳はれり、

詠歌勃興

衰へたるものは又盛なる時を得るは自然の理にて、持統天皇の頃より詠歌を以て我が言語美術を現はし示すことこそ起りにけれ、これ天神地祇の然らしむるものならむか、是の時に方りて、天皇は持統天皇元明天皇、臣下には柿本人麻呂山部赤人等出でて、言語美術の妙趣を天下に示されたり、

古歌種類

言語美術の中なる詠歌は、殊に本邦の特有なるものにて、天地開闢以來上下ともにこれを嗜み、以て自己の志を述べし事は、古事記日本書紀等の書に判然たり、然れども本邦の開化は其の始西邊より起り、神

武天皇都を中州に奠めたまひてより以來、王化東方に及びし國なるが故に、東方人の言語は其の開化に後れ、又國土の自然に依りて詭言多かり、これを東詭といひ、其の歌を東歌（アヅマウタ）といひて詠歌の中の一種のものなり、

口授古歌消滅

上件に述べたるがごとくなれば、歌は太古より起りて、人々これを以て喜怒哀樂の情を述ぶるものなれど、これを記し留むることはせざりければ、口碑に傳はれるは然るものながら、大概は消滅せり、是文字を使用せざりしが致す所なり、

諸國風土記

元明天皇の和銅年間に至りて、文事使用の事、全國に盛りになりしかば、天皇、古代よりの口授文口授歌は、古代の情況を察すべきものなるに、其の消滅せむことを惜みたまひて、諸國に勅して風土記を撰ばしめて、其の中に記載せしめられたり、以て元明天皇の國語國文を重んじたまひしを見るべし、此の風土記の撰は、其の意古事記を筆記せしめたまひしと同意に出でたるものなり、

奈良朝文學

元明天皇都を奈良に遷したまひてより以來、元正聖武孝謙淳仁稱德光仁諸帝七代、これを奈良朝時代といふ、

奈良朝時代に至りては、文學盛になりて口授學は衰へ果てたれば、更にこれを習ふものはなくて、唯諸國の語部（カタリベ）の家などに僅に語り傳ふるものあるのみ絕えずといへども、縷のごとし、以上述ぶる所は、奈良朝時代の天下一般の文學の景況なり、

文學發源地

本邦は西より開けて東に及べる國なれど、文學の開けしは、神功皇后應神天皇の時よりにて、其の始中州即大和に起りしものなれば、（神功皇后以前の文學は歸化人の文學にて、本邦人の文學の開けしにはあらず、）文字を以て書記せし事實は、畿内の事多くして畿外は尠なし、東國の事の殊に尠なきは、文字の開けざりしが故なり、

萬葉集

孝謙天皇の時より歌を集むること起り、漸次に編を繼ぎて二十卷と成る、これを萬葉集といふ、是本邦

に於いて歌集の始なり、此集中に東歌始めて入れり、以て東國人の言語の訛れりしさまを見るべきなり、

文學完備

奈良朝に至りて此のごとく文學の開け來りたれば、文字を讀むを以て文學の理即とし、其の意を了解するを以て文學の究竟とす、文學の業是に於いて備はる、

勅撰書類

本邦の文學は、孝德天皇天智天皇より盛行はれて、天智天皇の十年に律令の撰あり、天武天皇の十年に、帝紀及上古諸事の撰あり、又禁式九十二條の撰あり、文武天皇の大寶元年に、更に律令の撰あり、寧樂朝に至りては、元明天皇の和銅五年に古事記の撰あり、同天皇の和銅六年に詔して諸國に其の國々の風土記を撰ぶべき命あり、同天皇の和銅七年に國史の撰あり、元正天皇の養老五年に日本書紀の撰あり、孝謙天皇の御時に至りて萬葉集の撰あり、是等の書皆今に傳はる所のものなり、（但國史は修成して、日本書紀となれり、）然して、此の書の中に、律令は支那文法に據りて記したるものなり、日本書紀等の歷史は、古來の書記文を修成したるものなり、風土記は口授文と書記文とを採りて記したるものなり、古事記と萬葉集とは、並に皆口授文なり、是等の書は我が文學を修めむとするもの、本據とし、以て基礎とすべき書なれば、其のこれを記したる意況を知らざれば、其の方向に迷ふことありて、やゝもすれば邪論暴說を出すことあるに至らむ、試に其の一二をいはむ、

書紀傳讀法

先哲の說に、日本書紀の神武天皇の詔を始め代々の詔を詔のまゝに記しるものなし、これうるはしき詔詞のありけるならむを、强ひて體裁を漢めかさむとして、漢文に譯して記しゝかば、あらぬものと變じて、似て非なるものとなれり、是漢めくを立派なりと心得たる誤なりと論じたり、此の論一わたりは然るべきやうなれども、其の實は然らず、其の意況を知らざるが致す所の過失なり、其の故は、神武天皇の日臣命を譽め給ふ詔にいはく、汝忠而且勇、加有二能導之功一、是以改二汝名一爲二道臣一、（以上文）と見え、又持統天皇の、陸奥國優嗜曇那の蝦夷脂利古男麻呂と鐵折と二人が沙門にならむと請ひしさき詔していはく、麻呂等少

而閑雅寡レ欲、遂至二於此一、疏食持レ戒、可レ隨レ所レ請出家修道、〇以上文と見えたるなどを取りて、大詔の詞のままならねば、其の眞を失へるものなりと咎めたるなり、是其の理なきにはあらねども、其の事情を盡さざるが故にかゝるひがごとは出で來るなり、神武天皇の詔のごときは、然る詔の趣を口授にて語り傳へたるを、歸化せる外邦人の其意に由りて文に作りしが傳はれるものなるを、日本書紀を修成する時取りて收めたるものなり、持統天皇の詔も、亦其の意を取りて文とせるものなり、書紀傳にて斯ぐ傳へたる故に、其の事實の斯くばかりも傳はりてはあるなり、口授學の方は遂に傳はらねば、後世に至りては其の詞は知るべき由なくなれり、是書紀傳に利あるを見る一つなり、然るを後世の學者はいはむ、此のごとき漢文に傳へずして、眞假字を以て歷世の大詔を傳へたらむにはよろしからむと、是の望は能はぬことなり、歸化人は漢文こそ得たれ、己が心得にせむ爲に書記するものなれば、己が便利に任するは當然の事なり、後世文學を論ぜむものは、此に心を注ぐべし、抑神武天皇より以來、應神天皇の頃までの日本書紀の傳は、皆歸化人の書傳を採りたるなれば、其の意を得て我が文學を論ずべきなり、持統天皇の詔も亦支那文に記したるが存して、天皇の御言は傳はらぬにて、其の意況をいはば、神武天皇の詔と同じことなり、然して應神天皇以來の日本書紀は、歸化人の書傳も取りたれども、本邦人の書傳も出で來て、殊に敏達天皇以下は、大概本邦人の書傳を採りたるものなり、以て敏達天皇より我が文學は殊に開け來たりたるありさまを見るべし、

口授學文學盛衰

入或はいはむ、應神天皇以來文學開けたるならひには、大詔のごときも御言のまゝに眞假字を以て書記せば、其の意彌判然たるべし、然るを漢文を以て大詔を記すはいかゞと、是は既にもいへるごとく、物を記すは文學者のなす所なれば、本邦語の意を文字に寫し取るは文學者これを專務とせり、言語のまゝを以て傳ふることは口授學ありて口授學者これを專務としたれば、應神天皇以來は口授學と文學と並び行はれたる所以即是なり、然れども、應神天皇以來のありさまは、古語拾遺にもいへるがごとく、文學行はれてより以來、人々古を語ることを好まずといへるがごとく、口授學は年々に滅じて、文學は年々に增し、天武天皇の時に至りては、甚微々たるものと成れり、以上述ぶる所は、口授學と文學との盛衰のありさまなり、

天神壽詞

天武天皇の時に至り、口授學は甚衰微せしかば、天皇はこれを歎きて口授學を後世に傳へたまはむとせられしかど、時勢如何ともしがたき景況となれり、其のありさまは、詳に古事記の序に見えたり、持統天皇の四年に至りて、天皇即位したまふ條に、神祇伯中臣大島朝臣讀二天神壽詞一畢、忌部宿禰色夫知奏二上神璽劒鏡於皇后一、〇以上文とある天神壽詞などは、唯、天神壽詞とのみ記して詳ならざるやうなれど、此の御時ぞ古語を眞假字まじりの文に書き記したる始にはありける、そは何に據りていふぞといはば、文に天神壽詞を讀むとあるぞ明徵にはありける、抑天神壽詞は、中臣家の口授なれば、歷世の天皇即位の時は、口づから唱へ來りしなり、中臣家は言語を美はしく使用するが神代よりの家の業なれば、口にて美はしく唱へしことゝいふも更なることにて、決して書きたるものを讀み上げたるにあらず、これぞ古き文章にはある、然して口授の文章は、いづれも此のごときものなれば、一度忘失したらむには、口授の古文は消滅して迹形なくなり行く、是口授學の短所なり、然るを持統天皇の御即位の時、始めて天神壽詞を讀むとあり、是眞假字まじりに書きて、それを讀むとゝいへるが證なり、此の天神壽詞は古言なれば、當時の人は其の場にのぞみていひあやまることもなきにあらざれば、眞假字まじりに書くことゝはせられしなるべし、此のごとく考へ定むれば、朝廷の公文に眞假字交りの文を用ゐられしは、持統天皇の御代ぞ始にはあるとはいふなり、此の眞假字まじりの天神壽詞は、藤原賴長公の台記別記に記し傳へてあるなり、

宣命附宣命書

天武天皇は御母持統天皇の御意を繼がせたまひしにもやあらむ、御即位の時、始めて大詔を眞假字まじりに記させたまへり、この大詔を始として以來、大詔は眞假字をまじへて記すことゝなれり、是所謂宣命文といふ文體の公事にも用ゐらるゝ始にぞありける、

但これは朝廷にて大詔を記し留むるに眞假字を用ゐらるゝ始にして、是より以前に眞假字を用ゐて文章をば書かざりきといふにはあらず、文字を自由に遊び得ざる人は漢文の間に眞假字を用ゐて記したり、然るは、家々の氏文のごとき類に見えたるにても知るべし、然れども、其等は文字に自由を得ざる人のせしごとにて、眞假字交りを立派なる文章として人に誇りしにはあらざりしを、文武天皇以來は朝廷にて大詔をも、眞假字を交へて書記せらるゝやうになりしかば、是より以來は本邦の文章即假字文章といふものゝ出で來て、其の文章の美はしきを人に誇るやうにはなりたるなり、

古事記及萬葉集書方

元明天皇の時に至りては、古事記を眞假字まじりの文もて記さしめたまひ、孝謙天皇の時に至りて、萬葉集を眞假字まじりに記し、変ふるに義訓戲訓等をもてするに至りては、文字の使用の進歩し來りしを見るに足るなり、

片假字　平假字

上件に述べたる事の因に、片假字平假字の事を述ぶべし、片假字といふは、先哲の說に、文字の一片を取りて用ゐるがゆゑに片假字といふといへり、然るを、予が父春村の說にいはく、片假字の名義は、文章等の傍に施して訓讀に便するが故に、傍假字といふといへるぞ宜しかりける、然るは、古き片假字は、必しも文字の一片を取れるのみにはあらず、全字を用ゐたるもあるにて、此の說の正しく從ふべきを見るべし、抑此の片假字といふもの、起りしは、いつの頃起りしにか詳ならず、予が斯くいふ故は、奈良朝の古文書は、東大寺正倉院に山のごとくあれども、片假字を以て記せるもの一葉だにあるを見ず、是予が片假字は未奈良朝には行はれずといふ徵證なり、然れどもまた此の奈良朝時代の事に就きて一言すべきことあり、そは何ぞといふに、正倉院古文書中に、琵琶の譜一葉を見出でたり、其の譜は、

工丁七八（クシチハ）　凡十七（ボンシヒチ）
斗コ之也（トコシヤ）　一乙ク上（イチオンクジヤウ）

とあり、此の譜の末に、黄鐘調の音假崇と記してあり、これによりて傍假字は出で來しなるべし、予が斯くいふ故は、奈良朝に至りて文學盛に行はれて、人

人其音韻と訓詁とに苦しむことゝなりしかば、時の宏才と呼ばれし吉備眞備公は、支那に留學して歸朝の後、力めて文學を敎授せらる、其の事を三善清行の異見封事に記していはく、至二天平之代一、右大臣吉備朝臣、依二弘道王一親自傳受、即令二學生四百人習一五經三史明法算術音韻緯象等六道一（以上文）と見えたり、此の六藝を敎授するが中に、殊に音韻を敎ふるには、假字を以てせざれば能はず、たとへば漢音、親音のごとし、これを備忘の爲に其の字の傍に、「カヲ」「クワヲ」など記しつけて、以て文學上の便とはしたりけむ、然せざらむには、諳記力の薄きものは忽に忘るゝなり、吉備公は其の音韻を敎ふるに當りて、此の傍假字を用ゐて敎授せられたりけむとぞおぼゆる、然しる例に倣ひて、吉備公の意匠より出でたるものなるべし、斯くいふ故は、藤原長親の倭片假字反切義解の序にいはく、到二於天平勝寶年中一、右丞相吉備眞備公、取下所レ通二用于我邦一假字四十五字一、省二偏旁點畫一、作二片假字一云々（以上文）とあるに從るものなり、然れば、傍假字を用ゐることは奈良朝に起りしかど、文字の音韻と訓詁との便に備へしものにして、いはば文學授業の便利にせしものなれば、文章寶藏に藏むべき內典外典、又は日用の文書消息文等の文字の傍に、傍假字を附けたるもの、奈良朝時代になきは勿論のことなりけり、故に予が正倉院文書中に一葉も見得ざるはむべなることなりけりと、是に於いて始めて了知せられたり、伴信友翁が天平寶字五年に書きたる最勝王聊簡略集といふ佛書に、傍假字を用ゐたるを見たりといはれしは、是は既にもいへるが如く、學生の稽古本なるべし、稽古本に用ゐしものは、奈良朝にも必なしとはいひがたし、又此に必得べきことは、天平經といふ古經にも、傍假字を施したるもの今に傳はれるものあり、是は後世稽古本に用ゐたるが傳はれるものにて、多くは後世の人の施したるものなり、注意すべし、最勝王聊簡略集なども、若しは後人の施したるものにはあらぬか、此の書は予は目擊せざればたしかにはいひ難し、予が目擊せし中に、傍假字を施じたる書の尤古しと見たるは、世に飯室切と稱する所の嵯峨天皇の宸翰の法華經なり、此の經文は傍に白墨を用ゐて假字を施せり、此の假字は、傳へて弘法大師

といふ、(古筆家には此の經の類を押並べて飯室切といふ)其の事はさまれかくまれ此の經文の類は、嵯峨天皇の頃のものなることは疑なきものなり、因りて按ずるに、傍假字を施すことは、最初は白墨を以てせしものなるを、漸次に墨其の他の色墨を用ゐたるならむ、

傍假字の起りしは上件に述べたるが如くなるが、此の傍假字頗文學上に利益を與へて、今に至りて益盛なり、然る故に、予文學の沿革を述ぶるに當りて、此の傍假字の起原を辨じ、以て文學の進歩を示さむとするなり、文章の傍に受業上忘るゝじき音韻訓詁は、其の處々に假字を記しつけて人々以て備忘とし、爲に學者の記憶を助けたれば、奈良朝以下は文學の進歩年々に加はりて、嵯峨天皇淳和天皇仁明天皇文徳天皇に至りて盛大に至りし事は、世人皆知る所の如し、但予が此に文學といへるは支那文學の事ぞよ、是よりは所謂平假字の事を述ぶべし、予が平假字の事を述ぶるものは、平假字起りて本邦文學上に大きなる影響あればなり、然して此の平假字といふは、即草假字を略したるにて、草書を更に省略したるものなり、此のごとく省略して、二種特別の我が邦の文字となれり、

本邦に於いて草書を能くせしは弘法大師なり、其の故は、遍照發揮性靈集の序の文にいはく、天假二我師一、伎術多、就中草聖最狂逸、○以上文とあるを見るべし、是に據りて人或は誤りて平假字は大師の作なりといふ說あり、是甚しき誤なり、此の誤り傳ふる所以は、河海抄に引ける江談といふ書の文を能く讀み味はざるが致す所なり、此の事は此に要なければ論せず、委しくは子が今樣歌沿革考といふ書にいへれば、就きて見るべし、

上件に述たるがごとくなれば、草書を假字に用ゐしことは、桓武天皇より以前にあり、予既に正倉院古書中に於いても所見あり、然れどもそれらは皆草書を以て假字に用ゐたるにて、平假字とは異なり、予が此にいふ所の平假字は後世の平假字の起りし根元をいふなり、然して、此に心得べきことあり、其は彼の有名なる伊呂波歌は、弘法大師の草假字にかゝれて衆に示されたるものなることは、江談の文にて揭焉なり、但此のいろはを世にはいろは歌ともいひ傳へたれど、大師のこれを作りて衆に示したまひし意は、これを唱へて人欲の私を去らむむるものにて、即佛意の尊きを讃せしなり、是は和語を以て作られしが故に、稱して和讃といふ、以て遍く佛意を知らしめむとせられむなり、然れども、此の和讃、當時況く世に行はれず、其の故如何、嵯峨天皇以來支那文學盛に行はれたるが故なり、此の事も、委しくは今樣歌沿革考にいへれば此には略す、

上件に述べたるがごとくなれば、嵯峨天皇以來は、支那文學の一方に偏する世の中となりて、本邦固有の風俗を稱せし歌も、甚衰へて、古今集の序に、貫之朝臣の述べられたるがごとく「今の世の中、いろにつき、人のこゝろ、花になりにけるより、あだなる歌、はかなきことのみいで來れば、いろごのみのいへにのみ、うもれ木の人しれぬごとくなりて、まめなることろには花すゝきほにいだすべきことにもあらずなりにたり、○以上文といへるにて、國語の衰へたる狀を知るべし、古今の序の、此の所を解きひがめて、今の世の中色につき、人の心花になりにけるとあるを、古人の說に、今の世の中は好色になり、輕薄になりにけるよ

りこやうに釋せる、是はいみじき僻言なり、今の世の中いろにつき、人の心花になりにけるとは、時代の流行に從ひて、人心浮華をよろこぶといふ意なり、當時學問といへば、專支那文學にかたより流るゝをいへるにて、古語拾遺に、浮華競興、還嗤二舊老一とあるがごとし、いろにつきとは、時の人の好につくをいひ、心の花になるとは浮華を翫ぶをいふ、浮華とは支那文學をいふなり、然れば國風の歌は、男女の情を述ずるに讀みかはしなどするとにのみ用ゐて、公然たる事實事情を述ぶるには、用ゐざりしをいふなり、是貫之朝臣が支那文學の世に專行はれしを歎きたる言なり、以て支那文學の行はれて國風の歌の衰へたるさまを見るべし、

上件に述べたるがごとき景況となりしかば、弘法大師の作られたるいろはの和讃も、世に行はれざりしことを知るべし、我が國文國語の衰へたる時代は、嵯峨淳和仁明帝まで三代の間殊に甚し、斯くいふ徵は、續日本紀卷十九に、奈良の興福寺の大法師等が、天皇の四十の御賀算を賀し奉らむとして、嘉祥二年三月佛像經卷若干、又天人浦島子吉野仙女の像を造り、こ

れに長歌を添へて、賓算祝賀の意を表せり、其の長歌は、事長ければ此にいはず、時に朝廷國風の衰へたるを慨き思し召されけむ、此の事を記していはく、夫倭歌之體、比興爲レ先、感二動人情一最在レ玆矣、季世陵遲、斯道已墜、今至二僧中一頗存二古語一可レ謂、禮失則求二之於野一、故採而載之〇以上文と見えたり、以て國語の衰へたるを見るべし、又文に斯道已墜、今至二僧中一頗存二古語一とあるにても、歌は僅に僧侶の中に傳へたるを見るべし、次の帝文德天皇よりは、歌よむこと少し起りたれど、尚微なり、次に清和天皇陽成天皇に至りても、尚發達せず、支那文學は尚盛なりき、光孝天皇に至りて、歌よむこと起りて、其の道にすぐれたる人出で來たり、然れば、後世傳へていふ、和歌は光孝天皇より起れりと、此の言や、歌は神代よりありといへども、支那文學の爲に一たび壓せられて衰へたるが、光孝天皇の御代より再度起りたるをいへるなり、

光孝天皇に至りて、歌の再度起る故は、天皇は御みづから歌を好みてよみいでたまひしかば、上の好む所下これより甚しきあり の譬にもやあらむ、歌よむ人多く出て來にけり、然れども、其のこれを書記するや、尚萬葉集の書體のごとし、男子は皆此のごとくなりしかど、女子は此の書體に苦しむが故に、草假字を用ゐて書記すること起れり、是草假字の世に用ゐらるゝ始にはありける、此の草假字は、甚しく畧せるものにて、卽平假字なり、平假字此に起りて、女子の多く用ゐるものとなりしかば、女文字といひ、楷行の文字は男子の多く用ゐるものなれば、これを男文字といひて別かてり、是男文字女文字の稱の從りて起る所以なり、弘法大師は、嵯峨天皇淳和天皇仁明天皇の御代にありて、能く草書を書きしかば、草聖と稱せられたり、故に當時の女子等、大師の字體に倣ふ、是に於いて後世平假字は弘法大師の作なりといふ混雜の說の起りしなり、此說は、草假字と平假字とを混じたるものなり、弘法大師は草書をこそ能くせられたれ、草書の假字は、大師以前よりあり、平假字は草假字を又一畧は略したるにて、光孝天皇宇多天皇の頃より行はれたることは、今此に辨じたるがごとし、後生此に注意すべし、

上件に述べたるがごとく、平安朝に至りて傍假字行はれて、支那文學進み、平假字行はれて詠歌再び起り、詠歌起るまゝに、平假字書の文章出で來たり、是後世所謂國文なり、

國歌國文興隆

國歌國文の大に起りたりしは、光孝天皇以來なり、此の事は、古今集の歌どもを見ても能く知らるゝがうへに、順德天皇の禁秘御抄にも判然と記させたまへり、其は諸藝事の條にいはく、和歌自二光孝天皇一未レ絕、雖レ爲二綺語一、我國習俗也、好色之道、幽玄之儀、不レ可二棄置一事歟〇以上文と見えたるにて知るべし、此の禁秘抄の文をば、德川家康公なども信用せられたりと見えて、元和元年大坂落城の後、公家御法式を定めらるゝ時も、此の文を引きて、國歌は廢したまふべからざるものとしたり、以て國歌の光孝天皇より再度世に起りしこと、及又廢すべからざるものなるを知るべし、但此に心得べき事は、禁秘抄の文に、好色之道といふことあるを惡しく心得て、男女の間を猥がはしくする道と思はむは、甚しき誤となるべし、其の故は、好色之道とは、汎く人情を知るの道といふことなり、人情を知るは、人の開化に趣く基本なり、萬葉集に東歌を集めたるは、卽此の意にて、東國の人情を歌に據りて知らしめむが爲なり、此のごとく心得べし、古今集の序にも、いろごのみの家とあるは卽是なり、然れば、色ごのみの家を一向に妓樓遊廓とは思ふべからず、

書歌以平假字

國歌國文は、光孝天皇より以來は、男子も女子も多く平假字を以て書記することゝなり、醍醐天皇の時に至りては、勅ありて古今和歌集を撰せしむることゝなり、其の歌其の序文、皆平假字を以て記して奉らしめたり、是に於いて平假字にて記したるものを、始めて朝廷に奉るに公然たるものとなれり、

因にいふ、古今和歌集の序に、假字序眞名序の二つあり、學者此の序の事を論じて、假字序を以て眞の序文とするものあり、眞名序を以て眞の序文とするものゝ說にいはく、假字序は眞名序を土代として、和文につゞり成したるものなれば、奏覽の時の序は、眞名序なること疑なしとして說を立つるなり、此の論此のごとく二つにわかれて、一定の說なきがごとし、然れども、眞名序は眞の序にはあらざれば、奏覽の時は假字序なりしこと決せり、其の放

如何とならば、撰定する所の歌は平假字を以て記せれば、其の序も亦平假字の國文を以てして、支那假字の世に行はるゝが與かりて力あるものなり、但斯くいへばとて、是より先、國歌は勿論にて、國文とても、平假字にて書きたるものゝなかりしにはあらず、其は何ぞといふに、竹取物語空穗物語などは、皆平假字にて書きつゞりたるものにて、光孝天皇宇多天皇の頃書き出でしものなり、作者は誰人ならむ、傳へなければ知るべからねど、古今集の序よりは古き時代のものなり、然れども、皆私のものにして、古今集の序のごとく公に奉りしものにはあらず、

貫之朝臣能書

上件に述べたるがごとく、平假字文即國文出で來てより種々の體裁も出て來て、其の類多くなれり、然れども、其の意の發する所は、叙事と議論となり、其の中に叙事多くして議論少なし、然して貫之朝臣は、能く和歌を詠じ、能く國文を作るのみならず、其の機運に遭ひて、國歌國文を平假字に書きて朝廷に奉るとの嚆矢にして、其の功最大なりといふべし、殊に此の朝臣は、平假字を書くに手迹甚勝れたり、其の優美なる手迹を以て、古今集の全部をものして奉りたれば、

醍醐天皇も其の賞翫甚しかりけむ、延喜の當時の歌文、更に一定して、後世の龜鑑となれり、貫之朝臣が、此の序を書かれしより後、國文にてものせられしは、延喜七年九月十一日の大井河行幸和歌の序、承平五年にものせられし土佐日記等にして、いづれも、皆後世の模範なるものなり、

貫之朝臣が此のごとく筆を揮ひて國文を書き出でられしを、朝廷にても大にこれを賞せられてより、埋木のごとく埋もれたりし國文も、俄大に勃興して、延喜より以來は國文に記するもの多く出で來、又物語の類も多く出で來にけり、

日記物語

日記又物語類の體裁をいはば、國文にて其の事を叙して、處々に其さまを繪に書きてさし入れたるものなり、是ぞ上古の日記物語などの體裁にはある、但、日記も旅の日記には繪を加へざるがあるは、旅中匆卒の筆記なればなり、然れば、土佐日記には元より挿畫なきも亦此の故なり、

物語成因及種類

物語の出て來し原因は如何なることぞと云はば、僧侶が國語もて容易に佛意を喩し、極樂淨土地獄變相などを繪に作りて併せて衆に視したるより出でたり、既にいへる所の竹取物語空穗物語なども、繪を加へたるは、抑此の意匠に因るものなり、然して其の物語を作りし意は、唯衆の心を慰むる爲のみにはあらず、僧侶が說法して人心を和らぐるに倣ひて、物語を作りて以て敎訓にしたるものなれば、物語文といふものは敎訓物語ぞ始にはありける、然れば、竹取空穗の物語も敎訓物語なりと云ふことを心得て見るべきなり、其の後たゞ〳〵面白さを專として人情を穿ちたる物語出で來たり、これを人情物語といふ、其の後、歴史の物語出で來たり、此の物語の出て來たりし故は、當時朝廷にて修史の事を廢せられたれば、歴代の時實を私にも心得むが爲なり、此の他に草紙といふものの出て來たり、是はあり合の草紙に見聞せしこと等を備忘のために國文にて記したるものなり、故に實事もあり、空談もあり、其の他種々の事を記したるものにて、國文の隨筆なるものなり、其の種類を分くれば四種なり、表示すれば左の如し、

敎訓物語　（家庭敎訓の趣意にて、作りしものな

り、）

人情物語　（家庭教訓の意より分派して、人情風俗を見するを趣意にて、作りしものなり、）

歴史物語　（教訓と人情とより分派して、歴史の時實治亂興廢を見するを趣意にて、筆記せしものなり、）

草　紙　（教訓人情歴史をいはず、何事にても筆記しおきて備忘にせしものなり、然れば其の事の長きもあり、短きもありて一ならず、家にありての日記、旅中の日記なども類別すれば草紙の中に入るなり、）

教訓物語とは、竹取物語、空穗物語、落窪物語、古今著聞集、十訓抄の類なり、著聞集十訓抄などは實事に據りて教訓とせり、竹取空穗落窪などは事を作り設けて教訓とせり、然れども、其の教訓の意は一なるものなり、

人情物語とは、伊勢物語、源氏物語、狹衣物語の類なり、伊勢物語は、業平朝臣の自記を土代として、後人が人情物語となりては、悉皆實事のみにはあらで、專ら人情を見する物語となれり、

歴史物語とは、榮花物語、水鏡、大鏡、增鏡、今鏡、前九年、後三年繪詞、保元物語、平治物語、源平盛衰記、平家物語、蒙古襲來繪詞、神皇正統記、太平記等にて、いづれも世の中の治亂興廢に係りし事なり、

因にいふ、人情物語、歴史物語に男女の裝束等を委曲に書き出し、歴史物語に甲冑馬具等を巨細に書き出したるは、其の當時々々の衣服室礙のさま、武士の軍裝の美々しきさまをよく知らしめむが爲なり、見む人此に注意して見るべきことなり、

草紙とは、大和物語、枕草紙、今昔物語、宇治拾遺物語、徒然草の類なり、

上件に述べたる教訓物語の中なる古今著聞集十訓抄の類は、其の趣意は教訓なれども、體裁よりいふときは草紙に入るべし、此の類はいづれの類にも多し、準へてわきまふべし、

以上述ぶる所は、假字文字の世に行はれてより、國文の出で來たる結果にして、其の出で來たる教訓人情歴史草紙等の旨意の歸著する所は、多く佛意にありて、儒意に歸著することは少なし、以て佛教の人心に感染したるありさまを見るべし、此の意を得てすべ

ての國文を見ざれば、當時の國文の本意をば得ずして却りて古書を誹るに至る、心得置べし、然て斯くいふものから、往古の國文の作者の心に感じて筆記せし處の趣意は、後世の龜鑑にせよといふにはあらず、古今感ずる所の異なる事は自然の道理なれば、今其の感ずる所の異なるかぎりは採用せずして、採るべきかぎりを採用し、採るべからざる限は棄てゝ可なり、然るを、強ひて採るべからず、信ずべからずと思ふ條々を拔き出てて、これを誹謗する輩あり、是は古人の作意を知らざるものなり、後生此に注意すべし、

教訓物語

教訓物語は、君に忠に、親に孝を盡し、子弟家族をあはれむは固よりの事にて、是等の事に就きて私の欲を棄て、他の富を羨まず、非道を行はず、正直を專一にすれば、必神佛の冥覽ありて、其の報を受くとやうに教訓せるものなり、作り物語にはあれど、竹取物語は即其の意を以て教訓せるにて、彼の讃岐造麿と云ふ翁は、竹を取るを以て業とす、性質至りて正直なるが故に、諸天のこれを感じて天女一人を天降して、養育せしむ、然るに此の天女を養ふ間に、山野の竹を切

れば、其の竹の筒の中にいつも黃金ありて存外の福人となれり、是諸天の翁の正直なる心を感應したる驗なり、然れば、人たる者は正直ならざるべからずと教訓したるものなり、往古とても今日とても此のごとき感應はあるべくもなきことにてあれば、今日の人はいはむ是昔噺なり、子供だましなりと、然らば、往古の人はこれを以て眞實に思べきや云はむに、往古の人とても、是の話を以て眞實なりとは思はざりしこと疑なし、然らば往古の人の思想も今日の人の思想も異なるとはなし、然れども、往古の人は此の作り物語をよみて心に感じたればこそ、此の物語をつたへつたへて今の世までも傳はりたれ、是古人の此の物語を感じたる證なり、今日の人は此の物語を讀みても、古人の感ずるがごとく感ずる人少なし、是古と今と人の感ずる所の變遷し來りし徵なれば、以て古今の人情を了察すべきなり、此の物語を古き書目錄に源順の作とせるがあるは、取るに足らざることにて、源順よりは七十年も以前に出て來しものなり、然れば、此の竹取物語は平假字の國文の始にして、是に次いでては空穗物語なり、竹取は二卷なれ

ども、空穗物語は二十卷にして、三十冊にとぢわけたるものなり、敎訓の意匠は竹取物語に似たり、文章の體裁をいはば、一ときり一ときりに切りて、長くつゞけず、以て了解に易からしむ、是國文の古體を窺ひ知るべき目途なり、竹取物語に云はく、

いまはむかし、竹取の翁といふものありけり、野山にまじりて、竹をとりつゝ、よろづのことにつかひけり、名をば、さぬきのみやつこまろとなむいひける、その竹のなかに、もとひかる竹なむひとすぢありける、あやしがりて、よりて見るに、筒のなかひかりたり、それを見れば、三寸ばかりなる人いとうつくしうて居たり、翁いふやう（ハ）、われ朝ごと夕ごとに見る竹のなかにおはするにてしりぬ、我が子になり給ふべき人なめり、とて、手にうちいれて家にもち來ぬ、めのおうなにあづけてやしなはす、うつくしきことかぎりなし、いとをさなければ、籠にいれてやしなふ、

これを以て光孝天皇宇多天皇の頃の文章の體裁をあぢはひ知るべし、

敎訓の意味の古今異なることは、竹取物語を以て上件に述べたるが如し、然して又これを歷史學に應用すれば、意外の得ものあり、是古書の貴き所なり、其は何ぞといはむに、竹取物語に、翁が多くの黃金を得て福貴の人となりたりとあるにて、當時は金の融通も能くなりしことの知らるればなり、奈良朝時代は、金の融通はいまだ能からぬのみならず、錢の融通さへわろかりき、其の故は從來の融通品は多く布帛を用ゐたれば、それに馴れたるが故なり、又それのみならず、布帛は人々所用あれども、金は人々所用あることなかりし世の中にてありければなり、當時に至りては、金何ぞを出せば、何の品物にても交換せらるゝ世の中となりたれば、翁が金を得て福人にはなりたるなり、金融通わろき世なりせば、諸天も翁に金を與へずして、竹の中に布帛などを入れて翁には與へしなるべし、是金融通の能くなれる狀を見るべき一つなれば、歷史學にも應用して猶る所ありとは、是等をいふなり、其の他準へて心得べし、

空穗物語は、竹取物語にいさゝか後れたり、空穗物語にいはく、

むかし、式部大輔左大辨かけて清原の大きみありけり、みこばらに、をのこ子一人もたり、その子、心さときことかぎりなし、ちゝはゝなければ、ちゝはいとおもへらく、いとあやしき子なり、おひたたむやうを見む、とて、ふみもよませず、いひをしふることもなくて、おほしたつるに、年にもあはず、たけたかく心かしこし、

これを以て宇多天皇の頃の文章の體裁をあぢはひ知るべし、然して、此の子の七歲にして此の如き文才あるは、祈念する所の觀音の力にて、即觀音力なりと云ひて、佛法を以て敎訓としたるものなり、以て其の敎訓の意匠を見るべし、

人情物語

次に人情物語の事を述ぶべし、人情物語を作りし趣意は、人は人情を知らざれば、其のおこなひ野蠻のおこなひに等しくなるが故に、物のあはれを知らぬ人となるを戒めむとするなり、然して、此の人情物語のはじめは、伊勢物語なり、此の物語は、業平朝臣の歌や、其の他の人々の歌につきて種々の人情をかきあらはして、おもしろくつゞりなしたるものなり、作りし時代はよくも知らねども、醍醐天皇朱雀天皇の頃なり、伊勢物語にいはく、

むかし男ありけり、うひかうぶりして、ならの京かすがの里に、しるよしして狩にいにけり、その里にいとなまめきたる女はらからすみけり、この男かいまみてけり、おもほえず、ふる里にいとゞはしたなくありければ、こゝちまどひにけり、男のきたりけるかり衣の裾をきりて、歌をかきてやる、その男しのぶずりのかりぎぬをなむきたりける、

春日野の、わかむらさきの、すりごろも、しのぶのみだれ、かぎりしられず、となむ、おひつきていひやりける、ついでおもしろきことゝもやおもひけむ、

みちのくの、しのぶもぢずり、たれゆゑに、みだれそめにし、われならなくに、といふ歌の心ばへなり、むかし人は、かくいちはやきみやびをなむしける、

これ醍醐天皇朱雀天皇の頃の文體なるが、一ときり一ときりに切るゝさまは、竹取空穗などと、猶同じやうにて、光孝天皇宇多天皇頃の文體と大かたかはる

事なし、然て、此の人情物語は、人情の深きを以て其の人をほむるが當時の人情なれば、これに反せる人情の淺きを戒むるなり、昔或る男の奈良の古京なる春日の里に獵狩に往きたるに、故京となりて荒れたる里に、案外にもなまめきたる婦人の兄弟がありて、突然と見えたるに、斯かる故京にかくてあるは、便を失へるものならむと察して、感情は起りたるなり、若し其の婦の不骨なる田舍女にてあらば、荒れたる里に相應なれば、何ぞ感情も起るべき、いとなまめきたる婦人の、かゝる荒れたる里に住み居るを見て、便を失へる人の女ならむと見て、感情は起りたるなり、其の感情の起りたる原因をいひもてゆけば、婦人の美貌を見て起るものなれば、其の心は好色なるを、當時の人は色を好まざるをば生れたるまゝの人とし、色を好むをば世間の情を知れる人と思へればなり、以て當時の風習を了知すべし、

上件に述べたるがごとくなれば、古人は色情を內心に愼しむといへども、表面にはこれを顯はしてつゝしまず、現今の人は色情を內心につゝしまずして、表面にはこれを愼しむ、故に萬葉集古今集以來の代々の勅撰集にも戀歌の多きは此の故なり、是古今感情の異なる所なり、

歷史物語

次に歷史物語の事を述ぶべし、本邦の歷史は、日本書紀をはじめとして三代實錄に至るまで、これを六國史といふ、其の年代は神代をば然て措きて神武天皇より光孝天皇に至る一千五百五十七年の間の事實を記せり、是より後は朝廷に於いて修史の擧なし、(宇多天皇より以後、修史の擧なきことは說あれども此に要なければいはず、)鳥羽天皇の頃に至りて、榮花物語出て來、それより後は、古老の物語こそ出て來にけれ、是國文大に世に行はれ來りしまゝに、神武天皇より更に國文にてつぎつぎに編を成して後世に至るまで書き繼ぎしものなり、此のごとく歷史物語の出で來し故は、國文の行はるゝに從るといへども、一は朝廷に修史の擧の絕たるが故なり、

歷史物語の出で來はじめは榮花物語にて、これは專道長公の榮華の事を土代に取りて、其の前後宇多天皇の寬平年中より堀河天皇の寬治六年まで大凡二百

年許の事を記せるものなるが、其のこれを記せる意は、敎訓と人情とを以て書きたる歷史物語なり、斯くのごとくなり來たること、は、國文は其の敎訓物語に起り、次に人情物語出で來て、大に世に賞贊せられしかば、是に至りて敎訓と人情とを以てつゞりたる歷史物語は出で來たるなれば、其の出でたる原因を心得て、歷史物語は見るべきなり、斯く敎訓と人情とを書きあらはしたる中に、人情の事の尤多きは時勢の然らしむるなり、然して又心得べき事あり、此の歷史物語に男女の裝束及調度の類を委しく書きたるは、插畫に照らして其の狀を知らしめむとなり、先其の文體をいはば、榮花物語の月宴の卷にいはく、

世はじまりて後、この國のみかど、六十餘代にならせ給にけれど、この次第かきつくすべきにあらず、こちよりての事をぞしるすべき、世の中に、宇多のみかどと申おはしましけり、そのみかど、み子たちあまたおはしましけり、その中に、一のみこ敎仁の親王と申けるぞ、位につかせ給ける、それこそは醍醐の聖帝とまうして、世の中あめの下、めでたきためしにひきたてまつるなれ、

これ鳥羽天皇の頃の文體にて、文を一ときり一ときりには切らずして、或はつゞくるをおもしろき事としたり、これを文章をすべらかすといふなり、以て其の文體の旣往に異なるを見るべし、

又同じ物語の、かがやく藤壺の卷なる藤原彰子、女御となりて入內の條にいはく、

御木丁御屛風のよそひまでみなまき繪らてんをせさせ給へり、にようばうは、おなじさおほうみのすり裳、おりものゝからぎぬなど、むかしより今におなじやうなれど、これはいかにしたるとまでぞ見えたる、

此のごとく殿中の調度又は女房の衣服のさまなど委細に書きつゞけたるは、當時の風俗を見るべきためにて、此の事どもを一目して知らしめむが爲に、繪を處々に加ふるものなり、然れば、すべて物語の類は、處々に繪を加ふるが本體にて、繪を加へざるは繪を略せる本なりといふことを知るべし、

軍物語

此の後、軍物語といふ物語こそ出で來たれ、其は鞆穀の下にして、保元の亂又平治の亂とうちつゞき出て

來て、都人もまのあたりに戰爭を見て、其の狀況を物語にせしを、遂に國文には作りなしたるなり、其物語は、保元平治の物語こそ始にはあれ、是より先、往々戰爭の事はあれども、皆都近からぬ遠國なれば、都人はまのあたりこれを見ず、故に物語にすばかりに語りも傳へざるまゝに、國文にも作り出でざりしを、保元平治の亂は禁裏の下にてありしが故に、其の物語を國文に作り出でたるものなり、其の文體は發端の文にて知るべし、

爰ニ鳥羽禪定法皇ト申奉ルハ、天照大神四十六世ノ御末、神武天皇ヨリ七十四代ノ帝ナリ、堀河天皇第一皇子、御母ハ贈皇太后藤茨子、閑院大納言實季卿ノ御女ナリ、康和五年正月十六日御誕生、同年八月十六日皇太子ニ立セ給フ、嘉承二年七月十九日、堀河院隱レサセ給ヒシカバ、太子五歳ニテ踐祚アリ、御在位十六箇年ガ間、海内靜ニシテ天下穩ナリ、寒暑モ節ヲアヤマタズ、民屋モ誠ニ豐ナリ、是は保元物語の書き出しの文なれば、能く此の文體を見るべし、事を飾らざる故に、誰にも能く聞きわきやすく、且勇猛活潑なる語氣ありて、聞くにいさみあり、是軍物語の出て來はじめの文體なり、

又此の物語に據りて、當時の戰鬪のありさまは能く知られ、又軍裝も能く知られたり、保元物語上卷なる平基盛と宇野七郎親治との戰の條にいはく、

角申ハ、桓武天皇十代ノ御末刑部卿忠盛ガ孫安藝守清盛ガ次男安藝判官基盛生年十七歳トゾ名乘タル、大將ト思シキ者、褐ノ直垂ニ藍白地ヲ黄ニ返シタル鎧著テ、黒羽ノ矢負ヒ、塗籠籐ノ弓ヲ持チ、黄河原毛ナル馬ニ具鞍置テ乘タリケルガ、進出デ、身不肖ニ候ヘドモ、形ノ如ク系圖ナキニシモ候ハズ、清和天皇七代ノ末孫攝津守賴光ノ舍弟大和守賴信ガ四代ノ後胤中務丞賴治ガ孫下野權守親弘ガ子ニ宇野七郎源親治トテ、大和國奥郡ニ久シク住シテ、イマダ武勇ノ名ヲ落サズ、左大臣殿ノ召ニ依テ、新院ノ御方ニ參ルナリ、

軍物語は戰鬪の狀を記し出づるが旨意なれば、これを讀みて、其の當時々々の軍の狀を見るべきものなり、先相戰はむとするときは、互に己が家系を述べて、相手には不足あるまじき事を視して戰鬪せしを見るべく、又甲冑刀劍馬具等の裝飾を述べて、褐の直

垂に藍白地を黄に返したる鎧著てといひ、馬は黄河原毛なりなどいひて、其のありさまを詳にし、處々に綸を加へて一目して心得安からしめたり、當時の武士は、物の具鞍馬に注意するが故に、事あるときは恥かしからぬ裝飾して、戰場に花々しき死を遂げむことを常に志しゝなれば、軍物語を常に讀み習ふなり、然れば軍物語は武士の敎訓物語なりといふ事を心得べし、

因にいふ、武士氣質といふものは、軍物語の敎訓より固め成したり、

又軍物語を讀むに心得べき事あり、其は左右といふべきを弓手馬手といひ、鐙蹈みはりといふべきを鐙ふんばりといひ、太刀抑取りといふべきを太刀おつとりといひ、弓勢の弱き矢をへろへろ矢といふ類なり、是は所謂武士詞なるを、其のまゝを文に書きつづりて、其の語氣を視すものなれば、然心得て見るべし、此の武士詞は東國語多く、西國語もあれど尠なし、然るを、此のごとく武士詞を以て文章を成すが故に、軍物語は他の物語とは異になりて、一種の物語の體こそ出で來にけれ、此の所以を心得て軍物語は見るべし、

保元平治の亂ありて後、世の中は一旦靜謐に屬すといへども、人々の心の內は恠々として穩ならず、遂に源平の軍あり、平氏亡びて源氏起る、是に於いて源平盛衰記の國文出で來たり、其の發端にいはく、

祇園精舍の鐘の聲諸行無常の響あり、沙羅雙樹の花の色盛者必衰の理を顯す、奢れる者も久しからず、春夜の夢の如し、猛き人も終には亡ぬ、風前の塵に同じ、

源平盛衰記の文は、保元平治物語のありのまゝを書きつらねて飾る詞の少なき書ざぶりとは違ひて、讀むに口調よろしくおもしろく、詞しなめきたれば、戰鬪のありさまを書きつらねても、自然勇猛活潑の語氣の中に、溫順優美の意多し、卷三十なる貨盛討たる條にいはく、

手塚、敵の頸を郎等に持たせて、木曾の前に持ゆき申けるは、光盛、くせ者の頸取て候、名のれと申せば存ずる旨あり、名のるまじ、木曾殿は御覽じ知るべしとばかりにて、名のらず、侍かと見れば、錦の直垂を著たり、大將軍かと思へば、つづく者無

し、京西國の者かとすれば、坂東聲なりき、若き者かと思へば、おもての皺七十餘にたゝめり、老者かとすれば、鬢髭黑くして盛と見ゆ、何ものの頸ならむと申す、木曾うち案じて、あはれ武藏の齋藤別當にやあらむ、○中略樋口は古同僚見知りたるらむとて召れたり、もとどりを取り引あをのけて、一目うち見て、はら〳〵となき、あなむざんや、實盛にて候ひけりと申す、何に鬢髭の黑きはと、とひたまへば、樋口、されば、其の事思出られ侍り、實盛日頃申おき候ひしは、弓矢取る者は、老體にて軍陣に向はむには、髮に墨をぬらむと思ふなり、其故は、合戰ならぬ時だにも、若き人は白髮を見てあなづる心あり、況ひやいくさばにして進まむとすれば、古老氣なしとにくみ、退く時は今は分にかなはずと謗る、まことに若き人と先を爭ふも憚あり、敵もかひなき者に思へり、悲しきものは老の白髮に侍り、然れば、後成の卿述懷の歌に、

澤に生ふる、若菜ならねど、いたづらに、年をつむにも、袖はぬれけり、とよみ侍るとかや、人はいさゝかの物語のつてにも、後の形見に詞をば殘しおくべき事に侍り、といひしに違はず、墨をぬつて候ひけり、年來內外なく申し、事のあはれさに、樋口の次郎兼光、水を取りよせて、みづから是を洗ひたれば、白髮の尉にぞなりにける、さてこそ一定實盛とはしれにけれ、

以上述ぶる所は、源平盛衰記の文なるが、保元物語の文とは少し異にて、ありのまゝにはあらず、口調ゆるやかにして、勇壯活潑の中に溫順優美の意を含めたり、以て後鳥羽天皇の頃の國文の一變せしを見るべし、此の文中に、樋口次郎が後成卿の歌を引きての物語を取りて人或はいはむ、樋口は信濃の山家人なれば、後成卿の歌の意などは知らざるべけれど、それを知りたるさまにして讀むにおもしろからしめむとて作り加へたるものなりと、此のごとくいはむも理なきにはあらず、然れども、又樋口とても歌の意は必知らずと究めてはいひがたければ、其の論は此に益なし、此は唯樋口が實盛をあはれむ心ばへは斯くなりといふ意を書き顯はしたるものなれば、强ひて論理にかゝはるべからず、是ぱ獨り源平盛衰記のみならず、軍物語のすべての見やうなり、

平家物語は、源平盛衰記にさしつぎて出で來たるものなれども、其の文體の少し異なる故は、盛衰記は讀みて感あらしむるもの、平家物語は語りて感あらしむるものなれば、所謂文章と語物との差あり、平家物語は即語物なり、同じ實盛の討るゝ條なれど、

樋口の次郎只一目見て、あな無慙、齋藤別當にて候ひけりとて涙を流す、木曾殿、其ならむには、はや七十にも餘り、白髮にこそ成ぬらむに、鬢髭の黑いは如何にとのたまへば、良有て、樋口次郎涙を押へて申けるは、左候へば、其樣を申上げむと仕候が、餘に哀に覺え候ひて、先不覺の泪のこぼれ候ひけるぞや、されば、弓矢とりは、聊の所にても思出の詞をばかねて使ひ置く可き事にて候ひけるぞや、文に不覺の涙のこぼれ候ひけるぞや、思出の詞をばかねて使ひ置くべき事にて候ひけるぞやなどに注意して見ば、文章と語物とのけぢめは了知せらるべきものぞ、是平家物語を見る心得なり、

因にいふ、平家物語は後堀河天皇四條天皇の頃の作なり、

太平記は洞院左大臣公定公記には、天下太平記ともいはく、

見えたれど、常には唯太平記とのみいへり、其の發端

爰に本朝人皇の始、神武天皇より九十五代の帝、後醍醐天皇の御宇に當て、武臣相摸守平高時と云ふ者あり、此時、上君の德に背き、下臣の禮を失ふ、是より四海大に亂れて、一日もいまだ安からず、狼煙天を翳め、鯨波地を動かす事今に至て四十餘年、一人として春秋に富むことを得ず、萬民手足を措くに所なし、

以上述ぶる所は太平記の文なるが、源平盛衰記とは少し異にて、言辭を省かず、堅固に書きつらね、時に對句を以て、支那の四六文體を使用してしなめかず、勇壯活潑の語氣あり、これぱ古き軍物語に比すれば、保元平治物語の語氣に似て、源平盛衰記には似ず、殊に敎訓と人情とを本意として、勸善懲惡を專としたり、然るは、發端の文に、此時上君の德に背き、下臣の禮を失ふといひて、上下交君臣の德禮を失ひたる故に、此のごとき天下の大亂は出で來たるなれば、憤みて當時の狀況を鑑みるべしと敎訓せるなり、然れども餘りに敎訓に力を入れたれば、敎訓になるべき事

件は、能くも聞き糺しあへずして記載せしとも亦勘なからず、此の意を得て太平記は見るべきなり、

元弘建武以來は天下の大亂となりしかば、作者の知れるものは委しく記載し、知らざる件々をば他より聞きて記載したりとおぼしくて甚しき誤もあり、此の頃、此の太平記を俄讀みに讀むものありて、其の讀むべき心得のなきまゝに、戲作ものなりといひてあなどるものあり、甚ひが心得なり、注意すべし、太平記は戲作ならずといふ徵は、宣胤卿記永正十四年十一月廿七日の條にいはく、太平記四十冊、今日一見畢、此內第四卷に、宣明卿奉レ預二後醍醐四宮一(八歲事、當流の面目也云々○以上文)と見えたり、是は先祖宣明卿の八歲の若宮を預り申しゝことの太平記に載せてあるは、頗當家の面目なりといへるなり、以て太平記の戲作にあらざるを見るべし、太平記若し戲作書ならむには、何ぞ當家の面目といはむ、又難太平記といふ書あり、是は今川了俊が先祖の事實に就きて太平記の記しざまを難せるなり、是も亦太平記は戲作ものならむには、焉ぞ論難するに足らむ、宣胤卿記には、己が先祖の功を記したれば、當家の面目といひ、難太平記には己が祖先の事の中に誤れることもあり、又記し漏したることもあれば、これを難じたり、天下の大亂打つゞきて年を經たる間の諸國の事情を取集めたるものなれば、誤まれることも漏れたることもなどかはなからむ、(近世の諸國の事情を、今の世の人の取集めて記さむにも、誤脫は遁れがたし、)後生此の書を讀むに、教訓人情勸善懲惡を旨として書ける歷史物語なりと心得て讀むべし、然して、此の書を歷史に徵せむには、其の誤れるは正すべし、其の漏れたるは補ふべきなり、

此に其の教訓人情勸善懲惡を旨としたる意を示さば、太平記卷十六なる正成兄弟討死事の條にいはく、

正成座上に居つゝ、舍弟の正季に向て、抑最期の一念に依て善惡の生を引といへり、九界の間に何か御邊の願なると問ければ、正季からく〳〵と打笑て、七生まで只同じ人間に生れて、朝敵を滅さばやとこそ存し候へと申ければ、正成よに嬉しげある氣色にて、罪業深き惡念なれども、我もかやうに思ふなり、いざゝらば同じく生を替て、此本懷を達せむと契て、兄弟共に差違へて、同じ枕に臥にけり、

と見えたり、此の文に從りて、其の理をいはば、正成は宗徒の一族十六人相隨ふ兵五十餘人一同に自殺したりとあれば、正成兄弟の詞は、誰か聞き知るものあらむや、然るを太平記の斯のごとく記したるは、其の言想像より出てたるものなることは疑なし、然れども、斯く書きつらねたるは、正成兄弟が誠忠を時の人の感じて、正成兄弟が最期の一念は斯くなりと感ずる意を文章に書きつらねたるものなれば、然る心して見るべし、是人臣たるもの〳〵敎訓、又人情又勸善懲惡とするものなり、以て作者の意を察して、猥に虛飾なりと譏ることなかれ、

應仁記

前條に述べたる歷史物語に繼ぎて、此に應仁記の事を述べて、其の文章の沿革を示すべし、應仁記第一にいはく、

應仁丁亥の歲、天下大に動亂し、それより永く五畿七道悉く亂る、其起を尋ぬるに、舊氏將軍の七代目の將軍義政公の天下の成敗を有道の管領に不レ任、只御臺所或は香樹院或は春日局などいふ理非をも不レ辨、公事政道をも不二知給一、青女房比丘尼達の計ひとして、酒宴遊樂の紛れに申沙汰せられ、又伊勢守貞親や鹿苑院の蔭凉軒なんどゝ評定せられければ、今迄最負に募りて、論人に申與ふべき所領をも又恥に賄賂に訴人に理を付け、又奉行所より本主安堵を給れば、御臺所より恩賞に被レ行、如レ此錯亂せし間、畠山の兩家(義就、政長)も、文安元年甲子より今年に至る迄廿四年の間に、互に勸當を蒙る事三ケ度、赦免せらるゝ事三ケ度に及ぶ、何の不義なく、又何の忠もなし、依レ之、京童謠に、勸當に科なく、赦免に忠なしと笑ひけり、

此の文は、足利氏執政の季世の時代の文なるが、其の意は勸善懲惡よりも、時勢を誹謗するを專として文を成したれば、文飾は此に至りて失せたり、人皆誹謗を喜ぶ世となれば、文章誹謗に流るれば、文章の位置墮落するは自然の理なり、當時の文章は此の境界に降れり、

又同書同卷なる御靈合戰之事の條にいはく、

此御靈の森の南は、相國寺の數大堀にて、西は細川の要害なれば、北と東口より攻入ける、義就方の遊佐河內守馬より飛下り、眞先に進て懸ければ、兵

ども馬を乘放々々爭競て攻入る、早や鳥井の脇の唱門士村に火を懸だり、折節愛宕山の山下風に降雪烟とゝもに寄手の目口へ吹入て、進退失度、默然として迷惑す、此體を見て、內より見すまし、其の比無双の精兵の手きゝ竹田與二を先として、指攻引攻矢前をそろへて射倒ければ、義就方の先がけの大將、河內國の住人文德天皇之末葉と名乘坂戶源氏閑井を始め、先手皆射落されて伏ければ、遊佐が手の手負も六百人にあまりける、

文章の上を論ずれば、源平盛衰記太平記などゝのやうにはあらず、口調にも注意せず、詞づかひをしなめかさむともせず、對句をも求めずして、唯思ふまゝを當時の人の語氣に任せてひたすらに書きなしたるものにて、是足利氏執政の季世時代の文體なり、應仁の當時こそ軍物語に教訓の意をも聊加へて書きけれ、是より以來京師の戰爭打續き、後には諸國悉く動亂して、百有餘年を經過せし其の間は、軍物語も國々に出で來たれど、皆所謂「小草紙物」にて、教訓の爲とてすることは多くはなく、唯戰爭のありさまを見聞に隨ひて書き記したるものなれば、其の文章も其の國々の方言をさじへたるが多かり、然れば、其の時代の形勢を見るべきものゝみにて、教訓となるべき軍物語は十が一となれり、

以上述ぶる所は、足利氏執政時代の季世の軍物語の大略なり、

軍記讀法

足利氏執政の季世に至りては、軍物語の旨意は、太平記とは此のごとき相違となりたれば、此の頃の軍物語を以て太平記をば推すべからず、是軍物語を見るに最大切なる心得なり、

因にいふ、應仁以來は文學すべて廢れて、我が國風とすなる詠歌の事も衰へて、勅撰集も後花園天皇の永享年間に新續古今和歌集の撰ありて後は、其の擧絕えて、此の道甚荒蕪し、古歌を解釋し得る人も漸次に少なくなるまゝに、歌道に傳授といふことさへ出で來て、甚奇怪なることゝぞなりにたる、抑傳授といふは、佛道の秘密法などにこそはあれ、我が國風の上にいづくんぞ傳授といふことあらむや、其の傳授とは何ぞ、古今集の三鳥の傳授、三木の傳授の類なり、

因に又いふ、歌と文とを花實といふ、歌は花なり、文は實なり、花此のごとく衰へて、實の能く熟すべき理あらむや、應仁以後の歌文並に衰へたることは、これに由りて了察すべし、

因に又いふ、予が此の文學大要に述ぶる所の軍物語の文章の說は、其の時代々々の遷り來たる一般の文章を取りていふものなり、軍物語といふものは上下押並べて見る書なり、上下共にこれを見て了解に困苦せざる書なり、源平盛衰記は鎌倉執政時代の初世の通用の文體なり、太平記は足利氏執政時代の初世の通用の文體なり、然れば、軍物語といふものは其の當時々々の一般通用せし文體を見るにはこれにまさるものなし、然れば、應仁頃の汎く通用する文體は、應仁記を見て此のごとき體が即足利氏執政時代の季世の文體なりといふことを了知すべし、

因に又いふ、通用文といふものは筆とることをさへ知れば、深く稽古せずしてかくことを得る文なり、稽古せざれば書くことを得ざる文章は通用文にはあらず、此の事は古今同じことなり、

足利氏執政時代の季世に至りて文學衰へ、文章も亦隨ひて品位墮落して、文章に文華なく、唯ありのまゝを筆に任せて記することゝなりたることは、既に上件に述べたるがごとし、

信長記

足利氏亡びて織田氏これに代る、是に於いて天下の形勢一變して、人々足利氏執政時代の風儀を慕はず、文學は稍草野に起りて、文章も亦教訓を交へて、聊華を飾ること出で來たり、其の一二をいはば、信長記卷一の上にいはく、

それおもんみるに、天下を治るに道あり、賢をしたしみ、姦をさく、これ明ならくのみ、天下を治るに法あり、賞に信あり、罰に公あり、これ斷ならくのみ、天下を治るに本あり、禮樂敎化これ順ならくのみ、明なるときんばすゝみ、而して小人しりぞく、斷なるときんば功すゝみ、罪のこることあり、順なるときんば萬事をさまつて人心よろこび、天下大に和す、三のものゝ要は身にあり、身たゞしく心まことなれば、令せざれどもおこなはる、かるがゆゑに、唐虞三代の智もつば

ら禮樂敎化をもちゐて、大に世に行はる、かるがゆゑに、言はざれどもしかも信あり、いからずしてしかも威あつて、無爲にしてしかも治る、そのおとろふるに及ては、夏は妹喜を以てし、商は妲己をもつてし、周は褒姒をもつてす、是佚欲の人を亡ぼして、而して百令したがはざる所なり、爰に、本朝神武天皇より百有七代のみかど、正親町の院の御宇、武將光源院よし輝公の時に至て、序次かつて則なし、綱常治法も皆泯沒して、壞亂爰にきはまり、五畿七道ことごとく爭ひ、四夷八荒に至るまで、國として亂れざるはなく、所としてあらそはざるはなし、勅命をも用ゐず、せめてその爭も、隣國を併せん事を欲し、近里遠境と戰をいどまんには、よしいかゞせん、臣として君をはかり、君は臣をうたがつて、家國分離し、あるひは兄弟も讎敵となり、忽に父子の間もむつましからず、されば尊卑となく、不測の害におちいらむ事のみあやぶめり、遑に乘じ利を得ては、庸夫も數國を併せ、遑おとろへ勢つきては、公侯も士夫に下る、盛衰日に替り、榮辱かつてさだまらず、されば、その間の殘害幾千萬ともいふばかりなし、いつ此の兵亂しづまることをえ、いかなる時にか、一統の世となりなん事も計がたく、日本はかく兵戰のみ事としてこそあらめ、人だねもたへはてなんと思ふところに、程なく八荒に蕃域をひらき、諸島に風波の難もなく、泰平の世となりしことは、前の右大臣信長公の武功に仍りてなり、

物語繪詞說

總論

此に題して物語繪詞とせるは、所謂榮華物語源氏物語蒙古襲來繪詞の類をいふなり、さて其の物語と繪詞とは、元は一つものなり、故に併せてこれを辨ずべし、

物の意義

物語とは過去の事を語るなり、物といふは汎く其の事物を指していふなり、

加多理恭登

上古、我が邦の學問は如何といはば、過去の事を物語に語りて誦記するが學問にてありしなり、古事記上卷に「加多理恭登」とある是なり、往事を知りて、當今の萬事に比較し、以て其の來歷を感ずるが、我が邦の學問なり、然れば、支那の古語に、溫古知新とあると同じ心ばへにて、善なりと認むるものは稱し、惡なりと認むるものは嫌ふのみ、故に上古の物語學問に師はなきにあらねども、後世の師のごとく道理を立てゝ敎ふる師はなし、其の來歷を聽きて己が心に感ずるのみ、古語に言擧げせぬ邦といへるにても、其の學問のありさまを了知すべし、

語部

上古に語部と云へるものは、物語を能く覺え居て何事にても物語の先導者となるものなり、後世の師匠先生とは異にて、唯物語の文句を傳ふるものなり、

先代舊辭

上古に物語するありさまをいはば、人々家々、其の專業の暇ある時は、其の家の古老が若きものどもを聚めて何事にても語るを、其の語るまゝに若きものが皆同じ節に語るなり、語りて其の事を諳記し得るなり、斯くいふ徵は、古語拾遺にいはく、上古之世、未レ有二文字一、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不レ忘、（以上文）とある是なり、古事記の序に、これを「先代舊辭」といへり、

物語學問と云ふ時代は、大略此のごときものにてありき、因りて思へば、上古の人は眼に見て覺ゆることよりも、腦力を養ひて記憶のよかりしことを思ふべし、以上述ぶる所は上古の物語の大略なり、

物語保存

上古の物語の中に、歷史の物語あり、小說の物語あり、歷史の物語の今に存せるは古事記などなり、小說の物語の今に存せるは、家々の氏文（ウヂブミ）、國々の風土記（フドキ）の中なる古老傳などなり、

古事記日本書紀などは、神代よりの歷史の物語を後世に至りて文とせしものなれど、其の中には小說も雜れり、其の小說の物語を歷史に加へたる故は、古人は小說の物語も湮滅せむことを惜むべき所以のあれば、惜みてこれを傳ふるは、志の厚き所なるを、後世の人は或はこれを戲作話として歷史に加へたるを誹

謗するは、古人の意を知らぬが故なり、後世の人は小賢しくなれりといはば聞よくもあらねば、言を換へて用意周到になれゝば、己これを信ならずとする時はこれを棄つ、他にこれを信ずるものあれば、其の人を誹謗す、是は己が心に究めたる道理を規矩として致す所なり、これを彼是相對へて見れば、誹謗せらるゝ人は誹謗する人を思なりとそしる是も亦一種の規矩あるが致す所なり、是に於て本邦の人意に思想の合ふと合はざるとの差別出來たりしは、應仁天皇以來支那文學の我に起りてより、漸次に發生し來りたるものなり、此のごとく人々に規矩の出で來たるは、國の開化に趣く端緒にて、國の開化力の活動したるものなり、然れども當時規矩の出て來たる程は、未幾ばくもあらねば、我が邦のすべての人心は未規矩あることなくして、己が思ひ議るべからざることは議るべからずとしてあるが一般の人心なりしかば、古事記にも日本書紀にも不可思議なる小說物語を記載せるものなり、

予が小說と云ふは、國々家々の小事又神佛の靈驗天變地妖怪聞異事等をいふなり、上古の人の心は、此のごとく規矩なく廣漠なりしものなれば、後世の人の規矩ありて細密になり來れる心を以て、猥には推し量るべからず、猥には謗るべからず、其の故は其の規矩の世々を經て變り行く尺度なればぞかし、

古傳小說　假作小說

古事記日本書紀の中なる小說の物語一二をいはば、古事記の應神天皇の條なる天日矛が美人を追ひて日本に渡り來りし物語、又同條に伊豆志袁登賣といふ美人を、秋山之下氷壯夫と春山之霞壯夫との兄弟が爭ひし物語、此の如き事どもは、今の人は歷史上には要なきことゝ思ふべし、又日本書紀の雄略天皇の條なる水江浦島子（ミヅノエノ）が大龜を得たるが、其の龜化して女となりしを浦島子感じて夫婦となり、其の婦と俱に仙境に往きしこと等の類なり、此のごとき物語も、上古の人の意には虛言と知りながら傳へしにはあらず、是他なし、不可思議なる古傳も故あるべしとて棄てざるものなり、然れば、此のごとき物語を古事記日本書紀に記載したるこゝろは、後世の竹取物語や空穗物語とは其の意異なり、竹取空穗のごときはわざと不可思議なる物語を設けて造り出でたるものな

り、記紀の物語は不可思議なる事なれども、其の事を信じて語り傳へたる物語なり、以て其の性質の異なるを了知すべし、

以上述ぶる所は、上古より中古の初世文德天皇の頃までの間の小說物語といふものゝありさまなり、此の他神佛の靈驗天變地妖等の小說物語あり、是等を傳へたる意も亦同じ事なり、歷史學を學ばむものは此に注意せらるべし、

假作物語性質

上件に述べたるがごとく、上古より中古の初世までの物語の古事記日本書紀等の書類に載せざるもの甚多くありけむを、口授にて語り傳へたるかぎりは、皆湮滅に屬したり、然るを、中古に至り、物語文といふものこそ出で來にけれ、是ぞ予が此に述ぶる所の物語にはありける、此の物語の出來たる原因は、中古の初世桓武天皇の頃より傍假字世に行はれ靡いで平假字起りしが、光孝天皇の頃より平假字大に世に行はれ來て、婦人は殊に此の平假字を使用せり、故にこれを女文字といふ、婦人の專に使用せし文字なればなり、本邦にて傍假字平假字の出て來たる事は、予委しき考あり、今は此に要なければいはず、是に於いて物語を文章に書かむとする事起りて、上古より語り傳へたりし竹取の翁といふものゝ、春の野に出でて九人の仙女にあひたる事の古物語（此の事は萬葉集卷十六にも見えたり）を土臺として、廣大寶樓閣善住秘密院羅尼經の序品の意を參へて、敎訓の物語に作りなしたるに、時の人大にめでよろこびたり、是ぞ後世所謂物語といふものゝ出來始にはありける、然れば、此の竹取を「物語文の出で來はじめの親」といへり、次に出で來たるは空穗物語なり、是も敎訓の意を以て書けり、當時は佛法を信ずる世の中なりしかば、竹取も空穗も並に佛陀の利益をまじへて面白く作爲したり、

竹取空穗の二つの物語を物語の親なりといふことは、源氏物語の繪合の卷にしるしてあれば、此の二つの物語を以て、物語文の始とはいふなり、然して、此の物語の出で來たる時代は、文德天皇よりは後にて、光孝天皇宇多天皇の頃なり、但作者は傳へざれば知るべき由なし、

假作物語體裁

是よりは物語といふもの〻體裁を述べむに、物語の體裁は、其の趣意を平假字を以て書きつゞりて、處處に其のさまを繪に書きてさしはさみて所謂挿繪にして、見るに飽かざらしめたり、殊に空穗物語は、其の繪の所に別に詞を書き加へて面白からしめたり、是ぞ物語文といふもの〻體裁なりける、然るを、後世の人挿繪なき本をのみ見て、物語に繪あるは、後人の所爲なりと思ふは、物語の本式を知らざる誤なり、繪を省けるこそ却りて後世の體にはあれ、物語文見む人は此に注意せらるべし、

假作物語意匠

物語文の出來し原因は、僧侶の國語もて容易に佛意を衆に教へ諭しゝに原因し、繪を加ふるも僧侶の極樂淨土華藏世界地獄變相などを繪に作りて容易に衆を化度する意匠より轉じ來りて、一種の繪入教訓物語は出て來たるなり、然れば、文を國語に綴り繪を加ふるが物語の本式なりとはいふなり、

物語種類

其の物語を作る趣意は教訓物語に起れり、是より後種々の物語出て來たり、其の種類を分くれば左のごとし、

教訓物語類　これは家庭教訓の趣意にて筆記せしものなり、

人情物語類　これは家庭教訓の意より分派して、人情風俗を見するを趣意にて筆記せしもの也、

歷史物語類　これは教訓と人情とより分派して、歷史を示すを趣意にて筆記せしものなり、

草紙類　これは教訓人情歷史より分派して、何事によらず一口咄の趣意にて筆記せしものなり、

教訓物語は、竹取物語空穗物語落窪物語古今著聞集十訓抄の類なり、人情物語は、伊勢物語源氏物語狹衣物語の類なり、歷史物語は、榮華物語水鏡大鏡增鏡保元物語平治物語源平盛衰記平家物語蒙古襲來繪詞神皇正統記太平記の類なり、草紙は、大和物語枕草紙今昔物語宇治拾遺物語徒然草の類なり、而して、著聞集十訓抄の類は其の趣意よりいはゞ教訓物語に屬すべきものなれども、體裁よりいはゞ草紙に屬すべし、此の類多し、以上述ぶる所は物語を分類して、其の種類と體裁とを容易く心得しめむが爲なり、此の他は準へて知るべし、

歷史物語起原及讀法

本邦の歷史は日本書紀續日本紀日本後紀續日本後紀文德實錄三代實錄にて、其の年代をいはば、神代はさて措きて、神武天皇より光孝天皇に至るまで一千五百五十七年の間の事を記せり、これを六國史といふ、是より後は朝廷に於いて修史の事なし、唯日本紀略扶桑略紀のごとき私の撰あるのみ、是に於いて歷史物語の著述起りしなり、歷史物語を見るに、初學の人は其の見やうを誤ることあれば、其心得をいふべし、抑此の歷史物語を作りし趣意は、六國史のごとき正史とは異なれば、正史を見るとは其の見やうも亦異なり、其の異なりといふ所以は、歷史物語といふものは、家庭教訓と人情風俗とは歷史に合せて勸善懲惡の設とせしものなるが故に、自然其の中には年月の相違などは出て來ることもあるものなり、是正史を書くとは自然用意異なればなり、然るを年月の相違などある條々を見出でて採るに足らずなどいひて、一部を貶しむべからず、是歷史物語を見むには肝要の心得なり、

歷史物語の始なる榮華物語には繪を加へたり、是は竹取空穗等に繪を加へたる面白き趣向の遺傳し來りたるものなり、榮華物語の繪の古きもの今も稀に存せり、此のごとく歷史物語に繪を加へし趣意は、衣服調度等の風俗を詞に合せて見せしめむが爲なり、是後世所謂繪詞卷物の出て來る根元なり、其の後は繪を加へぬも出で來たれど、繪を加ふるが本式なり、是は歷史物語のみならず、すべて物語の出で來てより、當今に至れるまでの物語文の體裁にぞありける、

歷史物語草紙類の事は、既に述べたるがごとくなれば、方今の人のこれを取りて以て歷史學の考證とし、小說の參照とせむとするに心得あり、例へば、榮華物語に男女の衣服を細密に記し、源平盛衰記に甲冑の毛色を細密に記したるなどは、時の風俗の大體を示して繪に見合せて會得せしめむとの意匠なり、又は疾病に由りて人の怨靈を恐れ、僧侶陰陽師禪宜祝を請待して、之を攘ひて以て神佛の擁護を仰ぎたるは、時の風俗の大體を示すにて、所詮は當時の人心の事物に觸れて感動するありさまを會得せしめむとするなり、

なり、歷史物語や草紙の類は方今の歷史家の取らざるを得ざる書なれば、初學の人の爲に其の見やうの一二を示すべし、太平記卷十六に、楠正成の最期の詞に「罪業深き惡念なれども七生まで人間に生れかはりて朝敵を亡さむ」といひて自害したりと記したり、是即正成が誠忠を感じたる心を、文章にしたるものなり、又同書卷廿二に、大森彥七が正成の靈に惱まさるゝ怪異なる物語を記せり、是も亦正成が誠忠を感じ、彥七が武勇に誇れるを惡みたる心を文章にしたるものなり、是を今强ひていはば、正成が最期の時は隨從の者一人も殘らず死したれば、正成の最期の詞は他人の知るべき由なしとして太平記を破るは、歷史物語の見やうのわろきなり、又彥七が正成の幽靈に逢ひたるは虛言なり、幽靈などあるべき道理はなしとして太平記を破るも亦見やうのわろきなり、然れば、彥七が幽靈に遭ひたりといふも、當時の人の感覺を物語文にして以て敎訓としたるものなる事を心得て、歷史物語は讀むべきなり、こは太平記のみならず、すべて歷史物語中にある不可思議の物語を認めて歷史物語を破るは、見やうのわろきなり、見やうを知らぬものなり、菅公の靈の雷になり、新田義興の靈の雷になりたりといふも、其の當時々々の人の感覺を物語文にしたるものにて、亦同じく敎訓なり、此のごとく敎訓に用ゐたるは、不可思議を信じたるなり、不可思議を信じたるは、不可思議を恐れたるなり、恐れて書留めたるものなり、

今日歷史を編輯せむに、中古以來傳はる所の歷史物語草紙類を取らざれば、編輯の事は就らざるなり、然れば、其取るべきを取りて感覺の合はざる限は直に差措きて可なり、然らば、其の差措くべきものは虛言か、否然らず、古人は信じて書き留めたれども方今の人の信ぜざるが故のみ、是は中古の人心と方今の人心と感ずる所の異になりたれば、其の事實に信と不信の差は出で來たるなり、今より後數百年を經ば、今の人の信じて疑はざる事も、亦信せざるものあるに至るべし、これ世の沿革なれば、今にして是を防ぐ事は能はず、歷史物語を見む人は見やうあらうといふは即是なり、況や神佛の功德權化の奇瑞に於いてをや、あなかしこ愼しむべきことなり、

上件に述べたるがごとくなれば、歷史物語中の神佛

213551

の功德不可思議なる物語も、古人は信じて疑はざるものなりといふ事を知りて、弓張月八犬傳と同視することなかれ、

日本言語說

天皇神聖國

本邦の古語に「言靈の幸ふ國」「言靈の助くる國」などいふことあり、是は古來いひ傳へたる言なるが、然らば此の「言靈の幸ふ國」「言靈の助くる國」などいふことは、何の書にあるかといはば、萬葉集卷の五の山上憶良の遣唐使多治比眞人廣成に贈る歌に見えたり、其の歌にいはく、「そらみつ、倭の國は、すめ神の、いつくしき國、言靈の、幸ふ國と、語り繼ぎ、言ひつがひけり、今の世の、人もことごとく、めのまへに、見たりしりたり云々○以上文と見えたる、即是なり、然して、此の意義をいはば、「そらみつ」といふは倭國の枕言葉にして、「倭の國」とは人々も能く知れるがごとく、我が大日本國はすめ神のいつくしき國なりといふことなり、「すめ神」とは「すめら大御神」といふ意にて、我が天皇を指して申す、我が天皇の誠にいつくしくおはしまし、貴くおはします國にて、今の世の人も見たり知りたりいふに及ばずといふ、かゝることは外國にはなきことなれば、外國に對して誇りていへるなり、外國に於いては、天子といふものはただ人より成り上れるものにて、ただ人が勢を得て萬民を恤み、德を施したるより成り上りたるものなれば、其の德を失へば忽又他の有德の人に奪はるゝに至る、然るに我が邦にては然らず、我が邦の天皇は神にてましませば、決して外國の天子に比すべきものにあらず、抑我が邦の天皇は、我が大八洲國を伊弉諾伊弉冉の二尊の造り成し給ひしを其の御子に賜はりて、永くこれを傳へしめ給へるものなり、故に我が邦の萬民は皆天皇を尊敬して、天皇は萬民を撫育せさせ給ふを以て、我が天皇を崇め、外國に對して他に比類のなきことを自負する意より、此のすめ神のいつくしき國といへるものなり、

言靈幸國

次に又一つ外國に對して誇るに足ることは何ぞといふに、「言靈の幸ふ國」といふことなり、「言靈」とは言葉の靈妙といふ意にて、言葉に靈妙の德ありて、その言葉が人間に幸して居る國といふなり、されば、一には天皇、一には言葉、此の二つといふものは、海外諸國には此のごとき貴き國なしと斯く誇る意味にて、それを常に言ひ傳へたるものにて、又同じ萬葉集卷の十三にも、かゝる歌あり、「しきしまの、やまとのくには、ことだまの、たすくるくにぞ、まさきくありこそ」（以上文）と見えたり、これは男女の間にて詠みたる歌なるが、男の女に對して詠める歌なり、此の意義をいはば、我が邦には、前條にも述べたるがごとく、靈妙なる言葉ありて日用の便を助く、これ即言靈の助くる國といふことなり、かく日用の便ありて、誠に能く意志の通ずる國なれば、神明も又能くこれを聞き取り給ふといへるに由りて、物いはば聞き分かぬことやある、我より申し上ぐれば、神明は眞にこれを聞き取り給ひて、其の意を得れば吾等を守り給はむことなし、故に其の恩頼を畏みて、志願の成就を待ち給へ、神明に申し上ぐる上は、必神の聞き取り給へば、諺に所謂「命あつての物種」なれば、君よ生命を大切にして、神の擁護に賴りて、志願の成る時を待ち給へと、是右の歌の解釋なり、尙此の他に多けれど、今は尙其の一つを取出していふべし、續日本後紀卷十九に、大和國奈良興福寺の僧の詠める長歌に、日本乃、倭之國、言玉乃、貴國度曾、古語爾、流來祁留、神語爾、傳來祁留、（以上文）と見えたり、是は我が大八洲國には、言葉の靈妙の德ありて、それ尊貴き國なりと、古語にいひ傳へたり、又「神語」といふは、神代よりの傳はり言といふことにて、神代より傳はり言葉に傳來したりといふことなり、是も上條にいへるがごとく、言葉に靈妙の德ありて便利の好き、實に他國に對しては不可思議なる國といふことを褒めて詠めるものにて、我が邦の言語を重んずることを歌に詠み出てたるものなり、此のごとく、我が大日本國は開闢以來此のごとき靈妙の德ある言語ありて其の意志の通ずれば、何事も分明なりしからに、外國に對して誇れるも、理なきにあらず、

漢文統一

然るに支那は國も殊の外廣き國なれども、言葉の靈

妙少なし、言葉に靈妙ありといふばかりの自慢の出來ぬ國なり、其の自慢する能はずといふも、畢竟此のごとき靈妙なる言語のなき爲なり、故に已むことを得ず支那にては早くより文字を製せり、文字の上よりいへば、支那文字は巧妙ならざるにあらず、然れば、文字を作りてそれに様々の理を附けて、始めて意志を發表する具となしたるものなり、かくて漸次にこれに慣れ來りて便利となれるものなれば、支那文字も亦固より長所のなきにあらず、然れども、支那にて文字を作りし理由は、大略此のごとし、是其の言葉の整然たらざる故なり、支那は固より曠漠たる大國なれば、彼の地にても文字を作れば、又此の地にても文字を作りはじめたる故に、其の國々にて文字を作りしからに、我が邦にていはば、例へば東京の文字は武藏の東京附近までは通ずれども、奥州邊までは毫も通せずといふ有様なり、故に松の木を持ち來て杉の木を持ち來れりといふがごとき誤生じて、日々の用事を便ずるにも頗困難にて、畢竟彼の國の文字は誠に汎くは通ぜずといふがごとき有様なりき、然るに、支那にては聖人などいふもの起りて、支那全國同じ文字を通用せしむることゝならずんば甚しき不便なりとて、いかにもして同じ文字を全國に通用せしむべしと、聖人も常に希望したるごとし、是誠に然るべきことにて、同じ文字全國に通用すれば甚便利に相違なし、故に中庸にも、今天下車同レ軌、書同レ文、行同レ倫、（以上文）と見えたり、天下の車はいづれも同じ道を行くやうに、書も文を同じうせずんばあるべからず、これを我が邦の昔にていへば、薩摩人の書けるものも奥州人にも讀みて通ずるを得といふやうにならば、いかに便利なるとならむ、又漢書に古制レ書必同レ文、不レ知缺（以上文）と見えたり、古は文を同文にして知られぬ所あればまる〳〵を附けて書かず、かくて知ることを得ればよけれど、若しも知られぬ時は、まる〳〵を附けて缺くといふことは、誠に不都合なるべけれども、是誠にせむ方なきわざなり、是即古代の不便なることにて、知らざれば口を用ゐていはひとすれど、口にていふとも言葉の通ぜぬからに、結局手眞似より外に方法なしといふがごとき狀況なりしなるべし、降りて崔鴻が十六國春秋にいはく、漢祖開二四百之業一、歷二文景之懷一、柔蠻夏一、世宗之裔、揚二威武一、始得二

凉朔同レ文(年越一軌、○以上文)と見えたり、此の意は、漢の高祖四百年の業を開き、それに引續き、文帝景帝の大德あれば、蠻夏もこれに懷きぬ、世宗は即漠の武帝にて、武帝は盛に大兵を發して夷狄を征伏し、支那をして交通善き國としたりといふなり、然れば漠の世宗孝武皇帝の時に至りて、始めて文を一にすることを得て、支那全國交通便利となれりといふ、これは我が開化天皇崇神天皇の時に當れり、支那は此のごとく文章だに書きて與ふれば、何處よりも何處までも意志のよく相通ずるに至れるは、我が開化崇神兩帝の頃なり、果して然らば、支那の文字の全く開けたるは、頗遲しといふべし、然れども是は文章のよく通ずるを得るに至れることにて、言語は猶よく相通ずるを得ず、故に支那人は十里二十里(相離るれば言葉にては相通ぜぬからに、字を書きて通用とす、決して我が日本のごとき靈妙なる言葉なければ、其の不便實に甚しかりきといふべし、

此のごとく支那も全國同文の國となりて各其の意は相通ずれども、言葉は昔のまゝなり、然るに我が日本といふ國は、開闢以來言語相通じたれば、かゝる文字も其の用なし、是を以て我が日本人が「言靈の幸ふ國」といひて相誇れるも亦宜なることなり、されば古くより支那文字も渡來したれど、我が邦にてはかゝる不便なるものを要せず、寧口頭を以てこれをいへば、誠に其の意能く相通じて便利なれば、文字を作るなどいふ面倒なしとて誇れりし結果、文字の進歩殊に遲し、是即我が邦に早く文字の開けざりし所以にて、所謂一得一失ともいふべきものなり、

漢字用法

かくて世の開進に從ひて、學問上にも漸次に事多くなり來れるからに、これまでは筆語れば息子これを記憶し、其の子又年老ゆれば、又其の子に語り傳ふといふがごとき學問の方法なりしかども、年序を經ること久しくなれるに隨ひて、自然に語り誤り聞き誤ることも出で來しより、支那の文字を用ゐてこれを書き留むることゝなりぬ、以來文字を用ゐて事物を書くことゝなりて、我が邦にも支那文字の開け來りしなり、

言語誤寫

文字はかく開け來りしかど、最初の程こそ誠に能く

彼の法を守りて書きけれ、然るに漸次に彼の法を守らずして隨意に書くことゝなりて、誤を生じたり、然らばそは何時の頃かといへば、大略天曆の頃よりなり、天曆は即村上天皇の御代にて、此の頃より漸次に書法亂れ來りぬ、但延喜頃までは兎も角も古き支那文字を誤らず書き來りしが、漸次に書法のなほざりになり來りしより、文字も亦なほざりになり、從ひて又言葉の本源を失ひ、何事にても文字に依らざるべからずといふがごとき時になりては、其の文字の亂れたる上は、種々の紛亂を生じ來れり、彼の所謂假字遣是なり、かくて益亂れ來れる上は、人々其の好む所の字を書き、流派を立てゝ相爭ふに至りしかど、固より其の定制なければ、又いかにともすること能はず、鎌倉時代に及びて、二條家冷泉家など出で來てより、其の家の書き振りも亦出で來て、遂に區々の書法を生せり、

據五十音圖正國語

此のごとく言語書記の方法紛亂して其の底止する所を知らざる有樣なるより、古來所謂言靈の幸ふ國といへる我が日本國の、かくてやむべきにあらずと思ひなりたる俊傑あり、始めて五十音圖に據りて言語を正すこと起れり、されば予はこれより五十音圖の大要を述ぶべし、但此の五十音圖のことは、其の事頗る多岐なれど、此には其の大要を述ぶることゝすべし、五十音圖は誰人も能く知れるがごとく、其の音の數五十あり、是は何時の頃出で來たれるものかといふに、慥には知られぬといふ說多し、されど此の五十音圖を以て言語を正すことの起りしは、何時の頃を最古しとするかといふに、予の考ふる所にては源平以前のことゝ思はるゝなり、何故なれば、此の五十音圖を以て我が邦の語格を論じたるものは、顯昭法師の袖中抄是なり、これは言語に關する種々の事を論じたるものにて、「アイウエオ」といふことも此の中に見えて、尙言語の變遷や何やかや論じたり、かゝることを論じ初めたるは、恐らくは顯昭などや、其の始ならむと思ふなり、但或は其の前にありしやも知らずといへども、書冊に見えたる所は、袖中抄を以て其の初見と思惟するなり、

五十音圖製作

五十音圖はいかにして作れるものなるかといふに、

是は支那傳來のものにあらず、全く我が邦にて作れるものなり、其の中にて古しと認めしは、元慶の頃のものなり、元慶は陽成天皇の時なり、陽成天皇の元慶の頃、比叡山の僧安然和尚印度の梵字より引出して、「アイウエオ」のことをいへり、但其の書き方甚容易ならず、例へば阿伊汙嚕鴎のごとし、然して、五十音圖は我が邦の創意にはあらで、印度の悉曇より起り來れるものなるべし、降りて、清和天皇貞觀十九年正月に記されたるものこれに次ぐ、是も亦安然和尚の記したるものにて、即アイウエオのごとし、

是等を初として、眞言天台などの宗旨の上にて、悉曇を論じたるものには、尚甚多し、又此の頃には、管絃即笛を吹き、或は琴を彈くといふがごとき事大に流行したるが、其の管絃の書などにも、五十音を以て音律を論じたるものが多し、是等の書はアイウエオと今日のごとき順序にあらず、管絃の書には阿宇伊乎衣のごとく書けり、

是は口調甚宜しからねど、音律の變化上には是便宜多きならむ、（乎と於と其の所屬を誤れり、本居翁出でてこれを一定せり）次に其の五十音圖の横の排列は「アカサタナハマヤラワ」にはあらで、アカワサヤハマラタナのごとし、

是も亦音律の變化上に便宜多きにやあらむ、

又近世本居翁の著はされたる字音假字用例といふ書に、字音の輕重を論じたる所にも、アイウエオの輕重の順序を立て、輕き音を先とし、重き音を後にすれば、此のごとしとて、イエアオウとせられたり、如何樣其の音の輕重をいへば、此の順序のごとくなるべし、さてこれをアイウエオといひ初めたるは、知らず識らず言ひ初めたるものかも知らねど、予は印度の悉曇より出でたるものと思ひ定むるなり、

五十音圖排列法

五十音圖の排列順序は、悉曇より出でたるものなることは、古くより書かれたる表に據りて知るべし、今は悉曇三密鈔に據りて示すべし、

梵文五十音圖

以上五音五十字なり、文悉曇にては「アン」「アク」といふ音を教ふるなり、此の順は「ア」「アー」「イ」「イー」「ウ」「ウー」「エ」「エー」「オ」「オー」「アン」「アク」とかゝる順序なり、これにて我が邦の「アイウエオ」は、印度の悉曇に據りて作れることも瞭然たるべし、

大凡印度にては文字を書くに、發心、修行、菩提、涅槃四つの點あり、最初筆を落したるが發心點、其の次修行、其の次菩提、最後は涅槃なり、是は今此に用なけれどいひおくなり、兎に角我が邦にて「アイウエオ」の排列をつけたるは、印度の悉曇より起れるに外ならず、悉曇にて文字の父母音及子音あり、其の字の父母音相熟して成熟音を生ず、是等は能く人々の知れる所なれば此にいはず、

此のごとく我が邦の五十音圖は全く悉曇より採れるものなれど、既にもいへるがごとく、顯昭法師は我が邦の語を正すには、此の圖に據るに若くものなしと思ひて、此の五十音圖に據れるものなるべしと思ふなり、

五十音圖

以五十音圖規活語始

是は誰人も知る所の五十音圖なり、此の五十音圖は必心得置くべきものなりとは、知りたるものもありしかど、德川氏の初世に至るまで、言語の活用を此の五十音圖に對照して論じたるものなかりしに、茲に一人此の點に心付きたる人こそ出で來にたれ、そは誰なるか（此の外にもありしかは知らねど）予が見たる所にては、持明院權大納言基輔卿なり、此の基輔卿が寶永三年に著はされたる「假名づかひ」といふものあり、此の卿は能書家なるが手本を書くにも假名の亂雜にして敎授に適せず、又人と談話するにも總べて此の圖に基かずばあるべからずとて、此の「假名づかひ」といふ書を著はされて、頻に五十音のことを論じて、「習ひ、習ふ、習へ」と「ハヒフヘ」の行に活用するやうぜられたり、例へば習ふといふ言葉などを論じて、

に假名をつかはざるべからず、イロハの「イ」の字などつかふべからず、又「敎へ」といふ語も「敎へ、敎ふ」と此の「フヘ」に活用せずばあるべからず、アイウエの行、或はヰイユエの行に活用せしむべからずといふやうなることを論じたるは、此の書を初とす、然して言葉の活用といふ名も、此の基輔卿が始めてつけられたることなり、當時此の卿は幾歲程なりしかといはむに、貞享四年五月年三十正三位といふが公卿補任に見えはじめて、後權大納言正二位にまで累進し、正德四年六月五日御年五十にて薨せられたり、爾後加茂眞淵は元祿十年に生れたり、此の加茂眞淵翁が著はされたる語意考にも、猶此の五十音のことを論じたり、されど予が此に述べたる持明院殿の假名づかひは、是より以前のものなり、我が邦にて始めて持明院殿が言葉の活用をいはれたるは、人々多く知らぬやうなれど、是は眞淵翁などよりも遙に以前にあり、尙人々の知る所の小澤蘆庵が「振り分けがみ」を著はし、本居翁が「御國言葉活用抄」を著はし、五十音圖に據りて我が邦の言葉を論じたれども、語意考も振り分けがみも御國言葉活用抄も皆片成りにて、未完成せず、然るに本居翁の子春庭といふ人、「詞の八衢」といふ書を著はして、始めて活用の眉目を整へたり、されば詞の八衢は誠に恩賴深き書といふべし、さて又其の八衢は、何時の頃の著かといへば、文化三年といへばさばかり古きものにあらず、明治二十四年より逆算すれば、八十六年なり、眉目備はりてより八十六年といへば、言語の學は未至りて淺しといふべし、言語の沿革は大較此のごとし、尙是より言語の事を述べまほしきことあれど、冊を改めて述ぶべし、

支那文字傳來考

文字自二漢地一傳來

支那の文字の本邦に傳はりしことは、其の最初は何人の傳へしならむ史冊に載せざれば、今に於いては知るに由なし、然して、此の文字は支那より直に傳へたりや韓地より傳へたりや、これも亦詳に知り難し、

予是に於いて一說を演ぶべし、去ぬる天明四年二月筑前國那珂郡滋賀島の土中巨石の下より堀り出でたる蛇鈕の黃金印は、其の文に「漢委奴國王」とあり、此の印文に據りて考ふるに、此の印は、後漢の光武帝の筑前國伊覩縣主某に賜ひしものなり、然いふ因據は、後漢書卷一、光武帝本紀に、中元二年春正月辛未、東夷倭奴國王、遣レ使奉獻、云々、又同書卷一百十五、東夷傳に、倭〇中略建武中元二年、倭奴國奉レ貢朝賀、使人自稱二大夫一、倭國之極南界也、光武賜以二印綬一云々〇以上文と見えたればなり、此の伊覩縣主は、仲哀天皇の筑紫に行幸したまひし時に、舸を飾りて以て迎へ奉りし伊覩縣主五十迹手が祖先なるものなり、光武帝中元二年とあるに據りて推考するに、此の印を賜ひしは垂仁天皇の八十六年に當れり、垂仁天皇の御宇、支那の文字我が邦に入ること後漢書に見えたるが上に、其の印、近世土中より出現して朽壞せず、印文判然たり、決して疑なし、因りて又按ずるに、後漢書卷百十五、東夷傳第七十五に、倭在二韓東南大海中一依二山島一爲レ居、凡百餘國、自二武帝滅一韓、使驛通二於漢一者三十許國、國皆稱レ王、世々傳繼、其大倭王居二邪馬臺國一

〇以上文とあるを見るに、此の三十許國の國王は、皆西國中國又壹岐對馬等の縣主等が私に漢に通じたるに、漢の武帝より以來、後漢の代に至るまでの間、彼より王と稱するを許し、印綬を授けたること知られたり、（漢の武帝は、本邦の開化天皇の御宇に當るなり、）是等の印は、今傳はらざれば、文字傳來の證とはなし難けれど、後漢の光武帝が伊覩縣主某に授けし印は、今に至りて存したれば、文字傳來の確證也、以上論ずる所は文字の支那より直に本邦に入りし證なり、然して是よりは文字の韓地より入りしことを演ぶべし、文字の韓地より入りしことを述べむには、先韓人の我が邦に來りし始をいふべし、抑彼の國人の始めて吾が邦に來りしは、天日槍が歸化せしぞ始にはありける、然して其の天日槍の歸化せしは、遠く神代の時にて、運を支那に合すれば、周よりは遙に已前のことなり、然れば、天日槍は韓人にはあれども、漢字を傳へしものにはあらず、其の子孫は播磨淡路但馬筑前等に蕃息せり、天日槍が歸化せし時代及其の子孫の諸國に蕃息せしことは、予が「天日槍歸化時代考」を著して、其の書に徵證を揭げて辨じたれば、就きて見

るべし、

因にいふ、伴信友が中外經緯傳、一名譯史竊迯といふ書を著はしていはく、日矛はもと新羅國の王が子なりければ、皇國に留り住て後、己が本郷と使の往來したるが、尚其の後の族にも及びたるなるべく、又それが祖の郷の地理萬の事共を聞傳へ、其の方言をも知り、又文字をも習傳へたるべければ、神功皇后の御言向には必日矛が後の五十迹手をはじめ其の族を撰び、又日矛が從人の裔の族をもすぐり、軍士に加へて率ゐ渡り給ひ、萬事の通事として彼國の文書をも讀せ給ひたるなるべし、云々、又同書に云はく、日矛は孝靈天皇の御宇歸化す云々、○以上文此の說當れるやうなれど然らず、天日槍の歸化せしは孝靈天皇の御宇と推考するものは誤にて、其の歸化せし時は神代なれば、從ひ難し、又文字傳來のことは、其の歸化せし時代神代なれば、天日槍が文字を本邦に傳へたりといふことも亦無據の說なり、但天日槍が子孫の韓地に往來して文字を習ひ傳へたるなるべしといへる說は是なりや非なりや、其の徵なければ亦決しがたし、

上件に逃べたるがごとく、韓人は神代より本邦に渡り來りて、其の子孫の本邦の人民と雜居してありしことは、明瞭に知られたれど、文字を傳へしことは、必神武天皇より已後のことなるべく思はる、是に於いて先韓地に支那文字の弘まりたることを考索せしに、東國通鑑を讀みて因據を得たり、卷一（濊王英初始元年、新羅南解王五年、新羅脫解王二十七年、百濟始祖二十五年、春正月、新羅以レ長女一妻二昔脫解一、脫解不レ多婆那國人、國有二倭國東北一千里一、初其國王娶二女王國女一有レ娠、七年生二大卵一、王以爲二不祥一棄レ之、女裹以レ帛、幷二寶物一置二櫝中一浮レ海任レ所レ之、初至二金官國一、海濱人怪レ之不レ取、轉至二辰韓阿珍浦口一、有二老嫗一、繩レ之開レ櫝、有レ兒在、遂養レ之、及レ壯身長九尺、風神秀朗、智識過レ人、以レ櫝始來有レ鵲、隨鳴省レ鵲、以レ昔爲レ氏、以二解レ櫝而出一、名二曰脫解一、業二漁釣一、養レ嫗無二怠色一、嫗曰、子骨相殊異、非二常人一、宜二力レ學立一レ功名一、脫解遂精二專學問一、兼通二地理一、望二楊山下瓠公宅一、爲二吉地一、以レ計取而居レ之、南解王聞二其賢一、以二其女一妻レ之○以上文と見えたり、文に宜二力レ學立一功名一と見え、脫解遂精二專學問一、兼通二地理一とあるなどを思ふに、新羅王昔脫解が弱冠の時學を力めたりし事知ら

れたり、因りて按ずるに、當時韓地には漢籍既に入り文字を知るものありて、書籍に由りて學問せしことも亦知られたり、又韓地には既に秦人の來りて雜居してありければ、秦の燒書以前の書籍も韓地に傳はりてありしも知るべからず、然かいふ所由は、同書、漢紀（高勾麗始祖三十八年、高勾麗始祖十八年、先レ是、中國之人、苦二秦亂一、東來二馬韓一者頗多、與二辰韓一雜居、至レ是寖盛、故馬韓忌レ之、○以上文と見えたるにて知るべし、上文にいへる昔脫解が南解王の女を娶りし年は、王莽が初始元年とあるに據れば、其の年は我が垂仁天皇三十七年に當れり、當時韓地には、文字を知り以て學問し智識人に超えたるものあり、因りて按ずるに、韓地に書籍あることは恐らくは、秦の亡人などの將來せしものか、其の文字の弘まりしは、前漢の時代よりなるべし、其の韓地の人の多く本邦に歸化しゝめしは、崇神天皇の十一年にて、其より後は往々あり、其の一二をいはば、崇神紀十一年夏四月壬子朔己卯、云々、是歲異俗多歸○以上文と見え、又同紀、十二年春三月丁丑朔丁亥云々、是以官無二廢事一、下無二逸民一、敎化流行、兼庶樂レ業、異俗重レ譯來、海外旣歸化、宜二當此時一更按二人民一、令レ知二長幼之次第及課役之先後一焉、○以上文と見えたるにて知られたり、此の異俗とあるが中には、支那人もあるべけれど、多くは韓人なるべし、然して又文に、按二人民一とあるを見ても、文字を知れる人民のありけることも亦推知せらる、又同紀、六十五年秋七月、任那國遣二蘇那曷叱知一、令二朝貢一也○以上文など見えたり、崇神天皇の御代は、支那は漢武帝昭帝宣帝元帝成帝などの時にて、漢地は新羅の始祖朴赫居世が時なり、崇神天皇の御宇に漢人の來ること此のごとく多かれば、彼の國にて文字を用ゐることも語り、或は文字を能く知れる漢人は運筆など傳へしもあるべし、然れば、本邦の人の文字と云ふものを知りしは、恐らくは此の御代なるべし、爾ありて後、本邦の人の海外諸國に到り、海外諸國の人の本邦に來りしことは、內外の歷史に見えたり、今頃はしく此に贅せず、其の後垂仁天皇景行天皇成務天皇仲哀天皇の御代々々を經ては、文字を知ることの識も進むべき理なれども、さのみ進歩の景況も見えず、又は本邦の人素より文字を以て要用のものと認めず、言語を以て要用とせしが故なり、（此の說は古事記の序及古語拾遺の序に據りて

ふなり、)然るを、之に反して漢地の人は學を勤めたり、(其の證は次下にいふべし)本邦の人の文學の進まざりしことは既にいへるごとくなれど、其の他に又故あり、景行天皇より成務天皇の間に於いて西國の縣主等私に亂を作して治らず、遂に朝廷の命を奉ぜざるに至りければ、景行天皇はこれを御親征あらせられたり、天皇十二年を以て西國に幸し、十九年を以て還幸あり、然るに又廿七年を以て熊襲反す、天皇日本武尊を遣して之を擊たしむ、日本武尊廿八年を以て熊襲を平ぐる狀を奏す、此の如き亂を經ければ、是より後は西國の縣主等威福共に衰へて、支那へ聘使を遣はすことも久しく絶えたりけむ、此の西國の亂のことは日本紀にも見え、又後漢書東夷傳に、桓靈間倭國大亂更攻伐とあるも亦證とすべし、此の如く騷亂を經ければ、其の間は彼是往來もせざりけむ、故を以て文學の進まざりけむ、景行天皇御親征の後、日本武尊又これを平治したまひしかど、其の餘波尚ありて、仲哀天皇の二年を以て熊襲又反す、天皇是に於いて御親征あり、神功皇后これに隨ふ、九年に至りて天皇香椎宮にて崩御したまへり、此の崩御のことは、是より先に神の敎諭ありていはく、熊襲を討たむよりも新羅を討つべし、新羅我に降らば、熊襲は從ひて服すべしとありけれど、天皇これを信じたまはざりしが故に、神の怒に觸れて崩御せさせたまへり、今神敎の意を按ずるに、新羅の陰に熊襲の反を助くるを懲さむとの神慮のごとし、皇后因りて意を決して新羅を討つ、新羅王戰はずして降服す、皇后其の寶庫を封し圖籍文書を收むと、日本紀に見えたり、當時新羅に圖籍文書あるを見れば、其の國內に文敎の既に弘まりてありけること能く知られたり、是予が上件に韓地の人は本邦の人より先だちて文學を勤めたりと云ふ證なり、是の歲や支那は後漢の獻帝の建安五年に當れり、降りて神功皇后の攝政卅九年に、皇后使を支那に遣しゝかば、魏の明帝これに答へて詔書印綬を奉れり、魏志卷三十、東夷傳に、景初二年六月、倭女王、遣大夫難升米詣郡求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將送詣京都、其年十二月詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏、遣使送汝大夫難升米次使都市牛利奉汝所獻男生口四人女生口六人班布二匹二丈、以到汝所在、踰遠遣使、貢獻、是

汝之忠孝、我甚哀汝、今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守、假授汝其綏撫種人、勉爲孝順、汝來使難升米牛利涉遠道路、勤勞、今以難升米爲率善中郎將、牛利爲率善校尉、假銀印青綬、引見勞賜遣、今以絳地交龍錦五匹絳地縐粟罽十張蒨絳五十匹紺青五十匹、答汝所獻貢直、又特賜汝、紺地句文錦三匹細班華罽五張白絹五十匹金八兩五尺刀二口銅鏡百枚眞珠鉛丹各五十斤皆裝封付難升米牛利、還到錄受悉可以示汝國中人、使知國家哀汝、故鄭重賜汝好物也と見え、又同書正始元年の條にも、太守弓遵遣建中校尉梯儁等、奉詔書印綬詣倭國、拜假倭王、并齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物、倭王因上表答謝詔恩、○以上文と見えたり、(此の事は日本紀にも引きたり)然して、此の「親魏倭王」の印は、宣和集古印史に載せたり、景始二年は魏の明帝が時、正始元年は魏の齊王が時なり、因りて按ずるに、神功皇后攝政の際に至りては、文字を了解するものありければこそ、魏の明帝齊王などの使者を遣はして書を奉り、朝廷これに答へて彼に御書をも遣されけめ、此のごとくなれば、支那文字の本邦に入りしことは、崇神天皇の御代より以來のことにて、漸次に其の義を了解し來り、神功皇后攝政の際に至りては、彼に對して表を作るばかりには至りしなり、然して其の文字の神功皇后攝政以前のものゝ今日に存せるものは、後漢の光武帝の伊都縣主に賜ひし委奴國王の印文と宣和集古印史に載たる「親魏倭王」の印文とにぞありける、其の他存せるものは、支那の古鏡所謂漢魏鏡の裏面の文字なり、然るを後世の人、朝野群載卷一に載せたる大江匡房卿の筥崎記に尋其本體、應神天皇之神靈也、我朝始書文字、代結繩之政、即創於此朝云々○以上文又釋日本紀卷一開題に、先師說云、漢字傳來我朝者、應神天皇御宇也○以上文などあるを見て、文字といふ者は應神天皇の御時始めて本邦に入りしものなれば、神功皇后已往は本邦には文字なしと推し究めて論ずる者あり、甚麁漏なり、應神天皇は工藝の道を開き、殊に周公孔子の道を尊び、以て人民を敎化したまはむの叡慮より百濟國王に命じて、學者を貢せしめたまひき、故に百濟國王命を奉じて阿直岐といふもの、又王仁といふものを貢したり、其の王仁が來りし時、論語と千字文とは齎し來りしなり、然

れば、應神天皇の御宇を以て支那文字の本邦に入りし始とはいふべからず、此の天皇の御代は經學の始とぞいふべき、

日本書籍刊考

刊書創見

本邦に於いて書籍を摺寫することは、先哲既に論じて神護景雲年間にありといへり、按ずるに、此の擧や、孝謙天皇神護景雲年間に於いて一百萬の小塔を造り、根本慈心相輪六度等の六種の陀羅尼を其の中心に藏めて、これを十大寺に置けり、而して書寫の功を借らずして、これを摺寫せり、事を天平寶字八年に起して、功を神護景雲四年に畢へたり、これを以て本邦文字摺寫の始なりといへり、予も亦これを然りとせり、其の後これを按ずるに、前說粗漏なりき、本邦に於て書籍を摺寫せしことは、天平勝寶二年に、武藏國人大伴赤麿の家族の赤麿が、在世の時の罪犯の事を書し刊行してこれを諸人に與へ以て罪業懺悔の爲にせしことあり、其の證は、日本國現報善惡靈異記中卷、已作レ寺用二其寺物一作レ牛役緣第九に、大伴赤麿者、武藏國多摩郡大領也、以二天平勝寶元年己丑多十二月十九日一死、以二二年庚寅夏五月七日一、生二黑斑犢一、自負二碑文一矣、探レ之斑文謂、赤麿者擅於二己所一レ造寺一、而隨二惡心一、借二用寺物一、未レ報二納之一、死亡焉、爲レ償二此物一故、受二牛身一者也、於レ茲諸眷屬及同僚發二慚愧心一、而標無レ極、謂作レ罪可レ恐、豈應レ無レ報矣、此事可レ報二季葉一、楷模、故以二同年六月一日一傳二乎諸人一矣、冀無二慙愧一者、覽二乎斯錄一、改レ心行レ善、寧飢苦所レ迫飮二銅湯一、而不レ食二寺物一云々、○以上文をあり、文に楷模すとあるは、其の事を文に作りて印行し衆庶に視すをいふなり、此擧天平勝寶二年とあれば、孝謙天皇の六種陀羅尼を作りし神護景雲四年よりは廿一年前にあり、是予が先哲の說の粗漏なりきといふ所以なり、因りて又按ずるに、此の書を刊行せしは武藏國なり、當時武藏國は遼遠の地なり、遼遠の地にして斯のごとき刊行の擧あり、況帝都輦轂の下に於いてをや、何ぞ刊行の擧なからざらむと想像せらるゝなり、

華彩摺寫

是より先、華彩を絹布に摺寫せしことあり、續日本紀天平十五年正月壬子の條に、五位已上賜二摺衣一、六位已下祿各有レ差、（萬葉集にも摺衣のことは多く見ねたれど、此に用なければ略して擧げず、而してこれに就きては余の論もあれど、別にいふべし）とあるなどは是なり、當時の摺布は、今尙法隆寺東大寺等に存せり、又夾纈（ムケチ）といふ染方あり、是は毬綾等に華彩を施すにて其の製法は所謂板夾染（ムケチゾメ）にて、木版に華彩を彫り、これを以て毬綾等を夾みて染むるものにして、これも亦武藏國の罪犯懺悔文の刊行の前にあり、天平勝寶八年の東大寺獻物帳に夾纈羅云々といへる即是なり、當時の物亦法隆寺東大寺等に現存せり、是等の方法は此の條に要する所にあらねば、其の詳細に至りては他日別に辨ずべし、而して木版に華文を彫刻して絹布に印する、所謂摺衣の製のごときに至りては、其の方法は文字を上木すると甚異ならずして、且罪犯懺悔文の前にあるが故に、特に揭げて以て書籍刊行の參考に供するのみ、

模版

六種陀羅尼より後に、書籍を刊行することゝ往々これあり、然れども其の刊行のものは、皆佛書に止まりて、儒書には及ばざりしなり、其の故は、佛書は多く造るを以て其の功德も隨ひて大なりとするが故に、一時に數百千部を造らむには、摺寫は必書寫よりも速に功を奏すべきを以て、始めてこれに從事せしものならむ、是佛書の刊行の、儒書の前にある所以なり、其の書籍刊行の徃々これありし事の證をいはむ、先模版のことをいふべし、新撰字鏡卷七（木部）模の字の條下に、模莫好反法也、摹字、規也、形也、掩取象也、加太支也○以上文と見えたり、抑此の新撰字鏡は、寬平四年草案已畢と其の序文に見えて、古來訓あるものは、毎字の條下に施したるものなり、模の字に「加太支」と施したるは、文字及華文を彫るには必木を用ゐたりければ、形木（カタギ）の言あり、以て銅版にはあらざりける事の證とすべし、（上の條に揭げたる六種の陀羅尼は、世の人或は銅版ならむと思ふもあるが故に、更に此にことわりおくなり）而して又「模」は字を模する規なり、掩ひて象を取るなりとあるを思へば、平城朝及平安朝の寬平延喜の時代文字を印する方法は紙を

模の上に掩て象を取るにて大略は方今の摺寫の法と違はざるなり、傍鈔下卷、雖レ非二衙府一至二于闕腋一の條に、平治或秘記曰、小忌尊、其體如二缺腋一但身一幅也云々、縫越之摺樣、（形木文小草梅柳水、蕨雉蝶小蟲等也）縁飯を裏レ布て、形木の上を叩きて布の面を上にて押付て、覆レ物踏レ之、其後形の上に山藍を葉計取集て摺レ之、木にて以レ墨硯を摺る樣に摺る也、朽墨吉と云々、無二山藍一時、用二麥葉目波志木一云々〇以上文と見えたるをも合考すべし、又源順の倭名類聚抄（縫裁具）に模唐韻云模、（莫胡反俗語加太岐）法也形也〇以上文と見えたり、按ずるに當時は紙上に文字を印するよりも、絹布に華彩を印することの多かりければ、模（カタキ）を裁縫の部に收められたるにぞあらむ、

佛經刊本

更に印行の書籍の、彼の罪犯懺悔文、六種の陀羅尼より以後往々ありけることを述べむに、延暦寺に刊本の法華經あり、世に傳敎版と稱す、此の版必傳敎大師の造れりや否やを知らず、然れども、其の時代を距ること甚遠くはあるべからず、又同寺に刊本の唯識論大智度論あり、共に延暦寺に於いて古版と稱するものにて、此の本を義眞點本と稱す、古經題跋下卷に、東山禪林寺、唯識論全部其叙山古版也、謂二之義眞點本一、蓋刻本之最古者也〇以上文と見えたる、即是なり、又往生要集三卷あり、刊本なり、此の書は僧源信の撰述にして、自刻のものなり、其の故は、承元四年の重刻の板の奥書に、承元四年四月八日刻成畢、願主大法師實仁、勸二進十方一、刻二彫之一、偏是爲二四恩七世無緣法界成佛得道一也、〇以上文と見えたり、源信は圓融天皇花山天皇の御宇の人にて、其往生要集は永觀二年に成れる書也、又藤原實成卿の家督の爲の追善願文に、弟正二位藤原朝臣實成至心稽首、〇中略奉二書寫一金泥妙法蓮華經一部八卷奉二模寫一墨字妙法蓮華經六十部、無量義經觀普賢等各六十卷、便於二法性寺先公建立常行三昧堂一敬供養矣、〇中略長久四年八月十三日〇以上文と見えたり、長久四年は後朱雀天皇の御宇にて、書寫の法華經と刊本の法華經とを供養せしなり、又源季定朝臣の白河天皇の皇太弟實仁親王の四十九日の追福の願文に、奉二書寫一金字妙法

蓮華經一部八卷、無量義經一卷、觀普賢經一卷、阿彌陀經一卷、奉二摺寫一墨字妙法蓮華經六十部、無量義經觀普賢經各六十卷、〇中略應德二年十二月廿二日前權大夫從三位行侍從兼播磨守源朝臣季定敬白、〇以上文と見えたり、應德二年は白河天皇の御宇也、又大江匡房の亡息隆兼朝臣の爲に、冥福を祈る願文に、弟子正二位行權中納言大江朝臣匡房、〇中略奉二書寫一色紙妙法蓮華經一部八卷、無量義觀普賢阿彌陀經般若心經等各一卷、別奉二模寫一妙法蓮華經六部四十八卷、開結二經各一卷、〇中略康和四年六月廿日、弟子正二位行權中納言大江朝臣敬白、〇以上文と見えたり、康和四年は堀河天皇の御宇なり、又前女御某亡息某親王の一周忌に、其の冥福を祈る願文に、奉二書寫一色紙大日經敎王經各一部、奉二摺寫一素紙妙法蓮華經十四部、無量義觀普賢阿彌陀般若心經等合十四卷、〇中略保安元年十一月廿八日、〇以上文と見えたり、保安元年は、鳥羽天皇の御宇なり、又鳥羽天皇の高野山の御塔供養の願文に、奉二書寫一金字紺紙妙法蓮華一部八卷、無量義觀普賢般若心經各一卷、奉二摺寫一色紙妙法蓮華經廿部、無量壽觀普賢各一卷、〇中略大治二年十二月四日〇以上文と見えたり、大治二年は崇德天皇の御宇也、又嘉應元年六月十七日の兵範記に、敬白勤行逆修善根事、初日奉二書寫一金字紺紙妙法蓮華經一部、無量義經觀普賢經各一卷、阿彌陀經一卷、般若心經一卷、奉二模寫一素紙妙法蓮華經五十部、無量義經五十卷、觀普賢經五十卷、阿彌陀經五十卷、般若心經各五十卷、一七日奉二模寫一素紙妙法蓮華經五十部、無量義經觀普賢經阿彌陀經般若心經各五十卷、（〇一七日より二七日、三七日、四七日、五七日、六七日、結願日まで同じさまに供養したれば、これを略す）每日奉レ圖繪阿彌陀如來像一鋪、已上素紙妙法蓮華經九百部也、但五十箇日間可レ被レ滿二一千部一而於レ今百部者七日可レ被二供養一矣、目錄在レ別仍不レ載レ之、〇以上文と見えたり、嘉應元年は高倉天皇の御宇なり、是等の刊本の佛經は、適其の願文の後世に傳はれるを以て、其の彫鐫の擧ありしを知るを得、然れども願文の傳はらずして、彫鐫の擧ありしが知られずなりにしも亦甚多かるべし、

圖畫印行

又圖畫を印行せしことを述ぶべし、世に所謂月隱切、延暦寺切と稱する古經あり、紙上に小塔婆の形を二

字毎に印せり、此の經は聖德太子の筆なりといへり、其の然りや否やを知らずといへども、要するに奈良の朝よりは以前の古經なり、是より後支那の製に倣ひ、紙上に華彩を印してこれを「唐の紙」と稱す、千載集物名に唐紙の形木とあるは、即唐紙の華文の模板なり、模板を以て紙に印するが如きは、紙工の普通の業となれゝば、此の條には委しく辨せず、又日光大權現二荒山神社の別所に藏する馬頭觀世音の畫像の版は承和十一年の彫刻なり、下野國誌卷五に、日光山大權現本地佛馬頭觀世音木版、本宮別所藏承和十一年甲子正月日、○以上文とありて、裏には辨財天像、並に大黒天荼枳尼天を彫り付けたり○以上文とあるもの即是なり、承和十一年は仁明天皇の御宇なり、又加賀白山神社に藏する牛王の版は、久安年間のものなり、好古小錄下卷に、白山社牛王の札は、久安年中の刻にして、其の版今猶存す、○以上文とあるもの即是なり、久安は近衛天皇の御宇なり、當時神社佛寺に牛王寶印のありけることは、中右記大治五年正月十四日の條に、參二圓宗寺一修正結願也、○中略受二牛王印一、後歸洛云々、山槐記治承二年正月十五日の條に、覺親阿闍梨曰、大僧正後

七日御修法了、今朝捧二牛王杖一云々○以上文と見えたるなどにて知られたり、又當時太宰府安樂寺別當安能僧都といふもの、觀世音の像一萬體を摺寫せしことあり、此の舉永久保延の間にあり、永久保延は鳥羽崇德兩天皇の御宇に係れり、東鑑卷六、文治二年六月十五日の條に、安能僧都の自己の行狀を記して、鎌倉に致しゝ文書中に、於二寶前一屆二請十口僧侶一、每月一萬卷觀音經轉讀事、同像一萬體摺寫供養事、○以上文と見えたる即是なり、此他經論を刊行し、畫圖を印行せし事多かり、事煩冗に涉るを以て揭げず、是等皆圓光大師の選擇本願念佛集の前にあり、然るに貝原益軒氏の說に、日本にて書籍を板に刻む事其始をしらず、元久三年土御門院年號山門申狀に、法然坊所レ造選擇集者謗レ法也、天下不レ可レ止二置之一、在々所々所レ持、並其印版、大講堂取上、爲レ報二三世佛恩一可二燒失一之由、奏聞候畢とあり、之を以てみれば、此時已に選擇集を版行せしなり○以上文といひしは粗漏なり、而して世人或は此の說に據りて、本邦に於いては選擇集を以て刊本の始なりと思へるあり、或は孝謙天皇の六種の陀羅尼刊行の後、刊本を造ることは絕えてなかりしを、圓光大師の

選擇集弘布するに至りて、刊行の事更に起れりと思へるあり、誤れりといふべし、それ選擇集の成しは、後鳥羽天皇の建久九年にあり、後世に所謂原版の選擇集即是なり、延曆寺の僧徒其の印版を燒毀せむと請ひしは、土御門天皇の元久三年なり、其の後順德天皇の建曆元年に至りて、これを覆刻す、原版既に燒失せしを以てなり、これより後佛の經論を刊行すること陸續として絕えず、復一々これを擧ぐるに遑あらざるなり、

因にいふ、三國傳記卷七鑒眞和尙の事の條に、鑒眞盲たりと云へども、律の三大部をば手自ら印板を開き給へり云々、○以上文と見えたり、按ずるに、鑒眞和尙は唐僧にて、天平勝寶六年本邦に歸化せし人なり、但鑒眞和尙の律の三大部を開板すとあるは、如何あらむ、鑒眞和尙東征傳には、和尙の眼光暗昧なるを以て療治を加へたりしが、遂に明を失ふ云々とは見ゆれども、律の三大部を開板せしことは見えず、

因に又いふ、支那にて書籍を刊行せしことは、彼の國の說に、五代より始まるとあるを以て、我が邦の

書籍刊行の事は必支那に先だつべからずと想像するものあり、其の想像するや宜なり、然れども、支那にて書籍刊行は五代の時馮道が九經を鏤版せしを以て始なりとする說は麁漏なるにて、隋唐の代既にありしことを彼の國に於いても辨明せるものあり、然れば、本邦に於いて藤原奈良の朝廷の際刊行の擧ありしを何ぞ怪しむに足らむ、支那にて書籍刊行の事の既に隋唐の代にありし徵は、七種類藁陔餘叢考等に見えたり、今茲に陔餘叢考の文を揭げて、以て其疑團を破るべし、同書卷三十三刻書書冊の條に、池北偶談引五代會要、後唐長興三年、命二太子賓客馬縞等一充レ詳二勘九經一、官於二諸選人中一召二能書者一、寫付レ匠雕刻、每日五紙與減一選、漢乾祐中周禮儀禮公羊穀梁四經始鏤版、周廣順三年尙書左丞田敏、進二印板九經一、馬端臨文獻通考書籍門、亦載レ刻書始レ於後唐一、沈括談及孔氏雜說、亦皆以爲レ始二于馮道奏一鏤五經一、又和凝有集百餘卷自鏤版行レ世、廣順中蜀人毋昭裔、出二私財百萬一、刻二九經板一、又刻二文選初學記一、白二孔六帖行一于世、是刻書始二於五代一明矣、然葉夢得又謂、唐柳玭訓序言、在蜀見字

書雕本、而元微之序、白樂天長慶集、亦云、繕寫摹勒衒賣二于市井一、摹勒即刊刻也、則唐時已開二其端一歟、筆談亦謂、板印書籍唐時尚未レ盛、則已有レ之也、河汾燕間錄又謂、隋開皇十三年十二月八日、敕廢像遺經悉令二雕撰一、王阮亭引レ之、以爲二刊書之始一、刊書與二抄書一難易不二啻百倍一、若隋已有レ雕、何以唐時尚未二盛行一、直至二五代時始有レ之、當是唐隋時習二其技一者少、刻レ書甚艱故耳、胡應麟筆叢亦謂、雕本肇二于隋一、行二于唐一、擴二于五代一、精二于宋一、郎瑛七修類稿又謂、唐時不レ過二少有一二一、至二五代一始盛、宋則羣集皆刻要不レ謬也、今世刻工有二活板法一、亦起二於宋時一、沈括云、其法用二泥刻字一、每字爲二一印一、火燒令レ堅、欲レ印則以二鐵範一置二板上一、而密布字印一、于其中一、頃刻千百本、此即活板法也、但宋時、猶用二泥刻字一、今則幷用二木刻一、尤爲適用耳、陸深金臺紀聞云、近日毘陵人、用二銅鉛一爲二活字一、視二板印一、尤巧便一、則又以二活字一爲レ起二於明代一、蓋未レ知、宋時已有二刻泥活字之法一也、又程大昌演繁露云、古書皆卷、至二唐始爲二葉子一、即今書冊也、此恐未レ必唐時、如二鄭侯摭架三萬軸一、白樂天云、新詩三十軸、軸々金玉聲、微之序、樂天詩亦云、前後數十軸、是其時尚用二卷軸一也、筆叢亦謂、唐末宋初、鈔錄變而爲二印摹一、卷軸變而爲二書冊一〇以上文と見えたり、

晩唐摺本

晩唐本の體裁をいはば、卷子本にて陶淵明が歸去來辭を記したるなり、一行十四字にて、文字もあらく〳〵として、其の字體如何にも唐の代の筆物なること疑を容るべからず、而して、其の卷末に、大唐天祐二年秋九月八日、餘杭龍興寺沙門光達刊行、〇以上文とあり、此の書は、吾が友佐藤祐識が所藏なり、唐の天祐は昭宣帝の時にて、本邦の醍醐天皇の延喜五年に當れり、佛書にあらぬ古印本の現存せるは珍らしといふべし、（佛書は大略二行十七字のものなり、然るを此の書は一行十四字なり、所謂內典と外典と以て區別せるにや、尙考ふべし、）

唐代刊書種類

因りて按ずるに、唐の代にて書籍は印行したれども大略左のごとき類にて、大部の書は印行せずして、僅に一篇又は數篇の詩文、又は字書等のものゝみなりしなるべし、

は隋の代よりありけれども、支那の書籍の大部なるものは、當時未印行せざりしなり、斯のごとく唐の代に印刷の法は傳へながら、史書經典を印版せざりしことの徵は、胡元瑞が筆叢に載する所の經籍通解に、葉少蘊云、隋文帝開皇十三年十二月八日勅、廢像遺經、悉令二彫版一、此印書之始、云々、第尙有二可レ疑者一、隋世既有二彫本一矣、唐文皇胡不二擴二其遺制一、廣刻諸書一、復盡選二五品以上子弟一、入二弘文館一、鈔書何耶、余意、隋世所レ彫、特浮屠經像、蓋六朝崇二奉釋教一致、然未レ及二墳一彫二他籍一也、唐至二中葉以後一、始漸以二其法一、雕二刻諸書一、至二五代一而行、至レ宋而盛、今而極矣、〇以上文とあるにて能く知られたり、然して、文に唐至二中葉以後一、始漸以二其法一、雕二刻諸書一とあるは、即予が目擊せし歸去來辭の類にて、詩文などの數篇に過ぎざるものなるべく、其の他雕刻せしは、字書小學書なるべし、其の證は、七種類藁卷四十五、印版の條に、筆談、以爲始二馮道奏鏤五經一、柳玭訓序文云、嘗在レ蜀時、書肆中、閱二印板小學書一、則印板非レ始二五代一矣、意其唐時、不レ過レ有二一二一、（經籍通解卷四にも此の事を引きて、柳玭在レ蜀時、嘗閱二書肆一、所レ鬻字書小學率彫本

〇以上文と見えたり、）と見えたるにて知られたり、五代より宋に至りては、五經九經をはじめ、史傳等の書籍を印版すること盛になりにければ、寫本は漸く廢れたり、宋の代に至りて、周顯德が五經を鏤版せしことは、宋史に見え、宋の代に板本の盛に行はれて寫本の尠なくなりしことは、大學衍義補又萬季野が群書辯疑、胡應麟が筆叢にも見えたり、

本邦尙宋槧本

支那にては此のごとく史書經典を印行せしかども、本邦にては唯佛典のみにて、其の他は未此の擧あることなし、故に稀に宋の版本の來るがあれば、學者これを秘藏せり、其の故は、宋槧本は文字の誤謬少なき故なるべし、台記康治二年十一月廿四日の條に、先日借二信俊一、周易正義摺本以二美紙一能書之人令レ寫之了、今日以二前少納言俊通一爲レ使、遣二信俊之許一、曰、請以二書本一、替二摺本一、若不レ許レ所レ請者、此正義之外、信俊所レ欲、得之全經未文五十卷、新書二寫之一是余深愛二摺本一之故也、在二若冠一好レ學、今知二道之不レ行、不レ好之、是以不レ愛二書籍一、雖レ不レ給レ替、密可レ借乎、況有レ替哉、何又可レ安五十卷乎、俊通持二參摺本一還、余心悅

甚ニ於千金ニ、〇以上文ト見エたり、當時の周易正義は摺本は一部十四卷なり、其の證は、同記天養元年の條に、周易正義一部十四卷〇以上文ト見エたるにて、其の卷數は知られたり、一部十四卷の摺本を以て全經末文共に五十卷の寫本に替へて、悅千金よりも甚しとあり、以て摺本を珍重せしを見るべし、台記の作者賴長公は當時の宏才なり、

摺本九經

因りて又按ずるに、摺本の九經は、五代の時の刊行の際、馮道が文字を改めたるにや、又は宋の代雕鏤の際文字を改めたるにや知るべからねども、其の摹印の際に、古字は皆今字に改作せり、其の徵は、豐宮崎文庫所藏の倚書の奥書に、仁平元年六月廿五日申刻、以ニ少納言入道摺本之釋文一、見合了、總州之御時、以ニ古本(本邦の古寫本)幷唐本釋文一(唐本は支那寫本)所レ被レ付ニ音義一也、然而依レ有ニ不審事一、重所レ校ニ合古本勘物一、雖レ有ニ委細事付一、今委ニ之摺本一、合點畢、〇以上文ト見え、又同奥書に、建長第八曆、晩春十一日書點了、至ニ此書一者、以ニ摺本一書ニ寫之一、以ニ古本一校ニ點之一、凡慶夏商周書者、壁中舊本錄古之遺字也、雖レ然改ニ古字一爲ニ今字一、唐本又如レ此、其上高倉上皇御讀之本、又如レ此歟、當家尤可レ用レ之哉、但古字之體一向不レ可レ失レ之、仍レ本用ニ今字一、傍附ニ古字一者也〇以上文ト見えたり、然れば、本邦上古の傳本は、古字の多かりしを知るべし、又上件に引ける台記の文に據りて、崇德天皇近衛天皇の御宇の際、宋槧本の甚尠なかりしことも亦知るべきなり、

漢籍印行始

本邦にて支那の書籍を印行せしことは、何の頃より始まりけむ詳ならず、予按ずるに、北條氏執政の際に始まりけむ、斯くいふ因據は、正平版の論語(十九卷)の跋に、堺浦道祐居士、重新命レ工鏤レ梓、正平甲辰五月吉日謹誌、學古神德措法日下逸人貫書〇以上文とあるを見れば、是より以前に論語を雕刻せしことありて、正平版は再板なることの能く知られれば、論語の最初の印行は北條氏執政の際ならむとはいふなり、(此の書若し存せりとも年號を記さずば見わけ難かるべし)本邦印行の支那書籍を予が目擊せるもの、中に、正平版論語を措きて尤古きは新刊五百家注音辨唐柳先生文集にて、全部四十五卷のものなり、此の書は、本邦の

印行にはあれども、雕工は支那人にて、俞良甫といふものなり、其の徵は、其の文の卷尾に印題していは、く、祖在ニ唐山福州塀界一、福建行省興化路莆田縣仁德里壹諫坊住人俞良甫、久住ニ日本京城阜近一、幾年勞鹿至レ今寫レ成矣、歲次ニ丁卯一仲秋印題、〇以上文とありて、唯文干のみ記せれば、能く時代を辨じ難けれど、予が見し本は、羅山先生の手澤本にて、奥書に壬寅四月十日、終ニ滴研之點一、誠有レ功ニ乎柳文一者也、謂ニ之善本一亦得矣、于時余弱冠年也、信勝〇以上文とあれば、足利氏執政時代の印行なるべしと思ひしに、此の板思の外に古し、其の故は、吉田篁墩が活板經籍考に、此の本のことをいひて、應永七年博多僧某の校點したる本を見る〇以上文とあり、因りて按ずるに、丁卯は後龜山天皇の元中四年(北朝嘉慶元年)に當れり、是ぞ目擊したる本邦印行の支那書籍の古きにはありける、此のさしつぎなるは、予が藏せる新編排韻增廣事類氏族大全綱目なり、此の書全部九卷のものにて、卷尾に明德癸酉八月開板圓成〇以上文とあり、雕刻精密にして柳文よりも甚優れり、

因にいふ、今傳ふる正平版に三種あり、然れども、皆其の版は一物にて、漸次に跋文を删去せしものなり、然れば最初の版は、正平の年號と道祐居士の名と筆者の名とある本なり、其の次の本は正平の年號を删去せし本なり、其の次の本は筆者の名をも删去せる本なり、此のごとく跋文を删去せしは何の頃删去せしにか詳ならず、俗說に近世書肆の删去せしものといふは非なり、予跋なき本の元龜第二林鐘下旬外史康雄花〇以押上文と奥書あるを見る、此の書は博物館藏本なり、

迎接曼荼羅版

予既に圖畫を印行せしことをいひて、世に所謂聖德太子の寫經戶隱切延曆寺切など稱する古經に印せる小塔婆、又承和十一年の彫刻の二荒山の馬頭觀世音の像の印版のことなどをいひしを、是にさしつぎていふべきことあり、其は惠心僧都の迎接曼荼羅の版木なり、是は山城の飯室に安置してありしものといへり、當麻曼陀羅疏卷五に、惠心〇中略其後尙僧都一切人爲レ令レ見ニ來迎之相一手取レ筆、書ニ此迎接之相一、其云ニ惠心迎接曼陀羅一、其以後人寫レ之、安ニ所々道場一、亦僧都猶思ニ利益普一、自開ニ板木一、今飯室安樂院安レ之、彼院

亦僧都建立房舍也、是又近年登山之次、尋入二彼院一拜二惠心御作彌陀像一、自筆書寫板木奉レ見、〇以上文と見えたり、惠心は即源信僧都にて、寛仁元年六月十日年七十六にて寂せし人なれば、村上天皇より三條天皇までの人なり、此の曼陀羅の版、今も安樂院にあるにやあらむ、如何あらむ、此の當麻曼陀羅疏の作者は、西舉上人といふ人にて、永享八年閏五月の作なり、其の頃は此の板木のありけることは疑なし、

傳敎版

予既に古經題跋を引きて、傳敎板のことをいひしかど、今又見出でたることあれば、さしつぎていふべし、抑此の傳敎版といふものは、最初の板を原本として處々にて覆刻せしものあり、故に同物異版のものあり、然れども其の覆刻のものも甚稀なり、近年伊勢の西來寺にて傳敎版の法華經を覆刻す、精刻にして眞物を見るがごとし、其の裏書にいはく、昔人嘗梓二大師眞蹟之本一、其所レ印之古卷、往々存二于古祠舊刹一、中古所レ謂、山家本、或稱二傳敎板一者也、展轉翻刻、其本數種、今所二模刻一者、全依二延曆寺藏本一、但是本不レ記二彫刻歲月一、察二其顏采一、古色可レ掬、實八九百年以外之物也、慨刻手拙劣、且數經二摺寫一、盡鋒靡滅不レ少矣、而比二之近來印本一、則天地懸隔焉、瞻彼之奏、猶勝二他多少花一萬々也、〇以上文と見えたり、

活字版

活字板は、宋の慶曆中に畢昇といふものありて、始めてこれを作れりといふことは、夢溪筆談及筆叢等に見えて、其の方法までを委しく載せたり、此の事は誰も能く知れることなれば、本書を揭出せず、但宋の慶曆は仁宗が時にて、本邦は後朱雀天皇の御宇に當れり、本邦にて活字の法を用ゐしことは、何の時よりなりけむ知りがたしといへども、予が目擊したる活字版の古さものは、三國佛法傳通緣起に過ぐるはなし、此の書は應永六年の印行なり、其の奥書にはく、戒壇示觀律師、學該二乎三藏一、智辨二汙瀾一、馬空有二性相一、猶二庖丁之於一牛也一、且所レ遺之心、盡二凡千有餘卷一焉、然不レ出レ卷、而授二諸宗之圓域一、知二三國之傳通一、眞レ若二乎斯書一也、苟從二事于此一者、豈不レ云乎回二千里之迷途者一呼之力一也、不レ過二於斯說一、則吾終味二於大方一者耶、所レ恨未レ約二刊行一、所レ利不レ廣、仍命レ工鋟レ板云爾、應永卯己年正月日〇以上文とあり、而して此の書や、

本邦の活字版の始ならむとおぼゆ、然るを長頭丸隨筆序に、日本にても元久の頃より活字版おこなはれしかども、今のごとく大切にかくしおく書どもをあらはに板行することはなかりき云々〇以上文と見えたり、此の說實に然らば、本邦に活字板のあることは、土御門天皇の御宇なり、予管見未其の書を見ず、又東牖子卷二(本朝印板の條)夢想國師の書を、高師直板行せしも活板也〇以上文と見えたれど、予未此書を見ず、又吉田篁墩が活板經籍考に、兪良甫が刊行せる新刊五百家注音辨唐柳先生文集(上文にいへる元中四年の刊行本)は活字板なれば、是ぞ本邦の活字板の權輿とや云ふべき〇以上文といへれど非なり、其の故は、此の書活字板にあらず、整板なり、篁墩氏は此の書を活字板と見られたるにや、又按ずるに、此の板の外に柳文の活字版あり、是は兪良甫が板よりは後のものなり、然して卷尾に年月並に刊行者の名なし、後學此の活字板を以て兪良甫が板と混ずることなかれ、兪良甫が板本は、卷末に兪良甫が細楷の跋文あり、以て知るべきなり、

假字新說

假字

假字は言語を記すに甚便なるものなれば、人としてこれを用ゐざるものはなし、拠其の假字の種類をいはば、眞假字、草假字、片假字等の數種あれど、中昔より以來は多く草假字片假字を用ゐ來れり、然るを、維新以來はいかなることにか草假字は陳腐なりとして片假字を用ゐることゝなれり、然れば今日は世にもてはやさるゝ所の片假字のことをいふべし、

片假字

片假字といふことは、是までの諸先生たちは、文字の偏傍を取りて用ゐる故に、片假字といふなりと心得てあられし故に、其の說窮する所あり、片假字は傍假字にて、文字の讀み易からぬ所は、其の傍に讀み易き文字を以て其の訓を記さむが爲に用ゐそめたる故に、傍假字といふ稱の起りしなり、拠是よりは、予が此の傍假字に就きて苦心せし物語をせむ、予が父春村は、年來學問に從事し、種々の考證を選述するついでに、いろは歌の考證をものせむとして、其の材料を見

るに隨ひて集めたれど、其の考證の遲速は果さざりき、常に予に語りていはく、片假字は文字の偏傍を取りて作れる名にあらじ、訓がたき文字の傍に、よみ易き文字を施す名ならむ、然して片假字は吉備公の作なりといふことは、倭片假字反切義解及揚鳴曉筆に見え、又古事記傳にも片假字の作者は、吉備大臣などにぞありけむと見え、又野山名靈集に、大師の眞筆の以呂波は、今雲州神戸寺にありて靈寶とし、同じき眞筆の片假字は、當山の講坊にありて秘藏すと見えたるなどを思ふに、いかにも吉備公か弘法大師かの作なるべくおぼゆれど、未其の確證を見ず、汝證を見出てたらば、我に告げよといはれたり、

片假字發見

これより後、予古文書を見るごとに、更に注意して數年を經る間に、又は沒し、世の中は改まりて、予は圖らずも職を博物館に奉じ、殊にうれしきことは、東大寺正倉院の御物を取扱ふことを任としたりしかば、朝夕其の器物古文書等の調査に從事し、屬官を率ゐて取扱ふ間に、古文書の中に於いて、圖らず片假字やうのもの一枚を見る、扨もうれしきことかなと思ひて、能く見れば、天平の年號のある反故の裏に、文字の數いと多くしるしたり、其の傍に黃鐘調番假崇とありて、其の記しざま琵琶の譜に似たれば、伶人に問ひ糺したるに、番假崇といふ曲は今は傳はらざれば、名をだに知りたり、是は琵琶の譜なりといひて、琵琶取りて彈じ試みしかど、律は能くめくらざりき、扨その文字は、後世用ゐる琵琶の譜の文字に異なることなし、其の中にて文字を拾ひあぐれば左のごとし、

工 下 七 八 凡 十 七 一 ソ 乙 マ ム
斗 コ ン 之 也 一 し ク 工

是に於いて予思ひけるやうは、此の文字は片假字とは異なる體も多かれど、片假字といふものは、此のごとく畫の少なき文字や、又は省文を作りて讀み難き文字の傍には施したりけむ、扨その片假字は、吉備公の作りしてと、先達もいへれば、奈良時代の古文書の中には何ほどか用ゐてあるべきことゝ思はるゝまゝに、山のごとくある文書を搜索せしかど、此の琵琶の譜の外には一枚も見ざりき、其の後予奈良に派出すべき命を蒙りて、奈良にありける間に、法隆寺西大寺藥師寺招提寺東大寺、其の外古社古刹の文書を見、又奈良の博覽會社に集まれる文書をも見しかど、奈良時代のものに片假字を用ゐたるを見ざりき、因りて又思ひけるやうは、片假字は吉備公の作なりといへど、其の時代の書類に一處も見えざるを思へば、疑はしきことなりと思はれて、吉備公の作といふことも少し怪しくなりたり、

片假字は省文多し、其の話省文に紛れむことを恐る、故に省文のことを斷りおくべし、省文は支那にて用ゐたるを本邦にてもこれに倣ひて用ゐたり、古事記に吳公（クガ）とある是なり、又上野國金井澤の神龜三年の碑にも鍛師礒ア君牛麿とある類なり、アは部の省文なり、省文は古くより、此のごとく用ゐれども綴けては用ゐず、片假字は畫の少なき文字を綴けて用ゐるをいふ、是省文と片假字との別なり、

寺先年假字の會へ招かれて、假字の話をせよとありし時、此の琵琶譜を見出でたる時の事なりければ、うれしくよろこばしく思はるゝまゝに、これを取出でて、吉備公のこれに因りて畫の少なき字を擇み、漢籍の傍に施して、書生の讀誦の便としたりしなるべしといひしかば、聞く人皆手を拍ちて讃したりき、然れども能く思へば、吉備公の作といひしは、あぶなきことなり、然れど、片假字の出で來しことは、樂譜の文字などより思ひ付て作り出でたるものにてもあるべし、

片假字作者

片假字の作者は、吉備公とも定めがたくなりて後、尚其の源をあきらめむと思ひなりてありける間に、又心づきたることあり、江談抄の大女御の假字法華經供養の段に、源信僧都の高座に登りていはれし言に、日本國は如來の金言たりと雖ども、假字に書き奉るべきなり、弘法大師は、諸尊言梵字悉曇等の密法を傳習したまひて後、四敎の法文に寄せて、いろはにほへとの讃を作りたまへり、以來一切の法文聖敎史書經典、此の讃の文字を離れず云々とある處、又內膳正仲雄王が弘法大師に謁する時の詩に、大師の功を賞讃して字母弘ニ三乘ニ眞言演ニ四句一とあるなどを思ふに、（一切の法文、聖敎史書經典、此の讃の文字を離れずとある所に注意すべし、又字母三乘を弘むるとあ

る所に注意すべし、是傍訓を施して文字をよみ易からしめしなり、此の條予が色葉歌作者考と參照すべし、）文字の傍訓を施しはじめしは、弘法大師にやあらむと心づきて、それより大師の眞蹟を見むことを欲したり、是より先、大師の眞蹟は幾たびも見たりしかど、さる所に心つかざりしに、世に所謂「飯室切」といふものは、嵯峨天皇の宸筆にて、弘法大師の書入あるものなるが、此の經切は予も往々見たりしかど、等閑に見過したりしに、これを更に見まほしく思ひなれり、そも〳〵此の書入は、白墨を以て小細の文字を書き入れたるものなれば、剝落して能く見えぬものなり、取り敢へず博物館所藏のものを見しかど、能くもわからず、其の他一二葉を借り得て見しかど、皆僅に二三行のものにて、文字とはおぼしけれど、未判然ならざりしに、吾が友青木信寅氏がいはく、我此の頃飯室切の全きもの一卷を得たりといへば、甚喜ばしく思ひて、往きて見るに、法華經の二の卷にて、例のごとく白墨の書入あり、擴大鏡を以てよく〳〵見るに、疑ふべくもなき文字なれども、何とよむべくもおぼえざりしに、一度々見、度々よみ味ひたれば、傍訓に相違なかりけり、さてこそ弘法大師の傍訓を施したる證據は得たりけれ、其の文字を拾ひあぐれば左のごとし、

現在の平假字	傍訓假字	現在の平假字	傍訓假字
い	尹	た	太
ろ	そ	れ	ダ
は	ハ	そ	ソレ
に	ホ	つ	刀ッ
ほ	呆	ね	ネ
へ	ヘ	な	ホ
と	ヨト	ら	ラヲ
ち	テ	む	ム（向）
り	リ	う	于
ぬ	ヌ	ゐ	キ
る	上ル	の	
を	ヲ	お	
わ		く	久
か	カの	や	
よ		ま	万

け	个	め	女
ふ	フ	み	ユミ
こ	己古	し	之
え		ゐ	
て	天豆五豆	ひ	ヒ
あ	ア	も	ニ
さ	左	せ	主七
き	支	す	シ

ゆ 由

片假字のことに就きては、定めて諸君の高說もあるべけれど、予が是までの實地經驗の概畧は、是程のことなり、是に於いて、更に新說を述ぶべし、そも〳〵片假字は、文字の偏傍を取れるもあれど、全字をも用ゐるものあるが故に、偏傍取りて片假字といふなりとある說は非にして、文字の傍に用ゐる假字なる故に傍假字といふ說に定むべし、扨その傍假字は樂譜の文字に因りて製作せしものなるべけれど、作者は吉備公といへるは非にて、弘法大師にぞあらむ、弘法大師の傍假字を用ゐしこと、此の他にも證あれど、事長ければ此にいはず、）

色葉歌作者考

近世學者說

伊呂波歌は、弘法大師の作なりと云こと、由來既に久し、故に近世の博識名匠も、多くは弘法大師の作なりといへり、契沖阿闍梨が和字正濫鈔の序に、暨二我朝一至二山澤一竺墳字母有二四十七言一哉、以呂波歌、世人傳學、至レ今則レ之、以二有レ限字一、通二無窮心一、可レ謂二千古絕妙百世依憑一、實我國字母也、云々（以上文）と見え、又本居宣長は花鳥餘情に、弘法大師これを作るとあり、世にもしか云つたへたり、さもあるべし云々（以上文）と、古事記傳卷一にいへり、山崎美成、釋了阿、伴信友等は、龍中鈔の假字の起りの條、又凌雲集、密嚴諸秘釋等の書に據りて、弘法大師の作なること疑なしと決していへり、平澤元愷、安藤爲章は、弘法大師の作にあらず、後人の作なるを、名を大師に借れるなるべしといへり、然れども、元愷爲章の說は、大師にあらずとなすべき證據なし、所詮臆斷に出でたり、予是に於いて一說を出すべし、

江談の說

一説を出さむに就さては、先先哲の専因據とせる書を視してむ、河海鈔（梅が枝の巻）江談云、天仁二年八月日、向二小一條亭一言談之次、問曰、假字手本（〇假名手本とは、伊呂波歌を平假字にて書きたる手本をいふなり、）者、何時始起乎、又何人所作哉、答云、弘法大師御作云々、件事無二所見一、（〇所見なしとは、弘法大師の作なることを書冊に見る所なしといふなり、）但大女御御自筆假字法華經供養之時、被レ行二御八講一、講師南北英才、相遞爲二導師一、高名清範慶祚等之輩各振二富樓那之辨才一之後、源信僧都又勤二此事一、說云、日本國者、誠雖レ爲二如來之金言一、唯以二假字一可レ奉レ書也、弘法大師傳二習諸眞言梵字悉曇等密法一之後、寄二四教法文一作二イロハニホヘトノ讃一給、以來一切法文皆經史書經典、不レ離二此讃文字一、イロハニホヘトの字は、色は匂へどと云ふ心也、不レ說二他事一、只以二此一事一合レ譬、而人々皆驚二耳目一之由、所二傳聞一也、古人日記中、在二此事一云々、又問云、然者、件弘法大師時、以往無二假字一歟、日本紀中假字之日本紀在レ之由、盧外令レ見、答云、此事尤不審也、雖レ然、只付二倭言一合レ之書也、イロハに於ては、尚彼時始る歟、先哲可レ尋云々、

〇以上文

（籠中鈔巻四、假字起の條、天仁三年八月日、向二小一條亭一言談之次、問曰、假名手本、何時始起哉、何人所レ作哉、答曰、弘法大師御作云々、〇以上文（〇籠中鈔の文は、江談と大略同じ、故に省畧に從ふ、）と見え、又此の他、釋日本紀、日本紀纂疏、花鳥餘情、倭假字反切義解、頓阿法師高野日記、了祥上人古今集序注等にも、弘法大師（或はイロハニホヘトチリヌルヲ大安寺護命僧正の作、ワガヨタレゾツネナラムウキノオクヤマケフコエテアサキユメミシエヒモセズ弘法大師の作などともいへり、）の作とあるをも證とし、是等の古書に據りて、近世の諸名匠はさのみ疑を容れざるならむ、

春村說

又予が父春村、伊呂波頓說二卷を著はしていはく、伊呂波歌は、弘法大師の作なりや否やを知らざれども、凌雲集の字母とあるは、伊呂波歌四十七字にはあらずして、恐らくは悉曇字母釋なるべし、又密嚴諸秘釋の伊呂波釋二篇は、大師の作なる證據少しも見る所なしといはれたり、因りて、先右二書を揭載して示してむ、凌雲集、從五位下行內膳正仲雄王、謁二海上人一道

者良雖レ乘、勝胄不レ易レ遇、寢興思二馬鳴一、俯仰謁二龍樹一、一得レ遭二吾師一、歸情貪二寓住一、飛流馴二道眼一、動植潤二慈潤一、字母弘二三乘一、眞言演二四句一、石泉洗二鉢盂一、鑪炭煎二茶鼎一、眺矚存二閑靜一、栖遲忘二劇務一、實幢拂二雲日一、香刹于二烟霧一、瓶口挿二時花一、盌心盛二野芋一、磬鳴員梵徹、鐘轡老僧聚、汎覽竺乾經、流觀釋子賦、受持灌頂法、頓入二一如法一、〇以上文と見え、又密嚴諸秘釋卷八、以呂波釋、可レ有事、因二假名一釋二自在一、先序、次大意、次釋名、次入文解釋、後問答決疑乃至第三入文中、可レ有二門一、句義、字義、是初中又三、一總說、二別說、三配釋乃至別釋門者、文云、色葉句散者、解曰、有二二意一、一就レ喩、謂色者花葉、內含二諸行必滅一、外顯二四相無常一、花則表二一季中一、葉則示二四運間一、句者生住二相一、散者異滅兩法、二約レ法、謂色、署有二四義一云々、準二上喩一、色句（イロハニホヘトチリヌルヲ）散、諸行無常、我世誰常、是生滅法、四相遷變、不住自性、名二之無常一、故有爲興山今日超（アサキユメミシヱヒモセズ）、生滅々已、淺夢不醉（ワガヨタレゾツネナラム）、寂滅爲樂云々、〇以上文と見えたり、又同書に以呂波略釋といへるあり（〇委しくは、本書に就きて見るべし）、是等皆先哲の據られたる所の書なり、然れども其の說一定せず、

論斷

予是に於いて愚按を述ぶべし、江談籠中鈔の舊說棄つべからず、又密嚴諸秘釋の伊呂波釋も亦考ふべし、是等の書を考へむに就きて、尚視すべきことあり、遍照發揮性靈集序に、和尚昔在唐日、作二離合詩一贈二土僧惟上一、前御史大夫泉州別駕馬總一時大才也、覽則驚恠、因送レ詩云、何乃万里來、可レ非レ衒二其才一、增學助二玄機一、士人如レ子稀、其後籍甚滿レ邦、緇素仰止、詩賦往來、動剩二篋笥一、遂使二絕域寫一レ憂、殊方通レ心、詩翰俱美、誠與二東方君子之風一、故毘陵子胡伯崇歌云、說二四句一演二毘尼一、凡聽者盡歸依、天假二吾師一伎術多、就レ中草聖最狂逸、不可得難二再見一云々、〇以上文とあり、此の文に據りて、熟考するに、弘法大師は支那にありし時、涅槃經の四句の文、諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂の意を說き、毗尼を演べたること知られたり、此の四句を伽陀なり、伽陀は即偈なりなどいふ說もあれど、此の條に於ては、唯偈なり、詩なりとのみは見るべからず、毗尼とは玄應音義卷十四を按ずるに、毗尼、或言二毘那一、或云二毘那夜一、或云二毘奈耶一、皆由二梵音輕重一、聲之訛轉也、此譯云二雖行一、行

亦道也、謂此行能離二惡道一、因以名焉、或譯云レ滅、能滅レ惡也、或云二化度一、言梵經化二度衆生一也、○以上文と見え、又維摩經疏に、毗尼、言二善治一、善治二衆生一令二棄レ惡行一、善○以上文とも見えたれば、弘法大師は在唐の時涅槃經の四句の文の意を毗尼即敎戒の詩に作りて、俗人に示し、以て衆生を化度したれば、衆庶其化に歸せしを、文に聽者悉歸依すとは云るなり、因りて按ずるに、大師在唐の時だに、彼の土に於て釋敎を衆庶に示すに詩を以てせり、而して其の詩の意專涅槃經の四句の意に據れり、然れば歸朝の後、本邦に於いても俗人を弘く化せしむるに、此の方便ありけむこと疑なくおもはるゝなり、然れども、大師の行狀記及傳記等に、伊呂波歌を以て衆庶を化せしめたることを載せず、甚怪しむべし、因りて又按ずるに、大師の歸朝は大同元年に係れば、平城天皇即位の年なり、爾後嵯峨天皇淳和天皇仁明天皇に至るまで、世間皆漢學に從事し、詩を作りて以て志を言ふ、偶、歌を以てすれば、これを度外に措かる、詠歌の此のごとく衰へたるは、平城天皇御宇より仁明天皇に至るの間を甚しとす、大師歸朝して支那に於いて詩を以て衆庶を歸依せしめしごとく、本邦に於いても亦歌を以て衆庶を歸依せしめむとして、爲に伊呂波歌を作る、然れども、當時歌の衰へたるを以て、世に行はれざりけるにやとぞおぼゆる、其の伊呂波歌を初二句は護命僧正、三句以下は空海と傳ふるも故あるとなるべし、按ずるに、此の歌字母の限を以て作りたれば、是を調ぶること甚難し、故に護命にも、これを視して、或は護命の添削を得て句を改めたることもあるべし、故を以て初二句は護命の作、以下は大師の作といふ傳說もあるならむ、護命は元興寺の僧にて、大師よりは先輩なれば、大師も尊信せし人なることは、性靈集に見えたり、又凌雲集の字母弘二三乘一といへることを、一首の上にて按ずるに、此の字母は假字文字にあらざれば不都合に聞ゆ、是は漢字に假字の訓點を施して、聲聞緣覺菩薩の三乘の義を早く知らしめたるなるべく、（○漢文に假字の訓點をつくることは、弘法大師の創意なるべくおぼゆることあり、此の事は別にいふべし、）又眞言演二四句一とは、眞言は即歌にて涅槃經の諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂、の四句の意を歌に作りて讀せしめて、早く曉らしめたるなるべし、然

らざれば、穩當ならざるなり、（若し此の三乘四句を天竺の字母にて書きて授けたらむには、尚元のまゝなれば、大師の功はさのみあるべからず、）然るを、嵯峨天皇に至りては、歌の事廢れて誦する人もなかりければ、其の伊呂波歌は世に埋れてやありけむ、然れども、此の歌は僧家に傳へてありければ、源信僧都が假字法華經供養の時、伊呂波歌は弘法大師の作にて、甚便なるものにて、一切法文聖敎史書經典にも離るべからずとは讃嘆せられけむ、而して其歌の弘く世に行はれしは、興敎大師の伊呂波釋を作られてより、其の歌を假字の手本にも書くことゝなりにければなるべし、興敎大師は根來寺の覺鑁上人なり、此の歌若し弘法大師の作にあらずば、何ぞ此の上人の取りて釋することあらむや、亦以て一證とすべし、

因にいふ、伴信友が假名本末上卷の追記にいはく、かく考記しおける後、此ころ（天保十一年）高野寺の學靈法師の著せる弘法大師年譜を見るに、或記云、弘仁十年六月一日大塔心柱造二初南峯一云々、同廿八日心柱曳二塔上一時、大師令レ授二興大工一給、印明、○略同其夕方、此眞言令二忘失一、仍實惠大工奉レ問之處、實惠かなのつさやうあやしみ給て、高祖御前詣奉レ問、○略下と見え、また高野見聞秘錄にいはく、弘仁十年己亥六月朔日、大塔心柱造二始南虎峯一、同廿八日曳二之於檀上一、柚大工二大法師一大法師如レ此之役人等各十六人也、且云、結緣料、各々十六人授二眞言一、同夕方此眞言各々忘失了、仍實惠二大工大共奉レ問之所、實惠假名ノツキ樣ヲ怪ミテ、高祖ノ御前詣、兩明奉レ問、云々、○以上文と載せたり、二書共に同時の事の傳說なるを、後に聞き傳へたる僧の二方に書記せるものなり、ともにむかしの俗文にて通ずがたきところあれど、相かよはして大意を推し考ふるに、この時大師の大工等に印明また眞言を授くといへるは、かの高野日記に、空海高野山をきりひらきて堂を建つる時、木の道のたくみにいろはの字を敎へたる由みえたる時の事に當りて（かの倭片假字反切義解の序に弘仁天長年中に造二四十七字伊呂波一といへる天長の年ごろも合へり、）其眞言といへるは、仲雄王の詩に字母弘二三乘一、眞言演二四句一と稱へられたるに相合ひて、いろはの事と聞えたり、云々、○以上文とあるは、弘法大師年

譜に引用せる本の誤脫ありけるを、能くも校正せざりけるまゝにて掲載せるを見て、此の如き說は出て來たるなり、弘仁十年六月に大塔の心柱を建てらるゝ時、大工に授けたりしは、梵文にて記したる眞言に、假字を施して授けられたるにて、伊呂波歌を假字に書きて授けられしにはあらず、然れば、此事は弘法大師の假字を用ゐし證にはなれども、伊呂波歌の證にはしがたし、予近時金剛峯寺大師一生補所秘錄を見しに、誤脫なければ、其の事の能く知られたり、其の文を茲に掲載すべし、いはく、弘仁十年六月一日、大塔心柱造始南虎峯云々、同廿八日心柱曳檀上時、杣大工一大法師二大法師、如此役人等結緣の料に、面々各々十六人授眞言、（一大法師給）乙丙（二大法師給）同夕方此眞言等各々忘失畢、仍實惠に一大二大共に奉仕之處カナツキ樣をあやしみて、高祖御前に詣て、實惠兩明を奉問云々、答、高祖仰云、女にも有、骨、男にも有、肉、云々、實惠謹て承て、思惟之云々、（以上文）とあるを見るべし、

今樣歌起原沿革

今樣名義

今樣歌は唱歌の中の一種なり、今樣といふ所以いかにといはば、今樣とは、當世風の歌といふことなり、然るを、これを省略して、唯今樣とのみもいふことゝなれり、是今樣の名義なり、

何を以て今樣といふぞと云はば、古風に對するが故にぞある、

因にいふ、儀式卷三、踐祚大嘗祭儀にいはく、宮內官人率二吉野國栖十二人樂戶十二人一入、」自二朝堂院南左腋門一就レ位奏二古風一、（以上文）と見ゆ、此の古風の歌に對して今樣とは云ふなり、

今樣歌調

古風は多くは五七、五七の調なり、然るを、奈良朝を經て、平安朝となりてより以來、時勢一變して百事往昔に異なり、爲に和歌一變して、唱歌も亦從ひて一變す、唱歌一變して、其の調を詩句に倣ひ、（嵯峨天皇以來詩句大に起りて、和歌爲に大に衰へたり、）五七五七の調を變じて、多く七五、七五の調に從ふ、

和讃色葉歌

是の時に當りて、弘法大師四十七音の限を用ゐて、色葉歌七五四句の和讃を作りて、以て四敎法文の意を俗人に容易に知らしめ、且當時の言辭は四十七音にて事の足るを知らしむ、其の歌の調は、當時流行する所の詩の絕句の調なり、其の歌の意を解すれば、左のごとし、

色葉句へど、散ぬるを、我が世誰ぞ、常ならひ、有爲の奥山、今日越て、淺き夢見爲、醉も爲ず、

唱歌は古來句數に定まれることはなかりしを、此の四十七音を以て四句の和讃を作られたるより以來、大畧此の體に倣ふもの多くなれり、然れば、弘法大師の色葉の和讃は、後世の今樣歌の起原なりとはいふなり、（當時此の色葉歌のごときは、和讃といひて、今樣歌とはいはず、高野山三寶院主一日訪ひ來て、予に語りていはく、高野山谷上蓮金院に、大師の書かれしいろは歌を傳へたりといへど、今はなしと語られたり、）

和讃流行

然れども和讃は、其の當時然のみ行はれず、其の行はれざりし故は、嵯峨天皇以來詩文の世に行はれしからに、多く詩を以てせしが故なり、然るを醍醐天皇以來和歌大に起りて、詩のみならず歌をも朗詠し、又佛經をも和らげて延書にして、讀誦するやうにさへなりぬ、是に於いて惠心院の源信僧都、此の機に乘じ、弘法大師の作られし色葉歌を取出でて、大に稱讃せられたり、其の事は詳に河海抄卷十二、梅枝卷に引く所の江談に見ゆ、（此の書江記ともいひしものなるべし、今傳はれる江談抄とは異なり、）源信僧都の色葉歌を稱讃せられたりしは、國語を愍起せむとの意なるべし、河海抄にいはく、江談云、天仁二年八月日、向二小一條亭一、言談之次、問曰、假名手本、何時起乎、又何人所レ作、答曰、弘法大師御作云々、件事無二所見一、但太后、（太后權中抄作二大女御一）自筆假名法華供養之時、被レ行二御八講一、講師南北英才相遞爲二導師一、高名清範慶祚等之輩、各振二富樫那辨才一之後、源信僧都又勤二此事一、說云、日本國者、誠雖二如來之金言一、唯以二假名一可レ寫レ書也、弘法大師、傳二習諸眞言梵字悉曇等一之後、寄二四敎法文一、作二イロハニホヘトノ讃一給以來、一切法文、聖經史書經典不レ離二此讃文字一、イロハノ字は色は句ト云

心也、不ㇾ說ニ他事ㇾ、只以ニ此一事ㇾ爲ㇾ證、人皆慥ㇾ耳之由、所ニ傳聞ㇾ也、古人日記、〇古人日記中抄作ニ日本紀ㇾ、籠中、有ニ此事ㇾ云々、又問云、然者件弘法大師御時以往、無ニ假名ㇾ歟、日本紀中假名日本紀有ㇾ之由、慮外令ㇾ見、如何、答云、此事尤不審也、雖ㇾ然、只付ニ倭言ㇾ令ㇾ書也、猶イロハは彼時始歟云々、〇以上文と見えたり、（此の事は籠中鈔にも見えたり）以て、色葉歌の作者は、弘法大師なりといふことを知るべし、文に又問云、然者件弘法大師御時以往無ニ假名ㇾ歟以下の假名の事は下文に辨ずべし、

因に云ふ、色葉歌を弘法大師の作にあらずとして、江談及籠中鈔の說を破らむとするものあり、其の破らむとする說は、何に據るにかと見るに、皆其の據る所なくして、唯己が想像より出づるのみ、然らば取るに足らずといふべし、其の一二を揭げていはば、色葉歌は、嵯峨天皇の頃の體にあらずと、是等は言語に其の時々の體裁あるを能くも味はぬものゝ說にて、元より論ずるに足らざるなり、又或はいふ、色葉歌を作りしことは、大師の傳及其の文集に見る所なしと、抑和讃は傳にも文集にも記載すべきものにあらず、記載せざるを以て當然とす、故に此の說も亦取るに足らず、予が色葉歌は大師の作なりといふことは、江談及籠中鈔等に據りていふなり、江談も籠中鈔も並に破るべき確證出で來らば、予も亦伊呂波歌は大師の作にあらずといはむ、

又古說に、弘法大師は色葉歌を作りて草假字（サウガナ）を用ゐて書かれしより、假字の始は大師なりといふ說あるが故にこれを破らむとするものありていはく、假字は大師の前既にあるを證し、併せて色葉歌をも大師の作にあらずとするものあり、是甚麤漏の說なり、予これに對して答ふべし、假字は即假借字にて文字の音及訓の一音を假れるものなれば、吾が邦の上古に文字を使用せし以來出て來りしこと論を須たず、唯古說にいへるは、草假字を以て大師よりとし、或は、然らず、草假字は自然に起りて、其の體は漸次に定まれるものなりとし、大師に起れるものにはあらずとするとする二說あるなり、然して此の二說の中、草假字の大師に始まれりとするは非なり、何ぞ大師より以往の人も草體を以て

せざることあらむや、然れども、大師は草聖なり、故に大師を以て、後世推して草假字の祖と稱したりといへるのみ、何のむづかしきことかはあらむ、以て古人の說を了察すべきなり、

河海抄に引ける江談の意を解釋して示すべし、又問云、然者件弘法大師御時以往、無ニ假名ㇾ歟、日本紀中假名日本紀有ㇾ之由、慮外令ㇾ見如何〇以上文とあるは、假字を以て其の字の傍に訓を注したるをさして、假名日本紀といへるなり、其の假字の施しやうは、世に飯室切と稱する所の、嵯峨天皇宸筆法華經切の假字のごときものをいふなるべし、故に同書の其の答にいはく、答云、此事尤不審也、雖ㇾ然、只付ニ倭言ㇾ令ㇾ書也猶イロハは彼時始歟云々〇以上文とあるにて、其の問に答へたる趣を見れば、彌其の事の能く知られ、又假名日本紀の體裁をよく知らる、尙其文意をいはば、我が述ぶる所は、色葉歌の作者の事なるを、貴所の問はるゝ意は、假字の始が弘法大師といふ事に關さなされたりと見えて、弘法大師より以前に、假名日本紀あるは如何との問なるは、尤不審千萬なり、然て、其の假名日本紀といふは、日本紀の本書の傍に、只倭言即訓を假字にて付けたるものあれば、色葉歌とは異なり、文字の傍に假字を施し用ゐることは、大師より以前にあること勿論なれど、猶色葉歌は大師の作なりといひて答へたるなり、此の江談の文を能くも心得ぬ輩は、是に據りて假名と色葉歌とを混淆して、說をたつるからに、誤解することの多ければ、くだ〳〵しけれど斯くは記しつ、

大師の作の色葉の和讃は、源信僧都の稱讃せられしのみならず、根來の覺鑁上人も稱讃せられしことは、上人述作の密嚴諸秘釋の中の伊呂波釋、及伊呂波略釋に見えたり、

源信僧都、大に和讃の利益あることを示してより以來、和讃世に流布したれど、世に傳はるものは甚少なし、源信或時金峯山に非凡の巫女ありと聞きて、己が所願の成否を占はしめたるに、巫女は當時行はるゝ和讃を以て告げていはく、

十萬億の國々は、海山へだてゝ遠けれど、
心の道だに直からば、力めて到るとこそきけ、

と唱ひたりと、古事談卷二に見えたり、此のごとく此

の七五四句の歌を以て、俗は法門の意を述べて和讃といひ、俗人は喜怒哀樂の情を述べて今樣といふ、因にいふ、今樣の稱は延喜以後起りしにやあらむ、斯くいふ徵は、明衡消息上卷に、一日殿御供參二宇治一〇中略遊女一兩艘、於二蘆葦間一、奏二今樣之曲一、可レ謂二象外之遊一〇以上文と見え、又枕草紙に歌はとある條に、今やうはながくてくせづきたる〇以上文と見え、又紫式部日記に、わかやかなるきんだち、今やう歌うたふ、〇以上文と見えたり、

今樣流行

高倉天皇の承安の頃に至りては、今樣合といひて各競ひてこれを作り、其の言辭の秀麗なるを爭ふまでに至りぬ、祇王御前が平相國の西八條殿にて唱ひし今樣は、

逢莱山には千歲經る、萬歲千秋かさなれり、
松の枝には鶴巢くひ、いはほの上には龜遊ぶ、

又祇王御前が平相國が佛御前を愛して、己を棄つるを恨むる今樣は、

佛もむかしは凡夫なり、我等も終には佛なり、

同じく佛性受くる身の、隔つるのみこそ悲しけれ、

此のごとくめでたきことにも物うきふしにもうたひて、天下一般の流行となれり、以上述ぶる處は今樣歌の起原及沿革の大略なり、

今樣歌小歌存否

是よりは、今樣歌小歌の類はすべて世には多く傳はらざる理由を述ぶべし、

弘法大師の色葉歌を稱讃せし源信僧都は、花山天皇の頃の僧なるが、其の時より以來、安德天皇の頃に至るまで、其の間大凡二百年なり、此の二百年の間、其の時々作り出でし所の今樣歌必多かりけむを、後世に傳はるものゝ尠なき事は、既にもいへるがごとく、其の時々の流行に從ふが故に、其の時過ぐれば棄らる、斯く棄らるゝものなるが故に、記し留むることもせず、大師の色葉の和讃なども、後の世にこそ假字の手本にも書きけれ、其の當時は唯うたひしのみにて、物にも記し留めざりしものなるを了知すべし、足利氏執政の季世に至り、今樣一轉して小歌となり、其の小歌は織田氏豐臣氏德川氏執政時代を經て、明治の今日に至る間、其の時々の小歌あり、然れども、今に傳はるものは甚稀なり、以て今樣も小歌も唯其の世

一時の流行にしてこれを記し留むるは尠なし、たまたま人の能く知れるものあるは、草紙物語などに記したるが存せればなり、然れば、此の道理を以て、中古以來盛に行はれたりし今樣歌も小歌も、後世に傳はるもの、尠なき所以を知るべし、

詠歌奬勵說

歌は言語中の美術なり、本邦は美術に富饒なる國なれば、言語美術にも亦富饒なることは言を竢たず、又開闢以來斯道の行はれ來ることは、いふも更なることなれば、是も亦贅言せず、然れども時に盛衰あるは、美術に盛衰あるがごとし、美術の盛になり來りしは、雄略天皇より以來、奈良の朝に至るまでの間にて、歌の盛なるも、亦雄略天皇より奈良朝に至るまでの間なり、因りて按ずるに、歌と美術とは、相並行するものなりけり、

上古美術の盛に行はるゝに至りし所由を考ふるに、其の道々に師あり、良師を得たる者は、益其の藝術に進歩を加へたり、因りて當時も歌に師ありしかを考ふるに、當時も其の師としてこれに習ふものあり、其の徵は萬葉集卷十七に、大伴家持卿の大伴家主へ贈る歌の序文に曰く、含弘之德、垂二恩遂一、不貲之思、報慰二陋心一、載二荷來眷一、無レ堪二所喩一也、幼年未レ過二山柿之門一、裁歌之趣詞、失二乎雅林一矣、爰辱レ以二藤續一錦之言一、更題二將石同瓊之詠一、固是俗愚懷癖、不レ能二默止一、仍捧二數行一式酬二嗤笑一〇以上文と見えたる山柿は山部赤人柿本人麻呂をさしていへるにて、家持卿は其の先達なる赤人人麻呂に就きて、詠歌の修業をせざれば、詠歌は下手なりといへるなり、以て上古にも詠歌に師ありしことを知るべし、

因にいふ、人或はいはむ、上古の歌は巧まず飾らず物に感ずれば則發す、其の發するや、言文一致にしてこれを詠ぜむとして言へば、即歌なりと、是等の論は、其の道に入らずして唯其の皮相の觀のみ、古人といへども、其の道に入りて切磋琢磨せしことは、上に揭げたる萬葉集卷十七の文にても推知すべし、又古今和歌集の序にいはく、そのはじめをお

もへば、かゝるべくなむあらぬ、いにしへの代々のみかど、春の花のあした、秋の月の夜ごとにさぶらふ人々をめして、ことにつけつゝ、歌をたてまつらしめ給ふ、あるは花をこふとてたよりなき所にまどひ、あるは月を思ふとてしるべなきやみにたどれる心々を見給ひてさかしろかなりとしろしめしけむ、（以上文）と見えたり、此の賢愚（さかしれ）は常にいふ賢愚にはあらずして、歌の詠み口の賢愚なるにて、歌の才不才をいへるなり、是等にても延喜以前とても歌に上手下手ありて一様ならざりしを見るべし、古人の注に、其の詠歌を見て彼は賢なり是は愚なりとして、以て臣下の賢愚を天皇の察したまひしなりと說けるもあれど、信じ難し、歌の詠み口の下手なりとて、是は愚人なりと定めたまふ理あらむや、今予が此の序の文を此に引出でたるは、古人といへども錬磨の功を積まざれば、詠歌の拙しといふ徴なり、

奈良朝に、既に師に就きて錬磨することあり、況方今の人錬磨せざれば、秀歌は出て來べからざること必然たり、

既にもいへるがごとく、歌は言語の美術にして、所謂工藝の美術と並行するものなれば、工藝の美術衰ふれば、歌も亦從ひて衰へたり、其の徴は平安京の初世より清和天皇の頃までは、工藝の美術少し衰へたりしかど、延喜天暦の頃より又々隆盛になりしに、歌も亦此のごとし、降りて足利氏執政の季世に至り、亂崩の世となりて、工藝の美術大に衰へしに、歌も亦從ひて衰へぬ、其の後東山天皇の御代元祿の頃より、工藝の美術漸次に起りしに、歌も亦漸次に起り來れり、されば、並行すといふも過言にはあるべからず、

今や朝廷美術學校を東京に起させ給ひて、工藝美術の奬勵あり、予此に於いて思ふ、歌は美術と並行するものなり、人々奮ひて益言語の美術を究めざるべからず、然らむに於いては、歌學校の起らむ機運も遠きにはあるべからず、

東山天皇の頃、歌學の起り初めしは、其の原因は、元和の際にして、其の結果元祿に結び初めたり、其の故は、元和元年六月大坂落城し、其の七月徳川家康公、二條關白照實公と議して定められたる諸法度の中の第一條に、和歌自二光孝天皇一未レ絶、雖レ爲二綺語一、我國

習俗也、不レ可二棄置一（以上文）と見えたるが因にて、其の後八十年許を經て、元祿頃より漸次に果を結びたり、予思ふに、八十年の久しきを經て結果を始めしなれば、是は自然に任せて結果を待ちたるものゝごとし、自然に任せずしてこれを奬勵せば、結果は八十年を待たざるべし、

家康公の棄て置くべからずとの制は、いかにも愚意に感徹してもぼゆるにつけても、應仁以來貴賤上下此の道を棄て置きたることも、併せてよく知られたり、方今はこれを棄て置かれざる御代なれば、人々滋奮勵して、美術の進歩と並行せまほしく思はるゝなり、

和歌所考

和歌所創置

和歌所は、和歌のことに就て、事あるとき置かるゝ所なり、此の所を置かれしは、延喜の時をはじめとす、

（醍醐天皇の時古今集を撰す）

袋草子卷二十三左古今集　延喜五年四月十八日、令二友則貫之躬恒忠峯等撰一之、云々、撰和歌所內御書所也、

貫之集下卷右廿二延喜御時、やまとうたしれる人をめして、ひかしいまの人のうたたてまつらせたまひしに、承香殿のひんがしなるところにてうたえらせたまふ、夜のふくるまでとかういふほどに、仁壽殿のもとの櫻の木に、ほどゝぎすのなくを聞しめして、四月六日の夜なりければ、めづらしがりをかしがらせ給ひて、めしいでゝよませたまふに、たてまつる、ことなつは、いかときゝけん郭公、こよひばかりは、あらじとぞおもふ、（內御書所は承香殿の東の片庇にありと、拾芥抄に見えたり、文に承香殿の東なるところにてうたわらせ給ふとあるは、袋草紙に撰和歌所は內御書所なりとあるにうち合へり、大鏡卷八に、延喜御時、古今撰せられしをり、つらゆきはさらなり、ただみねやみつねなどは御書所にめされてさぶらひけるほどに云々とある御書所も內御書所なるを知るべし、）

新續古今集眞名序（一條殘公作）由レ是遂擇二禁內便宜之殿一、爲二和歌編撰之所一、延喜命二四臣於雲閣一、天曆置二五人於梨壺一、芸閣とあるは內御書所なり）

天曆和歌所

天曆に至りて又置かる、（村上天皇の時萬葉を和し又後撰集を撰す）

袋草紙卷二（十七右）後撰和歌　千三百九十六首　天曆五年十月日、詔二坂上望城源順紀時文大中臣能宣清原元輔等一於二昭陽舍一令レ讀二解萬葉集一之次、令レ撰レ之、（號二梨壺一五人一也）一條攝政爲二藏人少將一之時、爲二此所之別當一（行文）

本朝文粹卷十二（三十五右）奉行文　侍中亞將爲二撰和歌所別當一御筆宣旨奉行文、源順

左親衞藤亞相者當世之賢大夫也、雄劒在レ腰、拔則秋霜三尺、雌黃自レ口、吟亦寒玉一聲、逮二于晚一彼仙殿之綺筵、衝二此宸筆之綸命一、天下瞰知二强便不レ撓艷情相兼之臣一、昔雖下柿本大夫振二芳聲於萬葉一華山僧正馳中高興於片雲上矣、唯傳二人間之虛詞一、求レ馬二聖上之眞跡一、見レ古見レ今渺矣、于時天曆五年歲次二辛亥一、玄英初換之月朱草將レ盡之時也、

八雲御鈔卷二（廿一後撰　天曆五年十月、於二梨壺一和二萬葉集一、以二藏人少將伊尹一、爲二和歌所別當一、和歌所根元是也、能宣元輔順時文望城撰レ之（和歌所根元是也とあるは誤なり、和歌所根元は延喜の時古今集を撰せらるゝに起りしこと既に上文にいへるがごとし、）

拾芥抄上卷末（十一）後撰集廿卷（○中略）天曆五年辛亥十月於二梨壺一、以二藏人少將伊尹一、爲二和歌所別當一、（和歌所根元是也）能宣元輔順時文望城等撰レ之、京極中納言入道後撰集抄云、於二昭陽舍一被レ撰レ之時、被下二宣旨一云、謙德公藏人少將奉行云々、

新續古今集眞名序、天曆置二五人於梨壺一、

後撰集奧書、本云、天曆五年十月晦日、於二昭陽舍一撰レ之爲二藏人左近少將藤原伊尹別當一、寄人讃岐大掾大中臣能宣河內掾清原元輔學生源順近江少掾紀時文御書所預坂上望城等也、謂二之梨壺五人一、寄人とあるは萬葉集を和せむが爲に已に召されたる所の稱なるを、後撰集を撰するに及びて其の人々に命せられれば、撰者を寄人といへるなり、然れば元久の時の寄人とひとしくは見るべからず、）

十訓抄卷八（十一左）成明親王の位につかせ給たりけるに、女御あまたさぶらはせ給ひける中に、廣幡の御息所は御心ばせあるさまに、帝もおぼしめしたり（○中略）彼のみかどの御時梨壺の五人に仰て、萬葉集をやはらげられしもこの御すゝめとぞ順筆をとれりける（按ずるに天曆の和歌所は廣幡御息所の御すゝめなり、）

建仁和歌所

建仁に至りて又置かる（土御門天皇の時新古今集を撰す）

八雲御鈔卷二（三十左）新古今　元久　通具有家定家家隆雅經等撰進申、上皇有二御點一、被レ定レ之、拾芥抄上卷末、（十四左）新古今集廿卷（○中略）元久二年乙丑三月廿六日、依二後鳥羽院院宣一、參議右衞門督通具大藏卿有家右近中將定家前上總介家隆右少將雅經等撰進中、上皇有二御合點一、被レ定有レ序、（眞名親經卿奉二假名撰改書一之、仰下レ之假名撰改書之、）入道中納言新古今集抄云、建仁元年十二月、右中辨長房朝臣奉書、藏人頭通光朝臣、有家朝臣、定家朝臣、家隆雅經上古以來歌可二撰進一之由奉レ之、同三年四月依レ被二念仰下一、各撰二進之一間、同六月以後切二五人所レ進歌一、被レ續二加之一、其沙汰經二年序一之、元久二年四月被レ行二竟宴一、承元三年六月可二施行一之由、被二仰下一、施行以後猶以或被レ止或始入レ之、私勘

建仁元年被レ置二和歌所一、開闔源家長寄人藤原清範鴨長明藤原秀能

新古今集眞名序　因茲訪二延喜天曆二朝之道美定法河步虛之英豪一、排二神仙之居一、展二刊修之席一而已、（法河步虛之英豪とは公卿の歌仙といふ意なれば、通具卿定家卿などをさすなり、刊修之席は即內裏の和歌所をさしていふなり）

家長日記（九左）建仁　ことしは和歌所とてはじめおかる、二條殿の廣御前つくりあらたむ、二間おち板じきになして、殿上人の座とす、ひら板敷をしきて、地下の座とす、よりうどとさだめおかる、攝政左大臣、內大臣、有家朝臣、通具朝臣、家隆、定家朝臣、具親、雅經、沙彌寂蓮、沙彌釋阿、かいかうになりて、（○家長が開闔になりたるなり、）はじめて參りし日そうし侍し歌、もしほ草かくともつきじ君が代の數によみおく和歌の浦浪、東帶をたゞしくして、此うたを和歌所にまゐりてそうする儀、常のごとし、はじめはこの人どもほかにもありしにや、

なり、後に隆信朝臣地下に鴨長明藤原ひでよしめしくはゝる、又さるべき人々両三人侍るよし申す、人々侍れば、摂政殿三位入道とはれ侍き、皆めさるべきよし申させ給しかど、などやらんさたもなかりき（此の家長日記には和歌所の事いと多く記せり事長ければ省く本書に就きて見るべし）

新古今集春上　和歌所にて關路霞といふことを、太上天皇　霞のなけどもいまだふる雪に杉の葉白き逢坂のせき（太上天皇は鳥羽天皇）

同集春上　和歌所にて春山月といふこゝろをよめる、越前　山深み猶かげさむし春の月空かきくもり雪はふりつゝ

同集春上　和歌所にて歌つかうまつりしに春の歌とてよめる、寂蓮法師　かつらぎや高間の櫻さきにけりたつたの奥にかゝる白雲

同集春上　和歌所歌合に羈旅花といふことを、藤原雅經　岩根ふみかさなる山を分け捨てゝ花もいくへのあとの白雲

同集秋上　和歌所歌合に朝草花といふことを、左衛門督通光　明けぬとて野へより山に入る鹿のあと吹きおくる萩の下風、

同集秋上　和歌所の歌合に湖邊月といふことを、藤原家隆朝臣　鴈の海や月の光のうつろへば浪の花にも秋は見えけり

同集秋上　和歌所歌合に海邊月を、藤原家隆朝臣　秋の夜の月やをしまの天のはら明けがたちかき沖の釣舟

同集秋上　元久元年八月十五夜和歌所にて、田家見月といふことを、前太政大臣　風わたる山田の庵をもる月やほなみに結ぶ氷なるらむ

同集秋上　和歌所歌合に田家の月を、前大僧正慈圓　鴈の來る伏見の小田に夢覺めてねぬよの庵に月を見る哉、皇太后宮大夫俊成女、稻葉ふく風にまかせてすむ庵は月ぞまことにもり明しける

同集秋下　和歌所にてをのこども歌よみ侍りしに、夕鹿といふことを、藤原家隆朝臣　下紅葉かつちる山の夕時雨ぬれてやひとり鹿のなくらむ

同集秋下　和歌所歌合に月のもとに衣をうつといふことを、攝政太政大臣　里はあれて月やあらぬと恨みても誰あさぢふに衣うつらん宮内卿　ま

どろまで詠めよとてのすさび哉鹿のさ衣月にうつごろ

同集秋下　和歌所にて六首歌つかうまつりし時、秋歌、前大僧正慈圓　秋深き淡路の島の有明にかたぶく月をおくる浦風

同集冬　和歌所にて、六首歌奉りしに冬月、藤原家隆朝臣　ながめつゝいくたび袖にくもるらん時雨に受くる有明の月

同集賀　八月十五夜、和歌所歌合に、月多秋友といふことを讀侍りし、寂蓮法師　高砂の松も昔になりぬべし猶行末は秋の夜の月、

同集賀　和歌所の開闔になりて初めて參りし日奏し侍りし、源家長　もしほ草かくともつきじ君が代の數によみおく和歌の浦浪

同集羈旅　和歌所月十首歌合の次に、月前旅といへる心を、人々つかうまつりしに、攝政太政大臣　忘れじと契りていでし面影は見ゆらんものをふるさとの月

同集羈旅　和歌所歌合に羈中暮といふことを、皇太后宮大夫俊成女　ふるさとも秋はゆふべを形見にて風のみ送るをのゝしの原、雅經朝臣　いたづらにたつや淺間の夕けぶりさとゝひかぬるをちこちの山、宜秋門院丹後　朝をば天つ空ともきかざりき何ながむらん雲のはたてを、藤原秀能　草枕夕の空を人とはゞなきてもつげよほつ鴈のこゑ、

同集羈旅　和歌所にて、をのこどもたびの歌つかうまつりしに、藤原定家朝臣　袖にふけさぞな旅寢の夢も見じあもふかたよりかよふ浦風、家隆朝臣　旅ねする夢路はゆこせうつの山關とはきかずもる人もなし、

同集戀二　和歌所歌合に、忍戀の心を、雅經　きえてたゞ忍ぶの山の嶺の雲かゝる心のあともなきまで、

同集戀二　和歌所歌合に、依忍增戀といふことを、春宮權大夫公繼　忍ばしよ石間づたひの谷川もせゝにこそ水まさりけれ、

同集戀四　和歌所にて歌合し侍しに、逢不過戀の心を、寂蓮法師　里はあれぬむなしき床のあたりまで身はならはしの秋風ぞふく、

同集戀四　和歌所歌合に、深山戀といふことを、家

隆朝臣　さても猶とはれぬ秋のゆふは山雲ふく風も峯に見ゆらん、藤原秀能　思ひいる深き心のたよりまで見しはそれともなき山路哉、

同集戀五　和歌所歌合に、遇不逢戀の心を、皇太后宮大夫俊成女　夢かとよ見しおもかげもちぎりしも忘れずながらうつゝならねば、

同集雜上　和歌所歌合に、湖上月明といふことを、宜秋門院丹後　よもすがら浦ごく舟はあともなし月ぞ殘れる志賀の辛崎

同集雜上　和歌所歌合に深山曉月といふことを、鴨長明　夜もすがら獨み山の槇の葉にくもるもすめる有明の月

同集雜上　和歌所歌合に、海邊月といふことを前大僧正慈圓　和歌の浦に月の出しほのさすまゝによるなく鶴のこゑぞかなしき、定家朝臣　もしほくむ袖の月影おのづからよそにあかさぬ須磨の浦人、藤原秀能　明石がた色なき人のそでを見よすゝろに月もやどるものかは、

同集雜中　和歌所歌合に關路秋風といふことを、攝政太政大臣　人すまぬふはのせきやの板庇あれにし後はたゞ秋の風

同集雜下　和歌所にて述懷のこゝろを、前僧正慈圓　山里にちぎりし庵やあれぬらんまたれんとだにおもはざりしを、右衞門督通具　袖におく露をばつゆとしのべどもなれ行く月や色をしるらん、

（新古今集中にて、和歌所に集會せし人々を計ふるに、後鳥羽上皇、越前、寂蓮法師、藤原雅經、左衞門督通光、藤原家隆、前太政大臣賴實、大僧正慈圓、皇太后宮大夫俊成女、宮内卿、源家長、宜秋門院丹後、藤原秀能、藤原定家、春宮權大夫公繼、鴨長明、右衞門督通具、攝政太政大臣良經なり）

新續古今集眞名序　由レ是遂擇二禁内便宜之殿一、爲二和歌編撰之所一、〇中略元久於二鳥羽離宮一、〇元久の新古今の撰和歌所は鳥羽離宮にて見るべしと以下に記かれしと文永於二龜山仙洞一、〇中略即龜山殿にて此の殿の内に撰和歌所を置かれたるなり、）

夫木集卷三十五　歌人　家長　梨壺の、むかしのあとにたちかへり、和歌の浦にぞ、浪のより人、

明月記　建永二年六月、參二和歌所一、召二尊知一、令レ書二大井河繪一、

雲玉和歌抄序　後鳥羽院これらの古今をめして、叡覽あるに、いづれも其之自筆なりしが、歌區々なり和歌抄において諸人不審にまどふ（明月記及雲玉和歌抄の序の文に據りて攷ふるに、元久より以後も猶和歌所は置れたるなり、）

文永に至りて又置かる（龜山天皇の時續古今集を撰す）

新抄　文永二年四月廿八日、龜山殿御所御徙移也、今日於二龜山殿一、有二和歌撰集評定事一、續古今關白左大臣前太政大臣前左大臣以下參入也、

拾芥抄上卷末十七右　續古今集廿卷〇中略文永二年乙丑十二月廿六日、依二後嵯峨院院宣一、前内大臣基家入道民部卿藤原朝臣爲家、侍從藤原行家、入道右大辨藤原光俊朝臣、奏二覽之一、有レ序（假名）云々（續古今集を撰せらるゝ時和歌所を置かれたるが故に最初に是の文を引きて以て他書の參考に供す、）

增鏡卷五北野の雪まことや、この年ごろ前内大臣基家爲家の大納言入道侍從三位行家光俊の辨の入道などうけたまはりて、撰歌のさたありつるも、けふあすひろまるべしときこゆ、おもしろうめでたし、かの元久のためしとて、一院〇後嵯峨みづからみがゝせ給へば、心ことに光そひたる玉どもにぞ侍るべき（此の撰歌の沙汰の事は、龜山殿の和歌所にての事なり、然るは、後嵯峨上皇の後鳥羽上皇の新古今の例にならはせたまふなり）

新續古今集眞名序　由レ是遂擇二禁内便宜之殿一、爲二和歌編撰之所一、〇中略元久於二鳥羽離宮一、文永於二龜山仙洞一、（龜山仙洞は即龜山殿にて此の殿の内に撰和歌所を置かれたるなり、）

井蛙抄卷六、四左故宗匠被二語申一云、續古今は、正元之年西園寺の一切經供養時、民部卿入道〇爲家一人可二撰進一之由、直被二仰下一侍りしを、其後被レ加二撰者一結句眞觀下向關東、將軍家中務卿宗尊親王此道御師範と成て、毎年關東より被レ申とて、我思ふさまに申行へり、民部卿入道我の撰の外は、一事以上不レ有二申子細一とて口を閉侍き、和歌評定時〇和歌所に治定にて評定の時の事も、後又申改、かやうにこそ評定には治定侍りしに、何樣事哉之由被レ申ければ、いざなにと候ける哉らん、鶴内府參被二申行一侍りしと、眞觀返答しけり、仙人のわたましのやうに、鶴に物を負するはと、民部卿入道利口し申されけると云々、集治定之

後所存相違の事ども、一卷に書て常磐井入道相國のもとにつかはす、

永享和歌所

永享に至りて又置かる、（後花園天皇の時新續古今集を撰す、）

新續古今集眞名序　夫撰集者、文思之標幟、而不レ作者已久矣、寧非二明時之缺典一乎、由レ是遂擇二禁内便宜之殿一、爲二和歌編撰之所一、延喜命二四臣於芸閣一、天曆置二五人於梨壺一、又元久於二鳥羽離宮一、文永於二龜山仙洞一、已若レ合二符契一、曷不レ資二準的一、耶仍詔二權中納言藤原朝臣雅世一、專掌二其事一、論思獻納、夙夜在レ公、出二入古今一、取二捨美惡一、縱雖レ非二青天之窺管一、果得レ無二滄海之遺珠一、凡歷二六年一、甫就二一集一、（中略）故名曰二新續古今和歌集一者也、永享戊午八月下澣謹、

（序の作者は一條兼良公）

前攝政家歌合（下條和歌所に開闔を置かるゝ事の條に引けり）

康富記これも上に同じ

貞和和歌所

貞和にも、和歌所をおかれたるかの事、（光明天皇の時風雅集を撰す、）

拾芥抄上卷末（十九）風雅集廿卷（中略）萩原法皇御自撰レ之、于時、貞和二年丙戌十一月九日被レ行二竟宴一、我朝被レ行二竟宴一例、新古今元久二年四月、被レ行二文永二年續古今竟宴一、有二第三箇度一云々、有序、（假名眞名）法皇 清書青蓮院入道二品親王尊圓（此の集新古今續古今の例に倣ふとあり、因りて按ずるに、和歌所を仙洞の便殿に置かれて、開闔寄人をも置かれたるなるべし、開闔の事は所見なけれど、寄人の事は因據あり、）

風雅集眞名序　三代集以後、得二其意一者、僅不レ過二數篇一、其或有二昇レ堂不レ入レ室、況頃年以來哉、歎息有レ餘爲レ敎二此類風一、廻溫二元久故事一、適二合風雅者一、鳩集而成レ編（元久の故事とは、後鳥羽天皇の時、新古今を撰ばせたまひし時、和歌所を置かれ開闔寄人を定められて、撰者の奉る歌を議論せしめ、上皇も御合點ありて定められたること、拾芥抄に見えたり、此の度も亦、其の故事に倣ひたまふならむ、）

（新古今の時は撰者あれど、此の度は法皇みづから撰びたまふなればそれを論せしめたまふなるべし、後、續古今集を撰せらるゝ時、開闔を置かれたりしにやとも思へど所見なし、新續古今集を撰せらるゝに及びて開闔を置かれたり、

前攝政家歌合（兼良公）（百廿九番）法印堯孝九重におくるむとせの花のかげつかへし道の春をしそおもふ、判云、左歌おくる、六とせの花のかげと侍る、作者の意趣ふかく聞え侍る、抑對二九重之花一、送二六年之春一れる人、此作者の中にて誰人ならんとおもひめぐらし侍る程に、はや知はてぬ、かの和歌所にして、勳撰を初られしより、奏覽まではその間六とせばかりにやまかりなり侍りつらんと申侍りしかば、そのきそくやしるかりけん、右の歌の是非に及ばず勝の字を衆中より申うけ侍りし、（文中に堯孝の開闔たることは記したらねど、六年の春を送るとあるにて和歌所の開闔たること知られたり、）

故左金吾兼野州太守平公墳記（能統顯忠作）其以二和歌一、遊接者、宗正飛鳥井公（雅○世）故九州大都督今川源了俊和歌開闔常光院主堯仁、及堯孝松月庵主、僧正徹及、僧善說、（堯仁と堯孝とは父子にて並に和歌所の開闔なりしを見るべし）

和歌所に開闔を置かるゝ事は、新古今集を撰せらるる時、建仁元年に開闔を置かるゝを始とす、（拾芥抄其の

康富記享德四年七月五日○中後間、常光院權大僧都堯孝法師今日卒去、年六十五云々、頓阿以來、代々歌人也、殊當代興レ家、先年新續古今被レ撰之時、爲二和歌所開闔一者也、而依レ無二實子一以二清水谷中將實久朝臣弟一爲二養子一令レ繼レ家、猶到二歌道一者、兼無二相續之仁一、以二女子一(尼)授二吾道之口傳一、如レ形殘二置之一云々、爲レ世爲レ道、可レ惜之、

東野州聞書(二十九)右 和歌所開闔常光院(木蛇寺殿)色もなきことの葉ながら七十にかゝる七代の跡だにも見よ、

(木蛇寺殿は、後人總入なり、木蛇寺は益之の法號なり、益之墳記を見るべし、系圖纂平氏東家の條にあり、)

今よりは末もさはらじ七代まであしわけきつる和歌の浦舟、

返し 開闔素暉(新後拾遺之比歟)

かしこしな和歌の浦浪七十にかゝる七代の松のことの葉

勅撰に名をかけて、代々をふること七代なり、素暉以來歟、今度新續古今撰時一卷つかはすとての歌歟、委不レ注レ之(和歌所開闔常光院とあるは、堯仁の事なり、堯孝も常光院といへども、此の聞書に常光院とあるは堯仁なり、其の故は、此の聞書の中に堯孝は法印堯孝とも堯孝法印とも、ただに堯孝とも稱して、其の記しざま異なり、三十二丁の左に、寶德二年十二月二日歌道の事、常光院の弟子に罷成、則契約の狀書進すなどあるにても、常緣は堯仁を師としたりしことゝいちじるし、)

其の人々は、常光院堯仁(或は堯孝)常光院尊孝、及素果等なり、此の人々の他にもありしにや、然れども、ものに記したらねば知らず、

續作者部類下卷堯尋(頓阿孫法印經賢子)新後拾十首新續十首

堯孝(攝六位都堀尊子)新續六首(堯仁又堯尋ともいひて同人なるを知るべし、)

正徹物語下卷(四左)常光院興厩智滋入道など、會合のついでに、むかしの歌仙の中に、たが歌がよみたきといふ沙汰有しかば、面々書て出せるに、常光院はひおほぢの頓阿歌に、

ふくる夜の川音ながら山城のみつ野のさとにすめる月かげの歌を出せり、(此の常光院は、頓阿をひおほぢといひしは、堯孝なり、頓阿の子經賢、經賢の子堯仁、堯孝の事なり、)

秋置二和歌所一

和歌所は、禁中の便殿に臨時に置かるゝ事、既にいへるがごとし、然るを、北條氏執政の代となりて、皇子を關東に請ひ下し、征夷大將軍とせし時、鎌倉幕府に置かれしことあり、此の皇子は、後嵯峨天皇の御子にて、宗尊親王にませり、親王は此の道を好ませたまふが上に、よみくち非凡にまし〳〵ければ、常に和歌所を置かれて、鍊磨せさせたまひしなるべし、

瓊玉和歌集一、春歌上(廿四左)和歌所を始おかれて結番しけるをのこどもに、歌よませさせ給ふ次に、梅の香の身にしむ床は夢たえてねぬ夜かすめる月を見るかな、

同集卷二、春下(廿八左)和歌所の結番うたををのこどもよみ侍ける次に、とはるべき宿とも更にたのまぬを人まち顏に花のさくらん、

同集卷三、夏左(廿二)和歌所にて、をのこども結番うたよみ侍ける次に、かくばかりまたるゝ音とも時鳥あもひしらでやつれなかるらん

同、(廿三左)和歌所にて聞けばうしきかねばまたる子規ものおもへとてなきはじめけん、

同集卷四、秋上(四十左)和歌所にて、ながひればただなにとなくものうくて泪こぼるゝ秋の空かな

同集卷五、秋下(四十五左)和歌所にて原上夕霧といふ事を、いづこにか我やとりせん霧ふかきいな野の原にくれぬこの日は

同、(四十一左)和歌所にてあしたなく雁がね寒み佐保山のはゝそ色づく時は來にけり

同集卷六、冬(四十九左)和歌所にて、をのこども結番よみける次に、神な月しぐれすとても山里のよはのねざめはえやはしのばん

同、(五十左)和歌所にて、風むかふみなとは浪の立かへりおなし入江になく千鳥哉

同、(五十二左)和歌所にて、冬深みふりつむ雪の色よりや吉野は花の山となるらん

同集卷七、戀歌上(五十三右)和歌所にて、結番歌をのこどもよみ侍ける次に、戀の心を、思ひたつとやのはしたかうちつけに戀にぬるゝは心なりけり、

同集卷十、雜歌下(六十八左)和歌所の結番歌をのこどもよ

み侍ける次に、世の中のうければとてもいとはれぬあはれ我身の何をまつらん、（是等の歌の端書にて、幕府の和歌所は、臨時にあらずして、常に置かれたるを見るべし、○是より先、和歌所とはいはねど和歌所の事につきて事ある時用ゐる所を置きしことあり、然るは、徳大寺殿の歌の間といふあり、寢殿の西のすみの間なり、六百番歌合の時、左方右方の人々、日々に此の歌の間に參りて評定を加へ、左右の申す詞を記されたり、是和歌所に似たり、然れども和歌所と稱せざれば此に要なし、）

爲明民部卿和歌所

爲明の民部卿も、私邸に和歌所を置かれたり、

拾芥抄上卷末廿右新拾遺集廿卷○中略勅撰事、治定、貞治二年三月十一日、內々被レ仰二武家一事、同十五日和歌所五條室町自二武家一以二行忠三品一被レ送二綸旨於撰者一云々（貞治二年後光嚴天皇新拾遺集を撰せしめむがため爲明卿の五條室町なる和歌所へ使を以て綸旨を送らしめたまふなり、和歌所五條室町へとあるにても、爲明卿年來和歌所を設け置れしこと瞭然たり、是より先、元弘の亂の初爲明卿六波羅へ召し捕はれて拷問せられむとせし時、おもひきや我敷島の道ならでうき世の事を聞はるべしとは、と詠みたまへるにても、其の道を力めて和歌所を邸中に設けられたることほのぼの知らる、）

爲尹大納言和歌所

爲尹の大納言も私邸に和歌所を置かれたり、

今川了俊和歌所へ不審條々、今稱二謹和歌所の人々一抄御中に申、抑詠歌に、歌言たど言といふかはりめは、いかなるを可レ申ぞや、○中略

了俊在判

應永十年正月日

（卷中に二條家即御子左家は、今は詠たえ候ひねれば、など見えたれば、二條家は衰へて冷泉家のみ殘れる時にて、爲秀卿を故殿と稱して、崇めてゐれば、此の和歌を詠けられしは、爲秀卿の孫爲尹卿なるべし、爲秀卿の子爲邦卿は早世せられたれば、爲尹卿は嫡孫承祖なり、了俊辨要抄に、廿餘のころ爲秀卿の門弟に成て、詠歌の教をうけ云々とあれば、了俊は冷泉家を與さむと力を入れしこと疑なし、故に此の和歌所は爲尹卿の置かれしものならむとはいふなり、）

正徹物語上卷に、八月廿日は定家卿の忌日なり、我幼少の比は、和歌所にて此日はとぶらひに歌をよまれしなり、

わけばまた、秋のなかばも過ぎぬべし、かたぶく月の、をしきのみかはの歌を一首を一字づゝ一首の頭に置てよまれけるなり、此歌は、らりるれろのなき故此歌にてよまれしなり、（此の和歌所は正徹幼少の比とあれば、明德より應永の初の頃なるべし、其の故は正徹は北朝の康曆三年に生れたれば、明德元年は十一歲に當ればなり、當時二條家は衰へたれば、冷泉爲尹卿の和歌所なるべし、

足利義政公和歌所

足利義政公も幕府に和歌所を置かれたり、

遊佐日記、寬正六年四月十八日、乙未、天晴、例日結城勘解由左衞門方へ和歌所御作事、要脚御奉書、別に記レ之、被レ遣之間、御事始、來廿五日一定之由、被レ仰レ之、親元奉レ之、以二宗茂一申、

歌語解說

ゆくへ　ゆくて

一近きころの歌に、「ゆくへ」といふべき所を「ゆくて」といふこと多し、よりてその差別のさとしをこふ、「ゆくへ」は、「ゆく方（カタ）」にて「ゆく道（ヂ）」をいふ、「ゆくて」は「ゆく道」にて「ゆく道」をいふ、しかこころうべし、

こほりする　つらゝゐる

一「こほり」は「こほりする」といひ「つらゝ」は「つらゝゐる」といひなれたるやうなり、されど「こほりゐる」とも「つらゝする」ともいはるべしや、

「こほりゐる」といはるゝなり、證歌をあげていはば、後京極攝政の歌に「氷ゐし、水の白浪」いはこえて、清瀧川に、春風ぞふく」と、續古今の春の部に見えたり、その外いといと多し、すべて「ゐる」といふことは、行くものゝごとくこほりてゆかぬ狀をいふ言なり、

「つらゝする」といふことは「氷する」をおなじきつづけなれば、詞つがひのうへに無理なることはな

し、されど、いまだ此る例證を見ざれば、なほ「つらゝる」とよみてあるべくや、

因にいふ、古言を按ずるに「つらゝ」といふ詞はみな氷をいひて、氷條を「つらゝ」といへるを見ず、三代實錄卷三十九陽成天皇元慶五年正月廿八日丁丑、大雨ㇾ雪、去冬氣溫、今春多ㇾ雪、寒氣蕭然、屋漏垂氷長丈餘○以上文と見えたり、但これは「たるひ」とよむべきか、

霜まよふ

一「霜まよふ」とは、いかなるさまをいふにか、

「まよふ」とは、すべて視力のよく及ばずして朦朧たるをいふ、されば、冬の空の霜ぐもりせるを「霜まよふ」といふなり、新古今に「霜まよふ、空にしをれし、雁がねの、かへるつばさに、春雨ぞふる」とある歌をもよく味ふべし、「雲まよふ」といふも雲のたちわたりてものゝさやかならぬをいひて「まよふ」といふことはおなじ、

鶴のまよふ

一「鶴のまよふ」といふはわろしとはいかなるゆゑにか、

鶴の飛ぶことを「舞ふ」といひてはわしきなり、「飛ぶ」といひ、「舞ふ」といふはもとより異なることは誰しも知りたるべし、されば、今更にいふべくもあらぬものから、近きころの歌に「鶴の飛ぶ」といふべきを「鶴の舞ふ」といへるがをり〳〵見ゆれば、それをわろしとはいふなり、そも〳〵鶴などの舞ふといふことは、そのさまの舞踏するがごとく見ゆるをいひて、和漢ともに其の意同じ、一例を揭げていはゞ、風俗通義にいはく、師曠爲ㇾ晉平公ㇾ奏ㇾ清徵之音ㇾ有ㇾ玄鶴二八、從ㇾ南方ㇾ來、進ㇾ於廊門之扈、再奏ㇾ之而成ㇾ列、三奏ㇾ之則延ㇾ頸而鳴、舒翼而舞、音中ㇾ宮商聲ㇾ聞ㇾ於天下、平公大說、坐者皆喜○以上文と見えたり、又續日本後紀に興福寺の大法師等が仁明天皇の賓算を賀し奉らむが爲によめる歌に、此の詞見えたり、是は種々のかざりものをして、其のかざりものは、佛や天人や、浦島子吉野熊志禰*や、又鷲や鶴やを作りて、それを歌によみたるなり、其詞は鶯は枝に遊びて飛び舞ひてさへづりうたひ、萬世に君をいはへり、澤鶴*は命を長み、濱に出でてよろこびまひて、みつ汐のたゆる時なく

萬に君をいはへり○以上文と見えたり、これらにて「鶴のまふ」といふ詞のつかひざまをしるべし、雲雀に「まふ」といふもまたしかり、

しぢのはしがき

一しぢのはしがきのこと、

これは誤寫なるを、そのあやまれる詞をつたへて、それに附會の說どもをつけて「しち」は楊*なりなどいひ、その楊に百夜臥すべき契約をしたりなどいふことさへいで來たるなり、しか誤り來たるはじめをいはば、古今和歌集戀五に「あかつきの、鳴のはねがき、もゝはがき、君が來ぬ夜は、われぞかずかく」とあるを、寫し誤まりて、あかつきのしぢのはしがき、もゝよかき、君がこぬよはわれぞかずかく、とつたへて神中抄などにも載せたるは、はやくより然か寫しひがめて、つたへたるなり、されば今は歌によまざるかたよろし、

ひぢかさ雨

一「ひぢかさ雨」とはいかがのこゝろにか、

「ひぢかさ雨」とは、中むかしごろ急雨をいふ詞なりとぞおぼゆる、源氏物語須磨に、俄に風吹きいで、空もかきくれぬ、ひぢ笠雨さか降りきて、いとあわたゞしければ、とあるを見るべし、さるは、雨の俄に降り來れば笠を擧げて袖にて頭をおほふよりいふならむ、催馬樂の「妹が門」に「いもが門や、せなが門や、行き過ぎかねてや、わがゆかば、ひぢかさの雨もやふらなむ、してたをさ、あまやどり、かさやどり、やどりてまからむ、しでたをさ」とうたへるも、俄に雨もふらなむといへるにておなじ意なり、此の催馬樂は萬葉集卷十一に「妹が門ゆきすぎかねつ、ひさかたの雨もふらぬか、そをよしにせむ」といへる古歌をうたひかへて「久方」を「笠竿」とし、そのほかをもところどころうたひかへてをかしくうたひなしたるものなり、されば、「笠雨」といふ詞は延喜天曆頃はもはらいひたる言なるを知るべし、さればこそ、紫式部清少納言も源氏物語枕草紙にはもちゐたれ、

なにしおはゞのし

一名にしおはゞといふし文字のこと、

名にしおはゞのし文字は、昔より助辭といひ來れり、先一とほりはしか心得てよろし、これを委しく

いはば、すべて助辭といふものは、種々の性質あるものにて、意なきものはあらず、しは其（ソレ）といふ意味をもてるものにて、名にしおはばといへば、名にそれ負はばと心得べし、

名にしおはば、いざことゝはむ、都鳥、わがおもふ人は、ありやなしやと此の類なり、

然るを、此の歌の例によりて、「名にしおひて」ともいはるゝやうなれど、さる用ゐざまは、予（ワレ）いまだ見あたらず、按ずるに、連用言になるときはし文字を入れぬかた穩當なるべし、そのゆゑはしの助辭はそれと力をいるゝ意なるを、連用言なれば名におひてと力を入れぬ方穩當なれば、古人も然かいはぬなるべし、「名にしおはば」「名にしおへば」の類はしを入るゝ方穩當なるべし、

ものうき　うき

一「ものうき」と「うき」とは異なること、

「ものうき」は「物憂き」と熟せる語にて心の進まぬこと、心のいさまぬことをいふ、憂きはひろくいふことばにて、歡び樂しむの反（カヘ）なり、「世の中の、うきたびごとに、身をなげば、深き淵こそ、淺くなりなめ」、「物うき」は、それよりは狹くして、物をせむとして、すゝまず、物をせむとしていさまぬ狀（サマ）なり、春たてど、花もにほはぬ、山里は、ものうかるねに、鶯ぞなく、是らの類にて味ふべし、

ものから　から

一「ものから」と「から」とのこと、

「ものから」は「モノナガラ」の意なり、「から」は一種あり、「ユヱ」と譯すべきとなり、

いつはりと、おもふものから（モノナガラ）、今さらに、たが誠をか我はたのまむ、

秋をおきて、時こそありけれ、菊の花、うつろふからに（ユヱ）、色のまされば、

浪の花、沖からさき（ヨリ）て、ちりくめり、水の春とは、風やなるらむ、

みつはくむ

一「みつはくむ」といふ詞のこと、

後撰集雜三に、「年ふれば、わが黒髪も、しら川の、みつはくむまで、老いにけるかな」とある歌にて、みつわくむにはあらざることは瞭然たり、然るは、水は汲むといひかけたるを見るべし、此のはは詠

歎にて、水汲むといふに同じ、かゝるところの詠歎にははを用ゐるが定例なればなり、さて「みつはくむ」とは「身偃（ミブク）む」にて年老いて身のツバクムなり、「ツバクム」は「ツヾマリカヾム狀」をいふ、顯昭いふ、みつはくむとは老いぬるをいふなり、支離とかけりといへり、亦徵とすべし、支離は「マガル」ことなり、

○編者云、本篇は興風會よりの質問に對して答へられたるものなり、覽者これを諒とせよ、

日本語學編

日本文典大意

緒言

文典をまなぶことは、はなはだむづかしきことのやうにいへど、然らず、世の人の常にいふ詞、おほくは文典にかなへり、然れども、文典をまなばざれば、詞の規則をしらず、西洋の國々はその國々の詞の規則ありて、文典あり、今の世の學者西洋の學問をして西洋の文典をまなびて、皇國の文典をも、强ひて西洋の文典に倣ひて作らむとするは、むづかしくして益なし、西洋といへども、國によりておの〳〵異なり、皇國は皇國の詞の規則あり、その規則をしるべし、しらずばあるべからざるなり、あへて私にあらざるなり、

第一章　音

我が國の人の音五十あり、これを五十音といふ、此の五十音のうちに、濁る音二十あり、半濁る音五つあり、また「ん」といふ音あり、「む」の轉じたるなり、「つ」

といふ音あり、つの促れるなり、この七十七の音をさまざまにいひつらぬれば、數多の詞となる、その詞を以て文章をかきつづりて、數多の用をなす、然るゆゑに、文典のはじめにまづ音を示す、

五十音圖

所觸音	所生音	喉内	舌内	脣内	舌歯	脣牙	原聲
		あ	い	う	え	お	喉内聲
奥歯所觸		か	き	く	け	こ	喉内聲
前歯所觸		さ	し	す	せ	そ	舌本聲
斷所觸		た	ち	つ	て	と	舌中聲
斷鼻所觸		な	に	ぬ	ね	の	舌末聲
喉所觸		は	ひ	ふ	へ	ほ	輕脣聲
脣鼻所觸		ま	み	む	め	も	重脣聲
「イ」よりおこる		や(イ)	い(イ)	ゆ(イ)	え(イ)	よ(イ)	喉舌聲

濁音

所觸音	所生音	原聲
後歯所觸	が	喉内聲
	ぎ	
	ぐ	
	げ	
	ご	
前歯所觸	ざ	舌本聲
	じ	
	ず	
	ぜ	
	ぞ	
斷所觸	だ	舌中聲
	ぢ	
	づ	
	で	
	ど	
重脣聲	ば	
	び	
	ぶ	
	べ	
	ぼ	

半濁音

所觸音	所生音	原聲
脣所觸	ぱ	重脣聲
	ぴ	
	ぷ	
	ぺ	
	ぽ	

撥音

所觸音	所生音	原聲
鼻所觸	ん	入鼻聲

濁音

	所觸音	所生音	原聲
「ン」よりおこる		ら	彈舌聲
		り	
		る	
		れ	
		ろ	
	わ(ウ゛)		喉脣聲
	ゐ(ウ゛)		
	う(ウ゛)		
	ゑ(ウ゛)		
	を(ウ゛)		

促音

所觸音	所生音	原聲
斷所觸	つ	舌中聲

第二章　詞

我が國の詞は、原よりの詞あり、字音言あり、原よりのと字音とうち合ひたる詞あり、「やま」といへば、原よりの詞なり、「山」といへば字音詞なり、「ふじ山」といへば原よりのと字音とうち合ひたる詞なり、されど、今はいづれも我が國の詞として部分をして示す、詞は、原三品にして、それがわかれて九品となりて、さまざまの用をなすものなり、さまざまの用をなすことは、九品うちあはねばなさず、されど、その原は三品なれば、此の三品をよく意得れば、それがうち合ひ或はわかれて九品となることも、悟らるゝなり、三品とは、名詞動詞助詞なり、

第三章　名詞

名詞は物や事の名にて「日、月、國、人、鳥、器」の類なり、此の名詞に二つの種類あり、一つはその物にかぎりて外へはかよはぬを「固有（カギ）る名詞」といひ、一つはいづれにもかよふを「普通（カヨ）ふ名詞」といふ、

普通名詞標準

△地

(一) 國 — 郡 — 都 — 府 — 縣 — 村 — 町 — 社 — 寺 — 家 — 門 — 垣

(二) 海 — 濱 — 浦 — 港 — はとば — 燈明臺 — 磯

(三) 川 — 梁 — 橋 — 板橋 — 土橋 — 石橋

(四) 山 — 峯 — たうげ — 谷 — 岡

(五) 野 — 野原

(六) 人
- 日本の人
- 武藏の人
- 東京の人
- 父
- 母
- 妹
- 姉
- 弟
- 兄
- 子 — 孫 — 玄孫
- 兩替
- 商
- 交易
- 詞
- 談

(七) 活物
- 活
- 死
- 魂

(八) 鳥
- 鶴 — なべ鶴
- 雀 — べに雀

(九) 獸
- 牛 — 牝牛
- 馬 — 牡馬

(十) 蟲
- 蛇 — うはばみ
- 反鼻
- 蠶 — 繭

(十一) 木
- 杉 — 杉まるた
- 槻
- 松 — 松板

(十二) 草
- 麥 — 小麥
- 稻
- すゝき
- 萩

心
- 歡
- 思
- 哀
- 苦
- 樂

(三) 器物 — 鍋 — 銅なべ
- 鉈

(四) 衣服
- 袷
- 單
- 帶

固有名詞標準

△日本國

(一) 武藏國 — 豊島郡
- 隅田川
- 今戸村

(二) 山城國 — 西京
- 北野社
- 三條通
- 東本願
- 鳴川

(三) 楠正成

(四) 加藤清正

(五) 小野小町

(六) 古事記

(七) 後三年合戰

(八) 玄上、牧馬

(九) 生唼、鹿墨

第四章 數量詞

數量詞は名詞よりいでたる詞にして、物の多さ大さ長さ廣さ高さ遠さなどをかぞへはかる詞なり、此の數量詞に、二つの種類あり、一つは、廣く物をかぞふる詞を總じての「數量詞」といひ、一つは物によりて用ゐるを「別の數量詞」といふ、

總數量詞標準

(一) 小數 — 毫 — 釐 — 分

△非數

	ひ	ふ	み	よ	いつ	む
	な、	や	こゝ			
	一つ	二つ	三つ	四つ	五つ	六つ
	七つ	八つ	九つ			
1	七	二	三	四	五	六
2	八	九				
3	九					
4						
5						
6						

(二) 大數

10	とを
100	もゝ
1000	ち
10000	よろづ
100000000	億

別數量詞標準

かぞふる詞

(一) 日をかぞふる詞

一日 二日 三日 四日 五日
六日 七日 八日 九日 十日
十一日 十二日 十三日 十四日 十五日
十六日 十七日 十八日 十九日 二十日
廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日
廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 卅日
卅一日

(二) 金をかぞふる詞

鉢 分 兩 半圓 圓

(三) 銀をかぞふる詞

毫 釐 分 匁 貫

(四) 錢をかぞふる詞

文 貫

(五) 布帛をかぞふる詞

端 匹

(乙) はるか詞

(一) 布帛をはかる詞

尋 間 町 里

(二) 地をはかる詞

尺 間 町 歩 坪

(三) 量をはかる詞

撮 勺 合 升 斗

(四) 重さをはかる詞

毫 釐 分 匁 貫

第五章 代名詞

代名詞は名詞よりいでたり、「國、人、鳥、獸、器」などの名の代に用ゐる詞なり、この詞に、四つの種類あり、その一つは、「事や物の名のかへ詞」、二つには、「人の名のかへ詞」、三つには「指す物や事の名のかへ詞」、四つには疑ふ物の名のかへ詞なり、

事物代名詞標準

(一) 人器物等の
- 〔物〕
- 〔事〕
- 各

(二) 善惡邪正等の
- 云々 然 斯

人代名詞標準

〔卑 下〕——拙者 下拙 小生

人の名
- 〔自身の名〕
  - 自 私 我 己
  - 我 己
- 〔他人の名〕
  - 我 我 己 己
  - 汝 其方 貴殿 先生
  - 〔尊 敬〕——彼方 貴殿 先生

指示代名詞標準

(一) 一切の
- 〔物〕
  - 彼 彼 此
  - 其 彼 其 此
- 〔事〕

(二) 一切の

疑問代名詞標準

(一) 〔一切の事物〕——何 幾 右 左

(二) 〔人〕——誰

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)
- 〔時 節〕——何時
- 〔場 所〕——何所 何所
- 〔數〕——幾箇
- 〔方 角〕——何方 何方
- 〔形 狀〕——何樣 何程 何計 如何

第六章 助詞

助詞は、一切の詞を受けてその意を助くる詞なり、此の詞に三つの種類あり、その一つは、法の本となり格をあらはす助詞、二つには、法の結末となりて語意を終へしむる助詞、三つには語意をつづくる助詞なり、

法本助詞標準

△法の本

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)
- は 我は
- も 我も
- が 人が
- の 人の
- に 人に
- を 人を
- こそ 是こそ

法末助詞標準

△法の結末

(一)	せり	我は滿足せり
(二)	たり	我は閑然たり
(三)	ず	我はたのしまず
(四)	む	我もたのしまむ
(五)	をはんぬ	我も賣りをはんぬ
(六)	べし	人が悦ぶべし
(七)	なり	人の悦ぶなり
(八)	たり	我に劣りたり
(九)	まじ	物を貸すまじ

〔尊敬〕

(一)	侍る	云々に侍る
(二)	候	云々に奉存候
(三)	御座候	云々に御座候
(四)	マス	云々デアリマス
(五)	マシヤウ	云々デアリマシヤウ
(六)	マセヌ	云々デアリマセヌ
(七)	ゴザル	云々デゴザル
(八)	ゴザロウ	云々デゴザラウ
(九)	ゴザラヌ	云々デハゴザラヌ

〔命令〕

(一)	よ	云々を爲よ
(二)	べし	云々を爲べし

語意接續助詞標準

△語意をつゞくる詞

(1) 直につゞくる詞

(一)	ば	風吹かば
(二)	て	風吹きて
(三)	ば	風吹けば（イカゞアソコヲ）
(四)	ど	風吹けど（イカゞアレド）
(五)	ども	風吹けども（イカゞアレドモ）

〔形狀をあらはす〕

(一)	ながら	然しながら
(二)	へ	西京へ
(三)	より	東京より
(四)	から	東京から
(五)	まで	西京まで
(六)	のみ	山のみ
(七)	ばかり	原ばかり

(2) 斷えたるをつゞくる詞

(一)	と	軍に勝ちたりと
(二)	とも	軍に勝ちたりとも
(三)	とは	軍に勝ちたりとは
(四)	など	軍に勝ちたりなど

第七章　形容詞

形容詞は、名詞に眞の形容をいふ詞そばりて一つの詞となれるなり、然れば、眞の形容詞のみにては用をなさず、名詞の形容をあらはして用をなす、形容詞とは「く」「しく」「しき」「しく」などなり、

形容詞標準

(甲) 名詞 ― 淺（アサ） 深（フカ） 高（タカ） 戀（コヒ） 悦（ヨロコビ） 勇（イサミ）

(乙) 眞の形容詞 ― く／しく ／ し／しく ／ き／しき

(丙) 形容詞 ― 法の結末 ― 淺く／深し／高き／戀しく／悦し／勇しき

形容詞所屬詞標準

【注意】ぐすつぬふむるしきより、名詞へつづくを、めあてとすべし、

(甲) 一種の形容詞

咲く	花	
押す	車	
立つ	雲	
見ぬ	人	
逢ふ	人	
住む	人	
有る	人	
滿足せる	事	

(乙) 名詞 ― 飽（アク） 忌（イミ） 尤（モットモ） 買（カヒ） 賣（ウリ） 行（ユキ）

【疑】 ラシク／ラシ／ラシキ

【欲】 たく／たし／たき

閑然たる　人
大なる　西瓜
見たる　人
見し　人
知るべき　事

咲くといひて花の形容をあらはし、押すといひて車の形容をあらはす、以下みな準へ知るべし、

第八章　動詞

動詞は、萬物の作用と存在とをあらはす詞なり、たとへば「見る」は、目の作用をあらはし「在る」は物の存在をあらはすがごとし、

動詞は、法を結びて一章をなすを旨とす、

動詞に活用あり、その活用の數十種あり、十種の活用おの〳〵の異にして、或は三つ四つ、或は五つに活用く、然れども法を結末る外は、他の詞添はらざれば詞とゝのはず、

動詞標準

△法の結末

(一)　咲く　　花が咲く

(二)　押す　　車を押す
(三)　立つ　　雲が立つ
(四)　逢ふ　　人に逢ふ
(五)　住む　　家に住む
(六)　降る　　雨が降る

(一)　着る　　蓑を着る
(二)　似る　　親に似る
(三)　干る　　汐が干る
(四)　見る　　書を見る
(五)　射る　　弓を射る
(六)　居る　　獨。居る

(一)　起くる　　早く。起くる
(二)　落つる　　葉が落つる
(三)　戀ふる　　人を戀ふる
(四)　恨むる　　人を恨むる
(五)　老ゆる　　身は老ゆる
(六)　下るゝ　　下へ。下るゝ

(一)(二)(三)　得る　　物を得る
　　受くる　　物を受くる
　　痩する　　身は痩する
(四)(五)　拾つる　　物を拾つる
　　寢る　　獨。寢る
(六)(七)　添ふる　　物を添ふる
　　譽むる　　人を譽むる
(七)(八)　消ゆる　　雪が消ゆる

(一)(二)　枯るゝ　　木は枯るゝ
　　植うる　　稻を植うる
(三)(四)　來る　　人の來る
　　爲る　　商を爲る
(五)(六)　死ぬる　　人の死ぬる
(七)　有る　　山が有る
　　あり　　川。あり

〔命令〕
(一)(二)　他け　　酒に他け
(三)　伏せ　　地に伏せ
　　立て　　早く。たて

(四)　言へ　　物を言へ
(五)(六)　汲め　　水を汲め
　　取れ　　物々取れ
(七)(八)　死ね　　鼠は死ね
　　在れ　　此に在れ

○印あるは法の本なくて、直に結末る印なり、

動詞活用標準

〔注意〕　他の詞添はらずして、といゝのへるは平假字にてしるす、しかちざるは、片假字にてしるす、

一　第一階の詞は、ずむなど添はりて詞調ふ、
一　第二階の詞は、てにつゞきて詞調ふ、
一　第三階の詞は、法の結末となる詞、
一　第四階の詞は、事物の形容となる詞、
一　第五階の詞は、ばどなど添はりて詞調ふ、
一　第六階の詞は、希求使令の詞、但よを添へて用ゐると、添へずして用ゐるとの兩種あり、

第一階	第二階	第三階	第四階	第五階	第六階
〔第一〕					〔命令〕
(一) サカ(む)ず	サキ(て)にほふ	さく	おす	サケ(ど)ば	さけ
(二) オサ(む)ず	オシ(て)やる	おす	たつ	オセ(ど)ば	おせ
(三) タタ(む)ず	タチ(て)はしる	たつ	あふ	タテ(ど)ば	たて
(四) アハ(む)ず	アヒ(て)みる	あふ	すむ	アヘ(ど)ば	あへ
(五) スマ(む)ず	スミ(て)あらす	すむ	ふる	スメ(ど)ば	すめ
(六) フラ(む)ず	フリ(て)くる	ふる	さる	フレ(ど)ば	ふれ
〔第二〕					
(一) キ(む)ず	キ(て)ならす	さる	にる	キレ(ど)ば	きよ
(二) ニ(む)ず	ニ(て)つく	にる		ニレ(ど)ば	によ
(ず)	(て)			(ば)	(よ)

第一階	第二階	第三階	第四階	第五階	第六階
〔第三〕					〔命令〕
(一) オキ(む)ず	オキ(て)いづる	おく	おくる	オクレ(ど)ば	おきよ
(二) オチ(む)ず	オチ(て)つもる	おつ	おつる	オツレ(ど)ば	おちよ
(三) コヒ(む)ず	コヒ(て)したふ	こふ	こふる	コフレ(ど)ば	こひよ
(四) ウラミ(む)ず	ウラミ(て)おもふ	うらむ	うらむる	ウラムレ(ど)ば	うらみよ
(五) オイ(む)ず	オイ(て)かどまる	おゆ	おゆる	オユレ(ど)ば	おいよ
(六) オリ(む)ず	オリ(て)ゆく	おる	おるる	オルレ(ど)ば	おりよ
(一) オキ(む)ず	オキ(て)いづる	おく	おくる	オクレ(ど)ば	おきよ
(二) オチ(む)ず	オチ(て)つもる	おつ	おつる	オツレ(ど)ば	おちよ
(三) コヒ(む)ず	コヒ(て)したふ	こふ	こふる	コフレ(ど)ば	こひよ
(四) ウラミ(む)ず	ウラミ(て)おもふ	うらむ	うらむる	ウラムレ(ど)ば	うらみよ
(五) オイ(む)ず	オイ(て)かどまる	おゆ	おゆる	オユレ(ど)ば	おいよ
(六) オリ(む)ず	オリ(て)ゆく	おる	おるる	オルレ(ど)ば	おりよ
(三) ヒ(む)ず	ヒ(て)からぶる	ひる	ひる	ヒレ(ど)ば	ひ
(四) ミ(む)ず	ミ(て)わたす	みる	みる	ミレ(ど)ば	みよ
(五) イ(む)ず	イ(て)とほす	いる	いる	イレ(ど)ば	いよ
(六) 井(む)ず	キ(て)すわる	ゐる	ゐる	キレ(ど)ば	ゐよ

〔第四〕

(一) エ(む)ず	エ(て)	う	うる
(二) ウク(む)ず	ウク(て)	うく	うくる
(三) ヤセ(む)ず	ヤセ(て)	やす	やする
(四) ステ(む)す	ステ(て)	すつ	すつる
(五) ネ(む)ず	ネ(て)	ぬ	ぬる
(六) ソヘ(む)ず	ソヘ(て)	そふ	そふる
(七) ホメ(む)ず	ホメ(て)	ほむ	ほむる
(八) キエ(む)ず	キエ(て)	きゆ	きゆる
(九) カレ(む)ず	カレ(て)	かる	かるる

エ(ば)ど	エ(よ)	え(よ)
ウク(ば)ど	ウク(よ)	う(け)よ
ヤス(ば)ど	ヤス(よ)	や(せ)よ
ステ(ば)ど	ステ(よ)	す(て)よ
ヌ(ば)ど	ヌ(よ)	ね(よ)
ソフ(ば)ど	ソフ(よ)	そ(へ)よ
ホム(ば)ど	ホム(よ)	ほ(め)よ
キユ(ば)ど	キユ(よ)	き(え)よ
カル(ば)ど	カル(よ)	か(れ)よ

〔第五〕

(一) コ(む)す	キ(て)	く	くる
(一) セ(む)ず	シ(て)	す	する

〔第六〕

〔第七〕

(一) シナ(む)ず	シニ(て)	しぬ	しぬる

〔第八〕

(一) アラ(む)ず	アリ(て)	あり	ある

〔第九〕

(一) タテラ(む)ず	タテリ	たてり	たてる

〔第十〕

(一) 淺カラ(む)ず	淺カリ	淺かり	淺かる

ウエ(ば)ど	ウエ(よ)	うえ(よ)
クレ(ば)ど	クレ(よ)	くれ(よ)
スレ(ば)ど	スレ(よ)	せ(よ)
シヌレ(ば)ど	シヌレ(よ)	しね
アレ(ば)ど	アレ(よ)	あれ
タテレ(ば)ど	タテレ(よ)	たてれ
淺カレ(ば)	淺カレ(よ)	淺かれ

第九章　副詞

副詞は、名詞よりいでたり、この詞は、動詞形容詞又他の副詞の上にそへて、形勢をあらはす詞なり、さて、この副詞に「尋常副詞」「未來副詞」「不定副詞」「願望副詞」の四種あり、

尋常副詞標準

(一)(二)(三) はや　みな　ゆめゆめ
(四)(五)(六) やがて　すべて　早速　早速に
(七)(八)(九) おのづから　おのづからに　自然　自然に
(十)(十一)(十二) なかなか　なかなかに　やうやう　やうやうに
(十三)(十四) とかく　とかくに
(十五)(十六) いたづらに　しかすがに
(十七) ずがに

(十八) つひに
(十九)(二十) ひたすらに　ひとへに
(二十一) ともに
(二十二)(二十三) さらに　すみやかに
(二十四)(二十五) たひらかに　のどかに
(二十六)(二十七) きよらかに　さやうに
(二十八) かやうに
(二十九) さきに
(三十) すでに

未來副詞標準

(一)(二) まだ　もし
(三) いまだ　いまだに

不定副詞標準

(一)(二) おほく　おほかた　おほかたに

(三) おほよそ　おほよそに
(四)(五) おほむね　大概に
(六) 多分　多分に
(七) 大凡
(八) 大抵
(九) 大略

願望副詞標準

(一)(二) 何卒　是非に
(三) 是非是非

第十章　接續詞

接續詞は、名詞と動詞と助詞とうちあひてなれる詞にて、上の意を下へつゞくるものなり、

接續詞標準

(一)(二)(三)(四)(五) さて　なほ　また　はた　ただし
(六) けだし
(七) すなはち
(八) そもそも
(九) しかして　しかうして
(十) しかしながら　さりながら
(十一) さらば
(十二) されば
(十三) されど
(十四) されども
(十五) かかれば
(十六) しからば
(十七) しかれば
(十八) しかれども

第十一章　投入詞

歎息詞は、名詞より出でたり、よろこび、いかり、たのしみ、かなしみ、なにごとにつけても、長く息づきていはるゝ詞なり、此の詞に「汎用歎息詞」「賤惡歎息詞」「困倦の歎息詞」「召呼歎息詞」「應對歎息詞」「逐追歎息詞」の六種あり、

汎用歎息詞標準

(一)(二)(三)(四)(五) あ、あな、あら、あはれ、あつばれ

賤惡歎息詞標準

(一)(二)(三) えゝ、いな、いや

困倦歎息詞標準

(一)(二) うゝ、う

召呼歎息詞標準

(一)(二) やよ　やよや

應對歎息詞標準

(一)(二)(三)(四) ゝや、ゝあ、あゝ、あい、はい

(五) へい

逐退歎息詞標準

(一)(二)(三)(四) し、しゝ、しい、しい〳〵

結論

第一章は、音聲を敎へ、第二章は詞を敎へたり、第三章より第十一章までは、詞に九つの品あることを敎へたり、これよりは文章法を敎ふべし、されど事長ければ此の卷はこゝに筆をとゞむ、

明治五年三月廿九日

日本小文典

文字音韻篇

總論

我が國の人の音五十あり、これを五十音と云ふ、此の五十の音を以て云ひつらぬれば、數多の言となる、その言數多なれども、悉く直にして拗るはなし、(是は我が國の原よりの言をいふなり)然るを、漢文字渡り來てより以來は、その文字音をも言にまじへて用ゐるやうになりては、拗れる音を我が國にも用ふることになれり、これを字音言といふ、(職名の博士、木名の稷櫛、草名の芭蕉などの類なり、)また、原よりの言と字音言とうち合ひたる言あり、これを「原よりのと字音とうち合たる言」といふ、(山名の彦山、器名の湯桶の類なり、)是言の三種なり、此の三種の言を統べて我が國の言として、品を分配れば十品となる、これを十品詞と云ふ、

第一章　十品詞

言を十品に分配るは何のためぞと云ふに、十品に分配るは、言の品々をわけて、言の意を速に知らしめむがためなり、言の意を知れば用ゐるに惑はず、

第一節　三品詞

言は、十品ありと云へども、その元は、名詞動詞助詞の三品なり、(名詞動詞を除けば、その餘は悉く助詞なり、)此の三品の詞、或はうちあひ、或はわかれて十品となる、

十品詞分科圖

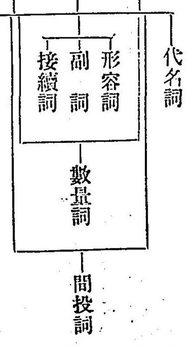

此の圖は、十品詞の本末を知らしめむがために、卷首に擧げたり、委しくは、下條に示すを見るべし、

第二章　文字

文章を學はむには、まづ五十の文字を習ひ知るべし、

五十音圖

あ い う え お
か き く け こ
さ し す せ そ
た ち つ て と
な に ぬ ね の
は ひ ふ へ ほ

まみむめも
やいゆえよ
らりるれろ
わゐうゑを

第三章　濁音　半濁音

此の五十の中に濁るこゑ二十あり、なかば濁るこゑ五つあり、にごるこゑを濁音とも云ひ、なかばにごるこゑを半濁音とも云ふ、

濁音

がぎぐげご
ざじずぜぞ
だぢづでど
ばびぶべぼ

かくのごとく、文字の傍に點を二つうつが濁音の規則なり、

半濁音

ぱぴぷぺぽ

かくのごとく、文字の傍に白きまろき點をうつが、半濁音の規則なり、

第四章　促音　撥音

また促るこゑあり、その規則を示す、

促音

つ

かくのごとく文字の傍に黒きまろき點をうつが促るこゑの規則なり、また、撥るこゑあり、その文字は

撥音

ん

此の七十七の文字を知るべし、但濁るこゑ促るこゑは、點の規則を知るのみにて文字は同じ文字なれば、學ぶに及ばず、されば、五十の文字を學びて、わがいふ音と書く文字とあひかなひて違はぬやうになるを、文字の學なれりとす、

第五章　拗音

わが云ふ音を、文字に書くにつきて、意得べきことあり、「じや」「じゆ」「じよ」と、「ぢや」「ぢゆ」「ぢよ」と、人によりて速に云ひわけがたければ、文字に書かむとするに、いづれともわきがたくゝもはるゝ詞わり、（「じや」「じゆ」「じよ」「ぢや」「ぢゆ」「ぢよ」是らを拗るこゑと云ふ、いづれも、字音詞に用ゐるこゑなり）

僧正遍昭　　左中將義貞

此の類にて、僧正の「じやう」も中將の「じやう」も「ぢやう」と書くべからず、

重恩をかうぢる　むさしのくにの住人

此の類にて、重恩の「ぢう」も住人の「ぢう」も「じう」と書くべからず、然はあれども、音近くして速にわけがたし、語書を讀み習ひて知るべし、

第六章　言

言とは、音をつらねて物の名を云ひ、作用を云ふを言といふ、言を習ふといふは、我が云ふ言を文字に書つゞるなり、これを書きつゞるにつきて、上文にも云へるごとく、原よりの言と、字音言と、原よりのと、字音とうちあひたる言との三種あり、「やま」と云へば、原よりの言にして、「山」と云ば字音言なり、また賴光と云へば、「ひと山」と云へば、「ひと」は原よりの言「山」は字音言なり、これを原よりのと字音とうちあひたる言と云ふ、さてまた、こゝろ得べきことは、「國」「郡」と書かむに「くに」と書くには惑ふことなけれど、「こほり」は「こをり」と書き誤まることなきにあらず、その誤まるゆゑは、我が云ふ言のみだりなると文字をたゞしくおぼえざるとにあり、語書を善く學びて、我が云ふ言と、書きとる文字と違はぬやうになるを、言の學なれりとす、

第七章　文章

文章とは、何事にもあれ、書きつゞるを云ふなり、これを書きつゞるにつきては、言を正しく知りて後、長くも短くも我が思ふやうに書き顯はして、他に通ずるやうになるを、文章の學なれりとす、

第八章　文法

文章を書くに法あり、これを文法と云ふ、その法は、如何なるものぞと云ふに、何ごとにても決定て云はむとすれば、決定るかゝり詞（係詞）ありて、それに云ひかけて言を結び、また不定ぬことを云はむとすれば、不定ぬかゝり詞ありて、それに云ひかけて言を結ぶ、これを文法と云ふ、されば、係詞は、文法の本にして、結詞（結詞とは動詞形容詞助詞等の三階四階五階の言をおしなべて結詞と云ふ、係詞に應ずる言なり）は、文法の末なり、その餘、係詞にかゝはらずして云ひつゞけもし、云ひとぢむる法もあり、（凡べて

十法、委しくは係詞の條下に示す、

文章を學ばむには、文法を知るべきこと勿論なれど、まづ詞の品を知るべし、詞の品を知れば、詞の意をあやまらず、詞は數多きものなれど、これを分配れば十品にして、係詞も其の一品なり、又その十品の中に、種類あり、委しくは品ごとに辨ずべし、

第九章　十品詞

第一　名詞（又體言）
第二　數量詞
第三　代名詞
第四　助詞（又てにをは）
第五　動詞（又用言）（又作用言）
第六　係詞（又形狀言）
第七　形容詞
第八　副詞
第九　接續詞
第十　間投詞

これ十品詞の名目なり

第十章　名詞

此の詞を實名詞とも云ひ、體言とも云ふ、それはいかなるゆゑぞと云ふに、物あればかならず名あることわりにて、ありとあるものゝ名を云ふ詞なればなり、此の名詞に「固有名詞」「普通名詞」の二種あり、その「普通名詞」に「無形名詞」「動詞二階のなれる名詞」「動詞四階のなれる名詞」「形容詞三階のなれる名詞」「動詞と助詞とうち合ひてなれる名詞」數をず、べて「うけもつ名詞」等の六種ありて、統べては八種あり、

第一節　固有名詞

日本國　武藏國　東京
橫濱　義經　辨慶

固有とは、そのものにかぎれるを云ふ、その意を示さむに、「日本國」と云へば、五大洲廣しと云へども、外にあることなし、「橫濱」と云へば、武藏國廣しと云へども、外にあることなし、「義經」と云へば、そのころ「義經」と云ふ人外にもありと云へど、一の谷の合戰のところにて云へば、「九郎義經」より外にあることなし、「辨慶」とあるも亦おなじさだめなり、都べて、人の名に同じ名あれど、その時により、氏により、住む所によりて、まがふことなし、人の名はおしなべて固有名詞なり、（郡の名、里の名、湊の名、橋の詞なども當同じ定にて、「淵原郡」「にのくち村」「宇治の里」「下田の湊」「瀨田の橋」の類なり、また「唐崎の松」「夜啼石」などの類も固有名詞と知るべし、

第二節　普通名詞

國　人　海　山
川　里　沼　村
鳥　獸　蟲　魚
木　草

普通とは、あまねく通ずるを云ふ、その意を示さむに「國」と云へば普通名詞にて、いづれの國をもなべて云ふ名なり、然るを、武藏と云ふよりつゞくれば武藏國となり、薩摩と云ふよりつゞくれば、薩摩國となりて固有名詞となるなり、「人」と云ひては普通名詞にて、いづれの「人」をもなべて云ふ名なり、さてまた「武藏の人」「薩摩の人」と云ふとも普通名詞なり、それはいかにと云ふに「人」はその國のいづこの郡、いづこの村の「人」とも定まらねば、「武藏の人」「薩摩の人」と云ふとも、普通名詞なり、「國」はその國ぐにに限れるもの「人」は數おほき者なれば、此の意をさとるべきなり、「海」とのみ云ひては、五大洲をめぐれるもの

のなれば、いづれの「海」とも定まらず、普く通ふ名なり、「山」とのみ云ひては、いづれの國にても高き所を云ふに名て、普く通ふ名なり、「川」「沼」「里」「村」なども皆な此の定なり、また「鳥」「獸」「蟲」「魚」「木」「草」もみな同一定なり、此の定につきてなほ示すことあり、「鳥」「雀」「牛」「馬」「蛇」「鰌蛇」「鯛」「鯉」「松」「櫻」「菖蒲」「杜若」など云ふとも、普通名詞なり、それはいかにと云ふに「鳥」と云ひては、數多きものにて、「人」と云ふに同じ、また「みやま鳥」「べに雀」と云ふとも、數多きものにて「武藏の人」「薩摩の人」と云ふに同じ、此の意をさとるべきなり、

普通名詞の種類

普通名詞の中、種類をわくべきもの六種あり、（六種あること、上文にも云へり）

（一）　無形名詞

聲　心　魂　譽

これら無形名詞にて、聲は、人の聲馬の聲犬の聲などに通ふなり、譽は學問の譽、弓矢の譽などに通ふなり、心、魂なども推して知るべし、

（二）　動詞二階轉成名詞

書　思　釣　有

これらいづれも、動詞（動詞とは、はたらく詞なり、動詞の條下見るべし、）なれど、云ひすうれば名詞となるなり、その意を示さむに、ふみをかきてやるといへば、「かき」ははたらく詞なれど、「うはがき」といへば「かき」は云ひすわりて名詞なり、これを普通名詞と云ふゆゑは、「うはがき」とも「したがき」とも「かきさし」とも通ふなり、その外「思」「釣」「有」なども「おもひて」「つりて」「ありて」（「て」につづく動詞の標準ですべし、）など云へば、はたらく詞なること勿論なれど、「もの思」「釣鉤」「ありさま」など云へば、「思」「釣」「あり」は云ひすわりて名詞となるなり、かやうに名詞となりては、「思」は「思出」とも「人の思」とも通ひ、「釣」は「釣竿」とも「釣燈籠」とも通ひ、「あり」は「ありか」とも「在どころ」とも通ふなり、推して知るべし、

（三）　動詞四階轉成名詞

すまふ　　うるふ

たける　　むかふ

これら、いづれも動詞なれど、云ひすうれば名詞となるなり、その例を示さむに、負けず劣らずして「すまふ」と云へば、「すまふ」は動詞なれど、「すまふとり」と云へば、云ひすわりて名詞となるなり、（また「すまふ」とのみ云ふとも名詞なり、）これを普通名詞と云ふゆゑは「すまふ」は數多あるものなればなり、その外「うるふ」「たける」「むかふ」なども雨降りて木草「うるふ」と云ひ、「怒りたける」と云ひ、「立ち向ふ」と云へば、動詞なること勿論なれど、「うるふ月」「やそたける」「むかふ島」と云へば「うるふ」「たける」「むかふ」は云すわりて名詞なり、これを普通名詞と云ふゆゑは、「うるふ」は「うるふ三月」「うるふ四月」と通ひ「たける」は強く健き人を云ふにて、一人の人を云ふに限らず「むかふ」は「むかふ島」「むかふ山」と通ふなり、此の類推して知るべし、

（四）　形容詞三階轉成名詞

なし　　ながく〳〵し

これらいづれも形容詞（形容詞とは、ありさまを云ふ詞なり、形容詞の條下見るべし、）なれど、云ひすうれば名詞となるなり、その例を示さむに、「あとかたなし」と云へば「なし」と云ふ詞は、形容詞なると勿論なれど、「あとかたなし」になると云へば「なし」は名詞なり、これを普通名詞と云ふゆゑは、「かひなしの男」とも「錢なし商人」とも通ふなり、「ながく〳〵し」と云ふ詞も同じ定にて、「秋の夜はいとながく〳〵し」と云へば、形容詞なること勿論なれど、「ながく〳〵し日」「ながく〳〵し夜」と云へば名詞なり、

（五）　動詞助詞成熟名詞

知らず　　見ず

これらいづれも動詞を受けたる助詞（助詞とは、「てにをは」を云ふ、助詞の條下見るべし、）なれども、云ひすうれば、動詞助詞共に云ひすわりて、名詞となるなり、その例を示さむに、物を見ず、音を聞かず、と云へば、動詞なること勿論なれど、「知らずがほ」と云ひ見ず知らずの人」と云へば名詞なり、

（六）　數量名詞

ら　　たち　　ども

これらいづれも數を統べて受けもつ名詞にて、「ら」は「隼人ら」「蝦夷ら」と通ひ、「たち」は「君たち」「人たち」と通ひ、「ども」は「人ども」「男ども」「女ども」「子ども」など通ふなり、推して知るべし、さて、此の名詞は、物二つよりうへをひき統べて云ふ詞なれば、「男ら」「女たち」「人ども」など云へば一人ならぬことを云ひあらはすゆゑに、數を統べて受けもつ名詞とは云ふなり、（「ら」と云ふ詞は、一人稱なるもあり、委しくは大文典を見るべし、）

固有名詞普通名詞の大意は、上文に示したれども、なほ標準なくばまどふこともあらむと思へば重ねてまた例を示す、

第四節　固有名詞標準

地名（大八洲國　武藏國
豐島郡　小梅村）
山名（ふじの山　淺間山
霧島山　筑波山）
川名（淀川　刀禰川
隅田川　加茂川）
橋名（瀨田橋　宇治橋
兩國橋　矢矧橋）
船名（枯野　日本丸
安宅丸　龍驤艦）
社名（熱田神社　北野のやしろ
住吉のやしろ　春日神社）

寺名 延暦寺　園城寺
東大寺　増上寺
人名 柿本人麻呂　坂上田村麻呂
紫式部　加藤清正

第五節　普通名詞標準

地名 國　郡
村　里
山名 峯　高嶺
端山　群山
川名 ゐほかは　はやかは
谷がは　山がは
橋名 棧　板橋
船橋　まろ木ばし
社名 大社　中社
小社　攝社
寺名 やまでら　あれでら
尼寺　古寺
人名 男　女
父　母

草名 稲　麥
をばな　なでしこ
木名 松　杉
枯木　薪
鳥名 鶴　雁
烏　雀
獸名 馬　鹿
熊　牛
蟲名 まつむし　すゞむし
蝶　蚊
魚名 鮒　鯉
鯛　うなぎ
器名 鍬　釜
鋤

第六節　無形名詞標準

心　音　たましひ
聲　月　正月二月
年　時　一年期日
日　夜　二日

春 秋 夏 冬
色 黄 白 青 赤 黒 低 高

第七節　動詞二階轉成名詞標準

一生のたのしみなどの　たのしみ
かなしみにたへずなどの　かなしみ
日のひかりなどの　ひかり
香のかをりなどの　かをり
花のにほひなどの　にほひ
山のかすみなどの　かすみ
川のよどみなどの　よどみ
花や月見などの　み
元日のいはひなどの　いはひ

第八節　動詞四階轉成名詞標準

うるふ月の　うるふ
すまふとりの　すまふ
むかふ島の　むかふ
八十島伸の　たける

第九節　形容詞三階轉成名詞標準

行方なしになるなどの　なし
蹤跡なしになるなどの　なし
高さ何尺の　たかさ
深さ何丈の　ふかさ

第十節　動詞助詞成熟名詞標準

しらずがほなどの　しらず
見ず知らずの人などの　みずしらず
とはず語などの　とはず

第十一節　數量名詞標準

男どもなどの　ども
女どもなどの　ども
子どもなどの　ども

これらを標準として知るべし、此の種類の名目を一覧に知らしめむがため、圖をあらはして示す、

名詞類別表

○名詞 ┬(甲) 固有名詞
　　└(乙) 普通名詞

(一)(一) 無形名詞
(二)(一) 動詞二階轉成名詞
(三)(一) 動詞四階轉成名詞
(四)(一) 形容詞三階轉成名詞
(五)(一) 動詞助詞成熟名詞
(六)(一) 數量名詞

第十一章 數量詞

此の詞は、物をかぞへはかる詞なれば、數量詞と云ふ、數量詞に物をかぞふる詞と物をはかる詞と二種あり、また物をかぞふる詞に貨をかぞふる詞一種あり、物をはかる詞に、物の度をはかる詞、物の量をはかる詞、物の重をはかる詞、地をはかる詞の四種りて、統べては七種あり、

第一節 數物詞

ひと	ふた	み	よ	いつ	はた	みそ	よそ	いそ
むつ	なゝつ	やつ	こゝのつ	とを	むそ	なゝそ	やそ	こゝのそ
一	二	三	四	五	廿	卅	四十	五十
六	七	八	九	十	六十	七十	八十	九十
ひとつ	ふたつ	みつ	よつ	いつゝ	はたち	みそち	よそち	いそち
むつ	なゝつ	やつ	こゝのつ	とを	むそち	なゝそち	やそち	こゝのそち
					もゝ	ち	よろづ	
					百	千	萬	

これらは凡べて、物をかぞふる詞なれど、その中に「はたち」『みそち』『よそち』『いそち』『むそち』『ななそち』『やそち』『こゝのそち』は、年齢の數をかぞふるにも云ふなり、

第二節 數貨詞

錢	分	兩	
盞	錢	圓	

第三節 計物詞

ひと	ふた	み	よ	いつ	はた	みそ	よそ	いそ
むつ	なゝつ	やつ	こゝのつ	とを	むそ	なゝそ	やそ	こゝのそ
一	二	三	四	五	廿	卅	四十	五十
六	七	八	九	十	六十	七十	八十	九十

廿 卅 四十 五十
六十 七十 八十 九十
百 千 萬

これらは、凡べて物をはかる詞なり、(物をかぞふる詞とかはることなし、)

第一 計度詞

毛 釐 分
寸 尺 丈

第二 計量詞

撮 抄 勺
合 升 斗
斛

第三 計重詞

毛 釐 分
匁 貫

第四 計地詞

尺 間 町
里 歩 畝
段 町

地をはかる詞の中、「歩」『畝』「段」「町」等は、田地をはかる詞なり、此の種類の名目を、一覽に知らしめむがため、圖をあらはして示す、

數量詞類別表

- ○數量詞
  - (甲) 數物詞
  - (乙) 計物詞
    - (一)(一) 計貨詞
    - (二)(一) 計度詞
    - (三)(一) 計量詞
    - (四)(一) 計重詞
    - (五)(一) 計地詞

第十二章 代名詞

此の詞を名に代ふる詞とも云ふ、代名とは如何なるゆゑぞと云ふに、物あれば名あり、然れども、その名を云はずして、その名にかへて用ゐる詞なればなり、此の代名詞に、「非物代名詞」「人代名詞」『指示代名詞』「疑問代名詞」の四種あり、

第一節 非物代名詞

おの〳〵 しか〳〵

云々

これら物事の名にかふる詞なり、さて、此の中に、「おのおの」は、物に代ふる名詞、「しか〳〵」「云々」は、事に代ふる名詞なり、その意を示さむに、「おの〳〵」「しか〳〵」「云々」ともいへば、物に代ふるなり、「しか〳〵ものがたる」「云々ともものがたる」などと云へば、事に代ふるなり、

第二節　人代名詞

わ　　われ
みづから　　おの
おのれ　　なんぢ

これら人の名に代ふる詞なり、その意を示さむに、自の名を云ふべきを云はずして「わ」「われ」「おの」「みづから」「なんぢ」と名のれ」「みづから」と云ひ、また、他の名を云はずして、「わ」「われ」「おの」「おのれ」「みづから」「なんぢ」と名に代へて云ふ詞なるゆゑなり、

第三節　指示代名詞

か　　かれ
あ　　あれ
そ　　それ
こ　　これ

これらさし認めたる物の代名詞なり、その意を示さむに、「かの物」「かの事」「かの方」「かの人」「かの國」と云ひて、物の名、事の名、方角の名、人の名、國の名を云はずして、それに代へて云ふ詞なれば、「あの某」「この某」「その某」も同じ定なり（「かの」「あの」「その」「この」等の「の」は中格の「の」なり、係詞三格の條下を見るべし）又「かれ」「あれ」「それ」「これ」と云ふも同じ定ながら、少しかはることあり、それは、如何と云ふに、「かの」「あの」「その」「この」は、かならず名詞へつゞくがさだまりにて、「かの人」「かの國」と云ふなり、然るを「かれ」「あれ」「それ」「これ」は、かならず名詞につゞかずして、「あれに」「あれを」「あれは」「あれも」「あれぞ」「あれや」「あれか」「あれこそ」など云ひて　係詞にうち合ひて、人や國など云ふことを含めてさす詞となるなり、

第四節　疑問代名詞

たが　　たれ
いつ　　いつしか
いづく　　いづこ
いづち　　いく
いくら　　いくつ
いくそばく　　いくばく
いづれ　　いづかた
いかゞ　　いか
なんら　　なに
　　など

これら疑問代名詞なり、その意を示さむに、「たが」「たれ」などは、人をさしてうたがひとふにて、「たがむすこぞや」「たれ人ならむ」などなり、「いつ」「いつしか」などは、時節をさしてうたがひとふにて、「いつ頃ならむ」「いつしか行かむ」などなり、「いづく」「いづこ」「いづち」などは、場所をさしてうたがひとふにて、「いづくぞや」「いづこならむ」「いづちぞや」などなり、「いく」「いくら」「いくつ」「いくそ」「いくばく」「いくそばく」などは、數をさしてうたがひとふにて、「いく人」「いくらばかりぞ」「年はいくつぞ」「いくその年ぞ」「いくばくかあらむ」「いくそばくぞや」などなり、「いかゞ」「いかに」「なに」「なんら」「など」などは、物のありさまをうたがひとふにて、「いかならむ」「なにならむ」「なんらのことぞや」「など行かぬぞや」などなり、此の「など」と云ふ詞につゞきてこゝろ得べきことあり、是に擧げたる「など」と、上を承けてつゞくる「など」（此の「など」は動詞なり、然して、また副詞、また接續詞ともなることばなり、）と二つありて、はなはだまぎらはし、然るゆゑに、その用ゐざまを示す、

「など」速には行かぬぞや

「など」かくはあそなはるらむ

此の類は、こゝの「など」なり、

種々の寶「など」とりてかへる

酒肴「など」いだしてもてなす

此の類は數多のものを統べてうけもつ詞なれば、混ずべからず、此の種類の名目を、一覽に知らしめむがため、圖をかゝはして示す、（疑問代名詞は、殊に類多ければ標準をしるして便あらしむ、）

（第九表）　代名詞類別表

（甲）　事物代名詞

おの〳〵　　物に云ふ
しか〳〵　云々　　事に云ふ

(乙) 人代名詞

わ　われ　おのれ　｝自他にわたる
おの
みづから　他に云ふ
なんぢ

(丙) 指示代名詞

か　かれ　あ　あれ　そ　それ　こ　これ　｝凡べてさす

(丁) 疑問代名詞

たが　たれ　人を疑ふ
いつ　いつしか　時節を疑ふ
いづく　いづこ　｝所を疑ふ
いづち
いく　いくら　いくつ　いくそ　いくばく　いくそばく　｝數を疑ふ
いづかた　いづれ　いかど　いか

なに　なんら　｝ありさまを疑ふ
など

第十三章　動詞

此の詞を川言とも云ひ、作用言とも云ふ、それは、如何なるゆゑぞと云ふに、よろづの作用をなす活動詞なれば、かく云ふ、活動とは、一つ詞も、さま〴〵にうごきはたらくを云ふ、

第一節　動詞種類

動詞には、四段動詞、一段動詞、中二段動詞、下二段動詞、加行變格動詞、奈行變格動詞、良行四段一格動詞の八種ありて、その良行四段一格動詞に、また種類二種あり、四段動詞五階よりうつる一格、形容詞二階よりうつる一格あり、されば、統べては十種あり、（これ十種活川とも云ふ、）

四段動詞

他	あか	あき	あく	あく	あけ
押	おさ	おし	おす	おす	おせ
立	たた	たち	たつ	たつ	たて
逢	あは	あひ	あふ	あふ	あへ

住	すま	すみ	すむ	すむ	すめ
降	ふら	ふり	ふる	ふる	ふれ

かくのごとくはたらくを四段動詞」と云ふ、「か」『さ」「た」『は」『ま」『ら」を一階の言と云ふ、「く」『す」『つ」『ふ」「ひ」『み」『り」を二階の言と云ふ、「け」『せ」『て」『へ」『め」「む」『る」を四階の言と云ふ、（一階二階と云ふこと、以下皆同じ定なり、）「他」と云ふ詞にて云はゞ、「あか」『あき」『あく」『あけ」と活動く定例なることを知らしめむがため圖を顯はせり、（但、「さく」『さく」と二つあるは、上のかたは輕く下のかたは重し、是詞の輕重なり、）以下みなこれに倣ふべし、また、四段動詞と云ひて、五階なるは、いかにと云ふに、「さく」『おす」「たつ」『あふ」『すむ」『ふる」等に輕重ありて、五階となるなれど、音は四段なれば、四段動詞と云ふなり、此の段に活動く詞甚多し、

一段動詞

者	き	き	きる	きる	きれ

似	に	に	にる	にる	にれ
干	ひ	ひ	ひる	ひる	ひれ
見	み	み	みる	みる	みれ
射	い	い	いる	いる	いれ
居	ゐ	ゐ	ゐる	ゐる	ゐれ

かくのごとく活動くを一段動詞と云ふ、是は五階なるを、一段とはいかにと云ふに、「る」『れ」の二言そはりて、「きる」『きれ」『にる」『にれ」などはたらきて五階とはなれど、五階共に「き」『に」『ひ」『み」『い」『ゐ」等の一言なれば、一段と云ふ、皇國の動詞は、奇しきものにて、動詞はみな五階なるさだまりにて、足らぬ詞には「る」『れ」の添はりて五階となるなり、中二段動詞、下二段動詞も此の定なり、（但「さ」『き」とあるは輕重にあらず、上のかたは未來の「き」下のかたは過去の「き」なり、「きる」『きる」とあるは、輕重にて四段動詞の例のごとし、）此の段に活動く詞甚少なし、

中二段動詞

起	おき	おき	おく	おくる	おくれ

落	戀	恨	老	下
おち	こひ	うらみ	おい	おり
おち	こひ	うらみ	おい	おり
おつ	こふ	うらむ	おゆ	おる
おつる	こふる	うらむる	おゆる	おる
おつれ	こふれ	うらむれ	おゆれ	おれ

かくのごとく活動くを「中二段動詞」と云ふ、これは五階なるを、中二段とはいかにと云ふに、「る」「れ」の添はりて五階とはなれど、五階共に「き」「く」「ち」「つ」等の二言なれば、二段と云ふ、中と云ふゆゑは、五十音の第五の音は、(「お」「こ」「そ」「と」「の」「ほ」「も」「よ」「ろ」「を」活動ぬ音なれば除く定めにて、活動く音は四十なり、その四十の眞中なる二音の活動なる故に中二段と云ふ、(但「おき」「おき」とある上のかたは未來の「おき」下のかたは過去の「おき」なり、)

下二段動詞

得	受	被
え	え	
う	け	せ
うる	くる	する
うれ	くれ	すれ

かくのごとく活動くを「下二段動詞」と云ふ、これは五階なるを下二段とはいかにと云ふに、活動く四十音の下のかたなる二音のはたらきなる故なり、(此の事は、中二段の條下に委しく辨せり、同じ詞の二つある事も見合せて知るべし、)此の段に活動く詞はなはだ多し、

捨	寢	經	擧	消	枯	植
すて	いね	へ	ほめ	きえ	かれ	うゑ
すて	ぬ	へ	ほめ	きえ	かれ	うゑ
すつ	ぬる	ふる	ほむ	きゆる	かる	うる
すつる	ぬる	ふる	ほむる	きゆる	かるゝ	うるゑ
すつれ	ぬれ	ふれ	ほむれ	きゆれ	かるれ	うゑれ

加行變格動詞

來 こ き く くる くれ

かくのごとく活動くを「加行變格」といふ、加行とは「か」「き」「く」「け」「こ」の行と云ふことなり、(佐行奈行良行と云ふも此の例なり、此の行の中「こ」「き」

「く」の三音にしてそれに「る」「れ」の添りて五階となるなり、「こ」はならかぬ音なれど、かく活動て「こ」「き」「く」と三段なるが故に「變格」と云ふ、(三段にはたらくは活動の變じたるものなり、)此の段に活動く詞は「來」と云ふ詞のみなり、

佐行變格動詞

爲 せ し す する すれ

かくのごとく活動くを「佐行變格」と云ふ、「せ」「し」「す」と三段なる故に「變格」と云ふ、此の段にはたらくは「爲」と云ふ詞「大坐」と云ふ詞のみなり、

奈行變格動詞

往 いな いに いぬ いぬる いぬれ

かくのごとく活動くを「奈行變格」と云ふ、「な」「に」「ぬ」「ね」と四段なれど、「る」「れ」そはれり、この故に、「變格」といふ、此の段に活動く詞は「往」と云ふ詞と「死」と云ふ詞のみなり、此の三種の變格を「三變格」と云ふ、

良行四段一格動詞

有 あら あり ある あれ

かくのごとく活動くを「良行四段一格」と云ふ、此の

段は、四段動詞と少し異にして、二階の「あり」と云ふ詞きるゝなり、(四段動詞は、二階にてはきれず、)この故に「一格」と云ふ、)「ある」「ある」と二つあるは輕重にて四段動詞の條下に云へるがごとし、)此の段にはたらく詞は「有」「居」「侍」「坐」と云ふ詞のみなり、(「しかる」「さる」など云ふ詞も此の段のはたらきなれど、それは「然有」「然有」の「あ」を省きて云ふ詞にて、「ある」と云ふ詞のはたらきたるものなり、)

四段動詞五階轉成良行四段一格動詞

他育 あけら あけり あける あける あけれ

かくのごとくはたらくを「四段動詞の五階より移る良行四一段格」と云ふ、是は良行四段一格とはたらきは同じけれども、受くる助詞すこし異なり、しかる故に、良行四段一格の一種と云ふ、「他」「押」「立」「逢」「住」「降」など云ふ五階の詞より悉くこゝにうつり來てはたらく例なれば、此の段に活動く詞はなはだ多し、

形容詞二階轉成良行四段一格動詞

淺有 あさから あさかり あさかる あさかれ あさかれ

かくのごとくはたらくを「形容詞の二階より移る良